

令和 6 年 6 月 定例会 会議録

令和 6 年 6 月 7 日 開会
令和 6 年 6 月 25 日 閉会

宮 崎 県 議 会

令和六年六月定例会会議録

宮崎県議会

令和6年6月宮崎県議会定例会会議録 目 次

6月7日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
日高陽一議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第14号まで及び報告第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	4

自6月8日（土曜日） 休 会
至6月11日（火曜日）

6月12日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 一般質問	12
坂口博美議員質問	12
・知事の政治姿勢について	
・台湾有事について	
・経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）について	
・日本一挑戦プロジェクトについて	
・流域治水について	
松本哲也議員質問	26
・新型コロナ対策の検証について	
・人口減少対策、消滅可能性自治体について	
・能登半島地震からの対策について	
・県内観光について	
・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについて	
・落雷対策について	
・河川・水害対策について	
川添 博議員質問	39
・知事の政治姿勢について	
・危機管理について	
・宮崎国スポ・障スポ等について	

- ・スポーツ観光日本一挑戦プロジェクトの取組について
- ・県立病院の経営改善について
- ・指定管理者について

脇谷のりこ議員質問 ----- 50

- ・知事の政治姿勢について
- ・ワーク・ライフ・バランスにおける子育て支援について
- ・学校給食の存続について
- ・マイナ保険証の利用促進について
- ・宮崎海岸の浸食対策について
- ・一ツ瀬川の河川行政について
- ・県営施設の利活用について
- ・若者（大学生）から見た「希望の持てる未来」について

6月13日（木曜日）

1. 出席議員 ----- 67

1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 67

1. 一般質問 ----- 68

黒岩保雄議員質問 ----- 68

- ・九州地方知事会の会長としての抱負について
- ・人口減少対策について
- ・地方公共団体の情報システムについて
- ・子育て支援について
- ・国スポ・障スポについて
- ・サッカーJリーグキャンプについて
- ・防災組織の支援について

福田新一議員質問 ----- 82

- ・子ども・若者プロジェクト（日本一生み育てやすい県）について
- ・本県の農業の取組について
- ・国道222号牛ノ峠バイパスについて
- ・国スポ・障スポについて

前屋敷恵美議員質問 ----- 93

- ・知事の政治姿勢について
- ・食料・農業・農村基本法改正について
- ・防災計画、避難所対策について
- ・困難女性支援法について
- ・ひとり親支援について

安田厚生議員質問 -----	105
・環境問題について	
・産業振興について	
・教育行政について	
・介護行政について	
・市町村連携について	
・警察行政について	
・終活について	
6月14日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	121
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	121
1. 一般質問 -----	122
下沖篤史議員質問 -----	122
・知事の政治姿勢について	
・観光振興について	
・東九州新幹線等調査事業について	
・県職員の異動等について	
・医療福祉について	
・企業誘致について	
・改正食品衛生法について	
・動物愛護事業について	
工藤隆久議員質問 -----	133
・知事の政治姿勢について	
・県有施設の自動販売機設置について	
・外国人への対応について	
・空き家対策について	
・大工の育成について	
・有機農業について	
・農福連携について	
・ひきこもり支援について	
・障がい者福祉について	
・予防医療について	
・発達障がいの診察について	
・不登校問題について	
・子供の学習環境について	

永山敏郎議員質問	146
・知事の政治姿勢について ・障害者差別解消法について ・高次脳機能障がい者支援について ・宮崎空港の特定利用空港指定について ・学校給食費無償化について ・カスタマーハラスメント対策について ・マイナ保険証について	
自6月15日（土曜日）	
至6月16日（日曜日）	休 会
6月17日（月曜日）	
1. 出席議員	161
1. 地方自治法第121条による出席者	161
1. 一般質問	162
山内いっとく議員質問	162
・学校と教員について ・部活動とスポーツ振興について ・修学旅行と文化振興について ・学習支援と探究学習について	
佐藤雅洋議員質問	175
・知事の政治姿勢について ・消滅可能性自治体について ・介護保険制度について ・道路の整備状況について ・防災・減災対策について ・物価高騰対策等について ・本県の農畜水産業について ・企業誘致について ・旧高千穂鉄道跡地等活用について ・林業振興について ・金属窃盗について	
荒神 稔議員質問	190
・知事の政治姿勢について ・農林業について ・自殺防止対策について	

・子育て支援について	
・地域交通について	
6月18日（火曜日）	
1. 出席議員	205
1. 地方自治法第121条による出席者	205
1. 一般質問	206
二見康之議員質問	206
・知事の政治姿勢について	
・国スポ施設の進捗状況について	
・学校と地域との在り方について	
・公民館・行政と住民自治について	
・熱中症対策について	
・私学振興について	
・専門学校支援について	
・物流の2024年問題について	
山口俊樹議員質問	218
・農業関係について	
・教育について	
・基礎自治体との連携について	
・県庁の組織の在り方について	
・県有施設の活用について	
坂本康郎議員質問	233
・人口ビジョンと子ども・若者政策について	
・企業誘致と人材確保について	
・防災対策について	
1. 議案第1号から第14号まで及び報告第1号委員会付託	246
自6月19日（水曜日）	
至6月20日（木曜日）	常任委員会
6月21日（金曜日）	特別委員会
自6月22日（土曜日）	
至6月24日（月曜日）	休 会
6月25日（火曜日）	
1. 出席議員	249
1. 地方自治法第121条による出席者	249
1. 常任委員長審査結果報告	250

川添 博総務政策常任委員長	250
山内佳菜子厚生常任委員長	251
日高利夫商工建設常任委員長	253
内田理佐環境農林水産常任委員長	254
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	256
1. 議案第1号から第14号まで及び報告第1号採決	257
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	257
1. 議員発議案送付の通知	257
1. 議員発議案第1号及び第2号追加上程	258
1. 討 論	258
前屋敷恵美議員	258
1. 議員発議案第1号及び第2号採決	260
1. 閉 会	260
1. 資 料	261
令和6年6月定例会日程	263
議案送付文書	264
一般質問時間割	265
議案委員会審査結果表	266
閉会中の継続審査・調査申出一覧	267
1. 議案議決件名一覧表	269
1. 議員発議案等	273
防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書	275
地方財政の充実・強化を求める意見書	277
1. 議事経過	279

6月7日（金）

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（38名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6番	荒神稔	（同）
7番	福田新一	（同）
8番	本田利弘	（同）
9番	山内いっとく	（同）
10番	山口俊樹	（同）
11番	下沖篤史	（同）
12番	齊藤了介	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	黒岩保雄	（緑風会）
15番	脇谷のりこ	（親和会）
16番	松本哲也	（県民連合立憲）
17番	山内佳菜子	（同）
18番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高博之	（同）
21番	後藤哲朗	（同）
22番	佐藤雅洋	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	安田厚生	（同）
25番	日高利夫	（同）
26番	内田理佐	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 開 会

○濱砂 守議長 これより令和6年6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○濱砂 守議長 会議録署名議員に、日高利夫議員、松本哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る5月31日の議会運営委員会において、本日招集されました令和6年6月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計15件、その内訳は、補正予算4件、条例9件、予算・条例以外1件、報告承認1件であります。このほか6件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は本日から6月25日までの19日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、6月12日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。6月19日から20日までの2日間で各常任委員会を開催し、6月25日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び

採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○濱砂 守議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月25日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第14号まで及び

報告第1号上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようござ

います。

令和6年6月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、5点御報告を申し上げます。

1点目は、「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき」についてであります。

先月15日、18府県の知事等が集い、本県で初となる「将来世代応援知事同盟サミット」を開催しました。

この知事同盟は、人口減少社会に立ち向かうトッランナーを目指す25人の知事有志で構成され、若い世代が地方で暮らし、結婚し、子供を生み育てられる社会を実現するため、毎年、各県持ち回りでサミットを開催し、国への提言を取りまとめています。

今回は、民間有識者等から成る人口戦略会議が発表した「地方自治体「持続可能性」分析レポート」を踏まえ、人口戦略会議議長の三村明夫日本製鉄名誉会長と実務幹事の山崎史郎内閣官房参与に講演いただいた後、知事同士で熱い議論を交わしました。

そして、我が国が直面する最大の危機とも言える人口減少問題に不退転の決意で取り組むべく、東京一極集中を是正し、若者や女性が地方で活躍できる地方分散型社会を実現していくことや、国や地方自治体だけでなく、経済界・労働界等も連携した国民運動を巻き起こし、官民一丸となった推進体制を構築していく必要性などについて、「みやざき声明」及び「人口戦略緊急アピール」として宣言したところであります。

この内容については、私が同盟を代表して関係大臣や与党関係者に直接届けるとともに、今週、会長として初めて臨んだ九州地方知事会議

・九州地域戦略会議においても紹介し、九州が子育て政策で全国を牽引する地域となるよう、官民連携によるオール九州で取り組むとした「こどもまんなか九州宣言」を取りまとめました。

一昨日、厚生労働省が発表した2023年の人口動態統計（概数）によると、合計特殊出生率は全都道府県で前年より低下し、全国は1.20で過去最低を更新、東京都は0.99と全国で初めて1を下回るなど、少子化が加速しております。本県も1.49と大きく落ち込んでおり、強い危機感を抱いております。

今回のサミットの成果及び全国知事会における取組を、本県の「日本一挑戦プロジェクト」の「子ども・若者プロジェクト」とも連動させながら、若い世代が希望を持って子供を生み育てることができる社会の実現につなげられるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

2点目は、硫黄山の河川白濁対策についてであります。

平成30年に250年ぶりに噴火した硫黄山周辺では、河川の水質が悪化し、えびの市を流れる赤子川、長江川の流域全体で水稲作付ができなくなるなどの影響が生じましたが、その後、水質が安定し、令和3年には全域で作付が可能となり、県としても、水質改善施設を整備するなど支援に取り組んでまいりました。

しかし、昨年12月以降、火山噴出物の影響で再び赤子川の水質が悪化し、水質改善施設内にも噴出物が大量に流入・堆積したことから、今年4月、水稲作付前に施設の機能回復を図るため、えびの市と協力して堆積物のしゅんせつ等の応急工事を実施しました。

しかしながら、その後も大雨の影響により火山噴出物が断続的に流入し、機能が十分に發揮

できず、流域の一部地域では今年度の水稻作付を断念する事態に至っており、私も先月20日に現地を視察して状況を確認したところであります。

このため県では、水質改善施設の機能回復を図り、来年の取水期も見据えた効果的な管理・運用を図る対策と、水質悪化の影響を受けて厳しい状況にある地元生産者に対する営農対策とを緊急的に実施することとし、今議会に補正予算案を提案いたしました。

今後、水質悪化の影響が長期化することもあることから、国に対して強く支援を求めながら、えびの市や関係機関と協力して適切に対応してまいります。

3点目は、高速道路の整備についてであります。

4月1日、国土交通省より、東九州自動車道「南郷－奈留」間の新規事業化の決定が、また、九州中央自動車道「平底－蔵田」間について、概略ルートや構造の検討を行う「計画段階評価を進めるための調査」の対象区間への選定が、それぞれ発表されました。

いずれも全線開通に向けて大きな前進となるものであり、同時に2つの高速道路のミッシングリンク解消につながる決定をいただいたことについて、大変うれしく受け止めております。

これまで御尽力いただいた県議会をはじめ、国土交通省や関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

今後とも、東九州自動車道及び九州中央自動車道の日も早い全線開通を目指し、沿線自治体等と連携を図りながら全力で取り組んでまいりますので、引き続き御支援のほどお願い申し上げます。

4点目は、県立病院事業点検プロジェクト

チームについてであります。

本年度当初予算に計上した病院局への50億円の貸付けを行うに当たり、県立病院事業の経営状況を把握する体制を整備することとしておりましたが、今般、日隈副知事をトップとするプロジェクトチームを立ち上げました。

今後、本チームで、県立病院事業の決算や経営改善の取組状況を定期的に把握し、収支計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、各病院長にも取組内容を直接確認してまいります。また、点検結果につきましては、定期的に議会へ報告することとしております。

今後とも、県民の命と暮らしを守るため、県立病院が健全な経営を図りながら高度で良質な医療を安定的に提供できるよう、しっかり取り組んでまいります。

5点目は、フェニックスリゾート社についてであります。

先月10日、シーガイアを運営するフェニックスリゾート株式会社の全株式について、アメリカの投資会社、フォートレス・インベストメント・グループが取得するとの発表がありました。

同月27日、同グループ日本代表の山下明男氏の表敬を受けた際には、私から、シーガイアは本県を代表する観光施設であり、新体制においても、MICEやスポーツキャンプの誘致、そして地元食材の活用など、これまで同様の施設運営と雇用継続が図られるよう、改めて要請いたしました。

山下代表からは、「グループの持つノウハウを生かし、これまでの取組を継承・発展させていくとともに、現在の従業員の雇用も継続していく」との説明を受けたところであります。

同社には、今後とも我々地元との意思疎通を

図りながら、シーガイアをさらに発展させ、本県観光を牽引していただくよう要請してまいります。

もう1点、付け加えさせていただきます。

昨日、佐賀県において、野生のイノシシ2頭が豚熱に感染していることが確認されたという旨の発表がなされました。

野生イノシシの感染確認は九州初となります。本県としましては、強い危機感を持ち、本日、市町村の担当者や畜産関係団体などを招集し、緊急防疫会議を開催いたします。

県内への侵入リスクが高まっていることに對し、最大限の警戒に努め、今後の動向や国の対応を注視し、万全を期してまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、補正予算第1号及び第2号を合わせまして、一般会計20億4,341万4,000円、特別会計4,211万4,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,618億2,541万4,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金14億4,523万9,000円、繰入金2億4,947万5,000円、県債3億4,870万円であります。

続きまして、今回の補正予算案に計上した主な事業の概要について説明いたします。

初めに、補正予算第1号についてであります。

まず、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業では、昨年11月に国から配分を受けた重点支援交付金を活用し、交通・物流事業者に対する燃料費高騰分の補助を行います。

次に、高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業は、障害福祉サービス等報酬の加算に必要

となる支援者の養成研修を実施し、同障がいの相談・支援体制の強化を図ります。

次に、半導体関連企業誘致加速化事業は、半導体関連企業に特化した産業用地の確保に係る市町村等への補助や、展示会への出展等の誘致活動を行います。

このほか、国庫補助事業の決定等に伴う事業を計上しております。

続いて、主な債務負担行為の設定についてです。

まず、ICカードシステムエリア拡大支援事業は、宮崎市と新富町に対して、鉄道のICカード利用エリア拡大に要する費用を補助するため、債務負担を設定するものです。

次に、日向新富駅バリアフリー化設備整備費補助事業は、JR九州に対して、日向新富駅のバリアフリー化に要する費用を補助するため、債務負担を設定するものです。

続いて、補正予算第2号についてであります。

硫黄山の火山活動に伴う河川の白濁や水質悪化等に対応するため、県が設置した水質改善施設の機能回復と火山噴出物流入防止対策等を行う事業や、水稻の作付を断念した農家に対して代替作物の導入等を支援する事業を実施いたします。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第4号は、過疎地域等における地方税の課税免除の適用期限が延長されたことに伴い、県税の課税免除等の特例について改正を行うものであります。

議案第5号は、大麻取締法の改正に伴い、大麻取扱者免許の名称が変更されること等に対応する改正を行うものであります。

議案第6号は、細島港コンテナターミナル入口事務所の整備に伴い、その使用料を新設するものであります。

議案第7号及び第9号は、県プール、山之口陸上競技場及び投てき練習場の整備に伴い、関係する使用料の新設や教育関係の公の施設としての設置等のため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号は、重大な災害が発生した場合等において、職員が各種作業等に従事した際に支給される災害応急作業等手当を新設するものであります。

議案第10号は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が改正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号は、認定こども園の職員配置数等に関する国の基準の改正に伴い、職員の配置基準等の改正を行うものであります。

議案第12号は、森林の多面的機能の発揮による安全・安心で豊かな暮らしの実現を目的として、宮崎県再造林推進条例を制定するものであります。

議案第13号は、防災・安全社会資本整備交付金事業、国道448号石波工区（仮称）石波トンネル工事（2工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付するものであります。

次に、報告第1号は、地方税法等の一部改正により、不動産取得税の税率の特例等の延長が4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であり、早急に対応する必要があることから専決処分を行ったものであります。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。議員の皆様におかれまして

は、よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日8日から11日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時18分散会

6月12日（水）

令和 6 年 6 月 12 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	荒神稔	（同）
7 番	福田新一	（同）
8 番	本田利弘	（同）
9 番	山内いっとく	（同）
10番	山口俊樹	（同）
11番	下沖篤史	（同）
12番	齊藤了介	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	黒岩保雄	（緑風会）
15番	脇谷のりこ	（親和会）
16番	松本哲也	（県民連合立憲）
17番	山内佳菜子	（同）
18番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高博之	（同）
21番	後藤哲朗	（同）
22番	佐藤雅洋	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	安田厚生	（同）
25番	日高利夫	（同）
26番	内田理佐	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

欠席議員（1名）

31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
-----	-------	------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ただいまから一般質問を行います。

憲法記念日を前に、共同通信社がまとめた憲法世論調査によれば、まず、改憲の必要性については、「どちらかといえば」を含めますと75%が肯定しており、否定しているのは「どちらかといえば」を含め23%、肯定派の約3分の1となっております。

その一方で、憲法改正の国会議論について、これを「急ぐ必要がある」としたのは33%でしかなく、「急ぐ必要はない」とする65%の約半数にとどまっております。

安全保障環境、選挙における一票の格差、緊急時の議員の任期ほか、急ぎ整理すべき問題も少なくない今時であります。それを踏まえての結果であると考えますが、改憲の必要性を認識しつつも、議論入りには慎重な対応を求める結果となったこの現実には、果たして何を思うべきかを悩むところであります。

そして、悩んだ結果、至った答えであります。が、国民は、今の日本が憲法改正の必要性に直面していることは認識しているものの、今の国会に憲法改正を託すことに不安がある、今の国会での憲法改正の作業入りは御免被りたいという不信感や危機感を持っているのだろうとの結

論に行き着いたところであります。

国の姿をつくり、そして国をつくり、国民を守っていくという重にして大なる任を自らが望み、そして追い求めてそこにいるはずなのに、それに値するだけの情熱や使命感、さらには正義感や責任感を胸に、命をかけて政治に取り組まんとする議員がいかほど存在するのだろうかと思うとき、私は寂しくも悲しい気持ちにすらなるのであります。

孔子の言う「民信無くば立たず」、この言葉を胸深く刻み込まねばと強く思ったところであります。

ところで岸田内閣は、小泉内閣以降の新自由主義的な経済から脱却し、新しい資本主義を通して成長と分配の好循環を目指すとして、令和3年10月4日に発足し、既に2年8か月を迎えました。

しかしながら、率直に申し上げ、これこそが新しい資本主義の成果だと思えそうな、あるいはこれこそが小泉内閣以降の経済理念からの脱却だとおぼしき政策は見いだし難く、むしろ小泉流自由主義的経済の延長線上にあったアベノミクスの思考の流れの中にあるとしか私には思えないのであります。

そのような中、河野県政下における本県の社会経済状況を見ますと、残念ながら、そのほとんどの部分において、他県の後を追いかけているという状況は相も変わらないと申し上げざるを得ません。恐らくは、これらを踏まえられてのことでもありましょうが、4期目の県政運営に当たり、知事は、全国に比べ優位にあり、伸び代が期待できる分野において日本一を目指すとし、3つの日本一プロジェクト事業構想を打ち上げ、本年度から本格展開されております。

冒頭に申し上げましたように、今日の日本の

政治は国民の信頼をなくしており、このことは我が国にとって計り知れぬほどの大きな不幸であると憂えております。

最高の道徳であり倫理であるべき政治が、これほどまでに信をなくし義を失えば、当然ながら国民は国の行方に大きな不安を持つところとなり、その責任は極めて大であります。

さて知事は、東国原氏との接戦の末、4期目を担われてから1年半を迎えられるわけですが、論語に言う「民の信と施政」についてはどのような所見をお持ちか、また御自身に対する「県民からの信」については十分なものを得ているとお感じか否かお尋ねいたします。

なお、知事が今後さらに県民との信頼を高めていくべきだとお考えであるならば、これからの県政を進めていかれるに際しての姿勢についてもこの際お聞かせいただきたいと存じます。

続けて、台湾有事に関して伺います。

「雪中送炭」、これは「困っている人に対し、必要なときに必要なものを送る」の意味の故事成語であります。これこそまさしく多くの台湾の方たちの哲学であろうと思っている一人であります。

これまで日本で大きな災害が起こるたびに、台湾からは多額の寄附金が被災地へ送られてきました。東日本大震災では200億円以上を、そしてまた、能登半島地震では、短期間で25億円以上の寄附金を集め、石川県に送ってくれております。それらもあつてか、今年4月3日の台湾地震発生後、すぐにSNSでは、「いつも真っ先に助けてくれる台湾に恩返しを」の言葉とともに、具体的な支援の呼びかけが大きく広がりました。

その台湾と我が国との関係についてであります。両国が他の国にも増して良好な関係にあ

る大きな理由の一つに、陸軍中将、根本博の存在があることを忘れてはならないと私は常々思っております。

「軍隊は国民を守るのが原点」として、日本降伏の直後も根本中将は武器を捨てず、戦犯覚悟でソ連軍と死闘を繰り広げ、在留邦人4万人を無事日本へ帰還させました。

そしてまた、35万日本将兵の安全帰国の同意を中国国民党軍の蒋介石から得るなどの働きもいたしております。

その後、一度は帰国を果たすのでありますが、このとき受けた蒋介石からの恩を返すため、根本は、昭和24年6月に延岡の港から小さな漁船で出航し、台湾へ密入国の後、国民党軍に中将として入隊し、毛沢東率いる共産党軍との戦いで金門島にまで追い込まれていた蒋介石を助け、今の台湾を守ったのであります。

その恩を台湾の人たちは忘れていない。私はそこに日本・台湾間の友好の絆の大きさの原点はあるのだと信じております。

さて、その台湾であります。覇権主義的な動きを強める中国との関係が極めて緊迫しており、我が国も台湾有事を想定し、日本国民を保護する具体的な計画の策定を進めております。

ところで、この計画の原案では、報道などによれば、避難対象を先島諸島の住民など12万人と見込んでおり、本県も受入先の一つとされ、実行に際しては、利用施設の一つとして宮崎空港が想定されます。そして、それがためか、今年度から宮崎空港の整備を始めることも併せて報道しております。

したがって、宮崎空港の基地化への懸念がない中で、本空港の機能向上が国費にて進められるものであるなら、私はこれを歓迎すべきであろうと考えます。

しかしながら、避難者の立場に立てば、今までの生活の地を突然離れるということは、大変な一大事にほかなりません。

先島諸島からの避難住民受入れについて、報道では「台湾有事などを念頭に」と言われていますが、先島諸島に危険が及ぶ一方、九州・山口各県では受入れが可能となる有事とは、具体的にはどのような場合が想定されているのか、知事にお伺いいたします。

あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、「民の信と施政」への所見と「県民からの信」についてであります。

我が国は、急速に進む人口減少や長引く物価高の影響といった100年に一度とも言うべき難局に加え、激変する国際情勢や頻発する自然災害など、時代の大きな転換点を迎え、先行きの不透明感はより一層増してきております。

そのような閉塞感が漂う中、国民一丸となつてこの国難を乗り越えるためには、国民の政治への信頼と参加が不可欠であります。

議員お示しの「民信無くば立たず」という孔子の言葉は、政治は民衆の信頼がなければ成立しないという言葉ですが、まさに私を含め全ての政治家が肝に銘じておくべき大切な内容が込められた金言であると思います。

私は、さきの選挙で4期目の負託をいただき、知事として誠心誠意仕事に取り組み、県政が一步一步着実に前進しているという手応えを感じる一方で、県民の皆様との対話の場では、将来への不安や日々の暮らしにおける悩みといった切実な声や、現状を打破する新たな取組、変化を求める声もいただいております。

こうした意見を真摯に受け止め、県民本位の

施策につなげることが、県のリーダーとして私に求められているものと考えております。

そのため私は、徹底した現場主義と対話と協働による政治姿勢の下、知事との本音トークなどの県民の皆さんとの対話の機会において、膝を突き合わせて議論を交わし、地域の実情を直接肌で感じ、県政運営に生かしているところであります。

また、私自身の言葉で、目指すべき将来像や政策について分かりやすく積極的に発信することにより、県民一人一人の県政への理解、参画を促し、県民の総力を結集した県づくりに取り組んでまいります。

今後とも、県民の皆様との信頼を築いていくため、様々な立場の方々の声や思いをしっかりと受け止めながら、私が先頭に立って宮崎の発展のために全力で取り組み、着実に成果を出してまいります。

次に、先島諸島からの住民避難についてであります。

国民保護法では、相手国による空からの攻撃や上陸による侵攻などの武力攻撃の発生やその危険が切迫している事態、あるいはその前段階として、我が国を攻撃するための軍事施設の新たな構築など、武力攻撃が予測される事態において、住民の避難を要する地域と避難先を国が指示することとされております。

今回の検討は、先ほど申し上げた武力攻撃事態の前段階の武力攻撃予測事態における対応として、令和4年度から国と沖縄県が共同で実施しております先島諸島からの住民避難に係る図上訓練を発展させる形で、訓練上の一つの想定として九州・山口各県を避難先に設定し、受入れの初期的な計画を策定するものであります。

報道にありますような台湾有事も含めて、具

体的な個別の事象を想定したものではないと、そのような説明を国から受けております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 台湾有事に関して再度伺います。

国の説明では台湾有事を想定したものではないとのことですが、では先島に危機が及ぶのはどこでの有事なんだということになります。報道は間違いだったのですか。私は、報道は裏が取れたからこそ書いたのだと思います。今回、この場での議論は捨ておき、前に進みます。

問題は、国民保護法による住民避難地域を先島とする中で、その受入先を九州・山口とした決定のあまりもの愚かさであります。

先島にかような危機が迫ったとき、宮崎やいかに。申すまでもなく、宮崎も先島と同様な危機の中にあるか、あるいはその直前状態にあると考えるのが当然至極であります。先島がそのような危機の中にあれば、宮崎も間違いなく大混乱の中にあると考えるべきです。

国が先島の人たちの命を本気で守ろうとするのであれば、その避難先は、火花が散っているところから最も遠い北海道であり、東北とすべきであります。

実際に先島諸島を国が要避難地域として指定するのは、先島諸島がどういう状況にある場合か、改めて知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国が作成しております「国民の保護に関する基本指針」の中で、我が国に対する外部からの武力攻撃は、1つは着上陸侵攻、2つ目にゲリラや特殊部隊による攻撃、3つ目、弾道ミサイル攻撃、4、航空攻撃の4つが想定されております。

実際の有事の際に先島諸島が要避難地域として指定されるということは、今御説明した4つ

の類型に当てはまる武力攻撃が実際に発生した、あるいは発生する明白な危険が切迫している武力攻撃事態か、または、その前段階において、我が国を攻撃するためと見られる軍事施設の新たな構築など、事態が緊迫している武力攻撃予測事態のいずれかが、国において認定されるような状況であると考えております。

○坂口博美議員 武力攻撃により実際に先島で殺傷が始まったり、あるいはその危機が明白に迫っている状況と、相手国が日本を攻撃するための施設を造ったり、軍の要人に禁足令を出すなど、いよいよ先島攻撃が始まると予測されるに至ったときとでは、そのいずれのケースにおいても、県民の混乱は極限に達すると考えられます。

そのときに知事がなすべきことは、宮崎が避難先にはなり得ぬことに気づき、そのことを今すぐ国に論じ、そして、その上で宮崎県を守るべく、県計画が万全なるかを確認することと考えます。御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、実際の有事において先島諸島が要避難地域に指定されるような事態となれば、本県でも混乱することが十分考えられます。

そういった場合には、国に対してしっかりと情報提供や説明を求めた上で、県民に対して正確な情報を発信し、迅速かつ的確な指示や判断を行うことが、知事としての重要な役割であります。

今回の計画を作成する過程においては、実際に受け入れる際の課題などについても、国と意見交換を行ってまいります。

また、本県では宮崎県国民保護計画などを策定しており、国から避難措置の指示があった場合は、速やかに避難先自治体と協議を行うこと

としておりますが、今回の計画の策定も踏まえて、より実効性の高いものとなるよう取り組んでまいります。

日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、あってはならないことではありますが、万が一県民の命が脅かされるような事態が起これば、県民を守るため、私自身が陣頭指揮を執り、全身全霊をかけて対処していく所存であります。

○坂口博美議員 私が今回、この問題を取り上げるに当たり、根本中將を紹介したのは、日台間の友好の特別なことに鑑み、先島避難、つまり台湾に大事が起これば、多くの台湾の人たちが「日本は必ず台湾を助けてくれる」と信じるに違いないと思い、そのとき、もしも宮崎が通常の平和の中にあるなら、台湾の避難民などへの関心をより一層強く持ちたいと願い、根本中將が船を出した地という縁を持つ宮崎の知事として、そのときは知事は何かをなすべきだとの提言をやりたくて取り上げました。

しかし、今の知事にそれを聞いては台湾を落胆させるかもとの懸念から、今回は質問内容を急遽変えました。変えて正解であった気がいたします。

次は、骨太方針について伺います。

国は毎年6月に、政権の重要課題や翌年度当初予算の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太方針を策定しており、昨年は、6月16日に「加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」と称された骨太方針2023が閣議決定されております。

そのポイントは、旧来の新自由主義的な市場原理主義がもたらした弊害である中間層の没落や都市と地方間の格差拡大などを解消するため

に、岸田総理が打ち出した「新しい資本主義」について、その位置づけを骨太方針2022の「起動」から2023では「加速」に改めるなど、より一層、政策の強化・拡大を図るという点にあるかと思います。

具体的には、その目標として、まず三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化や分厚い中間層の形成をうたい、リスキリングや職務給の導入、さらには成長分野への労働移動の支援や家計所得・金融資産所得の増大を図ることなどを記しております。

そして次に、投資の拡大と経済社会改革の実行として、官民連携による国内投資の拡大やG・X・D・Xの加速などを挙げ、続けて、少子化対策・こども政策の抜本強化などが政策の柱として示されました。

さて、昨年5月8日に新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行され、私どもの暮らしの在り方は新たな節目へと入りました。そして、それに伴い経済活動が大きく変化する中、骨太方針2024が今月いよいよ決定される見込みであります。

知事はこれらの「新しい資本主義」の政策をどう評価し、さらにどのような取組が必要と考えておられるのか、御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、この「新しい資本主義」ではありますが、「成長と分配の好循環」により、持続可能な社会をつくり上げようとするものでありまして、その理念、方向性には私も共感するところであります。

国内では近年、半導体産業や脱炭素事業等への投資が拡大し、大企業を中心に高水準の賃上げも進んでおりますが、物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は25か月連続でマイナ

スとなっております。

また、地方の中小企業等における賃上げの動きというものはさらに弱く、価格転嫁や深刻な人手不足への対応に苦慮しているなど、成長面でも分配面でもその効果を十分実感できる状況にはないと、そのような切実な声というものを伺っております。

県としましては、これまでも、エネルギーや資材等の価格高騰から暮らしや産業を守るため、様々な対策を講じてきておりますが、必要に応じて国への要望等を行いながら、引き続き、中小企業等の成長促進や人材確保など、県内経済の底上げを図るとともに、社会的に弱い立場にある方々への支援にもしっかりと取り組み、誰もが安心して暮らせる宮崎の実現に努めてまいります。

○坂口博美議員 令和3年6月に決定された骨太方針2021では、2024年度までの3年間は、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされましたが、来年度以降については同水準の確保は保証されておられません。

地方がそれぞれの実情に応じ行政サービスを安定的に提供していくために、令和7年度地方財政計画において、社会保障関係費の増加のほか、現状の物価や燃料費、人件費の高騰を踏まえ、一般行政経費等が的確に歳出計上された上で、引き続き実質同水準以上の一般財源総額が確保されるべきであります。

また、政権の重要課題である「こども・子育て政策」の強化に係る地方財源確保のため、令和6年度地方財政計画において、普通交付税の算定に当たり基準財政需要額に地方負担額を的確に反映させるために、新たに「こども子育て

費」が創設されてはおりますが、他県に比べ地方交付税への依存度が高い本県にとって、その時々求められる行政需要が的確に捕捉されるように、算定基礎の随時見直しも必要だと考えております。

これらの点につき、全国知事会の地方税財政常任委員長である河野知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化が急激に進み、社会保障関係費が増加する中においても、行政サービスを安定的に供給しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進や、御指摘のような「こども・子育て政策」の強化などの重要課題に対応していくためには、継続的に地方交付税を含む一般財源総額の確保・充実が図られる必要があります。

昨日の経済財政諮問会議に示されました、いわゆる骨太の方針の原案には、引き続き、この同水準ルールを続けていくというような方向性が示されているということでございますが、最終的な案として、これを確定させ、地方財政計画などにもしっかりとそこが位置づけられるということが大事でありますし、さらに、物価高や賃上げに伴う委託料等の増加や、民間給与の上昇に伴う職員給与への対応、金利上昇の影響に伴う公債費の増加など、今後、新たな財政需要も見込まれますことから、これらを適切に地方財政計画に計上して、地方交付税の算定にも的確に反映されるべきものと考えております。

このため、本県をはじめ各地方団体が、今後も予見可能性を持って責任ある財政運営を担っていくために、令和7年度以降も必要な一般財源総額の確保・充実が保証されるよう、全国知事会の地方税財政常任委員長として、地方を代表し、国に強く働きかけてまいります。

○坂口博美議員 ぜひ頑張ってくださいたいと

思います。

本県の今年度当初予算には、県立病院事業への貸付金50億円が計上されました。

公立病院は、全国どこもコロナ5類移行後もコロナ以前の患者数が確保できず、また、急激な物価高騰や賃上げなどの影響を受け、経営状況がさらに厳しくなっている状況にあります。

本県以外でも繰出金の大幅な増額での対応を余儀なくされておりますが、財政力の弱い自治体には一定の限界があります。

私は、公立病院が将来にわたりその役割を果たしていくためには、公立病院として担わざるを得ぬ責務が担保できるべく、国による財政支援が必要だと考えております。知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 重要なポイントでありまして、公立病院は、地域における中核的な医療機関として、政策医療や救急医療、周産期医療など、不採算医療を安定的に提供するとともに、新型コロナの感染拡大時には、積極的な病床確保と入院患者の受入れなど、重要な役割を担ってまいりました。

このような公立病院の役割や重要性を踏まえ、県においては、一般会計から県立病院事業会計への繰出金を年々増額し、能率的な経営を行ってもなお採算の取れない経費等を負担してきたところでありまして、国も一定の交付税措置を講じているところでもあります。

本県のように財政基盤が脆弱で民間の医療機関が少ない地方において、公立病院が引き続き、その役割と責務を果たし、どこに住んでも一定の医療サービスが安心して受けられる体制をしっかりと維持していくためには、国によるさらなる財政支援は不可欠であると考えております。

○坂口博美議員 そうだと思います。公立病院に対する繰出金については、確かに交付税措置がなされておりますが、普通交付税は、病床数等を踏まえた補正があるものの、基本的には人口に全国一律の単価を乗じる算定方式となっており、また、特別交付税における不採算地区病院に対する配慮は限られております。

このような算定の在り方では、本県のような人口密度の小さな自治体においては、全国並みの医療水準を維持することには財政的に無理があると考えます。

九州知事会の会長であり、全国知事会の地方税財政常任委員長であることを自らがよくよく口にされますが、それならば、その地位にあられるうちに、これが解決への道を開くべきと考えます。

この実情に係る見解と併せ、決意のほどを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年度の県立病院事業への繰出金は、公営企業債の元利償還金の一部や不採算医療に要する経費など、交付税措置の対象となるものも含まれておりますが、一定の医療水準を確保するため、燃油等の価格高騰など、本県独自の加算も講じているところであります。

その結果、前年度比約10億円増の約67億円となっておりまして、中核的医療を県立病院が担う本県におきまして、医療を取り巻く地域の状況や財政状況に応じた十分な交付税措置が講じられなければ、財政運営全体に影響が及ぶという懸念があります。

このような実情は、本県だけでなく、多くの地方の自治体において共通する課題だと考えられますので、各都道府県の状況把握に努め、全国知事会地方税財政常任委員長として、意見を

取りまとめた上で、交付税が持つ財源保障機能が適切に発揮され、どの地域においても医療サービスが安定的に提供されるよう、国へしっかりと提言し、求めてまいります。

○坂口博美議員 知事は、税財政について、地方を代表して国に求めている極めて大きな責任がある立場にあるわけですから、しっかりと責任を果たす意味でも、厳しい実情を国に届けて、例えば骨太方針に盛り込ませるなど、今日の課題を踏まえた公立病院の経営安定化が国の政策に反映されるよう取り組んでいただきたいと思います。

続けて、日本一挑戦プロジェクトに関し伺います。

本県では今年度、日本一挑戦プロジェクトを本格的に展開していくために、当初予算に様々な事業が計上されておりますが、プロジェクトの一環として、既に昨年度より一部事業が先行して実施されており、実質的にはプロジェクト2年目となります。これまでの取組状況について、知事の御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） このプロジェクトは昨年6月議会において表明し、事業化が可能なものについては、令和6年度の当初予算を待つことなく、年度途中で補正予算を計上し、取組を進めてきているところであります。

昨年実施した具体的なものとしましては、「子ども・若者」の分野では、子育て環境の充実に向けた保育所等でのおむつのサブスクの導入や、海外留学に挑戦する高校生への支援のほか、「グリーン成長」の分野では、再造林のネットワークづくりに向けた機運醸成、「スポーツ観光」の分野では、国際規模の大会等も誘致できるテニスコート整備などに取り組んでまいりました。

このような取組を踏まえ、今年度はプロジェクトの本格展開を図ることとしており、当初予算に約45.7億円の関連事業を計上するとともに、私を筆頭とする日本一挑戦プロジェクト推進本部を設置し、庁内の推進体制も強化をしております。

いずれも県政のさらなる飛躍に向けて大変重要な分野であると考えておりますので、短期間で成果を上げるという強い覚悟を持って、今後も力強くプロジェクトを推進してまいります。

○坂口博美議員 これは目玉商品で、絶対失敗は許されないわけですから、ぜひ頑張っていただきたい。

ところで、人口減少対策について、執行部の方たちと話す中で大変気になるのが、これ以上人口が減ると地域の維持ができなくなるという見解であります。

人口減少を極力抑えなければならないという考えは当然理解できるところでありますが、私は、人口が減っても地域を維持させるという視点が大事だと考えております。

また、プロジェクトの主眼は、本県が他県と比べ優位な部分をさらに伸ばすというものでありますが、同時に劣っている部分を引き上げるための施策も連動させ、全体的な底上げを図るべきではないかと考えております。

劣っている部分はそのままにして、もし各プロジェクトの目標が達成できなければ、県全体が衰退してしまうのではないかと懸念を抱かずにはおられないところであります。御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、人口減少対策については、自然減・社会減対策に加えて、人口が減少する傾向の中でも持続可能な地域づくりも重要な視点であると考えておりま

す。

人口減少が見込まれる中であって、今後も地域の暮らしや経済を維持・活性化していくためには、本県の強みや特性を伸ばす一方で、足らざる部分、弱い部分を補強しながら、地域全体の持続可能性を高めていく視点が大変重要であると認識しております。

このような観点から策定しておりますのが県総合計画でありまして、その実行計画となるアクションプランには、医療・福祉・教育の充実や、困難を抱える人への支援はもとより、物価高騰への対応、交通・物流網の維持・充実や県土の強靱化、力強い産業・雇用の創出など、県民の暮らしや財産を守り、未来を切り開くため、本県が今、集中的に取り組むべき重要施策を掲げております。

私としましては、今後もこのアクションプランを着実に推進し、成果を上げることを最優先として県政運営に努めますとともに、日本一挑戦プロジェクトの取組とも連動させ、さらなる県勢浮揚を図りながら、総合計画が目指す「安心と希望ある宮崎」の早期実現につなげてまいります。

○坂口博美議員 ところで、プロジェクトごとに様々な取組が予定されておりますが、それらはいずれも設定した数値目標を達成するための手段にほかなりません。

それでは、各プロジェクトを実施する目的は何なのか。本来、県の事業は、県民の利益向上や経済格差の縮小などが目的ではないのか。この点について、各プロジェクトの関係部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 子ども・若者プロジェクトの目的は、結婚し子供を持ちたいと願う若者の希望をかなえることなどを通じ

まして、少子化に歯止めをかけ、将来的な人口の安定化を図ることで、県民の皆様が安心して暮らせる地域社会を維持していくこととなります。

少子化対策は長期的に取り組むべき課題ではありますが、まずは合計特殊出生率の向上への足がかりを築くため、本プロジェクトにおきましては、3年間にわたって出会い・結婚や子育て支援を中心に、従前の取組と併せまして集中的に取り組んでいるところであります。

なお、少子化に歯止めをかけるためには、次の親世代となる若者の県内定着も大変重要でありますことから、今後、全庁を挙げて取り組むとともに、市町村等ともしっかりと連携を図ってまいります。

○環境森林部長（長倉佐知子君） グリーン成長プロジェクトのうち、林業部門の目的は、再造林率日本一に向けた取組を通じて、次世代を担う若者が夢を描ける持続可能な林業・木材産業の確立と、森林の持つ公益的機能の発揮により、中山間地域をはじめ、全ての県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現していくことにあります。

このため、県民と産学官が一丸となって取り組む宮崎モデルとして、県民の意識醸成を図りつつ、地域ネットワークの設立や多様な担い手の確保、林業採算性の向上、県産材の需要拡大などに取り組むこととしております。

県としましては、市町村や関係団体等と連携しながら、再造林率日本一に向けたこれらの取組をしっかりと進めてまいります。

○商工観光労働部長（川北正文君） スポーツ観光プロジェクトにつきましては、「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」「戦略的・計画的なハード整備」「県

内全域のスポーツ環境の充実」を柱にして、昨年度から取り組んでおります。

今年度は、スポーツキャンプ・大会誘致委員会を立ち上げるなど新たな取組も実施しており、これらの取組を通じ、プロや国内外代表合宿の増加を図るとともに、県内全域へのキャンプ・合宿の増加につなげることで、地域経済の活性化、観光振興の好循環による県政の発展や県民の暮らしの豊かさを創出してまいります。

本プロジェクトの推進に当たっては、市町村や競技団体、宿泊事業者等とも強固に連携し、屋外型トレーニングセンターをはじめ、国スポ・障スポに向け整備を進めている県有施設も活用し、しっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ぜひそれぞれ頑張っていたきたいと思います。先ほどの知事の政治と信頼の関係の見解でもありました。やっぱりこれは知事の肝煎りの目玉商品ですから、これがへたったとなると、途端に信頼をなくしてしまうんです。だから、これは知事の決意あるいは皆さんの総力を挙げて、ぜひとも成功していただきたい、目標・目的を達成していただきたいと思います。

では次に、流域治水に関し伺います。

「善く国を治める者は、必ずまず水を治める」、これは、治水は国を治める上での根本的な国家大計であるとする、中国春秋時代の斉国の宰相であった管仲の理念であり、自然災害を克服して初めて、国民生活の安定、天下太平、国家繁栄はなせると言っているのです。

治水に関しては、我が国でも、その工事に関する話として、その苦労や壮絶さが長い年月を経た今もなお語り継がれ、感謝の念が表され続けている例は少なくありません。

それらの例の中で、私は特に、薩摩藩の家

老、平田靱負が指揮を執った木曾三川の治水工事について、もっと広く世間に知ってもらいたいと願っております。

この工事は「宝暦の治水工事」と称されるもので、幕府よりお手伝い普請を命ぜられた薩摩藩が、藩命をかけて1754年2月より1年余りを要して行った、希代の難工事と言われる大事業でありました。

ところで、この工事は5月22日に終了しておりますが、平田靱負は翌々24日には報告書をつくり、25日には工事に関わった藩士全員を薩摩へ帰らせております。そして、同じ25日のうちに、「住みなれし里も今更名残りにて立ちぞわづらふ美濃の大牧」の句を残して、家老自身も他界しているのであります。死の真相は不明であるとされておりますが、様々な状況などから、家老の死は自害であるとするのが専らのようであります。

では、自害だとする理由は何なのか。それは、この工事では、当初の見積りをはるかに上回る、当時の薩摩藩の2年分の予算に当たる40万両も費やし、そのため、領民は重税にあえぐところとなり、また、奄美の人たちも上納すべく芭蕉布の搾取の強化に苦しまされるに至ったこと、そしてまた、この工事では、藩士51名が自害し、33名が栄養不足や疫病などで死亡していること、さらには、家老が他界したその日時や残した辞世の句などをもって、平田靱負の死は自害ではないかと考えられているようであります。

持ち時間の都合もあり、以上簡単に紹介を申し上げ、県土整備部長に、流域治水関連法の近年の動きや、流域治水についての県の考えを伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 河川法や水防

法など、9つの法律から構成される流域治水関連法は、気候変動の影響により、2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍に増加すると見込まれることから、流域治水の実効性を高めるため、令和3年に一体的に改正されたところ です。

県内では、この改正を受け、今年3月、全ての一級水系において関係者が行う水災害対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を見直し、流域治水対策の加速化に取り組んでいるところ です。

流域治水は、河川改修だけでなく、ダム的事前放流や農業用ため池の活用、森林整備など、関係者の主体的な取組が非常に重要でありますことから、引き続き国や関係機関と連携を図りながら、治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 これらの関係法の見直しで私が特に期待を持ったのが、利水ダムに対する治水への責務や機能向上などに対しての様々な支援策の整備であります。

ダムの事前放流に関して整備された法制度等についての説明及び県で取り組む上での課題について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） ダムの事前放流につきましては、河川法において、利水ダム等の洪水調節機能を強化するための協議会の設置が位置づけられたほか、事前放流に伴う損失補償制度や利水ダムの放流設備改造への補助制度が拡充されたところでもあります。

本県におきましては、県内にある利水ダムを含む全ての46ダムにおいて、事前に放流を行うための協定を締結しており、令和4年台風第14号では、30ダムで事前放流を行い、下流河川の水位低減効果も見られたところ です。

一方で、ダムの構造によっては放流設備の大規模な改造が必要になることや、ダム貯水池の土砂堆積が進行した場合、貯水容量が減少し、事前放流の効果が低減することなどが課題となっております。

○坂口博美議員 令和4年の台風第14号では、小丸川上流の上梅尾観測所で、最大時間雨量55ミリ、最大24時間雨量597ミリを観測し、その両方ともが観測史上最大を記録しました。そのため、松尾ダム及び渡川ダムでは、計画を上回る水量がダムに流入し、緊急放流を余儀なくされました。

ところで両ダムは、洪水吐きがダム堤頂部に設置されたクレストゲートのみで、事前放流による水位低下には限界があることから、私は、堤体の最低水位部に放流管を増設し、事前放流による洪水調節容量を最大限確保できる機能を有したケースを想定し、台風第14号の洪水を対象にしたダムの貯水量や放流量を県の資料を用いて試算してみました。

その結果であります、仮に松尾ダムに国内最大規模の毎秒1,000立方メートルの放流を可能とする放流管を設置した場合、緊急放流時間の実行を2時間ほど遅らせることはできるものの、緊急放流を最後まで回避するには至りませんでした。

そこで、松尾ダムの上流にある渡川ダムにも毎秒550立方メートルの放流管を設置し、両ダムの連携運用を行う場合を試算してみました。

その結果、洪水調節容量の合計は、現在の約2,100万立方メートルから約3,500万立方メートルへと増加でき、これにより、サーチャージ水位までの水位上昇時間を3時間ほど遅れさせることが可能となりました。

その結果、この遅れにより、湖面がサー

チャージ水位に達する前には、流入量が既にピークを過ぎ、緊急放流の必要はなくなることから、放流管の設置が流域の安全確保に格段の効果があるものと改めて認識できました。

知事に、松尾ダム及び渡川ダムに放流管を増設することの御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今、具体的な数字も含めて御説明いただきましたように、放流管の増設につきまして、治水上の効果は大きいものと認識しておりますが、一方では、放流管の増設には多大な費用を要しますことから、予算の確保が大きな課題となってまいります。また、放流管増設後の機能を維持するためには、ダムの堆砂対策——たまった砂等の対策も重要な課題であると考えております。

そのような中、国においては、将来の気候変動による降雨量の増大に対応するため、昨年12月、小丸川水系の河川整備基本方針が見直され、御指摘の松尾ダムや渡川ダムを含む既存ダムの施設改造等が新たに計画に盛り込まれたところであります。

今後、流域治水対策の財源となる国土強靱化の予算を別枠で継続的・安定的に確保するように、あらゆる機会を通じて国に求めていくとともに、県民の生命と財産を守るため、流域に関わるあらゆる関係者と協働し、流域治水対策に全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 予算は当然ですけれども、例えば災害が1回起きると、宮崎だけで1,000億単位です。それに比べたら、ちっちゃいものです。それにも増して、これは人の命を救うんです。だから、ここのところはよくよく考えなければならぬところだと思います。

松尾ダム、渡川ダムへの放流管設置については、大きな効果があるとの認識ではありまし

た。実は、先ほどの事前放流に係る計算を行う中で大変気になったのが、今答弁にありましたように、ダム湖内の堆積土砂であります。事前放流により洪水調節のために確保する空間については、堆積土砂の量はその分、調節可能容量を減ずることになり、場合によっては、人命を左右する結果にもつながりかねません。

松尾ダムや渡川ダムでは、既に総貯水量の約3割もの土砂の堆積が確認されており、今後、堆積が進むと緊急放流が増えるなど、下流の災害リスクが高まることとなります。

これらのリスクを排除し、安全を確保するためにも、ダム湖内の堆砂の進行を抑制することが必要であり、堆積土砂の除去はもとより、流入土砂を減少させるべく、上流域における土砂発生源対策が汚濁防止の面からも必要だと考えます。環境森林部長の答弁を求めます。

○環境森林部長（長倉佐知子君） ダム・河川への土砂等の流入を防ぐためには、山地崩壊の迅速な復旧や、山地災害の未然防止が極めて重要であります。

このため、治山事業を計画的に実施し、土砂の動きを抑えるための土留め工と早期緑化を図るための植栽工や吹きつけ工などにより、崩壊斜面の安定と拡大防止を図るとともに、溪流部には治山ダムを設置して、不安定土砂の流下防止などに努めております。

また、災害発生年に特に先行して復旧を要する場合には、国の災害関連緊急治山事業などを活用し、早期復旧に努めております。

今後とも、流域治水における山地管理の重要性を踏まえ、土砂流出防止対策にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 なかなか山地・山林というのは、いろんな人の所有権がある中、それから公

的な場所、制限がある中、実際に災害が起こって、俺のところだけが原因じゃないぞということで、個人での負担というのがまた難しくなる。様々な課題を含んでいると思います。やる気になれば、まず最初に、そこらは法的に整理する必要があると思うんです。とにかく対症療法に頼ってでは限界があると思いますので、発生源、危ないものは出さないという対策にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、今聞かれましたように、流域治水では山地管理の在り方というのが大きく影響しています。したがって、この取組には、県土整備部だけではなく、企業局とともに環境森林部も加わって、連携した取組が必要だと考えます。環境森林部長及び企業局長のお考えを伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 流域治水対策には、上流域に位置する森林の水源涵養機能や山地災害防止機能、土壌保全機能などを十分に発揮させることが重要であると認識しております。

このため県では、森林を健全な状態に保つよう、森林所有者に対し、再造林や除間伐を支援するとともに、特に水源涵養や山地災害防止機能の発揮が期待される森林においては、県の森林環境税を活用し、伐採後の速やかな再造林や広葉樹の植栽等を支援しております。

今後とも、森林整備事業や治山事業に取り組むとともに、流域全体の安全性を高めていくため、県土整備部や企業局としっかりと連携を図りながら流域治水対策を推進してまいります。

○企業局長（松浦直康君） 流域治水への取組として、企業局では、ダムへの土砂の流入抑制や水源涵養などを目的とする緑のダム造成事業のほか、台風などで相当規模の降雨が予想され

る場合には、ダムの水位を事前に一定程度下げる取組を行っております。

しかしながら、気候変動により水災害が頻発・激甚化する中、今後は、ダムの機能を最大限に生かした事前放流も求められてくるものと考えております。

その際、ダムの上流部での山腹への影響や、下流域での水位上昇に伴う影響なども考慮する必要がありますので、こうした課題を検証するとともに、関係機関と十分に連携しながら、流域治水を担う一員として、しっかり取り組んでまいります。

○坂口博美議員 事前放流というのは既に求められているんですよね。そして、この事前放流ですけれども、法改正に伴って、利水ダムを含む県内全てのダムでの事前放流のための協議会が既にできておりまして、企業局もその構成員となっておられるわけです。

その企業局がダム下流への懸念などを示され、放水することによって水かさが増す心配があるんだと言われましたが、事前放流というのは、まず河積断面に余裕があるときに、その余裕の範囲内で流すというのが事前放流ですから、それは本当に無用の心配だと思います。

そこらのところ、ちょっと考え方がどうかないという気がするんですけども、国は流域治水の新たな考え方において、利水ダム、電気屋さんにおいても洪水調節容量を大きく増やすという方向を示し、そのための法制度などの改正も行っております。これはダムによっては倍以上に増やせると、そんな設計のところも出てきています。

「万が一、あのとき企業局が可能な範囲内で最大の努力をしてくれておれば、このような犠牲は出なかった」などと、そのときになって指

摘されるような事態というのは、次の水利権の更新期というのも来るわけですから、そのとき、この更新が堂々ともらえるかとなると、これをも不確実にするほどのゆゆしい問題だと思います。やれることをやっていなかったらですね。

だから、そこも真剣に考えていただきたいということを申し上げまして、一連の答弁を聞かれた知事に、流域治水に係る知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 近年、これまでに経験したことのない規模の豪雨や線状降水帯の発生、また台風等による災害が、全国各地で毎年のように発生しておりまして、本県におきましても、令和4年の台風第14号などでは、貴い命が失われ、多くの家屋や施設が損壊・浸水するなど、県内全域で甚大な被害が発生しました。

一昨日も、この台風で被害を受けられた美郷町和田地区の皆さんと意見交換を行ったところではありますが、被災された方の声に耳を傾け、また被災地に足を運ぶ中で、河川の氾濫など水がもたらす災いから、全力で県民の命、そして財産を守らなければならないという思いを強くしたところであります。

このような中、地球温暖化による降雨量のさらなる増加が予測されておりまして、世界の平均気温が2度上昇した場合には、洪水の発生頻度は約2倍になると予測されておりますことから、災害リスクの高い本県にとりまして、県土強靱化の重要性はますます高まっているものと認識しております。

水災害から県民の命と暮らしを守るためには、流域全体を俯瞰し、庁内の関係部局が一致団結して取組を進めることが不可欠でありますので、私が先頭に立って、リーダーシップと責

任を持って流域治水対策に全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 今日、私は2人の人物を紹介いたしました。それは、自分の使命に命をかけている、大事をなさんとするに際しては、そこに命を捨てんとして臨んでいるということを申し上げたかったからであります。

「我は兵をもって戦いを決せん。塩をもって敵を苦しめることはせじ」、俗に言う「敵に塩を送る」の言で知られる上杉謙信は次のような言葉も残しております。「死なんと戦えば生き、生きんと戦えば必ず死するものなり」と言っております。根本中將は、まさしくそのとおり「ここが自分の死に場所」と覚悟し、国民を守ることに徹した。そして、その結果として、激戦の中を生き抜いたのだと思います。

しかし、平田靱負は死んでいるではないかと言われるかもしれません。でも、もし彼が腹を切らなかったらどうだったか。「平田は巨額な藩費を使い、51人もの藩士に腹を切らせた家老だ」として、よい評価を受けることもなく、武士としては死ぬよりつらいとされる生き方、つまり恥の中で命を長らえる人間だとされ、誰の心にも残らぬ家老であったやもしれません。

しかし、平田靱負の功績をたたえ、感謝の念を表すために、岐阜県では、小学校の副読本に載せられたり、感謝のための祭事が行われたり、さらには、鹿児島県と岐阜県とが姉妹県となるなど、今もなお家老は人々の心に生き続けております。

壇上で尋ねた政治と信であります。つまりところは「このリーダーは施政に命をかけている」と信じてもらえるか否かであると思います。先島に危機が起こり、それが宮崎に迫ろうとしようとも、「宮崎には河野知事がいるから

大丈夫」と信じられる知事であられることを願っています。

災害による犠牲者が出たとき、よく使われる「想定外」の言葉、そのような事象は想定の中に置き、そして万全を尽くして、このような言い訳の必要がない知事であられることを期待して質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲、立憲民主党、松本哲也です。

2024年元日に能登半島地震発生、その後に続きまして、本県や全国において地震が多発しています。今朝も地震が発生いたしました。

古来、天変地異が起きると、国内の状況を見るに、市民の暮らしは困窮を極めています。いかに宮崎県がよくなるか。世の中が、そして政治が。県民生活の向上を願い、通告順によって一般質問を行いたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策の検証についてお尋ねいたします。

2019年12月に中国・武漢市での原因不明の肺炎患者の確認から、その後、ダイヤモンド・プリンセス号における集団感染、一斉休校やイベント自粛、医療崩壊の危機として緊急事態宣言、そして東京オリンピックが延期となりました。

新しい生活様式として、3密の回避であるとか、ソーシャルディスタンス、ワーケーションの推進などが進められました。プレミアム付商品券、全国旅行支援などなど、新型コロナの感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために、本県においても、実情に応じて、

きめ細やかに必要な事業が展開されました。

しかし、コロナは昨年5月に感染法上の位置づけが5類に移行し、3年余りに及ぶ新型コロナ対策は一つの節目を迎えました。移行から1年以上が経過しましたが、新たな患者の発生や感染の後遺症に悩まれている方もいらっしゃいます。一日も早い完全回復を願います。また、県内でも各地でコロナからの回復に向けた取組が行われていますが、本来の姿にはまだまだ、もう少し後押しが必要ではないかといった感がありますし、そのような声も聞こえております。

本県においてもこれまで、年度ごとにコロナ対策に係る事業の検証や、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況が公表されていますが、先ほど申しましたように、節目を迎え、改めて決算を控えたこの時期に、これまでの取組などを振り返り、見解を伺いたいと思います。

そこでまず、コロナ禍において多くの対策・支援事業に取り組まれた中、中小企業等への支援の効果につきまして、知事の見解をお伺いいたします。

次に、コロナ禍における人権配慮についてです。

感染された方や医療従事者、そしてその家族などに対して、誹謗中傷や心ない書き込みなど、差別やいじめといった残念な事象が発生しました。過度な正義感からか、自粛警察といった行動も残念な出来事であったと思っています。新型コロナウイルスに対する正しい情報や知識を持たないことから、過度に不安や恐れを抱いてしまい、過剰な行動に走ってしまったこともあったのかもしれない。

しかし、いかなる状況にあっても、このよう

ないわれなき差別が生まれる背景には何があるのか、そしてどうすれば差別やいじめをなくすることができるのか、常に人権啓発が求められていると考えます。

そこで、コロナ禍での人権問題を教訓としまして、人権尊重の取組をどのように進めていけるのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、コロナ禍における中小企業等への支援の効果についてであります。

県ではこれまで、国の臨時交付金等を積極的に活用し、売上げが減少した事業者への支援金の交付をはじめ、プレミアム付商品券の発行や県内旅行支援など、様々な需要喚起にも取り組んでまいりました。

また、各種支援事業を進める中で、「手続きが煩雑で申請に手間がかかっている」との声をお聞きした際には、提出書類の簡素化やウェブ申請を可能にするなど環境整備にも努め、利用促進を図ってまいりました。

こうした取組の結果、事業継続や雇用の維持に一定の効果があったものと認識しており、事業者からも「需要喚起策により、多くの県民に支えていただいた」などの声もあったところであります。私も飲食店や交通事業者から「大変助かった」というような声も直接伺っております。

一方で、現在、長引く物価高騰に伴う生産コストの上昇や深刻な人手不足などにより、多くの事業者から「経営が厳しい」という切実な声を伺っております。

県といたしましては、引き続き中小企業等に

寄り添いながら各種支援策を推進し、その効果が広く行き渡るよう取り組んでまいります。

次に、人権尊重の取組についてであります。

コロナ禍においては、当初、特に未知の病に対する恐怖、社会不安といったものを背景としまして、他人への思いやりの欠如や不寛容が広がり、医療従事者への差別的言動など、様々な人権上の課題が浮き彫りとなりました。こうした教訓というものをしっかり受け止めて、将来の人権尊重の取組に生かしていかななくてはならない、そのように考えております。

県では、同和問題をはじめ、女性や障がいのある人などに関する問題に加え、社会情勢の変化に伴い生じた新たな人権問題にも対応するため、令和 4 年 3 月に宮崎県人権尊重の社会づくり条例を制定しております。

また、今年 3 月には、この条例に基づき、宮崎県人権施策基本方針を策定し、感染症に伴う差別的行為やインターネットを利用した人権侵害の防止のための啓発など、コロナ禍で顕在化した人権問題も含め、様々な問題に適切に対応を進めているところであります。

引き続き、これらの条例や方針を踏まえ、県民一人一人がお互いを温かい気持ちで包み、助け合い、全ての人の人権が尊重される社会づくりに全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員 国際社会を見ますと、女性や子供、障がいのある人々、外国人や難民など常に弱い立場にいる人々が、偏見や差別、いじめの対象になりやすい、そんな気がしております。病気が広がるにつれて、さらに世界でも差別やいじめが広がることも考えられます。

日本のコロナ差別は、世界で起こっている差別と無関係ではないと思います。正しい理解と

正しいメッセージをみんなが発信することで、弱い立場の人々の助けになることができると信じております。

続きまして、コロナ禍において、デジタル化への加速が劇的に進んだと感じているのは私だけではないと思います。テレワークやオンライン授業、買物、キャッシュレス化など、働き方も変わり、リモートワークは今後さらに進んでいくものと感じています。

そのような中、特に仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせたワーケーションは、自然豊かな本県の魅力を発信しつつ、多様な働き方を提案する手法の一つとして有効であると感じています。会社とは離れた場所で働きながら休暇を楽しむ働き方、まさに本県の強みを生かせる働き方と考えます。

6月補正予算にあります半導体関連企業誘致加速化事業は、誘致を加速化させ、多くの雇用が見込まれることに期待いたしておりますが、ワーケーションなど今の時代に合った働き方として、宮崎のよさ、宮崎らしさが現れ、企業誘致の強みになると考えます。

そこで、豊かな自然の中でのワーケーションなど、宮崎らしさの発信や取組の推進が企業立地活動において有効であると考えますが、県の考え方を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本県の温暖な気候と豊かな自然に囲まれた環境は、立地活動における重要なセールスポイントの一つであります。

特に、ゴルフやサーフィンに代表されるアウトドアレジャーを一年中楽しめる環境に引かれ、立地を決定する企業が、情報関連産業を中心に一定数ございます。

そのため、県としましては、自然環境をはじめ、本県の優れた食や子育て環境、生活環境といった魅力について、パンフレットや動画によるPRを積極的に展開しております。

今後は、コロナ禍を経たライフスタイルや働き方の変化も十分踏まえながら、「宮崎らしさ」の発信による企業立地に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 それでは、新型コロナ対策の検証として、最後に本県財政に与えた影響についてお尋ねいたします。

新型コロナ対策は、これまでお尋ねしてきた事業に限らず、医療や学校現場などハード面の整備から、また給付金やPCR検査など多くの事業・対策に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、迅速な対応を迫られていた県や市町村が取り組むことができました。その多くは全額国費で賄われるものであったと認識しております。

しかし、3年以上にわたる対策事業の実施は国費への影響も大きく、また自治体においても、制度を活用した各種独自の事業の取組もあったと認識しています。さらには、実施時には全額国費であった場合でも、決算においては、一部が交付されずに県費を充てたのではないか、そのようなことも気がりとなるところであります。

そこで、新型コロナ対策が本県の財政に与えた影響はどのようになっているのか、再度知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県において、令和5年度までに新型コロナ対策に要した総事業費は約2,300億円となっておりまして、そのほとんどが臨時交付金などの国庫支出金で賄われておりますことから、県の貯金に当たります財政関係

2 基金は十分な残高が確保されるなど、本県財政の健全性は保たれているところであります。

これは、今回の未曾有の危機に対し、私も全国知事会地方税財政常任委員長として、度々全国に調査を行い、必要額というものを取りまとめて、交付金の追加配分など、何兆円という大きな規模の要望を行ったところでありますが、繰り返し要請活動を行い、財源を確保することができた。これは、県議会の皆様をはじめ、地方が一丸となって、国へ必要な財政支援を求めてきた結果であると考えております。

一方、今後は、コロナ禍からの再生を着実に進めつつ、3つの日本一挑戦プロジェクトの本格展開や、国スポ・障スポといった大規模イベントの開催などを通じて、本県をさらなる高みへと押し上げていくため、必要な施策を積極的に実施していくこととしておりますので、引き続き、長期的な財政見通しを踏まえ、歳出の重点化・効率化も図り、将来にわたり財政の健全性を維持してまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。コロナは5類となりましたが、なかなか本来の調子に戻らないというコロナ後遺症に悩まれている多くの方のお話を聞くことや相談を受けることがあります。

災害時の避難所等における感染防止対策なども引き続き検証していく必要があります。コロナの対応から国民の命を守るために必要だとして、地方自治法の改正案に、感染症の蔓延や大規模な災害など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくても、国が自治体に必要な指示ができるとする特例を盛り込んでいます。

しかし、コロナ禍における政府対応に疑問を感じている方は多くいます。これから参議院で

の集中した審議が行われます。今後、地方自治法改正の推移を注視し、議論させていただきたいと考えております。

次に移らせていただきます。人口減少対策・消滅可能性自治体についてお尋ねいたします。

4月24日、民間の有識者で構成する人口戦略会議は、国立社会保障・人口問題研究所の公表したデータに基づいて、744自治体が将来消滅する可能性があるとした報告書をまとめ、公表しました。

その根拠は、2020年から2050年の30年間で、子供を産む中心的な年齢層である20歳から39歳の女性人口の増減とありました。私は、この根拠、若い女性の動態による定義には大きな違和感があります。着目すべき項目はほかにあります。

このように公表されますと、消滅可能性自治体と位置づけられた首長や、そうでなかった自治体の首長からも、様々な反応があったと思っております。この結果に一喜一憂することなく、今後も様々な観点から人口減少対策を講じていかなければなりません。

そこで、消滅可能性自治体の公表結果に対して、知事はどのように受け止められたかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） いわゆる消滅可能性自治体は、今から10年前にも同様の手法で分析・公表されております。今回は、民間有識者による人口戦略会議が、直近の国勢調査における将来推計人口をベースに改めて分析したものであります。

前回と比較しますと、本県の該当自治体数は減少したものの、全市町村で若年女性人口のみならず総人口の減少が見込まれるなど、依然として人口減少が加速する厳しい状況にあると受

け止めております。

本県ではこれまでも、人口減少への対応を県政の最重要課題と位置づけて、若者の県内定着や子育て支援、産業振興や人材育成など、自然減と社会減の両輪で対策に取り組んできたところでありまして、今後もその基本姿勢が変わるものではありません。

県としましては、引き続き、市町村と緊密に連携を図るとともに、産業界や労働界等とも改めて危機感を共有しながら、官民一体となって人口減少対策に取り組み、未来に明るい希望を持てる宮崎の実現を目指してまいります。

○松本哲也議員 様々な分析が行われるということは、やはりこの国の人口減少がいかに深刻な課題であるかと捉えるべきだと考えております。

地方創生といえば東京一極集中の是正が声高に言われてきましたが、政府は先日、10年を迎えるこの政策について、東京一極集中の流れは変わっていないとして、「地方が厳しい状況の中にあることを重く受け止める必要がある」とした報告書を公表しました。この成果が乏しいことを認めています。

しかし、本県をはじめ地方は、国の政策に従って、人口ビジョンの策定やそれによる様々な事業を展開する中で、東京一極集中の是正に真剣に向かってきたわけです。ここに来てですかという感じがします。

そこで、九州地方知事会長など要職にある知事として、東京一極集中の是正にどのように取り組んでいかれるのか、再度お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少が加速する中、東京一極集中は、都市部に人口や資源が過度に集中することにより、地方の人的・経済的

な縮小をもたらし、その影響が都市部にも波及する。さらには、多くの若年層を東京都などが引きつける中で、合計特殊出生率は1を切った0.99と、今回はブラックホールというような表現もなされておるところであります。やがて国全体のさらなる人口の減少、ひいては国力の低下、そして国際社会における我が国の存在感の低下というものを招きかねない強い危機感を抱いているところでもあります。

地方ではこれまで、地方創生という旗印の下で、移住・定住の取組や魅力ある地域づくりなど、様々な施策に工夫を凝らして取り組んでまいりました。本県も含め、成功事例、一定の成果が出ている部分もございますが、一方で、省庁や企業、大学等の地方移転はほとんど進んでおらず、改めて国の責任において、その是正というものを強力に進めていく必要があると考えております。

このため、東京一極集中の是正に向けまして、先月本県で開催しました有志知事による将来世代応援知事同盟サミットでは、地方分散型社会の実現、また、人口減少を真正面から捉えて、国が取り組む司令塔の設置などを求めたところでありまして、九州地方知事会では、地方創生のさらなる加速などを国に求めることとしております。

引き続き、知事として、そして九州地方知事会の会長、そうした様々な立場から、あらゆる機会を通じて、国に対して提言・要望してまいります。

○松本哲也議員 ぜひお願いしたいと思います。新聞などの報道によりますと、失望の声もありました。今知事が申されました地方分散型社会の実現であるとか、地方創生のさらなる加速を国に求めた結果どのような反応があったの

か、またそういったところも御報告いただきながら、この話を進めていきたいと思っております。

次に、教育長に何点かお尋ねいたします。

総務省がこどもの日を前に発表した人口推計から算出した子供の数は、15歳未満の男女が前年より33万人少ない1,401万人でした。43年連続で減少しており、比較可能な1950年以降で最少記録を更新、総人口に占める比率は0.2ポイント低下して11.3%と、過去最低ということでした。出生率は低下傾向にあり、子供の数の減少が続くことは予想できます。

今年度の県立高校一般入試の志願者数は、最終倍率が、全日制が0.81倍、定時制で0.30倍であり、全日制、定時制を合わせた倍率が0.76倍、前年度比0.04ポイント減少しています。

その合格者の状況は、全日制と定時制を合わせた7,760人の募集定員に対しまして、1,336人満たしていなかったという結果でございます。

その後、2次募集が行われていますので、入学の状況は変わっていると思いますが、このような状況から、まず、県立高校における今後の定員見直しなどの対応につきまして、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、学びの質の保障と適切な学校規模の維持を目指し、令和10年度までの県立高等学校教育整備基本方針を策定し、地域の持続的成長を支える人材の育成を進めてきたところであります。

本方針には、高等学校を取り巻く社会の変化を踏まえ、令和6年度末をめどに見直しを行うことが提言されており、本年度、外部有識者等の御意見をいただきながら、その見直しを計画しているところであります。

具体的には、本方針に示されている定員減の

計画が今後の4年間も適切であるかを検討いたします。

県教育委員会としましては、今後も魅力と活力ある学校づくりに取り組んでまいります。

○松本哲也議員 魅力と活力ある学校は、地域の核となる存在です。地域性なども考慮されて、様々な角度からの検討が進むことを期待いたしております。

また、働く場所が確保されて働きやすい環境が整っていること、仕事があることは、人口減少対策としては基本だと考えています。人口減少社会への対応と、教師の成り手不足の中にあっても、教師の確保に向けた取組は重要です。

中央教育審議会の特別部会は、教員の残業代の代わりに基本給に上乗せする教職調整額を改定することなど、教員確保に向けた対策案を了承し、待遇改善を目指すようです。本県においても様々な取組が行われているようです。

そこで、教師の成り手不足を解消するためには、教師の魅力発信が大切だと考えます。県教育委員会としましては、どのような取組を行っているのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教師の魅力発信につきましては、中学生や高校生を対象に、スーパーティーチャー等が教師の魅力を直接伝える「ひなた教師ドリームカフェ」の実施や、県内外の大学生に対しましては、これまで以上に多くの大学に足を運ぶなど、教職ガイダンスの拡大を図っております。

また、メディアを活用した取組としましては、これまでのSNSを利用したPR動画の配信に加えて、宮崎駅前的大型スクリーンでのイ

メージ動画の放映、宮崎日日新聞社と連携した、県内の先生方の魅力ある授業等を紹介する「奇跡の教室」の掲載がございます。

今後も教師の魅力を伝えるとともに、学校が魅力ある職場となるよう、働き方改革にもしっかりと取り組んでまいります。

○松本哲也議員 採用という点で考えますと、学校現場で正規の先生方と同じように子供と向き合って、そして採用試験を受けている先生方がいらっしゃいます。現場では即戦力だと思います。採用の面でも工夫されていると思いますが、社会人枠を設けるなど、経験豊富な人材の登用について、人事委員会も交えた検討も有効ではないかと考えますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

一方で、小学校の現場に目を向けてみますと、新入学児童の保護者から「これまで1年生は30人学級と聞いていたが、30人を超えていた。先生が足りないからですか」などと問合せがありました。一体どのようなになっているのでしょうか。国や県の小学校における学級編制の基準と、その基準の運用の実際につきまして、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国の小学校における学級編制の基準は、年度進行で1年生から5年生までが35人学級となっており、今年度は6年生のみが40人学級で編制しております。

また、本県独自の取組といたしましては、小学校1、2年生を30人学級としており、これらの基準を基に、市町村教育委員会では柔軟に学級編制をしているところであります。

児童への教育的配慮や学校の実情等を考慮した運用の実際としましては、例えば70名を超える3年生において、基準上では3学級編制とするところを、あえて2学級編制とした学校や、

1学級だけ36人の学級にした、そのような学校もございます。

○松本哲也議員 ぜひ保護者の方々にも分かりやすい説明と、また御理解いただけるような対応も今後よろしくお伺いしたいと考えます。

次に、消防に関しまして何点かお伺いしたいと思います。

人口減少の要因の一つとして、安定して、安心して働ける職場がないということが考えられます。そのためにも、先ほど取り上げました魅力ある職場というものは重要だと考えます。

消防士は人気の高い職業であり、近年、女性職員が増えてきています。県では今年度、消防学校に女子寮を新設するための予算が計上されており、今後、多くの女性消防士誕生が期待されます。

一方、他県の例ではありますが、女性消防職員の職場環境の不備などが要因で、その職員が退職されたという残念なニュースを聞きました。本県においても、まだまだ改善の余地があるのではないかと、そうであれば早急に改善しなければならないと考えます。

そこで、県内消防本部における女性消防職員が働きやすい環境整備について、県の取組状況を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県内消防本部における女性消防職員数は、本年4月1日時点で22名であり、5年前の9名と比較して2倍以上に増加しております。

女性が働きやすい環境整備の取組として、各消防本部では、女性専用の仮眠室や浴室等の整備を進めております。

また、県では今年度から、消防本部に対し、軽量化されたホースや省力化につながる自動心臓マッサージ器など、女性が使いやすい資機材

を優先して補助するとともに、消防本部の幹部職員等を対象に、女性活躍に向けた研修会の開催などに取り組んでおります。

しかしながら、女性が働きやすい環境整備はまだ十分とは言えない状況ですので、今後とも各消防本部と連携し、積極的に改善を図ってまいります。

○松本哲也議員 人口減少が言われる中、地域の中心的存在として、地域を支えてくださっているのが消防団員の皆さんです。この時期は、消防操法訓練大会に向け、特に仕事の終わった夜に訓練されていることと思います。消防活動は、地域のコミュニケーションの場としても重要な役割を担っています。

しかし、近年、人口減少の影響からでしょう、各部の存続が困難となり、隣接する地区との統廃合が行われていると伺っています。統廃合が行われると、各部が所有する資機材の配備がなくなり、消防団の使命である火災の初期消火に影響があるのではないかと危惧するところでは。

そこで、県内消防団各部の数の推移と統廃合に伴う資機材等の取扱いについて、危機管理統括監に県の考えをお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 消防団の活動単位である部の数は、本年4月1日時点で県内に787部あり、消防団員数が年々減少していることなどから、5年前の812部と比較して、25部、率にして約3.1%減少しております。

また、部が統廃合された場合の資機材等の取扱いについては、所有する各市町村において、財産管理に係る規定等を踏まえ、地域での適切な管理・運用や資機材等の適正配置、安全面の確保などの観点から、地域の実情に応じて判断されるものと考えております。

○松本哲也議員 それでは、減少や各部の統廃合の対策が重要となるのは言うまでもありませんが、これまでも消防団員の確保に向けた取組がなされていると思います。

そこで、消防団員を確保するため、女性消防団員の活躍推進や機能別団員制度の活用が重要と考えます。危機管理統括監に、この点についての取組をお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 消防団における女性の活躍を推進するため、県では、日頃の活動成果の発表やスキルアップのための研修等を行う女性消防団員活性化大会を例年開催しており、今年度からは、市町村への補助事業において、省力化・軽量化などにより女性が使いやすい資機材を優先採択することとしております。

また、機能別団員制度は、本業や家庭の事情等に応じ役割や時間を限定して活動でき、団員の確保が期待できる制度でありますので、消防団への理解促進を目的に今年度から行う企業等への訪問活動の中でも、積極的に制度の周知を行ってまいります。

消防団は地域防災の要でありますので、今後とも各市町村と連携しながら、消防団員の確保に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。消防団等の実践で、消防団等充実強化アドバイザーが本県に1人、延岡市の女性の方がいらっしゃいます。九州では4人、全国に30人と伺っております。ぜひこのような方の活用とか、いろんな面での発信力を合わせていただいて、今後の団員確保に取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。能登半島地震の発生から対策の強化などについてお尋ねいたします。

改めて、能登半島地震によりお亡くなりになった方に対しまして、心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

元日以降も一連の地震活動が発生しており、日々緊張の中での生活は御苦労が多いことと申します。地震活動の終息と復旧・復興が早急に進むことを願っています。

地震発生から5か月が過ぎたこの間の報道などからは、家屋倒壊、大規模火災、停電、断水など甚大な被害が発生していること、時間の経過とともに被害の大きさが明らかになっていますが、のと里山海道をはじめとした道路や水道管の被害、復旧状況、そして避難所などにおける水の確保という点に私は非常に関心が高く、その状況を注視してまいりました。

被害発生直後から、避難や救助をはじめ、物資供給などの応急活動のため、緊急車両の運行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路が緊急輸送道路です。南海トラフ巨大地震の発生を想定したとき、本県沿岸部の被害想定からしますと、改めて緊急輸送道路の状況が気になります。

そこで、県内の緊急輸送道路の防災・減災対策の取組についてはどのようなになっているのでしょうか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 能登半島地震では、道路が寸断されたことで孤立集落が発生したほか、救助や復旧支援にも支障が生じており、ダブルネットワークの構築をはじめ、緊急輸送道路ネットワークを強化することは、極めて重要であると改めて認識したところです。

本県では、県が管理する緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路改良を重点的に進めてき

たところ、昨年度末時点での改良率は約85%となっており、併せて、災害を未然に防止するのり面の防災対策や橋梁の耐震対策、電線の地中化にも取り組んでいるところです。

県としましては、南海トラフ地震の発生が想定される中、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、引き続き緊急輸送道路の防災・減災対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 繰り返しになりますけれども、ぜひ点検をよろしくお願いいたします。

では、私の関心が高いもう一つの課題、水道です。今回の能登半島地震では、水の確保が大変だったと記憶しています。これまでも、水道管の耐震化などは、多くの議員が様々な角度から質問されています。それだけ災害時の水の確保が大事であるということだと考えます。

能登半島地震の際は、全国各地から水道の復旧や給水活動の応援に駆けつけてくださいました。しかし、道路の被災状況や宿泊場所の確保などから、この応援体制は大変であったと感じています。

そこで、宮崎県内の水道事業体は、能登半島地震においてどのような対応をされたのでしょうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 災害時における水道事業体への応援については、国の通知等に基づきまして、国や都道府県、また全国の水道事業体が会員となっております日本水道協会におきまして、情報連絡体制を構築し、被害状況の把握、支援ニーズの収集や給水等の応援活動を実施することとなっております。

能登半島地震発災時におきましては、日本水道協会からの要請に基づきまして、1月8日から3月25日まで、宮崎市、都城市、延岡市、日南市及び串間市が被災地に入りまして、給水車

による応援給水活動を行ったところでございます。

○松本哲也議員 今後、本県における水の確保の体制構築が求められますので、機会あるごとに点検・確認をお願いしたいと思います。

また、国土交通省は、能登半島地震の緊急水源として、地下水活用事例を紹介しています。大規模災害時における代替水源として、井戸、地下水の活用が有効な手段の一つであることは、私も常々考えていました。定期的な水質検査を自治体が行うことでの災害用井戸の活用、谷川の表流水を水源とした中山間部の飲料水供給施設など、災害時の水源対策として整備を行うことはできないかと考えていたのです。

そのような中、能登半島地震において被災した自治体の要請を受けて、避難所のシャワーと医療機関などでの手洗い場が必要であることから、断水状況下においても温かいシャワー浴や水循環型手洗いが可能となるポータブル水循環システムが活用された報道を目にしました。これは過去の熊本豪雨の際にも活用されているようです。

自治体の導入実績もあります。今後、このようなシステムの避難所等への導入を検討する自治体が増えるのではないかと考えます。

市町村が行う指定避難所等の環境整備に対する財政支援について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害時には長期の避難生活を強いられ、平成28年の熊本地震では、273人の死者数の約8割が災害関連死と認定されるなど、災害関連死のリスクが高まることが予想されることなどから、避難所の環境改善は喫緊の課題であります。

このため県では、小中学校をはじめとする市

町村所管施設に対して、御質問にありました仮設シャワーのほか、仮設トイレ、発電機等の資機材の整備を対象とした補助制度を設け、市町村が行う指定避難所の環境整備を支援しています。

なお、この補助により、過去3か年では、先ほど申し上げた資機材のほか給水タンク、エアベッド、テント、車椅子等が、延べ123の指定避難所に整備されております。

○松本哲也議員 様々な補助事業の拡充とか上限額の引上げなど柔軟に対応して、今後も検討いただきたいと思いますし、災害時の水源の確保という点では、日常的に水の管理に御苦勞の多い中山間地域の日々の水源確保にもつながることが期待できますので、今後とも検討をお願いしたいと思います。

次に、県内観光についてお尋ねします。

コロナが5類となってでしょうか、今年のゴールデンウィーク、県内観光地はにぎわっていたように感じました。

私も、地元をはじめ県内を伺いましたが、県外の車が多いなと感じました。海や山などの自然と触れ合う場所、アウトドア志向が人気のようだったと感じました。この傾向は、自然豊かな本県にとっては非常にありがたいことで、さらなる魅力発信により、観光振興が図られることを願うところです。

今回のゴールデンウィーク期間中の動向や分析など、その状況を的確に把握することが今後の対策に重要と考えますが、そこで商工観光労働部長に、ゴールデンウィーク期間中の県内観光地の入り込み客数と、今後の誘致対策についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県内主要観光地等38か所に聞き取り調査を行ったとこ

ろ、今年度のゴールデンウィーク期間中の10日間の入り込み客数は、コロナ禍前までは戻っていないものの、前年度比約6%増の約60万人でありました。

県では現在、県内宿泊が落ち込む4月から6月の旅行需要を喚起するため、春旅クーポンキャンペーンを実施しているところでありま

す。
また、市町村や観光関連事業者等と連携し、魅力的な観光地づくりに取り組むとともに、旅行ニーズを的確に捉えながら、広域的なデジタルチケットや旅行会社等とタイアップした旅行商品の造成、食やスポーツ、神話など本県の強みを最大限に生かした観光プロモーションの実施等により、さらなる誘客促進を図ってまいります。

○松本哲也議員 県外の車が多いことに触れました。このことは、自家用車、レンタカーを利用して観光されていると考えられます。となると、高速道路を利用されていると考えます。

この間、東九州自動車道の南郷―奈留間の新規事業化、そして九州中央道の平底―蔵田間が「計画段階評価を進めるための調査」に選定されたことは大変ありがたいことで、どちらも早期完成を願い、今後、知事のさらなるリーダーシップを期待しているところであります。

しかしながら、県外の方からの話には、暫定2車線区間における中央分離帯について悩ましい話がありました。

ワイヤーロープや縁石、ラバーポールなどは、走行することが「怖かった」「びっくりしました」、特に「橋梁ではそのほとんどが縁石で、対向車線への飛び出しなどの防止対策は大丈夫なのかと不安になりました」というお話です。高速道路における4車線化も、安全対策の

面から、そして観光推進・振興の面から重要だと感じたところでした。

東九州自動車道の暫定2車線区間における安全対策の現状と今後の取組につきまして、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 東九州自動車道をはじめとする高速道路の暫定2車線区間では、対面通行に伴う重大事故の防止対策として、令和4年度までにワイヤーロープの設置がおおむね完了しております。

また、トンネルなどの区間では、センターパイプなどの新技術を活用した新たな安全対策も進められており、これらの取組により、近年、重大事故の発生は減少しております。

一方で、抜本的な対策となる4車線化事業が、東九州自動車道では、宮崎西―清武間や高鍋―西都間の一部で進められております。

今後とも、知事を先頭に、国土交通省や西日本高速道路株式会社に要望活動を行うなど、一日も早い東九州自動車道の4車線化の実現に向けて取り組んでまいります。

○松本哲也議員 早期完成を目指して、一緒に頑張ってもらいたいと思います。

次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてお尋ねいたします。

2017年6月14日、本県と大分県の6市町をエリアとしますエコパークが登録されました。「尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～」をテーマにして、この7年間、人と自然が共生するための活動を積極的に行ってこられたと認識しております。

しかし、この登録も、10年目を迎える令和9年には、これまでの取組などを検証した上で更新の手続が必要です。登録を目指すとき、地元

をはじめとして、大いに盛り上がりを見せたと感じています。ここ数年の取組は、地元をはじめとして、両県 6 市町や推進協議会などにおける活動は、どのような取組がなされたのでしょうか、気になるところであります。

そこで、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの令和 9 年の登録更新に向けて、資源の活用と機運の醸成を図る必要があると考えます。これまでの取組と今後の展開につきまして、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、宮崎、大分両県と構成 6 市町による協議会を中心として、「自然と人との共生」という理念に基づき、自然環境の保全や地域資源の活用、魅力発信に取り組んでまいりました。

具体的には、児童生徒による交流キャンプや環境学習の実施により、環境保全意識の向上や郷土愛の醸成が図られたほか、登山客向けのグレーディングマップの作成やスタンプラリーの実施等により、多くの方々がこのエリアを訪れるようになりました。

今後は、登録更新に向けまして、保護を図る地域の拡大検討を行うとともに、新たに農林産物の認証制度に取り組むなど、地域全体が一丸となって世界ブランドを生かした地域の活性化に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 世界ブランドです。しっかり登録更新となるように取組を期待いたします。

次に、落雷対策についてお尋ねします。

4 月 3 日、本県において落雷による事故が発生しました。事故に遭われた方の一日も早い回復を願います。

雷は、いつどこで発生するか、予測が困難な自然現象と言われています。予測が困難とはい

え、最近では様々な雷予測が実用化されているようですし、雷を制御しようとする新技術の開発も進んでいるようです。さらなる研究の加速化によって、実用化されることを望みます。

そこで、雷の発生予測は困難であります、落雷事故を未然に防ぐため、様々な取組が重要と考えます。落雷事故防止に対する県の取組につきまして、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 落雷事故防止における対応につきましては、毎年度当初に、県立学校及び市町村教育委員会に対し、活動の中止や安全な場所への避難等について、通知文により指導を行ってきたところであります。

さらに、今回の落雷事故を受けまして、気象庁が雷発生の予測を提供している、いわゆる雷ナウキャストを活用することや、天候の急変などの際、ためらうことなく計画の変更・中止等の措置を講じるなど、対策を示した通知文を改めて発出し、体育責任者会等において指導を徹底したところであります。

加えて、気象庁職員を講師とした指導者等への研修会も今後計画しており、今後とも落雷や熱中症など様々な危機事象に対応できるよう、命を守る取組をしっかりと進めてまいります。

○松本哲也議員 次に、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金についてお尋ねいたします。

この交付要綱によりますと、自然災害というのは「被災者生活再建支援法第 2 条第 1 号に定める自然災害」となっております。その自然災害とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」であり、異常な自然現象とは、まさに落雷であります。

しかし、過去において落雷によって家屋に被害があったが、1 件だけの事案であったため

か、証明書の発行が大変だったと伺っております。被災者の支援が目的ですので、様々な手続きがスムーズにいかないものかと考えます。

そこで、落雷が原因で住家が被災した場合の宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の取扱いにつきまして、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 宮崎県・市町村災害時安心基金支援金は、被災者生活再建支援法で定める地震などの自然災害により、住家の半壊や床上浸水以上の著しい被害を受けた被災者を支援する本県独自の支援制度であります。

落雷は、法に例示されている自然災害ではありませんけれども、「その他の異常な自然現象」として審査の対象とすることは可能でございます。

支援金の交付に当たりましては、県などで構成する基金の運営委員会で審査を行います。その際には、市町村が発行する罹災証明書等により、被害の程度や自然現象との因果関係を考慮した上で判断することになります。

○松本哲也議員 地震の発生であるとか、梅雨に入りまして、大雨や長雨などによる洪水等による自然災害の発生が危惧されます。災害が発生しないことが一番ですけれども、もしもの際の災害時支援金です。審査の手続きであるとか罹災証明であるとか、簡略化できるものがあれば今後検討していただきたいと考えております。

最後の項目になります。地元の課題であります河川・水害対策についてお尋ねいたします。

ここ数年、幾度となく地元北川町に被害をもたらしている台風などによる水害、昨年6月の議会では、私は、北川ダムの管理について、大分県との連携についてお尋ねいたしました。今

回は、北川流域に6か所ある霞堤のうち、一番話題となっております家田地区の霞堤におけるごみの流入対策についてであります。

地元では、この自然災害のごみを「ゴソ」と言っておりますので、時折、ゴソと発言した場合は御容赦いただきたいと思います。

北川の流域防災、治水対策につきましては、これまでも様々な角度から取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。また、この家田地区においては、地元説明会を丁寧にも開催していただきました。このことから、地元の声を取り入れていただいた一定のごみ流入対策が進んできたと伺っております。

まず、延岡市北川町家田地区の霞堤開口部におけるごみ流入対策の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） [※]耳川家田地区におきましては、これまで、ごみの流入を防ぐため、川の流れを変える掘削工事や水に浮くフェンスの設置等を行ってきており、これにより、昨年台風第6号では、霞堤開口部のごみ流入に対して一定の効果を確認しております。

また、川の流れを変化させる水制工の設置を計画しており、今年3月の地元説明会では、その効果について、おおむね御理解をいただいたところです。

今年度は、水制工の詳細な配置の検討や、フェンスの効果的な設置範囲の調査設計に取り組むこととしており、引き続き、地域住民の方々や学識者等の意見を伺いながら、ごみ流入対策を講じてまいります。

○松本哲也議員 今後も、地元への丁寧な説明、そして北川流域だけに限らず、県内の治水対策につきましても、引き続きの取組をお願いしたいと考えております。

この霞堤のごみ流入問題に一定のめどがついてまいりますと、ごみ流入によって耕作放棄地となりかねない農地や、霞堤の効果として肥沃な土が運ばれてくることがありますが、度重なる洪水によりまして大量の土が流れ込み、農地の勾配が逆転する状態になっています。しかし、先ほどのごみの流入問題が解消されとなれば、高齢化、そして後継者不足が心配されるこの地域も、優良な農地を活用でき、すばらしい農業地域になると考えるわけです。

そこで、この家田地区において、農地の効率的な利用を図るため、基盤整備が必要と考えますが、農政水産部長に県の見解についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 家田地区では、水稻を中心とした営農が行われており、流域治水の観点からも、水田の貯水機能が重要な役割を果たしていると認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、当地区は霞堤からの河川水流入に伴う土砂堆積の影響や担い手の減少・高齢化などの課題を抱えており、今後は、先ほどの河川の対策と併せて、効率的な営農への取組が必要と考えております。

現在、県内各地において、将来の農地利用の姿を明らかにする地域計画の策定に向けた話合いが進められております。

県としましては、家田地区に係る地域計画を踏まえ、必要となる基盤整備について、延岡市や土地改良区など関係機関とともに検討してまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。地元のほうでも、この対策、そして耕作放棄地を発生させないように、様々な方々が個人個人で努力していただいておりますし、また、それに伴う有害獣等の被害対策についても大変苦勞の多

い地域であります。北川におきましても、優良な農地、農業地帯であると思っております。ぜひともこのような取組が、地元の意向など御相談等がありましたときには、前向きに、またいろんな角度からの御支援を賜りたいと考えております。

先ほど坂口議員もおっしゃいましたが、私も、水を治める者は国を治める、そのように常々思っております。私たちは水の恩恵を受けて生活してきたものでありますけれども、今回、水によって多くの悩ましいことが起こっていることも御紹介しながら伝えさせていただいたつもりでおります。これからも、常々、水に対する感謝の気持ち、そして自然への畏敬の念を持ちながら、本県発展のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 先ほどの答弁の中で誤りまして、耳川家田地区と申し上げましたが、正しくは北川でございました。おわびして訂正いたします。

○松本哲也議員 ありがとうございました。
(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○野崎幸士副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕 (拍手) 自由民主党の川添博でございます。質問の機会を与えてい

ただき、県民の皆様や関係各位に感謝申し上げます。また、多くの方々に傍聴においでいただき、重ねて感謝を申し上げます。

さて、今年の正月に起きた能登半島地震については、まだ私たちの記憶に新しいところであり、改めて、亡くなった方や被災された方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

発災から半年近くがたとうとしていますが、いまだに避難所で生活している方やホテル等の宿泊施設に避難をされている方が相当数いらっしゃいます。仮設住宅の建設も全てが完成しておりません。専門家から様々な課題も指摘されているところでもあります。そこで、大規模災害対策の話題から参ります。

以前の質問でも触れましたけれども、改めて大昔に本県を襲った外所地震を紹介いたします。

時は1662年9月19日の夜の事です。今から360年ほど前のことであります。日向灘沖を震源地として、マグニチュード7.6以上、震度6強、有史以来、最大級の日向灘地震が起きました。当時の日向国、大隅国、特に現在の宮崎市の沿岸部、中でも、私の地元、木花地区に巨大津波が押し寄せ、甚大な被害が発生いたしました。

被害状況は各資料によって様々ですが、宮崎県大百科事典によりますと、死者200人、家屋損害3,800世帯、7つの村が水没しました。その際、激しい引き潮により、外所村は集落丸ごと海中に引きずり込まれ、陥落いたしました。木花地区の島山集落だけが残ったと記載されております。

集落の菩提寺であった外所西教寺も海中に沈みました。海に引き込まれた外所村があった場所は、現在でいえば、まさに木花の総合運動公

園の辺りだと言われております。そのため、総合運動公園から西側の正蓮寺平野は、200年間にわたり沼地でありました。壮絶な光景が想像できます。その後、地元の先人たちにより大規模な干拓事業が行われ、現在の姿になり、運動公園や水田ができました。

当時、この災害で亡くなった西教寺の初代住職、道源法師の墓が島山集落の墓地に建てられており、この墓と並んで、当時の犠牲者を悼む供養碑が建てられました。

以来、当時の記憶を風化させないために、何と50年ごとに供養碑が建てられ、その50年ごとに慰霊祭が行われてきました。現在7基目が建立されております。

そういった大災害の歴史がある土地に私は生まれ育ちました。そして、小学校の授業でこの外所地震の話を教わりました。災害の記憶は伝承されております。地元木花の自治会やまちづくり委員会では、防災の意識が高く、現在、防災活動が活発に行われております。

さて、能登半島地震では、直下型地震でもあったため、家屋の倒壊が多く見られました。しかし、石川県では、それを想定していなかったという声も聞かれます。全国からのボランティアの受入れにも素早い対応ができず、避難所での対応でも、低体温症等で亡くなる災害関連死も多く見られました。東日本大震災の教訓が生かされていないとの専門家の評価であります。

南海トラフ地震もいずれ、遅かれ早かれ必ず起きます。喉元過ぎれば熱さを忘れるとか、災害は忘れた頃にやってくるとも言われます。日頃から防災活動の事業として、防災訓練はもとより、避難所運営の訓練や準備が必要と考えます。自助・共助・公助の意識啓発とそれぞれの

協力体制が、防災対策として相乗効果を高めていくと考えております。

打てる手を打たないで被害者が増えてしまうことは、もはや人災と言えます。南海トラフ地震での本県の死者数は、災害関連死も含めて限りなくゼロにするべきです。東日本大震災においても、沿岸部の被災地によっては、死者がゼロのところがあります。したがって、これは非現実的な数字ではないと考えています。

そこで、能登半島地震を教訓として、県の南海トラフ地震対策にどう生かしていくのか、知事に伺います。

以下の質問は質問者席にて行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

元日に能登半島を襲った最大震度7の地震は、約半年たった今でも3,000人に近い方が避難生活を強いられるなど、深い爪痕を残しております。今後40年以内に90%程度の確率で南海トラフ地震の発生が懸念される本県にとりましては、能登半島地震を自分事として捉え、万全の備えをしなければならぬと改めて感じているところであります。

外所地震の災害の記憶、そしてその教訓を継承していこうと、そういう取組は大変重要なことだと考えております。我が国は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震と、幾多の震災に見舞われ、そして、その教訓、経験というものを災害対策の強化に生かしてまいりました。でも、災害対策の強化には終わりはありません。

現在、能登半島地震について、自治体支援や避難所運営、物資調達・支援などの応急対応について、国による検証作業が進められておりま

して、課題の抽出や有効な対応策等について議論がなされております。

県としましては、これまで、海岸保全施設や津波避難施設、受援体制の整備、関係機関と連携した訓練の実施など、ハード・ソフト両面において災害への備えを進めてまいりました。今後明らかになる検証結果や国の防災基本計画等の改定も踏まえ、常在危機の意識の下で、県民の命を守ることを最優先に、今後の防災・減災対策に生かしてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。ぜひ県民の命を守ることを最優先でお願いいたします。

危機管理課が昨年実施しました市町村に対するアンケート調査結果では、県内2,213の自主防災組織について、市町村が活動状況を把握している割合が58%、そのうち継続して防災活動を実施している組織が50%と、それぞれ低い割合にとどまっていることが明らかになりました。

特に沿岸部の自治会などが避難訓練をしっかり実施されているか、県と市町村がさらに緊密に連携して、引き続き、その実施状況を集計して、避難訓練の実施を県が促していくことが必要です。

今後、地域の防災活動を高めるために、県としてどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(児玉憲明君) 避難訓練や避難所運営訓練は、ノウハウの習得やマニュアルの検証などに有効であることから、大変重要な取組であります。

このため県では、御質問にありました市町村へのアンケート調査結果を踏まえ、本年度は、自主防災組織の状況把握が進んでいない市町村

に、宮崎県防災士ネットワークと一緒に伺い、地域の防災活動の重要性を啓発するとともに、自治会を通じた活動状況の把握を働きかけてまいります。

また、活動が停滞している自主防災組織などには、防災士を派遣し、地域の消防団員と連携した訓練内容の提案や実施のサポートなどを行います。

今後とも、市町村等と連携しながら、地域の防災活動を高める取組を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

そして、無事に避難できたとしても、避難所での災害関連死の事例が多く見られます。災害関連死を防止するためにも、避難所運営訓練を行う必要があります。

実際の発災当日は、飲み水や食料等は県民の自助努力ということですが、しかし、避難所へ命からがら逃げ延びた方々が食料や水を携帯しているか、疑問が残ります。

そこで、どのように救援物資を各避難所に配送するのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害の発生直後に必要な物資については、県トラック協会等の協力を得ながら、まずは県の備蓄品を各市町村の地域内輸送拠点に輸送するとともに、国からは食料や毛布等の物資が、被災地からの要請を待つことなく、プッシュ型で県の広域物資拠点に届くため、あらかじめ定めている配分計画に基づき、速やかに地域内輸送拠点へ配分いたします。

また、地域内輸送拠点から避難所までの輸送は市町村が担いますが、被災状況により市町村が対応できず、要請があった場合は、県が輸送手段を確保いたします。

今後とも、物資調達の図上訓練や総合防災訓

練等を通じて、関係機関との連携を図りながら物資輸送体制を強化してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

大災害のさなかでの救援物資の配送は簡単ではありません。統括監、プッシュ型の配送も一つの方法ですが、新たな自主避難所も含めて各避難所がどこにあるのか、こういった物資のニーズがあるのか、その要求をいち早く集約していかなければなりません。日頃からの県と市町村の連携構築が重要であります。

また、南海トラフ地震は、最大で29都府県に被害が及ぶことが予想されます。南海トラフ地震は規模が大き過ぎて、自衛隊は本県まで十分に手が回らないことが予想されます。私たちがかつて見た東日本大震災の災害復旧のように、自衛隊による限定された東北地方3県への集中支援とはいかないと言われています。その6分の1の数という説もあります。

すなわち、東海地方や四国地方など、甚大な被害が広域に及べば、本県への救援物資の支援が4日目以降のいつなのか、全く約束されたものではないというのが専門家の説です。

そういった意味でも、県内の避難所での災害発災当日用の飲料水や食料の備蓄状況を、市町村を通じて現状把握していくことが必要だと考えています。

さて、大規模災害での住民避難の際の重要な課題は、身寄りのない高齢者や障がい者などの避難困難者をどうやって介助して避難させるのか、これは簡単にできることはありませんが、各自治会で準備しておく必要があります。

そこで、市町村の個別避難計画の策定状況と、県として対策にどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県内市町村

の個別避難計画の策定状況は、令和6年4月1日現在、全部策定済みが3町村、一部策定済みが16市町村、未策定が7町であります。

昨年度、県内の全市町村を訪問し、計画策定の課題を聞き取ったところ、策定には、福祉専門職や民生委員など日常の支援者のほか、近隣住民など多くの関係者が連携する必要がある、調整が困難であることなどが挙げられました。

そのため県では、今年度はモデル的に、未策定自治体の計画策定の場に参加し、市町村と連携しながら関係者への制度周知や調整を図ることと策定を促進してまいります。

また、県外の先進自治体職員の派遣により、課題解決の助言をもらう内閣府の事業も活用し、市町村の支援を行います。

○川添 博議員 ありがとうございます。

統括監、市町村の個別避難計画の策定が遅れています。そもそも自治会や自主防災組織が避難訓練や防災訓練を実施することによって、地域内の高齢者や障がい者などの避難困難者を認識することができるのであって、そういった一連の防災活動が行われていなければ、誰が避難困難者かすら分かりません。市町村による個別避難計画の策定を県が早急に促していくべきです。

今回の能登半島地震では、直下型地震でもあったため、水道や下水道が損壊して、いまだに復旧していない地区もあります。本県の上下水道の耐震化の状況と県の取組について、水道を福祉保健部長、下水道を県土整備部長にそれぞれ伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 主要な水道管である基幹管路のうち、耐震性のある管路の割合を示しております耐震適合率は、令和4年度末において、全国が42.3%、本県が30.3%と

なっております。

県では、災害時においても水道水の安定供給を確保するために、国の交付金を活用し、市町村が行う水道施設の耐震化を推進するとともに、国に対しまして、交付金の採択要件の撤廃、交付率の引上げ及び財源の十分な確保を図るよう要望を行っているところでございます。

今回の能登半島地震では、耐震化の重要性が改めて認識されたところであり、県内における水道の耐震対策を強化・加速化するために、国や市町村と連携して取り組んでまいります。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内の下水道施設は17の市町村で管理されており、下水処理場に接続する管路など重要な管路の耐震化率は、令和4年度末で、全国が56.2%、本県が72.5%となっております。

下水道施設が被災すると、住民の健康や救援活動に重大な影響を及ぼすことから、必要な予算の確保に向けた国への要望や技術研修会の開催など、市町村と連携しながら、下水道施設の耐震化に積極的に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。上下水道の耐震化の予算は膨大な金額になることが予想されます。補助率の引上げ等、国への要望を強く行っていただきたいと存じます。

また、能登半島地震では、多くの木造住宅が倒壊いたしました。木造住宅の耐震化率の向上のために県はどのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 能登半島地震をきっかけに耐震化への関心が高い今、木造住宅の耐震化の取組をさらに進めていくことは大変重要です。

このため、従来の補助制度に加え、新たな取組として、今年5月からは、テレビ、新聞など

のメディアを活用した集中的な周知・啓発を行うとともに、専用の相談窓口における丁寧な対応やニーズに応じた戸別訪問などを展開しております。

これらの取組により、県民の皆様に耐震化の必要性や補助制度について広く知っていただき、耐震診断や改修工事につなげ、耐震化率の向上を図ることとしております。

今後も、県民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震化の推進に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

防災関連では近年、国土強靱化予算を使った河川の掘削等を実施していただいております。おかげで、豪雨時などにあふれる寸前であった河川が、流れがよくなり、増水が抑えられています。地域の方々からも高い評価をいただいています。感謝したいと存じます。

そこで、このような浸水対策をはじめ、これまでの県土整備部の国土強靱化対策の取組状況とその効果について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国土強靱化につきましては、平成30年度以降、国の3か年緊急対策や5か年加速化対策予算において総額で約1,000億円を確保し、河川の浸水対策や土砂災害対策、緊急輸送道路における橋梁耐震化や、のり面の防災対策など、様々な強靱化の取組を推進しております。

これらの成果としまして、令和4年の台風第14号では、過去の同規模の降雨量に対し、家屋の浸水被害の軽減や土砂災害の未然防止につながるなど、県土の強靱化は着実に進んでいると認識しておりますが、いまだその取組は道半ばであります。

今後とも、激甚化する自然災害に対応するた

め、必要な予算の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。部長がおっしゃるように、平成30年度以降、県土整備部において約1,000億円の予算を投じていただきました。しかし、その取組は道半ばであります。また、河川の掘削も長い間行わなければ、やがて土砂が堆積してしまうのが自然の摂理であります。

国土強靱化予算は、開始から7年が経過し、令和7年度までとなっております。河川が多い本県にとって、今後、想定を超える雨量も予想されます。国における国土強靱化予算の継続は、何としても強く要望していかなければなりません。

九州知事会長及び地方税財政常任委員長であられる河野知事におかれては、国に対して、改めて5年間の同額、同水準の国土強靱化の予算措置の継続を強く強く要望していただきたいと存じます。私たちも、政権与党である自民党本部に対して、再度繰り返し要望していかなければなりません。

今、人口減少・少子化対策として、国や県において様々な子育て支援を行っておりますが、巨額予算を子育て予算に注力しても、進学や就職等により、多くの若者が都会へ流出していきます。

そして、その地方を支えるべき若者たちは、残念ながら、東京圏などで就職して定住した後は、住民税や所得税を東京都等に納付します。これは、地方としては、費用対効果からいっても全く割に合わない話です。

政府が防災関連のハード整備等の予算措置を災害が多い地方へ厚くするのは当然であり、地方の存続のための最低限の義務と考えます。

そこで、国土強靱化 5 か年加速化対策後も切れ目のない県土の強靱化を進めることが重要だと考えますが、知事の意気込みを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 毎年のように発生します風水害や、近い将来、発生が危惧されております南海トラフ地震、さらには 1 月の能登半島地震の被害を踏まえ、災害リスクの高い本県におきまして、高速道路をはじめとする道路のネットワーク整備や、社会インフラの老朽化対策、耐震対策など、県土の強靱化を今後とも継続的・安定的に推進する必要性を痛感しております。

このため、先月末に行いました本県としての「国への提案・要望」では、5 か年加速化対策後の実施計画となります実施中期計画を令和 6 年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保するよう強く訴えてきたところであります。

今後、九州地方知事会長の立場として、さらには国土強靱化推進会議の地方代表委員として、さらには地方税財政常任委員長の立場もございします。こうした立場を最大限に生かしながら、必要な財源確保と本県への重点配分を国に訴えるとともに、私が先頭に立って、県民の命と暮らしを守ることを最優先に、県土の強靱化に全力で取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ実施中期計画の早期の策定をよろしく願いいたします。要望いたします。

また、再度申し上げますが、人口減少が加速する地方において、せめて県民の命を守る防災予算の確保と防災対策へ全力で取り組んでいただきたいと存じます。

さて、話題を替えまして、令和 9 年に開催が予定されております国民スポーツ大会と全国障

害者スポーツ大会についてでございます。

先日、日本スポーツ協会の国スポ委員会において、国スポ大会の宮崎での開催と会期が了承され、来月の理事会における審議後、正式決定されとのことであります。前回の宮崎国体から 48 年ぶりの本県開催であります。

昨年から常任委員会の視察で、開会式が行われる新陸上競技場、そして新体育館、新プールを、それぞれ建設中ではありましたが、視察させていただきました。

さて、この国スポ開会式では、選手と関係者を合わせて約 2 万人が参加する予定と聞いております。多くの来県者が見込まれます。昨年行われた鹿児島国体の総合開会式、閉会式及び各競技会に参加する選手・監督、役員の宿泊において、鹿児島県内の宿泊施設では数が賸えず、県外の宿泊施設に泊まって参加することになったと聞きました。

開催準備に向けて、宮崎国スポ・障スポ局におかれては、先例を参考にしながら周到なシミュレーションをつくって進めていかれると存じますが、そもそも本県の宿泊施設の数で足りるのか、大変心配しております。多くの来県者が見込まれる中で、国スポ大会参加者の宿泊対策についてどのように取り組んでいくのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポ大会期間中は、全国各地から多くの参加者の宿泊が見込まれております。

まずは、おおよその見通しを立てるため、令和 4 年度に行った宿泊施設の基礎調査における受入れ可能な客室数を基に、昨年度、先催県の選手・監督、役員の数で割り振りを行ったところ、一部県外を含む県内の広域の宿泊でおおむね対応できる見込みとなりました。

今年末の競技ごとの日程決定や大会前年の参加人数調査などにより、今後、実際の宿泊者に近い数字が段階的に判明してまいりますので、それに合わせて宿泊の割り振り計画の精度を高め、今年度行う宿泊料金案の算定や配宿システムの構築とともに、万全な宿泊対策に努めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ万全の準備をお願いいたします。

次に、国スポの後に開催される全国障害者スポーツ大会についてであります。

様々な障がいを持っている選手たちも県内の宿泊施設を利用することになります。昨年の鹿児島大会に参加した関係者から、宿泊施設の対応が健常者仕様のままで、とても不便を感じたという話を聞きました。

例えば、車椅子の方にとっては、浴室のタオルが置いてある場所が高ければ、手の届く低いところに置いてほしいとか、目の不自由な方にとっては、歯ブラシやひげそりなどのアメニティーが1か所に固めて置いてあるより、あえて間隔を空けて置いてあるほうが分かりやすいそうです。

また、食事については、鹿児島国体では弁当が多かったそうですけれども、アレルギーを持っている方はビュッフェ形式のほうが食事を取りやすいということでありました。また、各競技施設には、車椅子のレンタルがあると助かる場面が多いそうであります。なかなか細かい配慮が行き届かなかったのでしょうか。

宿泊施設における障スポ大会参加者への対応について、今後どのように準備を進めていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 障スポ大会参加者にとって、宿泊施設での対応は

大変重要であると考えております。

そのため県では、宮崎大会への準備に向けて、毎年、障スポ大会参加者等に宿泊・交通のアンケートを実施しているほか、令和4年度には、宿泊施設に対して、スロープの有無などに関する調査を行ったところであります。

さらに来年度以降は、車椅子利用者による宿泊施設の現地調査を行い、ドアストッパーやシャワーチェアの配置など具体的な対応を検討するとともに、障がいの特性に応じた配慮に関する研修を行うなど、ソフト面の対策も計画しております。

これらの取組を通じて、大会参加者が安心して競技に臨み、十分に実力を発揮することができるよう、しっかりと準備を行ってまいります。

○川添 博議員 せっかく本県に来ていただくので泊まっていただくのですから、本県の持ち味である微に入り細に入り、おもてなしの心で迎えてあげたいですね。そして、障がい者との共生社会をアピールするチャンスでもあります。先例を参考にして周到な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、宮崎国スポに向けた競技力の向上については、全種目において競技力の底上げを図ることはもちろんですが、特に私は少年種別の飛躍に期待しております。

現在の中学3年生が、3年後には高校3年生となって少年種別の中心的な戦力となり、この世代の強化が大変重要となってまいります。

そこで、少年種別における競技力向上の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 少年種別の競技力向上につきましては、これまで

も、競技成績が高い中学校を競技力向上拠点校、高校を競技力強化指定校として強化を図ってまいりました。

加えて、令和4年度から、宮崎国スポで少年種別の主力となる小学生から中学生までの世代をターゲットエイジとして設定し、強化合宿や遠征に要する経費などの支援を行い、強化を進めております。

今年度からは新たに、宮崎国スポ代表候補としての自覚を促すため、ターゲットエイジの659名に対し、強化選手の指定証を交付するとともに、支援の充実を図ったところです。

今後とも、宮崎国スポに向け、関係機関や競技団体との連携を図りながら、少年種別全体の競技力の底上げにつながるよう取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。また、指導者の育成も急務であり、躍進の鍵となりますので、併せてよろしくお願いいたします。

次に、その国スポの複数の競技会場になっております私の地元、木花の総合運動公園は、指定管理者によって運営されております。

置県80周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合運動公園も、既に50年以上が経過いたしました。最近の利用状況や収支はどのようになっているのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合運動公園は、昭和46年の開園以来、県民スポーツの振興拠点として、またフラワーフェスタなどのイベント会場として、多くの県民に親しまれてきました。

運動公園有料公園施設の利用状況につきましては、直近の令和5年度で約94万人となっております。

り、コロナ禍の令和2年度の約47万人と比較すると約2倍に回復しておりますが、コロナ前の水準には戻っていないところであります。

次に、指定管理者の収支状況につきまして、令和5年度実績で収入額が4億4,131万円、そのうち利用料金収入額が1億1,238万円、それに対して支出額は4億3,779万円であり、光熱費の高騰等、厳しい状況にありましたが、物価高騰対策の補填等により、収支は約352万円の黒字となっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。多くの県民の方が武道館やテニスコート等を利用していただいているのは承知しております。また、建設が予定されています屋内型テニスコートでの将来の国際大会の誘致の可能性もございます。そして、今年の9月には、サンマリスタジアムにて日向坂46のライブが行われます。これは私は大きな転機だと感じました。

総合運動公園の存在意義と利用目的は、県民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて、心身ともに健全で健康な体をつくることを目的としています。したがって、イベントへの貸出しはあまり行われてきませんでした。ぜひほかの競技施設の利用者には十分に配慮した上で、イベントへの利用にも広げていただきたいと存じますが、今後の活用について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 運動公園内の各施設につきましては、国スポ・障スポ大会の会場や練習拠点施設として整備され、また、スポーツ観光プロジェクトでは、世界レベルのキャンプ・大会の誘致に向け、施設の質を高めるための改修等が進められております。

県教育委員会といたしましては、施設の充実に伴い、利用者の満足度がより高まるよう、適

切な運営に努めてまいります。

また今回、ひなたサンマリスタジアムにおいて音楽ライブが開催されることとなり、運動公園内各施設の活用の幅はますます広がったものと考えておりますので、今後も様々な活用ニーズへの対応を検討してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ柔軟で前向きな御検討をお願いいたします。

そのサンマリスタジアムでは、長年プロ野球の読売ジャイアンツが毎年キャンプを行ってきております。そこで、県が掲げているスポーツ観光プロジェクトについて伺います。

これは、プロ野球、Ｊリーグのサッカー、そしてプロラグビーのキャンプ数を、令和８年度までの３年間で現在の２位から１位にするという成果指標を掲げたプロジェクトであります。本成果指標は、令和４年度実績を基に設定されたとお聞きしており、現在の１位は沖縄県と聞いております。

そこで、令和５年度のプロスポーツキャンプ数の実績について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 令和５年度のプロスポーツキャンプ数の実績につきましては、県の調べで、プロ野球１軍のキャンプが５チーム、Ｊリーグのキャンプが２０チーム、ラグビーリーグワンのキャンプが６チームであり、全体で３１チームとなっております。

沖縄県は全体で４１チームとなっており、依然として本県は全国２位となっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。Ｊリーグなども、リーグのシーズン期間の日程が変わる予定とも聞いております。本県がキャンプに好条件であることは申し上げるまでもありません。

プロスポーツのキャンプをはじめとして、野球の日本代表である侍ジャパンのキャンプなど、日本代表のチームも来てくれることにより、多くの来県者が見込まれ、本県に光が当たり、本県の魅力を発信できます。そのことにより、本県のブランド力の向上につながり、多くの社会人や大学生等のアマチュアスポーツのキャンプの増加にもつながると思います。

県は、具体的にどのような取組を実施して、プロスポーツキャンプ数全国１位という成果指標を達成するのか、河野知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県ではこれまで、プロや国内外の代表など、多くのトップアスリートのキャンプ・合宿を受け入れておりまして、「国際水準のスポーツの聖地」としての地位を着実に築いてきております。

現在合宿中のラグビー日本代表からもお声があったトレーニングセンターについて、国際水準の施設だと、そのような評価もいただいて、大変手応えを感じているところであります。

私としましては、プロスポーツキャンプ数全国１位を実現して、この地位をさらに確固たるものにしていきたいと考えております。

そのためには、プロジェクトの柱であります「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」「戦略的・計画的なハード整備」、そして「県内全域のスポーツ環境の充実」に基づく施策にしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

具体的には、プロ野球やＪリーグキャンプの誘致、受入れを行う既存の組織に加えまして、ラグビーリーグワンキャンプの新たな組織を発足して、誘致、受入れ体制を強化したところであります。

また、本プロジェクトの期間中に、県総合運

動公園内の施設改修等を重点的に実施するほか、市町村の施設や資機材に加え、宿泊施設の改修等にも支援を行うなど、スポーツ環境のさらなる充実化にも全力で取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ本県の強みを生かして取り組んでいただきたいと存じます。

折しも今議会に、JRのICカードの利用可能エリアを拡大する事業案が出ています。木花駅や運動公園駅も含まれます。多くの来場者の利便性に資すると思います。

今回の質問では、大規模災害対策やスポーツランドへの本県の取組について伺っています。申し上げるまでもなく、災害時の被災者の治療や、スポーツキャンプ等でのアスリートたちには、けがが付き物であります。そういう事態でも、大きな役割を果たすのが県立病院であります。今年度は、赤字補填の資金繰りのために、県は50億円の貸付けを行う予定であります。

そこで、4月より、日隈副知事をリーダーとして、県立病院事業点検プロジェクトチームも立ち上がりました。令和12年度には赤字から脱却し、黒字化を達成して、50億円の借入れの返済を開始する計画とのことですが、経営改善の取組状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 病院局では、本年3月に改定した経営計画に基づき、収益確保と費用節減等に取り組んでおります。

具体的には、収益確保のため、コンサルタントを活用した診療報酬制度への適切な対応、地域の医療機関との連携強化による病床の効率的運用などを、費用節減のため、昨年度から、専門家を活用した医薬品の価格交渉、宮崎大学を

含む診療材料の共同物流管理などを進めております。

また、各病院の取組として、延岡病院で、心臓脳血管センターと外来化学療法室を拡充し、運用を開始したほか、宮崎病院では、がんセンターの設置に向けた取組を行っています。

さらに日南病院では、病床削減を伴う病棟再編に取り組むとともに、日南串間医療圏における各公立病院等との機能分化について、関係機関と具体的な協議を進めてまいります。

○川添 博議員 県病院の経営では、不採算医療や医師確保等、様々な特殊な要素があることは承知しております。しかし、県民の命を守る県立病院の使命を考えると、相当踏み込んだ改革もやむを得ないところであります。

今月改定されました診療報酬の上げ幅は、本体部分が0.88%引上げ、薬価部分が1%の引下げとなっており、全体ではマイナス改定となっています。病院経営に与える影響について、今後も注視して、次回の質問につなげていきたいと存じます。

最後に、新燃岳や硫黄山の災害に直面した指定管理者の施設について伺います。

宮崎に來られて時間がある方にお勧めしたいのが、本県唯一の国立公園で、霧島錦江湾国立公園内にあるえびの高原であります。そこに県営国民宿舎えびの高原荘があります。現在、指定管理制度にて運営されております。

現在もアクセス道路の一つである県道1号線が、火山性の有毒ガスの影響を考慮して、平日と、濃度によっては土日も通行止めとなっております。今年度からは、新たな指定管理者が決まり、ホテル経営を継承しています。コロナの前から赤字が続いていて、誘客を増やして経営を黒字化させることが最大の課題であります。

3月まで指定管理で入っていた会社の代表の方から伺ったのは、国立公園ならではの環境や動植物の生態系へ配慮した規定があり、ホテル周辺での例えば開発行為を伴うアクティビティー等は制限されており、誘客の活動に限界を感じたとのことでありました。環境省との協議も進まなかったとのことでした。利用促進を図るためにどのような取組を考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） えびの高原荘の利用促進に向けて、県では、効果的な情報発信により、自然豊かなえびの高原の魅力を広く伝えることで、さらなる誘客を図るとともに、旅行会社に対して、当施設を活用したツアー造成の働きかけなどを行うこととしております。

また、指定管理者におきましても、周辺の自治体や施設等と連携しながら、自然を生かした体験プログラムの開発や、今月から地元食材を活用した新メニューの提供を行うなど、付加価値の高い魅力的な宿泊プランの造成に取り組んでおります。

えびの高原荘は、観光客を県内へ広く周遊させるための重要な拠点施設でありますことから、引き続き指定管理者等と連携し、利用促進を図ってまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

今回の質問は、大規模災害から始まり、国スポーツ関連での競技施設について伺いました。

申し上げるまでもなく、これらの体育館等の施設は、災害時には避難所に指定されている場所であります。また、新陸上競技場は、災害時の救援物資の集約拠点となります。プールの水は、生活用水や飲料水に転用できる可能性があります。そういった意味でも、巨額の県の予算

を投じて建設していますが、必ず災害時にも対応できる施設であることを申し上げたかったわけであります。これからも、微力ですが、引き続き大規模災害対策には取り組んでまいりたいと存じます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手） 脇谷のりこです。今回も傍聴にお越しいただいている皆様、そしてネット配信で御覧いただいている皆様、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、宮崎県ひとり親福祉連合会に行って、ひとり親、特にシングルマザーの生活状況を見てきました。

今はどの業界も人手不足で、賃金アップしなければ人が来てくれないという社会状況ですから、需要の多い介護やサービス業においても、正社員で月1万5,000円ほどアップしており、非正規でも時給1,000円以上になっているそうです。それでも年収は200万円台、しかも物価高ですから、給料は上がっているのにプラス・マイナス・ゼロ、食べ盛りのお子さんのいる家庭では食費がとても家計に響いているそうです。さらに光熱費が上がれば、この先もっと心配だと。

今、為替の円安で、外国の債券や株の投資でもうけている人もいるでしょう。大企業や外国を相手にしているグローバル企業では、大幅な賃金アップが実現できています。宮崎県内の帝国データバンクの調査によれば、24年度の企業業績見通しでは20%が増収増益となりました。業種によっては景気のよさを実感されている方もおられる一方で、一生懸命働いても資材・燃

油高騰でなかなか収入が増えない第1次産業の方々もおられます。実際は二極化になっているのではないのでしょうか。

ある宮崎県の金融関係の方とお話をしましたら、今はM&Aの相談が多いとのこと。後継者がおらず、しかも人手不足、物価高、人件費の高騰などで経営が継続できなくなった事業者と、県外の大手企業とのマッチングをするそうですが、高齢の経営者ばかりでなく、現在は若い経営者も多く、今後、会社が経営難に陥るよりは、価値を少しでも高く評価してもらえ、現時点で売却したいと言われるそうです。

この先、日本経済が強くなるとは限らず、特に中小企業にとっては、人手不足で先行き不透明ですから、県外の大手企業に買収されることで従業員が守れるということなのだと思います。

知事は今、県内の経済をどのように捉えておられるのでしょうか。また、県民の皆さんの暮らしの安心の確保にどのように取り組んでいかれるか、見解をお伺いします。

この後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

コロナ禍等からの社会経済活動の正常化が進む中で、本県におきましても、企業の生産活動や個人消費の回復も見られるなど、県内経済は全体として緩やかに持ち直しの動きが続いております。

一方で、人手不足の深刻化や賃上げ・価格転嫁に苦慮する中小企業等の皆さん、また、生活必需品の値上がりや長期にわたる実質賃金の低下等の影響を強く受けている社会的に弱い立場にある方々などから、私も県内を回る中で様々な声を伺っており、地域経済や暮らしを取り巻

く厳しい状況も認識しているところであります。

県としましては、引き続き、成長産業の育成や産業人材の確保、若者・女性が働きやすい職場づくり等を通じて、経済の活性化や県民の所得向上を図りますとともに、ひとり親世帯等の生活困窮者への支援、医療・介護従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの処遇改善等にもきめ細かに取り組み、誰もが暮らしの安心を実感できる県づくりを進めてまいります。以上であります。[降壇]

○脇谷のりこ議員 ちょうど10年前の2014年に、国が地方創生を掲げ、東京一極集中の是正を示し、大学の地方移転や企業の本社移転の促進、政府関係機関の地方移転などを政策として挙げていましたが、全部絵に描いた餅になっています。

5月に宮崎で将来世代応援知事同盟サミットが開催されました。私も傍聴に行きましたが、25府県のうち18人の知事や副知事の熱い議論をお聞きして、各知事の地方創生にける思い、人口減少対策として考え得る全てのことにチャレンジしながら、なかなか効果が得られないことに、いら立ちや、やるせなさなどを感じ取ることができて、とてもよかったです。

参加知事の多くは、東京一極集中に対する是正がなされていないことに憤りを持っておられました。ある知事は、「国が腹をくくって社会全体の取組をしなければ解決は無理だ」と強い口調でおっしゃっていました。

河野知事は、宮崎サミットでの知事たちの発言にどのような印象を持たれ、開催県知事として今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先月開催されました有

志知事による宮崎サミットにおきましては、参加した各知事から、東京一極集中是正を含む人口減少対策などについて、それぞれの地域を預かる知事としての強い危機感から、とても熱い思いが込められた意見というものが相次いだところであります。

これまで各自治体が社会減・自然減対策に真剣に取り組み、一定の成果はあったものと考えておりますが、それでもなお少子化・人口減少が急激に進行し、東京一極集中に歯止めがかからない状況がございます。

各知事が発言した、現在我々が置かれた状況に対する切迫した危機感や、国がこの問題に真正面から向き合い、戦略的に取り組む必要性というものは、私の思いと一致し、意を強くしたところであります。

このため、サミットで取りまとめた緊急アピールを国の政策に反映させるため、サミット後速やかに、同盟を代表いたしまして、私が政府・与党関係者への精力的な要望活動を行ったところであります。

今後は、サミットの成果を本県や九州地方知事会の取組にも生かすとともに、全国知事会における人口減少対策の議論をさらに強いものとし、そして国を突き動かす、そういう思いで引き続き積極的に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 東京一極集中是正については、偏在是正措置を強化すべきではないかと多くの知事が言われています。地方税財政常任委員会の委員長である河野知事には、もっと強く働きかけていただきますように、よろしくお願いいたします。

続いて、人口減少・少子化への県の対策について、2点提案させていただきます。

合計特殊出生率の最新のデータで、宮崎県が

長崎県と同率の1.49になってしまいました。人口減少まっしぐらですが、宮崎県が1.8を掲げて、少しでも出生数を上げたいという思いは分かりますから、なるべく高い目標を立てることには何の異論もありません。

しかし、子ども・若者プロジェクトの事業の中の一つ、出会いの創出である大規模婚活イベントを開催するという事業には納得がいきません。

私は、20年ほど前には、市町村やJA、青年団主催で、県北から県南まで婚活イベントの司会を何度もやってきました。イベントは楽しく、カップルもそれなりに何組か成立しますが、イベントを実施したという結果だけで、ほぼ効果は見られませんでした。

結婚したい人は、今はマッチングアプリもありますし、県の結婚サポートセンターに登録して、何度もお見合いができます。民間の結婚相談所では、出会いイベントが毎週のように行われていますし、お見合いのプロがマッチングさせてくれます。

このような中、国庫補助があるにせよ、県の一般財源も入れて総額約7,000万円、大切な県民の税金を使ってまで行政が大規模婚活イベントをすることに意義があるのかと問いたいのです。

しかも、この事業の成果指標が「イベントの登録者数1万人を目指す」です。イベント登録者数が多くなれば結婚に結びつくのでしょうか。私はそう思いません。

先日の知事同盟サミットでは、京都府知事が「子育て環境日本一を目指してお寺での婚活パーティーを開催していたが、結局効果が見られなかったのもので、戦略を改定することになった」とおっしゃっていました。

最近は、結婚しても子供を産まないという選択をする人も多くなりました。そこで、官製婚活に力を入れるより、既に出産している人、つまり第2子、第3子以上の出産を応援していくほうが、合計特殊出生率は上がるのではないかなと思うのです。

男性の育休取得や男性の家事・育児参加が第2子以降の出産につながるというデータがあります。企業や社会全体で育児支援をすることが多子家庭の増加につながります。

県内どこにいても同じサービスが受けられ、多子になればなるほど充実した支援金が受けられるようにしたほうが効果があるのではないのでしょうか。

少子化対策として、結婚支援より第2子以降を持つことへの後押しに力を入れるべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、全国と比較しますと、第2子以降の出生割合が大変高い状況にあります。県民が理想とする子供の数と実際の合計特殊出生率には、まだまだ開きがあることから、それぞれの家庭が希望する数の子供を持てるよう後押しすることは、少子化対策として大変重要と認識しております。

このため、子ども・若者プロジェクトにおいても、「第2子以降の出産希望の後押し」を方向性の一つに掲げ、男性の育児休業取得支援などに取り組んでいるところであります。

一方で、欧米諸国と比べまして出生に占める嫡出子の割合が高い我が国では、未婚化・晩婚化が出生数の減少に大きく影響しますことから、出会い・結婚支援も少子化対策として欠かすことができないと認識しております。

本県は、コロナ前の婚姻数が年間約4,600組でしたが、コロナを経て、これが3,500組

に激減しております。子供の数の減少にもこれが直結する、何とかそれを反転させたいと、そういう思いでございます。

少子化問題は、県民が安心して暮らせる地域社会を維持する上で待ったなしの課題でありまして、妊娠・出産期に限らず、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要と考えております。どちらかを選択ということではなしに、全てにわたって切れ目なく対策を打っていくことが重要と考えておりまして、今後とも各種施策の充実・強化を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 結局婚活イベントの実施はされるのだと思いますけれども、しっかりとPDCAを回していただきたいと思います。効果を得られなかった1万人の登録者数で終わりというふうにならないようにしていただきたいと思っています。

続いて2点目です。少子化対策にはジェンダーの視点が必要だということです。

結婚した後も仕事は続けたい、プライベートも楽しみたいと考えるのは、男性も女性も一緒です。ところが、結婚して出産すると、女性は人生設計が変わってきて、自分の思いどおりにならないわけです。その気持ちが分からない男性たちは言います。「子供を産んで、その後、好きなことをすればよいじゃないか」と。でも、子供を産んだだけでよければそれでよいのですが、その後、ずっと子育てしていかなければならないのは女性のほうです。

男性が結婚することは、自分の人生の通過点であり、人生設計が全く変わってくるわけではありませんが、女性は違います。結婚も出産も仕事も好きなことも全部やりたいと思うことはぜひいたくでしょうか。それが当たり前の社会になってもらいたいです。

人口減少対策、少子化対策についての政策決定者は、ほぼ男性です。ジェンダーの視点がなければ、出産して子育てする女性の気持ちが政策に反映されないということです。

先月の知事サミットで、滋賀県の知事が「少子化対策はジェンダーの問題だ」とおっしゃっていました。「知事、副知事が全員男性という状況をいかに変えていくか。そういった視点を持ちながら議論すべき。滋賀県では2名の副知事のうち1名は必ず女性を登用している」とお話しされました。

宮崎県では、少子化対策の立案に当たり、女性の意見をどのように反映させているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 少子化対策を立案し、これを推進していく上では、子供・若者はもちろんのこと、女性をはじめ子育て当事者や関係団体など、子供・子育てに関わる様々な方々の御意見を取り入れていくことが大変重要であると考えております。

特に近年、女性の社会進出が進みまして、暮らし方や働き方が多様化している中、女性の状況やニーズをしっかりと把握することの重要性は、さらに高まっているものと認識しております。

このため、委員の3分の2が女性であります宮崎県子ども・子育て支援会議におきまして、毎年度、子供・子育て支援に係る取組に対する御意見を伺っておるところでございます。

さらに今年度は、本県のこども計画を策定いたしますことから、20歳代から40歳代の女性の方々を対象にいたしまして、結婚や子育てに関するアンケートを実施することといたしております。

○脇谷のりこ議員 審議会に女性を入れても、

結局のところ、決定は男性ということなのですから、女性の意見をしっかりと取り入れていただくようお願いいたします。

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和です。仕事も生活も充実させることができるよう、官民一体となって取り組んでいます。が、まだまだ道半ばと感じます。

安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育て、または介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られるからです。

令和4年の宮崎県における母子世帯は1万4,098で、父子世帯が1,214、合わせて1万5,312世帯となっており、総世帯数に占める割合は、母子世帯が約3%、父子世帯が0.3%です。

仕事をしながらの育児についての相談がありました。子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けたあかしである「くるみんマーク」を取っている企業があるからと入社したものの、社長は一定の理解があるにもかかわらず、一緒に働いている同僚の理解がなく、会社の中で孤立してしまうということでした。

これはシングルマザーに限ったことではなく、共働き夫婦でも、結局は母親である女性のほうが休みを取って、病気の子供のためにお迎えに行ったり、病院に連れていったりしなければならないわけで、子育て世帯にとって同僚の無理解は、とても精神的にきついものがあります。やはりワーク・ライフ・バランスは、企業に働く全員の意識が同じ方向に向いていないと実現できないのだと痛感しています。

企業の経営者が我が社は働きやすい職場だとPRすることも大切ですが、そこに働く全員の

人が働きやすい職場環境が整っていることを実感することが重要であると思います。

県は、企業などにおける働きやすい職場環境づくりの推進に向けてどのような取組をしているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 誰もが安心して働き続けていくためには、仕事と生活の調和が実現できる職場環境づくりを促進することが重要であると考えております。

このため県では、経営者による「仕事と生活の両立応援宣言」の登録と、具体的な宣言内容の従業員への周知を促すとともに、年次有給休暇や育児休業の取得実績等において、特に優れた取組成果が見られる企業等を「働きやすい職場「ひなたの極」」として認証しており、経営者と従業員が一体となった取組を促進しております。

また、県内企業への働き方改革アドバイザー派遣による助言や講演会なども行っており、引き続き、宮崎労働局等の関係機関とも連携しながら、県内企業等における誰もが働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 続いて、学校給食の存続についてお伺いします。

宮崎県学校給食会にお聞きすると、現在、学校給食人数は令和6年度で9万6,161人で、児童生徒数の減少により、昨年度から1,555人減少しています。

今一番の課題は、学校給食用のパンを加工する工場が、30年前は県内に27社、10年ほど前は10社、2年前に日南市と宮崎市内にあった製パン工場2社が撤退されて県内6社になり、供給がとても難しくなったということです。

南那珂地区は工場がゼロとなってしまったので、令和4年からは都城市にある工場で製

パンをしてもらい、学校給食会がトラックや人員を補充して、日南・串間の小中学校まで配送業務を行っているそうです。ですから、週2回のパンの日が月2回になりました。

学校給食の製パンは、普通の私たちが食べるパンと違って、小中学生の体に応じてグラム数も材料も違ってきますから、手間もかかり、人手も要るわけです。機械の老朽化と人手不足、そして後継者不足もあり、比較的小規模な製パン工場は経営的にも厳しいということですから、急に撤退されても致し方ありません。

米飯についても、民間工場の委託のほか、自校給食や給食センターで作られますが、佐土原町の小中学校に供給していた宮崎市の工場が2年前にやめられたので、慌ててほかの米飯工場を当たり、やっと都城の工場が炊いてくださることになり、県学校給食会が都城から佐土原町へと配送することになったそうです。県学校給食会の御苦勞はいかばかりかと思います。

このように、学校給食の供給が綱渡りの状況では大変心配です。県は学校給食におけるパンや米飯の安定供給についてどのようなお考えでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであることから、主食であるパンや米飯の供給の安定化を図ることは大変重要であると考えております。

また、パンや米飯の供給の要としまして、学校給食会が日常的に活動されており、供給に課題が生じた際には迅速な対応を取っていただいております。

県教育委員会といたしましては、不測の事態も視野に入れながら、学校給食会と協議を行い、パンや米飯の安定供給に向け、市町村に対

し、適切な情報提供を行ってまいります。

○脇谷のりこ議員 よろしくをお願いします。

今、国は米粉の利用拡大支援策を出しています。学校給食でも米粉パンは子供たちに大人気で、現在は、原料となる宮崎県産米を熊本製粉に送り、グルテン、つまり小麦粉を混ぜた米粉ミックスを作ってもらっているそうです。単価は小麦粉パンより 9 円から 20 円も高くなるので、米粉パンは学校給食には月 1 回くらいしか出せないということでした。

また、県産の小麦を使用したパンも令和 6 年から始めており、まずは従来の外国産小麦に宮崎県産小麦を 5 % 混ぜた小麦粉を使用しているそうで、将来的には 100 % 県産小麦を使用したパンを提供したいということでした。

県産の米粉用米と小麦の学校給食への供給状況と、生産振興に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県産米粉用米は、県内の学校給食では、主にパンの原料として利用されており、学校給食会と J A 宮崎経済連等が連携して、給食需要に応じた生産・供給が行われております。

一方、県産小麦につきましては、現状では学校給食への供給はごく僅かであり、これはパンに適したたんぱく質含量が高い小麦の生産が限定的であるためと考えております。

このため、延岡市と小林市をモデル地域として、小麦の品種や栽培に係る試験を行っております。

県としましては、引き続き、県産米粉用米及び県産小麦の生産拡大や供給体制の構築に向け、関係機関と連携の下、取組を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 学校給食は毎月納められる

給食費から献立を決めていくことになりますから、未納や滞納があると安い食材にしなければならなくなります。さらに、米飯やパン工場からも、採算が合わないからと急に供給をやめられても仕方ありません。

だからこそ給食費を無償化してほしいのです。無償化されることで、子育てで困っている保護者も助かり、子供たちに必要なバランスの取れた献立を安定的に提供できるということになります。

保護者が経済的に困難な場合は、就学援助制度があり、給食費も補助されますが、補助までは至らない所得の保護者が大変なのです。1 人の子供で月約 4,500 円から 5,000 円、2 人以上になると給食費だけで家計を圧迫します。

県のホームページにある「県民の声」に、こんな提言がありました。「物価上昇によって家計が大変苦しい。少子化対策の一つとして給食費の無償化を検討してほしい」と。

現在、県内では、10 市町村が完全無償化、9 市町村で半額補助や一部補助、第 2 子以降の補助などを実施しています。都城市や延岡市は検討中、宮崎市は多額の予算が毎年必要になるので補助できないとのことでした。

学校給食法の第 11 条、「経費の負担」の項目に「施設・設備や運営に要する経費などは市町村や県が負担する。学校給食費は児童生徒の保護者の負担とする」とあります。

国は、人口減少対策、少子化対策に力を入れていると声高に言っていますが、学校給食費を保護者だけに押しつけています。これで少子化対策を本気でしようとしているのでしょうか。

令和 5 年度から物価高騰に対応した重点支援地方交付金を出して、各自治体に小中学生の保護者の負担を軽減するための学校給食費等の支

援をするよう勧めています。国が本気で少子化対策に取り組もうとするなら、交付金ではなく、学校給食法を改正して、全国一律に無償化すべきです。

今、市町村ごとにばらばらでやっている給食費の無償化ですが、県はどのようにお考えでしょうか、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、国におきましては、学校給食費無償化の実現に向けて、課題の整理及び具体的方策の検討を行うために、各自治体における取組の効果検証や、学校給食の運営に係る経費負担の在り方について、調査研究が進められております。

また、これまで各市町村におきましては、学校や地域の実情、社会状況等を踏まえた上で、補助も含めて判断がなされてきたものと認識しております。

県としましても、保護者の負担軽減が効果的に行われるよう、市町村に対し、給食費補助の情報提供や担当者会における情報交換等を行ってまいりました。

しかしながら、子供・子育て支援においては、財政力などに応じて地域間の差が生じないよう、一時的な措置ではなく、長期的な視点での切れ目のない支援として、国の責任と財源による制度設計が必要であると考えております。

したがって、学校給食費無償化の実現に向けまして、全国知事会等あらゆる機会を通して、国に要望してまいります。

○脇谷のりこ議員 おっしゃるとおりだと思います。ぜひ国に強く要望をお願いいたします。

続いて、マイナンバーカードの健康保険証利用についてです。

今年12月2日から現行の健康保険証は発行されず、マイナ保険証を使用することになります

が、県のマイナンバーカードの保有率及びマイナ保険証の利用率についてお伺いします。また、その利用率について県はどう考えるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 今年4月末時点におけるマイナンバーカードの保有率は、全国平均が73.7%であり、本県は81.5%と全国第1位でございます。

また、マイナ保険証の今年4月の利用率は、全国平均が6.56%であり、本県は9.05%と全国第7位となっております。

県民の多くがマイナンバーカードを保有している一方で、マイナ保険証の利用が進んでおりませんことから、さらなる利用促進を図る必要があると考えております。

○脇谷のりこ議員 独り暮らしの高齢者などデジタルに不得意な人たちや、マイナンバーカードをどうしても信用できない人などに対しては、現行の健康保険証が廃止された後、どのような対応をしていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証をお持ちでない方や、登録がお済みでない方等につきましては、資格情報などが記載された資格確認書が各保険者から交付されることになっております。

この資格確認書を医療機関等の窓口で御提示いただきますことで、これまでと同様に受診することができます。

○脇谷のりこ議員 マイナ保険証を使うことで医療費が安くなったり、高額療養費の限度額を超える場合は免除になったりと、多くのメリットがあります。確定申告時の医療費控除申請もとても簡単です。そういったメリットを県民の多くが知らないのではないかと思います。ま

た、診療所や薬局などの窓口で積極的に声かけしてくださっているのでしょうか。

マイナ保険証の利用促進のために、県民への積極的な広報や医療機関等への働きかけが重要かと考えますが、県の見解を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証の利用促進につきましては、国において5月から7月までをマイナ保険証利用促進集中取組月間と位置づけまして普及啓発を行っており、県もホームページ等での広報を行っております。

また、県内の各保険者や医療関係団体が構成員となっております保険者協議会におきまして、利用促進に向けた積極的な取組を行っていただくように協力を依頼いたしております。

今後も引き続き、マイナ保険証の利用促進のため、県民への積極的な広報や医療機関等への働きかけを行ってまいります。

○脇谷のりこ議員 続いて、宮崎海岸の浸食対策についてです。

宮崎海岸の浸食対策については、石崎浜河川区域を除く全長約7キロメートルを国の直轄事業で行っています。

地元住民をはじめ、漁業者やサーファー、アカウミガメの保護団体などの方々との意見交換や情報共有の場である市民談議所を開催し、今年で50回目を迎えました。私も数回参加しているのですが、専門家とともに、国、県、市の担当者が一堂に会し、長時間の勉強懇談会を開催されていることに敬意を表します。

浸食対策を実施しないと20年後には砂浜が消失してしまうこと、養浜のみでの対応は困難であると判断され、最初の計画では、300メートル、150メートル、50メートルの3本の突堤を設

置するとのことでしたが、海岸利用や環境への影響を考えて、75メートル、50メートル、50メートルの3本になってしまいました。

現在の宮崎海岸侵食対策事業の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎海岸につきましては、平成20年度から国により浸食対策が進められており、岸から海に向かって延びる突堤や護岸の整備のほか、人工的に砂を入れる養浜が実施されております。

令和5年度までの進捗率は、事業費ベースで約5割と伺っており、具体的には、突堤は3基の計画のうち1基が完成し、護岸については、延長2,700メートルの埋設護岸が完成しており、養浜については、継続して実施されている状況であります。

このような中、今年3月、国、県、学識経験者等で構成される宮崎海岸侵食対策検討委員会において、これまでの計画を見直し、50メートル規模の突堤を7基程度追加する新たな計画案が国から示されたところです。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携して、浸食対策に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 つまり3つの対策が取られているということですね。1つは、人工的に砂を入れる養浜、2つ目は、護岸として砂の損失を減らすためのサンドバックの設置、3つ目に、50メートルの突堤を合計10基つけるということです。令和9年度までが国の事業になっていますが、宮崎海岸侵食対策については、最後まで国の責任でやっていただくよう強く要望いたします。

続いて、気候変動により激甚化・頻発化する水害に備えるため、県が管理する二級河川の53水系全てにおいて、流域治水プロジェクトを立

ち上げています。そのうちの一つ、一ツ瀬川水系について質問させていただきます。

平成17年9月の台風第14号の豪雨では、県内全域が被害を受け、特に一ツ瀬川の支川である三財川では、堤防決壊による甚大な被害が発生しました。

そこで、洪水氾濫対策として、平成22年から一ツ瀬川の河川改修が始まりました。河口付近の河道掘削や堤防の補強など、浸水被害の軽減を図るための工事が進んでおりますが、地元の佐土原町の下田島地区の方から「まだ全然進んでいないのでは」との問合せがあります。当時は住民説明会で10年くらいの計画との話だったそうですが、河川改修事業はどうなっているのでしょうか。

また、令和4年の台風第14号で、日向大橋上流の佐土原町側の堤防の下を河川側の水が浸透し、民家側に砂とともに噴き出すパイピング現象が確認されたとのことですが、その後はどうなっているのでしょうか。

一ツ瀬川河川改修事業における一ツ瀬橋から河口付近までの6キロメートル区間の進捗について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 一ツ瀬川につきましては、平成17年の台風による被災を契機に、平成22年度から、西都市の杉安橋から河口付近までの20キロメートル区間で、堤防補強や河道掘削などの整備を行っております。

御質問の一ツ瀬橋から河口付近までの6キロメートル区間については、重点整備区間に位置づけ、このうち、特に災害リスクの高い左岸・右岸合わせて約3.2キロメートルにおいて工事を集中的に進めており、今年度、河口付近の約1キロメートルが完成する予定です。

また、パイピング現象につきましては、今年

度、工事の内容について地元説明会を行った後、用地測量に着手する予定です。

今後とも、国土強靱化予算の確保に努めながら、一ツ瀬川の整備を計画的に進め、早期完成を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 完成までは程遠いですね。しっかりと国に予算を要望して、県民の安心・安全のための河川整備をよろしくお願いいたします。

令和4年台風第14号の豪雨では、一ツ瀬川の上流の西都市で広範囲にわたって浸水被害が発生しました。当時の宮日新聞には、「一ツ瀬川沿いにある樋門10か所のうち6か所が開いていたが、そのうちの2つの樋門を閉じることについて、西都市消防本部は暴風雨のため消防団員が樋門操作に行くことを制止した」とあります。樋門の操作については手動で行っているところもあり、開閉の責任などを住民から問われることになるなど、操作する方の大きな負担になります。

先日、新富町は、県から委託を受けている全15基のうち、7基分の樋門操作を断りました。断られた樋門については、県の責任の下、操作されることになると思うのですが、これからは高齢化や人手不足の観点から、樋門操作については自動化されなければならないと思っています。

一級河川である大淀川の支川である跡江川でも、令和4年台風第14号で家畜市場周辺一帯が浸水し、被害が発生したことから、樋門操作が適正に行われなかったのではないかと、地域住民が国や県、市に対して説明を求める場面もあり、国交省は、デジタル水位計のほか、大淀川と跡江川の水位が目視できるメモリ、量水標を設置する対策を取ることでした。

跡江川は大き過ぎてできないのですが、国は、小規模な水門については、無動力でゲートが自動で開閉する、いわゆるフラップゲートの設置を現在進めているとのこと。

県は、西都市内にある閉じることができなかった一ツ瀬川の2つの樋門、桜川樋門と堀之内川樋門について、現在どのような改修状況でしょうか。また、今後の樋門の自動閉鎖化についての方向性を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 桜川樋門、堀之内川樋門につきましては、令和4年台風第14号の課題を踏まえまして、水圧により自動的に閉鎖するフラップゲートによる自動閉鎖化を進めております。

堀之内川樋門は、今年4月に工事を発注し、現在改修を進めており、また桜川樋門は、今年度設計を行うこととしております。

なお、県が管理する樋門につきましては、これまで、津波の遡上が想定される区域において、自動閉鎖化を優先的に進めてきたところですが、両樋門のように津波遡上区間以外につきましても、操作員の負担軽減や安全確保を図るため、市町村の意見を伺いながら、樋門の自動閉鎖化を積極的に進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 樋門の自動閉鎖化を積極的に進めていただきたいと思います。

続いて、県営施設の利活用についてです。

まずは、ひなたサンマリンスタージアムについてです。

ユーチューブの宮崎県公式チャンネルで、知事の定例記者会見が同時配信されていますが、その視聴数はどの会見を見ても200回ぐらいで、コメントはほぼ皆無です。ところが、今年の4月9日は、何と8,800回を超える視聴数があり、コメントも30件ほどありました。なぜこの回だ

け反響があったかという、ひなたサンマリンスタージアムでの日向坂ライブが発表されたからです。

コメントには、「今回初めて宮崎県に行きます！ひなたフェスの開催、ありがとうございます！」「日向坂のL I V Eも楽しみです」「宮崎のおいしい御飯や観光も今から楽しみです」など、知事に対して感謝されている方々がほとんどで、こんなに日向坂のファンが日本中におられることに驚きました。今回の日向坂ライブで、これからのサンマリンスタージアムの利活用に変化の兆しがあるのではないかと期待しています。

まずは、この日向坂46のライブ開催に至った経緯と、今までイベント等ができなかった最大の課題をどのようにクリアされたのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 日向坂46につきましては、グループ名が日向坂に変わって以降、宮崎と名前に接点があることから、つながりを深めるため、これまで様々な働きかけを行ってまいりましたが、その結果、5年前にひなたサンマリンスタージアムでのテレビ番組のロケが実現して、私も共演する機会をいただいたところであります。

それ以降、当グループには、様々な場面で宮崎の食や観光地の魅力発信を行っていただくなど、さらに関係が深まる中で、今回、サンマリンスタージアムでのライブ開催の提案につながったものであります。

ただ、サンマリンスタージアムに関しましては、これまで、様々なイベントを行いたいという申出、希望があったところでありますが、天然芝でありますので、短期間での原状回復が課題となって、なかなか実現ができなかったとい

うのがこれまでの状況であります。

この課題を解決するため、類似球場、阪神甲子園球場の芝の管理方法を現地調査するとともに、イベント主催者側と復旧に関する調整を進めてまいりました。

芝の管理についても、様々なノウハウや技術が蓄積されたことによって、今回、天然芝への影響を最小限に抑え、傷んだ芝の張り替えについても対応できると、そのようなめどが付きましたことから、イベントの開催に至ったものであります。

○脇谷のりこ議員 本当によかったです。

それでは、今後のひなたサンマリスタジアムの利活用について、どのように考えておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ひなたサンマリスタジアムにつきましては、芝の管理など使用に当たっての条件整理を行い、今回初めて音楽ライブが開催されることとなりました。

県教育委員会といたしましては、本県野球競技の拠点施設として、またプロ野球公式戦やキャンプ受入れ施設として、本スタジアムの本来担うべき役割をしっかりと果たしながら、スタジアムの有効活用という観点から、音楽ライブをはじめとする各種イベントなど、今後、幅広いニーズにも対応できるよう、施設の運営を検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしく願いします。

続いては、ひなた県総合運動公園のテニスコートについてです。

先日、宮日新聞に、日本テニス協会理事の伊達公子さんと日隈副知事の対談が大きく載ってましたので、新しく整備される県テニスコートについて、県民に広くPRができたと思って

います。

ひなた県総合運動公園庭球場の改修の方針及び今後の展望について、日隈副知事に思いをお伺いします。

○副知事（日隈俊郎君） 国スポ会場として使います、ひなた県総合運動公園庭球場につきましては、コートの老朽化や照明設備の照度不足により改修が必要であったことから、日本テニス協会の御協力の下、また国内の他の庭球場も参考にしながら、これまで検討を進めてまいりました。

その中で、本県が誇る「スポーツランドみやぎ」の一層の魅力の向上を図る観点から、国際大会の基準を満たすインドアコートや照明設備、全米・全豪オープンと同様のハードコートなど、国内トップレベルの施設に整備することとしたところであります。

改修後は、国スポ会場及び本県の競技力向上の拠点としての活用はもちろんのこと、多くの参加者や観客が見込まれ、経済効果の高い国際大会や全国大会、国内外代表クラスの合宿等の誘致を積極的に図り、国内におけるテニスの聖地を目指してまいります。

○脇谷のりこ議員 すばらしい情報をありがとうございます。

続いて、県体育館についてです。

令和9年に廃止という決定を下されましたが、県体育館がなくなると、今まで使用していたスポーツ団体や地域の方々が、会場がなくなり、どこへ行けばよいのかと心配されているところなんです。

県体育館の廃止を受けて、宮崎市から何らかの要望はないのでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 宮崎市にあります

県体育館につきましては、昭和43年の建設から50年以上が経過し、老朽化が進んでおります。

現在、令和9年に本県開催の国スポ・障スポ大会に向け、延岡市に新県体育館を整備中ですが、その全面供用開始後も、現体育館を本県選手の競技力向上のための練習拠点等として本大会まで活用した上で、令和10年4月までに廃止することとしております。

なお、この廃止に関しまして、現在のところ、宮崎市からの要望はございません。

○脇谷のりこ議員 宮崎市からの要望はないということですが、それでは、どのような手順で今後の方向性が検討されていくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今後の手順につきましては、まず、財産を所管している県教育委員会内におきまして、体育館以外での活用の有無について検討を行うこととなります。

県教育委員会内での活用がない場合は、次に、庁内において財産活用の意向照会があり、各部局で活用の有無について検討を行います。

その上で、他の部局でも活用がない場合は、市町村を対象に調査を行い、最終的に希望がなければ、民間売却等の扱いという手順になります。

○脇谷のりこ議員 なるほど、今後も県民のために何が一番よい方向か探っていただければうれしいなと思います。よろしくお願いします。

それでは最後に、若者（大学生）から見た「希望の持てる未来」についてです。

今年の1月に、宮崎大学と県議会の共同授業で、約80名の学生と意見交換する機会があり、県議会からは3人で参加しました。共同授業の前に、私たちのほうから様々な視点でアンケー

トを取ったのですが、学生からすばらしい御意見をいただいたので、それを基に質問させていただきます。

まず、宮崎の課題として挙げた意見が、公共交通の不便さでした。ほぼ宮崎県内の出身である学生さんからです。「宮崎大学から宮崎駅方面への最終バスが19時台であることから、部活動の後に乗車できない」「バスの本数が少なく、かつ運賃が高い」「自家用車を持ってない学生は特に不便さを感じている」などといった声です。

来年4月に宮崎市錦本町に建設予定の県プールの横に、宮崎大学が一部の教育研究活動拠点施設を設けることになりました。来年は宮崎駅周辺がまたにぎやかになるのではないかと期待しているところですが、宮崎大学から宮崎駅まで片道のバス代が約700円かかります。往復で1,400円は学生にとっては高額です。

65歳以上の高齢者のための「みやざきシニアパス」は、1乗車当たり200円という安さです。来年3月までの事業で、物価高における高齢者の外出促進のための優遇策だとは思いますが、65歳以上でもまだ現役世代であり、自家用車を運転している人も大勢います。宮崎市では、70歳以上は100円で乗車できる「敬老パスカ」があります。学生が宮崎大学から宮崎駅まで毎日通学するわけではありませんから、定期券購入は無駄になります。

高齢者ばかりでなく、若者にもバス利用に恩恵を感じてもらえるような支援が必要だと考えますが、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 大学生などの若者もバスの大切な利用者であり、若者がバスを利用しやすい環境づくりは必要であると考え

えております。

県では今年4月、県や市町村、バス事業者で構成する宮崎県バス利用促進協議会を設立し、関係者が連携して効果的なバス利用促進策に取り組むこととしており、今後、利用促進の参考とするため、県民を対象としたバス利用に関するアンケート調査を行う予定としております。

県としましては、このアンケート調査で得られた若者の意見にも耳を傾けながら、バスがより利用しやすい公共交通機関となるよう、様々な取組を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 今、大学生さんが聞いていらっしゃると思いますので、ぜひアンケート調査に参加していただきたいなと思っております。

学生に対しての質問で、「希望を持てる未来」になるためにはどのような社会になってほしいかを聞いたところ、一番多かったのが「働きやすい社会になってほしい」でした。

過重労働を負わされることなく、やりがいを持って仕事をするができる社会、若者にとってチャンスが多い社会、自分の専門分野で活躍できる社会、休暇を取りやすい社会など、これから社会に出ていく若者が働きやすい職場を一番に望んでいることが分かりました。

企業などの人材確保において、若者が求める働きやすい職場としてアピールできるよう、県が支援する取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 若者の県内就職を促進するためには、県内企業の魅力が若者にしっかりと伝わる必要があります。

このため県では、企業の魅力を紹介する冊子「ワクワクWORK! 宮崎」を作成し、県内外で開催する就職説明会等で配布するとともに、

企業の紹介動画や先輩社員からのメッセージなどをまとめた就職に関する総合情報サイト「CHOICE!」を公開しています。

また、県内企業の情報を集約した「みやぎインターンシップNAVI」を運営し、学生が企業の職場環境に直接触れることができる機会を提供しており、令和5年度にこのサイトを活用した参加学生数は103名、受入れ企業数は43社となっております。

○脇谷のりこ議員 今の経営者のときには残業するのが当たり前だったと思うんですけども、今の若者は、仕事と家庭、仕事と生活、仕事とプライベートを両立するワーク・ライフ・バランスが当たり前になっています。

若者のニーズが変化する中、人材として受け入れる企業の意識の変化についてどう認識しておられるか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 人口減少や少子高齢化により、多くの産業で人手不足が続く中、企業等における人材確保は喫緊の課題となっております。

このような中、民間企業や大学、公的機関等が行っている大学生等を対象としたアンケート調査によりますと、就職先を選ぶ際に、業種・業務内容や給与水準にとどまらず、福利厚生を重視する傾向が強くなってきています。

このため県では、企業向けの講演会やセミナーの開催などにより、企業における意識改革を進めており、参加された方のアンケート結果では、職場環境を変えようとする前向きな声を伺っているところです。

今後とも、県内企業等における働きやすい職場づくりの促進を図り、企業の人材確保につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 まだ職場環境を変えようとする前向きな声ということですから、変えたわけではないということで、ぜひともこれはプッシュしていただきたいなと思っております。

若者から見た「希望の持てる未来」は、一言で言うと「安心できる社会」です。何人もの若者が社会保障に対して不安だと言います。高齢者を支えるためにも今後増税され続け、自分たちが高齢になったら年金も期待できず、介護施設にも入れないのではないかという不安です。私たちが二十歳のときに年金の心配をしたでしょうか。今の若者は本当にかわいそうです。

高齢者のことだけでなく、若者のことも重視した社会になってほしい、年代に偏りなく平等に優遇される社会、努力が報われ、頑張った分だけ還元される社会になってほしい、今後を支える若者がお金で苦労せず、教育の充実と保障がされる社会になってほしいなど、未来に不安のない安心できる社会を若者は望んでいるのです。こんな若者に対して知事は何とお答えになるでしょうか。

未来に夢や希望を持てる宮崎をどのように実現していくのか、知事の思いを最後にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私も議員御紹介のアンケートを拝見しましたが、学生の皆さんが広い視野で世の中を捉え、様々な課題意識や御自身の意見を持っていることに、頼もしさを覚えたところであります。

本県は今、加速化する少子高齢化・人口減少に加えまして、世界規模での気候変動、また地殻変動とも言うべき国際情勢の変化・不安定化、そしてデジタル化や脱炭素化への対応など、予測困難で変化の大きい時代の中にありますが、この荒波を乗り越えて新たな未来を切り

開くのは、大胆な発想力と行動力を備えた若者であると考えております。

県政を預かる私に課せられた使命は、次世代を担う若者が生き生きと活躍できる土台を、現役世代の責任として、しっかりと築いていくことであろうと考えております。

今後とも、子育て支援や教育環境の充実をはじめ、また広い視野を醸成するための留学支援、さらには地域福祉や医療提供体制の整備、働き方改革、魅力ある雇用の創出や起業・創業支援など、誰もが安心して暮らし、働き、チャレンジできる環境づくりに全力で取り組み、若者が未来に夢や希望を持てる宮崎の実現につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 19歳の女子学生が言いました。「現代は非常識だと感じる大人が大勢見られる。大人がきちんと若者のお手本となり、子供たちの未来が明るくなっているような社会になってほしい」と。今こそ私たち大人が若者や子供たちに希望のある未来を示していかなければならないと強く思った次第です。

今日はどうもありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

6月13日（木）

令和 6 年 6 月 13 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6番	荒神稔	（同）
7番	福田新一	（同）
8番	本田利弘	（同）
9番	山内いっとく	（同）
10番	山口俊樹	（同）
11番	下沖篤史	（同）
12番	齊藤了介	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	黒岩保雄	（緑風会）
15番	脇谷のりこ	（親和会）
16番	松本哲也	（県民連合立憲）
17番	山内佳菜子	（同）
18番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高博之	（同）
21番	後藤哲朗	（同）
22番	佐藤雅洋	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	安田厚生	（同）
25番	日高利夫	（同）
26番	内田理佐	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

欠席議員（1名）

31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
-----	-------	------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。緑風会、日南市選出の黒岩保雄です。傍聴席の皆様、インターネットで視聴されている皆様、本日は誠にありがとうございます。また、今回、質問の機会を与えていただき、心から感謝申し上げます。

今回は、人口減少対策、子育て支援に取り組む市町村への支援、宮崎国スポ・障スポの対応、防災組織の支援などにつきまして質問してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、県は昨年6月の補正予算におきまして、子宮頸がん予防ワクチン接種の普及啓発事業に取り組むこととし、私も昨年11月の県議会におきまして、子宮頸がん予防ワクチンの接種について、危機感を持って取り組むべきではないかと提案したところでございます。特にキャッチアップ接種につきましては、本年度末で公費による接種が終了することから、周知と期間内の接種が急がれるところであります。

こうした中、県の福祉保健部では、市町村担当課長や担当者、教育委員会では、校長会や保健体育の担当者の皆さん等に、機会があるたびに働きかけを行ったほか、テレビCMを通じ、県民の皆さんの理解と接種の促進を図ってられました。これにより、県内の市町村の担当者などからも、ワクチン接種の県の取組が加速し

ているという声をいただくほか、新聞、テレビ等でも、子宮頸がん予防ワクチン接種の必要性などについて頻繁に見聞きするようになりました。

県の担当者の方に接種の状況を聞きましたところ、令和5年度は、定期接種とキャッチアップ接種の合計が前年度の約2倍に達しているそうです。また、6年度末の延べ件数3万件を成果指標としているキャッチアップ接種につきましては、昨年度末でおよそ半分の進捗だそうですので、本年度も加速した取組により指標を達成できることを大いに期待し、これまでの取組に感謝申し上げます。

先日の6月7日、広島東洋カープの大瀬良投手が本拠地マツダスタジアムでノーヒット・ノーランを達成いたしました。この試合は日南市のスポンサーゲームであったため、宮崎県民や広島の宮崎県人会の方々も観戦しており、大変盛り上がったと聞いております。

そして実は、この試合の始球式では、河野知事が投手を務められたことはあまり報道されておりません。私は、知事のこの投球、球場の盛り上がり、大瀬良投手のノーヒット・ノーランという偉業を呼び込んだのではないかと確信しております。こうした大記録の裏には、このような陰の立て役者があったということ、この場をお借りし御紹介申し上げます。

あわせて、広島まで日南市スポンサーゲームに駆けつけていただいた知事に感謝申し上げます。ちなみに、知事が投じた一球は、打者の手前で鋭く落ちるワンバウンドだったそうでございます。

さて、知事は、今年4月に九州地方知事会の会長に就任されました。九州は今、半導体関連企業の相次ぐ立地で産業界の活性化が著しい一

方で、高速道路のミッシングリンクの解消、東九州新幹線計画の実現、さらには諸外国が注目する九州へのインバウンドの取り込みなど、活性化のチャンスが到来しているとともに課題も山積しています。

こうした中、知事が会長に就任されたことは大変喜ばしいことであり、本県のみならず九州地方全体の活性化のために、手腕を大いに発揮していただきたいと期待いたしております。

そこで、知事は会長として九州全体をどのように引っ張っていかれるのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、以降は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

宮崎県知事が九州地方知事会長に就任するのは初めてであり、大変光栄に思うとともに、重責に身の引き締まる思いがしております。

一方で、九州には今強い追い風が吹いておりまして、そういう状況の中で、九州のために仕事ができることに強くやりがいを感じているところでもあります。

例えば、半導体関連産業の投資が進む新生シリコンアイランド九州、農業算出額で全国シェア2割を誇るフードアイランド九州、また世界の成長センターであるアジアへのゲートウエーたる地理的条件、総じて合計特殊出生率が高く、少子化対策において全国モデルたり得る地域、さらに知事会と経済界の緊密な連携など、大きな強みを有しているものと考えております。

先日、会長就任後初の九州地方知事会議・九州地域戦略会議が開催され、少子化対策をはじめ、半導体関連や観光、広域交通インフラなど

について、これらの九州の強みを生かし、官民一体となった取組を進めるべく議論いたしました。

今後、様々な分野で躍動する九州をさらに前へと進め、その一体的な発展を通じて、九州が日本を牽引していく地域になるよう、九州から日本を動かすという気概の下に取り組んでまいります。

また、こうした取組が本県の発展につながるよう、この機会を積極的に活用してまいります。以上であります。[降壇]

○黒岩保雄議員 九州が国内の合計特殊出生率の向上の鍵を握っているかもしれないという視点で、県境を越えて官民が連携するという新たな取組がどのようなものになるのか、注視していきたいと思っております。

さて、県では、本県の将来人口は令和22年には87.2万人に減少すると推計しています。令和2年の国勢調査による人口である107万人から20年間で18.5%の人口が減ることになります。

このため県では、人口減少対策として、移住施策、子育て支援などの各種施策を進め、人口減少の速度を緩めて急激な社会の変化を防ぐとしておりますが、一方で、人口減少を見据えた将来の県の体制づくりも行っておかなければならないと考えております。

県の総合計画やアクションプランを見ますと、人口減少を前提とした地域社会の維持や人材育成、事務の見直しなどが明記されておりますが、具体的なものを見ますと、みやざき行財政改革プランでは、令和9年度までには知事部局の職員数を微増の約3,900人にするとしているほか、公共施設等総合管理計画では、令和2年3月末時点の5,106棟を、令和12年度までに2.3%減の4,987棟にするとあります。

これは、宮崎国スポ・障スポの開催等による職員数の確保、公共施設においては、個別施設計画の方針によるものと考えておりますが、この数字だけを見ると、将来の人口減少を踏まえた行政需要の減少を想定しているものなのか、分かりづらいところがあります。

そこで、今後、人口減少に伴い、行政需要も減少していくことになるのではないかと考えておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少のさらなる進行に伴いまして、必要性が低下する行政サービスは、一定程度生じるものと考えております。

例えば公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って長寿命化や統廃合等に取り組み、施設配置や総量の最適化を進めているところであります。

一方、高齢化による社会保障関係業務の増加や、面積が広い本県では、人口の低密度化による行政コストの増加が見込まれるほか、激甚化する自然災害や新たな感染症などの危機事象への対応、ライフスタイルなどの変化により、行政ニーズが多様化・複雑化することも想定されますことから、一概に行政需要が減少するとは言えないものと考えております。

そのため、生産年齢人口の減少によりまして、行政サービスを担う職員や財源となる税収の減が見込まれる中、将来にわたり行政ニーズに的確に 대응していくため、行財政改革プランを確実に実施してまいります。

○黒岩保雄議員 人口減少が進み、財源などが減少しても維持できるように、行財政改革プランをしっかりと取り組むということでございますので、今後、その点についても、しっかりと確認してまいりたいと思います。

それでは、行政需要の変化に対して、組織・

人員体制の在り方を行財政改革プランにどのように定めているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 知事が申し上げたとおり、限られた人員と財源の中で、多様化・複雑化する行政需要等に的確に対応していくため、行財政改革プランに基づき、持続可能な行財政基盤の確立に取り組んでおります。

この中で、組織については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に不断の見直しを進め、行政需要の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な体制の構築を図ります。

人員については、行政需要に応じた多様な人材の確保を図るとともに、その能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めます。

また、質の高い行政サービスを提供するため、民間企業やNPOなど多様な主体との連携・協働や、ICTの活用等による業務の効率化を進めるほか、財政見通しの作成等による財政健全化の維持にも取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 不断の見直しと的確な財政見通しの作成を今後もよろしくお願いしたいと思います。また、持続できる行財政基盤を確立するためには、各部局の課や係の統合による簡素化、スリム化に加え、例えば県の出先機関の統合等についても検討すべき時期が来るかもしれないので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

55歳以上、または60歳以上から65歳までとも言われるシニア層は、まだまだ労働意欲が強く、熟練した技能、経験、知識及び資格を有した人材が多いと思われます。また、シニア層は、定年後は暖かい場所や静かな場所で暮らしたいと考える方が多いのではないかと考えてい

ます。こうしたことから、本県は、気候、自然、食、人情など、シニア層が理想とする移住先として、とても適している場所ではないかと考えています。

県の中山間・地域政策課がまとめた令和4年度の本県への移住実績を見ますと、20代の移住が全体の31.4%でトップ、次いで30代、40代と続きますが、50代は10.8%、60代に至っては4.1%にとどまっています。

一方、本県の移住相談会を含め、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターへの相談実績では、50代以上のシニア層からの相談が24.6%であると聞いています。シニア層の移住につきましては、まだまだ伸びる余地があるのではないかと考えています。

シニア層の移住については、医療施設や高齢者福祉施設の需要が増え、受入れが課題となるなどの危惧もあるかと思いますが、健康寿命を考慮しますと、労働力の確保、地域コミュニティの維持など、様々な面でメリットは大きいと考えています。

このように、移住施策を推進する上で、シニア層をターゲットとした施策も必要だと思いますが、県の考えについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 温暖な気候と豊かな自然に囲まれた本県は、地方でのゆとりある暮らしを実現する移住先として適した環境でありますことから、これまで県では、幅広い世代を対象とした移住施策を推進してきました。

議員御指摘のとおり、現役としての仕事を終え移住されたシニア層の中には、地域産業の担い手としてはもとより、移住者を呼び込み定着を図る活動や空き家の改修支援に携わるなど、

地域で活躍している方もおられます。

現在、定年後などに本県に転入するシニアの方々も一定数いらっしゃいますことから、引き続き必要な移住施策を推進しながら、シニア向けの情報発信の在り方等についても、市町村をはじめとする関係団体の意見等を伺いながら検討してまいります。

○黒岩保雄議員 シニア層の移住こそが本県の優位性が生かせる施策だと思います。検討いただけるということですので、よろしくをお願いしたいと思います。今後、シニア層の移住実績についても注目してまいりたいと考えています。

シニア層の移住が進めば、高齢者福祉施設などの確保も必要となります。こうした施設では人材不足が顕著であるため、今後は外国人の確保・受入れが欠かせない状況であります。

国内の各種産業において、もはや労働における外国人の確保は自然な流れであり、国も昨年8月から、特定技能2号の対象を従来の2分野から11分野に拡大し、深刻化する働き手不足を解消するため、外国人材の受入れを拡充しています。

こうした中、出入国在留管理庁が発表した令和5年12月末現在の速報値では、本県の特定技能在留外国人数は1,339人で、九州8県では最少となっています。

外国人労働者の確保について、県としてどのような支援を行っているのか。また、外国人から宮崎を選んでいただくために、今後どのような取組を行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国人労働者を確保するため、県では、農業や建設業など各産業の特性・実態に応じた相談窓口の設置

や、留学生の就職に向けた受入れ企業開拓、マッチング支援などの取組を進めております。

また、生活面での悩み相談を受け付ける外国人サポートセンターの設置や日本語講座の実施など、外国人材の確保・受入れに向けて様々な支援を行っております。

今後とも、外国人の方々の声を伺い、市町村や企業等と連携しながら、外国人材の受入れ環境のさらなる充実を図るとともに、温暖な気候や生活のしやすさ、食や観光など宮崎の魅力をアピールし、「選ばれる宮崎」となるよう取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 先日、台北駐福岡経済文化弁事処の陳処長の講演を聴く機会がありました。

その中で、「日本には中華街はあるが、台湾街がない。3軒でも5軒でもいいから集積した台湾の店があると、在留する台湾人が喜んで集まってくる」と言われました。こうした取組の検討も商工観光労働部がコントロールタワーとなって行ってほしいと思います。

ところで、ある高齢者福祉施設の職員の方は、外国人をスタッフとして雇用するのに最も苦労するのが居住の確保だと言われています。特に過疎地域ともなれば民間のアパートなども少なく、空き家はなかなか貸していただけない。新たに建築するとなると多額の費用がかかるという現状であります。

公営住宅の入居には、同居家族がいることや世帯の収入が基準以下であることなどの条件を満たす必要があるため、外国人労働者は入居できないことが多いようですが、公営住宅の目的外使用の許可を得れば入居は可能であると聞いています。

そこで、県営住宅及び市町村営住宅の目的外使用による外国人労働者などの受入れ事例につ

いて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内の公営住宅では、空き住戸を有効活用する観点から、地域の実情に応じて入居要件を緩和する、いわゆる目的外使用による入居者を、現在19か所の団地で、大学生や高校生、移住希望者など28名を受け入れております。

このうち外国人労働者は、県営住宅では、都市で農業分野の労働者を6名、また市営住宅では、延岡市で漁業分野の労働者を2名受け入れております。

○黒岩保雄議員 県内でも、農業、漁業の分野におきまして活用事例があるということが分かりました。

県の担当者によりますと、本県の県営住宅及び市町村営住宅の入居率は、おおむね8割だそうであります。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して提供するという目的があることは承知しておりますが、資産の有効活用の視点におきましても、外国人労働者の入居をもっと推進してもいいのではないかと考えています。

外国人材を雇用するため、農政水産部では公営住宅の活用マニュアルを作成する取組を始めておりますが、受入れ企業における住環境の整備状況につきまして、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国人労働者は、本県の産業を支える大切な人材であり、今後ますます受入れの増加が見込まれることから、その雇用において、外国人材が安心して生活できる住環境を整えることは、大変重要であると認識しております。

現在、外国人材を雇用している企業においては、公営住宅を活用しているほか、賃貸住宅等の確保や電化製品を完備した寮の整備など、独

自の取組を進めている事例もあると伺っております。

県としましては、今後、外国人材の確保・定着を進めるため、各業界におけるニーズを把握するなど、関係機関と連携しながら住環境への対応を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 産業界全体のニーズの把握や調査をしっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、外国人労働者の住環境への対応を進めるということの中には、公営住宅の活用も当然含まれていると思ひますので、県庁内の各部署や市町村と連携して、企業等が円滑に活用できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年12月、県はローム株式会社の製造子会社であるラピスセミコンダクタ株式会社の宮崎第二工場を立地企業として認定しました。令和8年度末には、ロームグループ社員と請負会社社員等の合計で、およそ700人が就業するとのことあります。

九州の他県におきましても半導体関連企業の立地等が活発な中、本県でも働く人の確保は厳しい状況ではないかと考えておりますが、本県における立地企業の人材確保の状況と確保に向けた取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 立地企業の人材確保の状況については、過去5年間に立地した企業に対し毎年アンケート調査を実施しており、今年度の調査では、約6割の企業が人材不足を感じているという結果となりました。

このような状況は、立地企業の操業に影響を及ぼすおそれがあることから、県では、求人広告等の経費を補助するほか、雇用状況を含む業況の確認のためのフォローアップを行う中で、

就職説明会等の情報提供を行っております。

また、市町村と連携し、高校生等を対象とした地元の立地企業を紹介する冊子の作成や職場体験を通じて立地企業の周知を図るなど、県内就職につなげるための取組を行っているところであります。

○黒岩保雄議員 6割の企業が人材不足を感じているということは、今後の立地がちょっと心配なところはあります。せっかく本県で立地した企業が、操業開始時期の延期とか計画した事業規模を縮小せざるを得ないといった影響が出ないように、しっかりと伴走をお願ひしたいと思ひます。

さて、文部科学省の公表資料によりますと、令和5年度に廃止した国内の大学等が8校ある一方で、令和6年度には、短大を廃止して新たに設置予定の大学が4校、また学部の設置予定が12校あり、少子化の中にあっても、医療福祉や工学の分野を中心に、時代のニーズに応える人材の育成が進んでいます。

このほかにも、徳島県神山町では、昨年度にデザイン・エンジニアリングの人材を育成する高等専門学校が開設され、話題を呼んだことは記憶に新しいところであります。

本県においては、特に林業、水産業、観光業などの分野において、人材育成のための様々な環境は整っていると思われ、特色ある大学及び学部等の誘致は可能ではないかと考えています。

こうした誘致がもたらす効果は申し上げるまでもありませんが、本県の強みを生かし、働く人の確保及び人口減少の対策として、特色ある大学の誘致を図ることも考えられますが、県の考えを総合政策部長にお伺ひします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 人口減少が

進む中、地域や産業を支える人材の確保を図る上で、大学の担う役割は大変重要であると認識しております。

このため、県内大学等におきましては、医療・福祉やDX人材等の需要を踏まえた専門コースの設置、また県内就職を希望する学生のための地域枠の創設など、それぞれのニーズに応じた取組が進められております。

また、県では、産学官労官が連携した産業人材育成プラットフォームにおきまして、インターンシップの充実や企業と学生の交流機会の創出に取り組むほか、奨学金の返還支援など、県内就職率の向上に取り組んでおります。

引き続き、産業界が求めるニーズを県内大学等につなぎながら必要な取組を進めるとともに、特色ある大学の誘致につきましても、様々な機会を通じて情報収集に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 県内の既存大学との学生の確保競争は避けなければなりません、人材不足が深刻な状況も念頭に置きまして、アンテナを高くしてチャンスがうかがっていただきたいと思っています。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行され、全国の地方公共団体は、標準化基準に適合したシステムの利用が義務づけられました。国は、令和7年度末までに地方公共団体がこのシステムへ移行することを目標としています。

情報システムの標準化とは、デジタル庁や総務省など国が掲げるDX推進施策の一つで、具体的には、地方公共団体の基幹システム、例えば、住民基本台帳、固定資産税、児童手当、国民健康保険などのシステムを国の示す標準仕様に合わせたシステムへ移行する取組と承知しております。

このように画期的な改革であると期待しておりますが、システムの標準化・共通化の進捗状況と期待される効果について、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木 清君） システムの標準化・共通化は、市町村が整備・運用している税や介護、福祉など20件のシステムにつきまして、国が示す仕様に合わせて、統一的なデータに置き換えるものであります。

現在、市町村では、国が指定するクラウド上のサービスにデータを移し替えるための作業を行っており、その進捗状況は、4月末現在、県平均で51.7%とおおむね順調に進んでおります。

期待される効果としましては、システムの共同利用により、各市町村の運用コストや人的負担等の軽減につながるが見込まれております。

また、これらの軽減されたコストや人的負担を、市町村が多様化する住民ニーズに振り向けることによって、地域特有の課題への対処や新たな公共サービスの提供につなげることが期待されております。

○黒岩保雄議員 市町村の進捗がおおむね順調だということが分かりました。

また、この作業を行っている県内の各自治体の職員からは、専門的な人材が少ない中で移行までの期間が定められていることや、係る経費に対する国の財源手当の不安があると聞いています。

標準化・共通化に取り組むに当たり、市町村が抱える専門人材や財源の確保等の課題に対する県の支援について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 市町村がシ

システムの標準化・共通化を円滑に進めるためには、専門人材や財源の確保が重要な課題であると認識しております。

このため、専門人材につきましては、市町村によって状況が異なることから、県では高度な専門性を有する事業者へ委託し、それぞれのニーズに応じて、職員を対象とした研修や、作業を担うシステム事業者との調整などを実施しております。

また、財源につきましては、全国知事会等を通じ、標準化・共通化に係る導入経費の負担を要望しており、国が全額補助することとなっております。

県といたしましては、引き続き移行期限である令和7年度末に向け、市町村の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 今回このテーマを取り上げましたのは、システム移行が、行政にとってのメリットはもちろんであります。住民の皆さんにとっては、書かない窓口の普及、オンライン申請の拡充が図られるなど、国が進めるDX推進の効果を各種の行政サービスで実感できる施策であるからであります。その効果を各市町村がしっかりと把握できるように、県はサポートをよろしくお願いしたいと思います。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものであります。

県が策定しているみやざき子ども・子育て応援プランでは、支援事業の量の見込みと確保方策、いわば需要と供給については数値が示されておりますが、子育て短期支援については、ある程度のニーズはあると思っております。し

かしながら、県内市町村の中には、この施設がなく、サービスが受けづらいケースがあります。

市町村事業である子育て短期支援事業について、実施施設の地域偏在の状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の市町村においては、子育て短期支援事業を児童養護施設等に委託しておりまして、本事業の実績は、施設がございます宮崎市、都城市、延岡市、児湯地域に偏りが見られます。

一方で、施設がありません日南串間地区、小林えびの地区及び山間部の町村におきましては、実績は非常に少ない状況にありますけれども、一部で地域外の施設に委託している事例もございますことから、潜在的なニーズが一定程度あるものと考えております。

○黒岩保雄議員 分かりました。保護者にとりましては、こういった施設があり、短期の預かりが可能であることは、心の余裕が生まれ、安心した子育てができるものというふうに考えています。受入れの環境を整えるべきと考えておりますが、子育て短期支援事業の実施施設の地域偏在の対策について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 子育て短期支援事業につきましては、様々な理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった方々が、居住地域に関わりなく、気軽に利用できるようにすることが大変望ましいと考えております。

このため、児童養護施設等がない市町村につきましては、県が登録しております里親の活用を検討するとともに、市町村が適切と認めた者への委託についても検討を促してまいりたいと

考えております。

また、里親のいない市町村につきましては、引き続き、一人でも多く里親を増やせるよう普及啓発に力を入れてまいります。

○黒岩保雄議員 児童養護施設等がない市町村には里親を活用していただく、里親のいない市町村には里親を増やす取組をするということでございますので、安心できる子育て環境の充実をしっかりとお願いしたいと思います。

宮崎市が令和11年度当初までに児童相談所及び一時保護施設などの機能を備えたこどもセンターの整備を行うと発表いたしました、県にも3つのこどもセンターがあります。県の約4割の人口を占める宮崎市が単独でセンターを設置することになれば、県も体制を再編しないといけないと思います。

そこで、宮崎市児童相談所設置後の県児童相談所の在り方について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 現在、中核市である宮崎市においては、児童相談所を含む「仮称みやざきこどもセンター」の設置に向け、施設の機能や人員配置といった様々な検討が進められていると伺っております。

今後、県中央児童相談所が所管している宮崎市分の児童相談所業務は、全て市へ移管することとなります。そのため、必要な協議や支援を行っているところでございます。

県としましては、移管後の管轄区域や県の業務量の変化等を踏まえながら、児童相談所の新しい体制について検討してまいります。

○黒岩保雄議員 他県では、広く分散して相談所を設置しているほか、分室を設けている例もありますので、今後新しい体制を検討する中で、行政需要に対応できる体制をよろしくお願

いしたいと思います。

現在、県におきましては、市町村が実施する子ども医療費助成、重度心身障がい者（児）医療費助成及びひとり親家庭医療費助成について、対象となる経費の2分の1を助成しております。

このうち、重度心身障がい者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成については、市町村は、対象年齢や利用者の一部負担は県の補助基準どおりの運用であります。子ども医療費助成は、県の補助基準である対象年齢や利用者の負担を大きく上回って助成を始めているのが実態であります。

このため、ケースによっては、重度心身障がい者医療費助成やひとり親家庭医療費助成の対象者であっても、より負担の少ない、または現物支給である子ども医療費助成を利用する方が増えてきているようであります。

そこで、重度心身障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児の3つの医療費助成の令和5年度の補助実績について、10年前と比較してどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 1つ目の重度心身障がい者医療費助成につきましては、受診件数の増加に伴いまして、平成26年度約10億7,000万円が、令和5年度約11億8,000万円と増加しております。

2つ目のひとり親家庭医療費助成につきましては、ひとり親世帯の減少に伴いまして、平成26年度約2億6,000万円が、令和5年度には約2億3,000万円と減少しております。

3つ目の乳幼児医療費助成につきましては、子供の数の減少に伴いまして、平成26年度約8億8,000万円が、令和5年度約8億円と減少しております。

○黒岩保雄議員 10年前のデータまで調べていただきまして感謝いたします。やはりひとり親家庭の医療費助成が減少しておりますが、その要因につきましては、まだ細かな分析が必要かなと思っております。

県内のある市では、子ども医療費助成の自己負担を無料もしくは大幅に下げたところ、ひとり親家庭医療費助成に代えて、子ども医療費助成を利用する家庭が増え、ひとり親家庭医療費助成に対する県の補助金が前年度比で3分の2に減少したということでもあります。

いずれにいたしましても、市町村が支出しています子供を対象とした各種医療費助成金額と、県が市町村に交付している補助金額には、大きな開きが生じてきています。

こうした中、全国の都道府県が行っている子ども医療費助成基準は、令和5年度当初の時点で、通院もしくは入院の場合、12歳や15歳、または18歳に達する年度末までを助成の対象としているところが多く、入院と通院のどちらも未就学児等までとしているのは、本県を含む16の府県となっており、九州では本県と佐賀県のみであります。市町村が行う子ども医療費助成制度が安定して持続できるよう、県の補助基準を見直す時期に来ているのではないかと考えています。

加えて、県内市町村では、小中学校の給食費、子ども医療費、全ての保育料など、様々な無償化などを行っておりますが、こうした取組を県としても後押しする意味で、ある程度自由度の高い交付金を設けられないでしょうか。

青森県は本年度、公立小中学校の給食費無償化事業に10分の10の市町村交付金を創設し、既に無償化している市町村には、子ども医療費、保育料、保育所などの給食費の無償化に充当で

きる交付金を設けるとのことです。

そこで、市町村の取組を支援するための乳幼児医療費助成制度の拡充や、自由度の高い交付金制度の創設等について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 子供の医療費や給食費など、子供がひとしく受けるべき行政サービスについては、居住する自治体の財政力によって差が生じることは好ましくないと考えております。

このため、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりの国による全国一律での実施や、地方が地域の実情に応じて取り組む施策に対する支援の拡充について、本県としても、そして全国知事会としても、強く要望を続けているところでございます。

財政力による差という意味では、東京都のような高校教育の無償化は、とても同じことができないということで、隣県3県が国に対して財源の偏在などの是正を求めたと、これも大変印象に残る出来事でありました。

こうした中、今年度の地方財政計画において、子供・子育て政策に係る地方単独事業として1,000億円が増額され、普通交付税で措置されるとともに、子育て関連施設の環境改善等に活用可能な500億円規模のこども・子育て支援事業債が創設されるなど、財源の確保という面では一定の成果を上げているものと受け止めております。

現在、私自身、県内各地を回って、少子化対策をテーマに市町村長と意見交換を行っているところであります。今後とも、地域の実情をしっかりと把握した上で、国に対し積極的な働きかけを行いながら、子供・子育て政策の推進に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 国に対する要望、働きかけにつきましては、引き続きよろしくお願ひしたいと思いますが、その一方で、要望している都道府県の中でも、子ども医療費助成の基準に差異があるということも御認識いただき、市町村の声を酌み取っていただきたいと思います。

令和 9 年の宮崎国スポ・障スポがよいよ本年 7 月に正式決定する運びとなり、国民体育大会の名称も、今年の佐賀大会から国民スポーツ大会に改められます。

こうした中、過去開催された 10 回の国民体育大会の天皇杯獲得は、昨年の鹿児島国体をはじめ、5 回が東京都となっています。人口の少ない県にとって、天皇杯獲得は厳しい状況にあることは確かであります。

本県は、昭和 54 年に開催された宮崎国体で天皇杯を獲得しており、今回も県民の期待は大きいと思われます。宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 第 81 回国民スポーツ大会の開催まで、残すところ 3 年となりました。今年 4 月には宮崎国スポ・障スポ局を新設し、大会開催に向けた組織体制強化を図って準備を進めております。

競技力向上につきましても、選手の育成や強化をはじめ、様々な取組を計画的に進めており、昨年の鹿児島国体では、前年の栃木国体から天皇杯順位を 5 つ上げ、27 位となりました。この流れを一層押し進めるため、競技団体等への支援の充実にも取り組み、また、これを後押しする施設整備も順調に進んでいるところであります。

天皇杯につきましては、直近の 2 大会では東京都が連続して獲得しておりまして、宮崎国スポでの天皇杯獲得というのは、相当高い目標、

厳しいハードルだということを受け止めておるところであります。高い目標に向けて取り組むことは大変意義あることと考えておりまして、「スポーツランドみやぎ」のさらなる発展や、3 つの日本一挑戦プロジェクトの一つであるスポーツ環境日本一を目指す本県にとりまして、大変重要であると考えております。

また、こうした取組を通じて、スポーツのもたらす感動、興奮を改めて県民の皆様にお伝えしたい。冒頭、議員が紹介いただきました大瀬良投手のノーヒット・ノーランのゲームも、大変現場で感動いたしました。ノーヒットのまま 6 回、7 回と進むにつれて球場がわっと盛り上がり、球数が 100 球を超えた大瀬良投手がバッテリーボックスに立つだけでも球場は大歓声で、そして 9 回の表、あと 1 人というところで連続してフォアボール、バッテリーボックスにはホームランバッターのポランコ選手が立っていると。大変ボルテージが高まったところでありますが、最後は我々日南の大応援団がいるライトフライで終わったということです。

日南じとっこナイターでノーヒット・ノーランを達成したわけですから、その功績をたたえて、ぜひ日南じとっこ大使に任命するとか、天福球場にはその功績をたたえた碑を造るとか、そしてそこに、ちなみに始球式は河野知事だったと書いていただければ本望だと思っております。失礼しました。スポーツのもたらす感動ということで御紹介したところでもあります。

今後とも、県民に大きな感動を与えた前回の宮崎国体以来、2 回目の天皇杯獲得に向け、官民一体となり、全力で取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 知事の始球式は末代まで語られるのではないかと考えております。スポーツ環境日本一を目指す本県にとっては、この天皇

杯、プライドをかけた大会となります。知事の意気込みを心強く思います。

国スポでは、少年と成年の2つの種別があります。宮崎国スポでの天皇杯獲得のためには、これらの種別の競技力向上を図らなければなりません。宮崎国スポに向けた選手確保や選手育成の取組状況について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポに向けた選手確保や育成につきましては、成年種別では、昨年度決定した方針を踏まえ、令和9年度までに新たに約280名を年次計画に基づき確保することとしたところです。

このため、従来の特別選考による教員採用や企業との雇用マッチングに加え、今年度から、県教育委員会所属のスポーツ専門員や、県スポーツ協会所属である競技力向上推進員の採用も開始し、現在までに55名を確保しており、おおむね計画どおりに進んでおります。

少年種別につきましては、宮崎国スポで主力となる現在の小学6年生から中学3年生の有望選手を指定し、強化に取り組んでいるところです。

今後とも、3年後の宮崎国スポに向けまして、選手の確保や育成にしっかりと取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 昨年開催されました鹿児島国体の参加者数は、鹿児島県作成の報告書によりますと、選手団、大会関係者、そして観覧者の合計で65万人余りとなっています。参加者は、競技の出場や観覧などが主な目的であります。隙間時間には、観光や飲食、ショッピングもされ、また次はゆっくりと観光で訪れたいと思った人も多かったのではないかと思います。

民間のシンクタンクの調査によりますと、こ

の国体の経済効果は、リハーサルや関連イベントを含めると806億円に上るそうで、幅広い産業に効果が及んだとしています。

こうしたことから、本県での国スポ・障スポの開催は、観光面にとっても絶好の機会と考えますが、宿泊施設等の受入れ体制の向上に向けた取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県ではこれまで、観光客の受入れ体制の向上に向け、宿泊施設や観光施設のサービス向上につながる改修等への支援をはじめ、観光人材の確保や観光ガイドの育成など、関係機関等と連携して取り組んでおります。

また、障がい者や高齢者など誰もが気兼ねなく旅行を楽しめるよう、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化のための改修等への支援を行うとともに、県観光協会内にユニバーサルツーリズムセンターを設置し、観光客の相談対応やバリアフリー情報の発信のほか、観光事業者等を対象とした研修会を行っております。

今後とも市町村や関係機関等と連携し、来県いただく国スポ・障スポ関係者に観光面でも満足いただけるよう、受入れ体制の向上につながる取組を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 多額の経費と人員を費やす大会の効果が限定的なものでなく、幅広く様々な産業に波及するような取組をよろしく願いたいと思います。

サッカーJリーグの試合は、例年2月下旬に開幕し、12月上旬に閉幕します。このため、キャンプは開幕前の1月中旬から2月下旬までに行われており、本県での今年のキャンプは、J1の7チームを含む15チームが行いました。こうして本県のキャンプが盛んな理由は、設備

の充実、歓迎ムードの盛り上がりもあります
が、気候が温暖であることが大きな要因である
と思います。

こうした中、2026年からのサッカーJリーグ
は、8月に開幕し、翌年5月頃に閉幕する秋春
制へ移行しますが、本県キャンプの実施の見込
みはどうなっているのか、商工観光労働部長に
お伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） Jリーグ
は、2026年から秋春制に移行し、8月上旬に開
幕、12月上旬から2月中旬までの中断期間を経
て、5月に閉幕することが決定されております。

これを受け、キャンプを受け入れている市町
村を通じて、キャンプに対する考え方について
チームにヒアリングを行っておりますが、シー
ズンオフ中の夏場でのキャンプや中断期間中の
キャンプ実施の有無については、各チームとも
明確な考え方が定まっていない状況にあります。

県としましては、秋春制に伴うキャンプ形態
の変更に柔軟に対応できるよう、今後も引き続
き、市町村やチーム関係者からの情報収集に取
り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 各チームともまだ定まってい
ないということですから、こちらの提案
もまだ可能だと思っておりますので、受入れ市
町村とともに連携して取り組んでいただきた
いと思います。

ただ、6月から7月のシーズンオフ中のキャ
ンプとなった場合に、気温が高く、梅雨の時期
である本県でのキャンプは難しいのではない
かと考えております。

キャンプの形態が変更となった場合、県はど
のような対応をしていくのか、商工観光労働部

長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 秋春制に
移行した場合、県では、5月のJリーグ閉幕後
から7月までのシーズンオフと、12月上旬から
2月中旬頃までの中断期間が、キャンプの時期
になると想定しております。

まず、シーズンオフ中のキャンプについて
は、夏場の練習となることから、夜間練習にも
対応できる照明設備など、春季キャンプでは必
要とされない機能の整備を要望される可能性が
あります。

また、中断期間のキャンプについては、シー
ズン中であることから、選手の試合感覚やコン
ディションの維持が重要となり、より実践的な
トレーニングマッチの調整など、受入れ体制の
強化が必要と考えております。

県としましては、いかなるキャンプ形態にお
いても最適な環境を提供できるよう、市町村等
と協力しながら対応してまいります。

○黒岩保雄議員 中断期間の冬場とシーズンオ
フ中の夏場の2回、キャンプが行われる可能性
もあるということですので、この機を
チャンスと捉え、情報の把握と積極的なアプ
ローチをよろしくお願ひしたいと思います。

先日、私が所属する総務政策常任委員会で、
NPO法人宮崎県防災士ネットワークの代表者
をはじめ、役員の方々と意見交換をさせてい
ただきました。この場をお借りし、快く調査を受
け入れていただいたことに心からお礼を申し上げ
ます。

このNPO法人の目的は、平時の地域防災力
の向上や防災に関わる人づくり、防災士の技術
研さん、そして災害時の住民支援であります。

現在の主な事業は、県の委託事業として、防
災士養成研修、地域の防災活動支援、出前講座

などのほかに、自主事業として、防災士のスキルアップ講座など精力的に活動されています。

県も防災士資格取得者1万人を指標に掲げ、育成を後押しする中、県全域を網羅する防災士ネットワークは九州唯一だそうです。令和6年3月時点の県内の防災士認証者数7,088人のうち、このネットワークに加入する会員は986人で、加入率は14%に満たない状況だそうです。

こうした中、この法人では、活動を通して感じる現在の課題として、県民の防災意識のさらなる向上、自主防災組織の活性化、沿岸にある市町村とそうでない市町村の防災意識の偏在化、学校での防災教育の推進、防災士資格取得後のスキルの維持向上などを挙げられています。

こうした課題は、今後、本県が進める防災・減災、県土強靱化にとって、とても参考となるものであり、県はさらにこの防災士ネットワークとの連携を深めていく必要があると痛感したところであります。

能登半島地震においても、道路や情報網の寸断などで初動がなかなか迅速にできなかった例を見ても、いかに自助・共助の防災・災害対策が重要であるかを知らされたところでありますが、知事は、宮崎県防災士ネットワークの活動について、どのように評価されているのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 近年、災害が激甚化・頻発化しておりまして、本県で発生が危惧されている南海トラフ地震については、いつ起きてもおかしくない状況だと危機感を抱いております。

能登半島地震では、幹線道路が寸断され、広域支援などの公助が阻まれることとなりまして、改めて、自分の身を守り、地域で助け合う

自助・共助の重要性を認識させられました。そして、その共助の中核、重要な役割を担うのが、消防団と並んで防災士であろうかと思えます。

お尋ねの県防災士ネットワークは、平成17年の台風災害等を受け、「ふるさとを守る」という理念の下、防災士が自発的に設立した団体で、強い使命感を持って活動されているものと敬意を表します。

その活動は、防災士養成研修の企画運営、自治会、小中学校の防災訓練への防災士派遣など、県の事業にも参画していただきながら、地域に根差した活動を行っておりまして、県民の防災意識を高め、地域で支え合う体制をつくる上で、非常に重要な役割を担っていただいております。

そのように、防災士は大変重要な役割を担っていただいております。私もなかなか仕事の都合で調整がつかなかったんですが、近々、基礎研修を受ける予定にしておるところでございます。

今後とも、この団体と十分に連携して、自助・共助による地域防災力の向上に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 知事が言われますとおり、自発的に設立され、強い使命感を持っておられる点が非常にすばらしいなと私も感じております。

宮崎県防災士ネットワークの活動をさらに充実させるために、県としてどのような取組を考えておられるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県内の防災士の防災士ネットワークへの加入率は低い状況にあり、同団体が自立した運営ができるよう、

会員の増加や活動の充実を図っていく必要があります。

昨年度、防災士に対して行ったアンケートでは、防災士が継続した活動を行っていない大きな理由として、情報不足が挙げられていたため、県では今年度から、県内の全防災士に対して、各市町村が実施する防災訓練の情報などを定期的に発信してまいります。

これに合わせ、同団体が行うスキルアップ研修や会員同士の交流会の案内などを送付するとともに、活動の在り方等について同団体と意見交換を行います。

今後とも、防災士ネットワークの自立した運営が図られるよう支援してまいります。

○黒岩保雄議員 私は、このネットワークから依頼されて県に支援をお願いしたということではなくて、さらに充実した活動を行っていただきたいという思いから質問させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問では、シニア層の移住促進、大学の誘致、県の児童相談所の体制、乳幼児医療費助成の拡充などの提案をさせていただきました。前向きに検討いただけるものもありましたので、今後の成果を期待したいと思います。

知事が九州地方知事会の会長として、九州が日本を牽引していく地域となるよう全力を尽くすという言葉に心強さを感じました。私も宮崎県が九州を牽引していく県となるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○野崎幸士副議長 次は、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。北諸県郡選出、自民党、福田新一です。

6月8日に梅雨入りいたしまして、雨の多い

季節に入りました。遠方からの傍聴、ありがとうございます。

県庁に向かう国道の両脇には、あちこちに赤、青、ピンク、様々な色のアジサイが咲いています。あの花の色は、土壌の酸度、pH値によって決まるようです。何もかもが便利になった今の時代、自由気ままに生きている我々も、自然の道理に従って生きることを忘れてはいけないと感じました。その心境を歌います。

「水無月に紫陽花の園輝けり進化の今に自然を教ゆ」

それでは一般質問に入ります。

まず最初に、子ども・若者プロジェクト（日本一生み育てやすい県）について尋ねます。

県では、今年度から、日本一を目指して挑戦する「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つのプロジェクトが始動しています。

このうち、「子ども・若者」について、私の過去2回の一般質問でも子育て支援策についてお聞きしましたが、少子化がますます進行している現状を見ますと、子ども・若者プロジェクトをしっかりと進めていくことが大変重要だと感じております。そして、子育て支援など子供・若者への対応は、県だけではなく、国や特に市町村と協力して進めていくべきだと考えます。

そこで、県がこの子ども・若者プロジェクトを推進する上で、市町村との連携が不可欠だと考えますが、知事の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終え、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

子ども・若者プロジェクトを推進し、日本一生み育てやすい県を実現するには、子供・子育て

て支援の主体である市町村との連携が大変重要であると認識しております。

現在、本プロジェクトをはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援について、市町村とともに取り組んでいるところでありますが、子育て環境など子供・若者を取り巻く課題は様々であることから、地域の実情に応じて、きめ細かく対応していく必要があると考えております。

このため県では、昨年度、市町村ごとに結婚・子育て環境の分析・評価を行ったところであり、今後はこれを活用し、市町村の取組を支援していくこととしております。

また、各ブロックごとに市町村長との意見交換を行う円卓トークでは、このテーマを基に議論を重ねているところであります。

引き続き、「希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられるみやざき」づくりへ向けて、市町村と一丸となって取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福田新一議員 地域の実態を報告しますと、ある自治体が、人口減少対策の移住支援策などにより移住者が増え、広域入所制により待機園児が増えていました。隣の自治体は定員割れにもかかわらず、入所できません。自治体間では、広域入所に関する協議はされているけれども、実態は異なります、変わっておりません。

知事は、今年の4月に九州地方知事会長へ就任されました。広域九州圏の9県の各県知事で構成される組織です。地方自治体間の連携を強化し、地域全体の発展を目指して活動されることと察します。知事の牽引力が発揮されていると思います。

全国知事会においても、引き続き、子ども・子育て政策推進本部における幼児教育・保育の

完全無償化や子ども医療費助成制度の創設など、国に対し強く要望を知事をお願いし、次の質問に移ります。

日本一生み育てやすい県を目指す上で、保育士の確保が重要であると考えます。県内の学校を卒業して、県外に就職していく理由は、何が原因だと考えられますか。私は給与の違いもあると思います。参考までに、宮崎県の保育士の初任給が18万円前後、神奈川県が28万円から30万円とお聞きしました。生活費などから見ると当然なのかもしれません。しかし、現実、県外へ転出が多い以上、理由を知り、県としても対策が必要だと考えます。

日本一生み育てやすい県を目指す上では、保育士の確保が重要であると考えますが、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県民の皆様には、子供を安心して生み育てていただくためには、保育士を安定的に確保し、保育環境を充実させていくことが大変重要であると考えております。

このため県では、保育士資格を取得するための学費等の貸付けを行っており、一定期間、県内の保育施設に勤務した場合などには、返還を免除することとしております。

また、潜在的な保育士と保育施設とのマッチング等による復職支援のほか、幼児教育センターのスーパーバイザーによる離職防止のための個別指導や、処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の実施にも取り組んでいるところであります。

○福田新一議員 次に、義務教育段階における県の役割についてです。

自分は、小学校、中学校は義務教育であるため、行くことが当たり前であると考えていまし

た。しかし、今は、不登校など様々な問題があり、「学校に行かなくてもよい」という言葉を聞くことがあります。

そこで、義務教育段階における学校の役割、そして本県の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校の役割は、コロナ禍を経て、学習機会や学力を保障するという役割や、社会性や規範意識を身につけさせる役割のみならず、居場所としての福祉的な役割も再認識されたところであります。

同時に、学校では、様々な児童生徒の実態に応じて、学びの機会を保障する必要があり、本県においても、夜間中学や学びの多様化学校、フリースクールなど、多様な学びの選択肢が広がっております。

このような中、文部科学省は、学校外での学びの重要性を認めつつも、学校における教育の役割は極めて大きいとして、居場所となる教育支援センターの校内での設置を推進しており、本県としても、その取組を進めているところであります。

○福田新一議員 義務教育の義務は、子供が学校に行く義務かと思っていました。今は、いろいろな学びの場が必要であることや学校教育の果たす役割が大きいことを改めて認識したところ です。

次に、本県の不登校の現状について質問いたします。

相変わらず、小学校、中学校とも不登校が増え続けているように思います。社会問題の不登校に、本県は「ザ・ストップ不登校」と大きな声を上げて取り組むべきだという思いでしたが、そうではなく、子供が学びたいところを探求し、前に進む道しるべを共に見つけようとい

うのが不登校対策になるのですね。

本県の不登校の現状と課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和4年度の公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、いずれの校種においても増加しており、中でも小学校での増加が顕著となっております。

また、不登校児童生徒の約半数が、学校内外の機関等で相談・指導を受けられていないなどの現状があります。これらは全国的な傾向として国の調査で報告されており、本県でも同様の現状が見られ、重く受け止めているところであります。

県教育委員会では、これらの課題に対応するため、今年度より、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員し、全ての公立学校に配置・派遣することで、相談・支援体制を強化したところであります。

また、不登校対策の拠点として、不登校児童生徒や保護者への直接支援等を行う、県教育支援センター「コネクト」の運用を開始いたしました。

○福田新一議員 小学校、中学校、高等学校での不登校への対応についてです。

義務教育の本質を知るところから、メインタイトルである子ども・若者プロジェクト（日本一生み育てやすい県）を目指す見地に立って考えます。

先日、ある親睦会において、同じテーブルに30代から40代前半の青年が3名いました。彼らは、話すとき相手の目をちゃんと見て、私たち大人と話すときの言葉遣いも適切でした。姿勢、振る舞いともに清々しくて好感が持てました。

私はその1人に言いました。「若いのにどこ

でそういうのを学んだのか」。青年は間髪入れずに答えました。「家庭です」。私ははっとしました。不登校を全体で捉えるのではなく、まずは家庭の在り方からだと。朝起きて「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」「おやすみなさい」の挨拶が当たり前でできる子供を育てるところからだ。そこの分野の県の取組はないようです。しかし、それぞれの成長期に合わせて接する必要があると考えます。

そこで、県教育委員会としては、「ひなたの学び」を通して取り組んでおられると聞きました。小・中・高等学校における不登校児童生徒への対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校では、不登校の児童生徒に対して、いじめ不登校対策委員会等でスクールカウンセラー等と情報共有するなど組織的な対応を行っているほか、学びの保障のためのICTを活用した学習支援にも取り組んでおります。

小中学校では、校内教育支援センターなどの別室での支援が進んでおり、それに加えて、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等と連携した支援にも取り組んでおります。

また、高等学校では、県教育支援センター「コネクト」と連携し、ICTを活用した単位修得についての研究を進めているところであります。

県教育委員会では、今後も全ての不登校児童生徒へ確実に支援が届けられるよう、しっかり取り組んでまいります。

○福田新一議員 確実な支援が届けられるよう、よろしくお願いいたします。

次に、不登校からひきこもりとなってしまう場合の支援についてです。

小・中・高等学校までは、不登校支援が形として存在するのに見えますが、高校までに復帰できなかった生徒は、卒業後、ひきこもりとなってしまう可能性を危惧してしまいます。行く行くは8050問題へとつながるおそれがあると思います。

不登校支援からひきこもり支援につなぐ取組が必要だと考えます。県の対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 在学時から不登校などの情報を共有しまして、卒業後も切れ目なく支援できるよう、教育関係者を含む関係機関が、個別ケースの支援情報を相互に連絡・情報共有できる体制整備は大変重要です。

このため県では、福祉や雇用、教育など、幅広い支援機関で構成された連絡会議を開催し、継続的な支援について必要な情報を共有するとともに、支援の在り方についても検討しております。

また、全市町村にアドバイザーを派遣し、市町村でも同様に、学校関係者や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、地域の関係機関が連携して個別のケースに対応した相談・支援体制が構築できるよう支援を行っております。

○福田新一議員 大変重要だということは認めてもらったと思います。市町村への支援状況は確認が必要だと思います。よろしくお願いいたします。

次に、特別支援学級についてです。

先日、延岡しろやま支援学校高千穂校の調査に出向きました。高千穂高校の中であって、「共生」という目標に向かって、地域をはじめ、周りから手厚く成長を見守っている姿を確認することができました。

支援学校の生徒とともに体験した高校生のア

ンケート結果からも、「共生」という目標に向かって、プラン、ドゥー、チェック、アクションのPDCAのプロセスを循環させ、活動の品質を高めようという概念が出来上がっているように感じました。また、支援を受けた本人自身も、卒業後も仕事に就いて、地域のために貢献していく将来が見えていました。

小林市にも、小林こすもす支援学校と東方小・中学校、小林高校との共同学習の事例もあると聞きます。宮崎県の目指す子ども・若者プロジェクト日本一に誇れる事例です。

対して、児童数の比較的多い小学校の特別支援学級は、「共生」を目標に取り組む事例に比べると、適切な言葉ではないかもしれませんが、引き離しののびを感じます。特別支援学級などの学びの場の決定はどのように行われているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 障がいのある子供の学びの場につきましては、医師や心理士などから構成する市町村の教育支援委員会が、観察や面談等を通し、本人の障がいの状態、必要な支援の内容を踏まえ総合的に判断し、最終的には、市町村教育委員会が学びの場を決定しております。

その決定に際しましては、本人や保護者の意見を可能な限り尊重し、合理的配慮の視点に基づき、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行っております。

今後とも、県教育委員会といたしましては、各市町村の担当者や校長を対象とした協議会をしっかりと機能させ、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指す、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

○福田新一議員 これらの取組は、各市町村の

教育委員会が判断し、決定しているようですが、県としても、さらに市町村への支援をお願いいたします。

次に、本県の共生社会の実現に向けた取組についてです。

今出ましたインクルーシブ教育とは、障がいのあるなしに関係なく、全ての子供と一緒に学べる教育のことです。多様性を尊重する社会を目指すべく、教育現場でも誰一人として排除されない取組が進められなければなりません。

本県における共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 先ほど議員からも御紹介のありました延岡しろやま支援学校高千穂校は、創設以来、生徒同士が年間を通して様々な行事や学習を共同で行うことで、相互の理解が深まり、共に学ぶことが当たり前という自然な交流が続いております。

また、東方小、東方中、小林高校に併設している小林こすもす支援学校では、これまでの交流に加え、例えば、音楽や体育などの授業を合同で行ったり、高校生が小学部の児童に文字を教えたりするなどの共同学習についての研究を、今年度から国の事業として取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、共生社会の実現に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○福田新一議員 今回、子ども・若者プロジェクト（日本一生き育てやすい県）について質問させていただきました。保育の問題、自治体間の問題、そして食い止めた不登校の問題です。特に、不登校の問題、ひきこもりの問題は、答弁を教育長と福祉保健部長からいただい

たとおり、どうしても年齢、学年、学校、社会といった垣根ができてしまいます。この垣根を越えて連携してもらい、支援の方法などを検討してほしいなと感じました。よろしくお願いいたします。

2 つ目に、本県の農業の取組について尋ねます。

子牛価格低迷に対する取組についてです。

我が地区では、子牛の品評会が月に 1 度あります。子牛価格の低迷、飼料価格の高騰に長年見舞われている畜産農家は、明るい話題に遠ざかっています。現場では「元気の出る話はないのか」と問われます。

「令和 5 年度の県産農畜水産物輸出額は約 115 億円となり、12 年連続で過去最高を更新した」。そういった朗報が 5 月 25 日、宮日で発表されました。12 年連続で過去最高を更新という朗報の割には、子牛価格低迷が続きます。令和 3 年度が平均 70 万円、令和 5 年度が平均 54 万円、16 万円の差があります。この現象を知事はどう認識されているのでしょうか。

生産者を支援するための経済的措置として、肉用子牛生産者補給金制度等の各種セーフティーネット対策があると聞いていますが、子牛価格低迷についての知事の認識と、どのような対策に取り組んでいらっしゃるかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子牛価格の低迷であります。私も今年の年明けから県内各地域の家畜市場を回っておりますが、先の見えない厳しい状況に対する不安の声を多くの方から直接伺っておりまして、本県肉用牛の生産基盤を弱体化させるおそれがあると大変危惧しております。

また、農家の皆さんの頑張りで、全国和牛能力共進会であれだけ日本一を連続で取得する、

すばらしい成績を上げておられるにもかかわらず、円安や物価高、経済情勢等を背景とするものでありますが、大変胸の痛む思いがしております。

子牛価格につきましては、国のセーフティーネット対策として、基準価格を下回った場合に、その差額を補填する制度が従来から設けられております。これに加え、本年度は、九州・沖縄ブロックの平均価格に応じて段階的に奨励金を交付する緊急対策が創設され、地域の実情に応じた支援が強化されております。県としても、また様々な対策も講じております。

あわせて、牛肉の需要を喚起するためには、消費拡大対策が大変重要でありますことから、これまでの継続的な取組に加え、国内外で集中的なプロモーションを展開しており、1 月にはニューヨークでも実際にプロモーションを行いました。令和 5 年度の県産牛肉の輸出量は過去最高となっているところであります。

今後とも、国や市町村、関係団体と連携した取組によりまして、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図り、畜産経営の安定につなげてまいります。

○福田新一議員 国のセーフティーネット対策というのは、子牛の価格が低迷しても生産基盤の維持が保てますという制度なんですね。分かりました。

次に、県産肉牛の消費拡大に向けた取組についてです。

牛の価格の決定は、買い手が増えれば当然競争は高値がつきます。輸出も含め消費拡大が価格安定に大きく影響すると思います。黒毛和牛はおいしいです。輸入牛と比較になりません。

県産牛肉の消費拡大に向け、県は具体的にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に

伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 県ではこれまで、「おいしさ日本一宮崎牛」を冠に、首都圏における大規模イベントやテレビ、SNSなどでのPRなど、あらゆる手段を活用し、県産牛肉の新たな需要創出に取り組むとともに、今年度は、県内での消費を改めて喚起するため、JA等が行う地域での取組に対して支援することとしております。

また、海外に向けては、主要市場である台湾、アメリカ、香港などにおけるプロモーション活動を支援するとともに、今年2月に竣工した県内初のハラール対応食肉処理施設の運営事業者等と連携しながら、イスラム圏など新たな市場への輸出拡大にも積極的に取り組んでまいります。

県としましては、今後も関係団体等と連携し、県産牛肉のさらなる消費拡大につなげてまいります。

○福田新一議員 次に、飼料の価格高騰下における粗飼料——わら、草、乾草、サイレージ等の自給率向上に向けた取組についてです。

昨年の6月の一般質問において、世界の穀物市場の影響を受けにくい、飼料の輸入依存度を低減した畜産経営の在り方について質問しました。答弁は「耕畜連携による飼料用米や稲わら利用の拡大に取り組む」でした。

さらに11月定例会では、耕畜連携が現場では具体的にどのように取り組まれているのか質問しました。川南町での飼料用米の取組について答弁がありました。

そこで、県内での飼料価格高騰下における粗飼料自給率向上に向けた取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 議員御指摘の

とおり、近年の不安定な国際情勢や円安等により、飼料価格は依然として高止まりしており、輸入に過度に依存しない畜産経営への転換が求められております。

このような中、例えば都城市において、これまで飼料として利用されず、水田にすき込まれていた約20ヘクタール分の地域の稲わらを耕種農家が収集し、畜産農家に供給する取組が始まっております。

県としましては、今後とも、このような取組を後押しするため、今年度の新規事業の活用や地域の実情に応じた普及活動により、耕種農家と畜産農家が連携した組織の育成を図るとともに、粗飼料の生産拡大や未利用資源の活用に積極的に取り組み、さらなる粗飼料自給率の向上を図ってまいります。

○福田新一議員 分かりました。とにかく飼料価格高騰下においては、配合飼料に対しては飼料用米利用とか、粗飼料に対しては稲わら等の利用等によって、国産飼料に立脚した畜産への転換を図るべきだと思います。地産飼料育成です。

次に、肉用牛繁殖農家が営農を続けるための対策について質問いたします。

肉用牛繁殖農家における大きな問題の一つに、農家の高齢化があります。幾ら我が子のように大事に優しく育てている牛でも、驚いたり嫌がったりすることがあります。

例えば、いよいよ競りに向かうときのトラックへの積込み、競り場での引き出し、高齢では大変危険な作業です。それを理由に、肉用牛繁殖農家を辞める方がおられます。子牛を競りの会場まで積み込み運ぶ料金が片道約5,000円、往復で1万円、引き出し料として3,000円。これに対して、70歳以上は5分の1でいいですという

ことで、片道5,000円を1,000円だから往復で2,000円、引き出し料3,000円を600円とかいう援助をしている地域もあります。

肉用牛は本県農業の基幹品目です。生産基盤を維持するため、肉用牛繁殖農家が営農を継続できるための対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 肉用牛は、本県農業産出額の約4分の1を占める重要な品目であり、その生産は、若手から高齢者まで多様な担い手によって支えられております。

県では、このような担い手の労力軽減を図るため、繁殖農家の飼養管理や競りの引き出し等を代行するヘルパー体制の整備や、妊娠牛の供給を担う繁殖センターや子牛の育成管理を担うキャトルセンター等の地域拠点施設の整備を支援するなど、分業化を推進しております。

県としましては、今後とも、国や市町村、関係機関と連携しながらこれらの取組を進め、本県畜産を支える担い手の皆さんが安心して営農を継続できるよう支援してまいります。

○福田新一議員 県でも対策を取られていることが分かりました。牛の育成において、高齢者の方々は貴重なノウハウを持っておられます。ぜひ高齢者が楽しく肉用牛繁殖農家を続けられるよう支援をお願いいたします。

次に、多面的機能支払交付金についてです。

農業は、米や野菜など農産物を作るという役割以外に、洪水や土砂災害を防いだり、美しい田園風景で私たちの心に安らぎを与えてくれます。

しかしながら、農家の減少など農業に携わる人が減り、規模拡大を目指す若い担い手の農業の負担が増えています。

多面的機能支払交付金は、農業者が活動しや

すく、担い手の負担を軽減することを目的につくられた制度だと思います。この多面的機能支払交付金の制度概要について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 多面的機能支払交付金制度は、地域の共同活動を支援することにより、国土保全や水源の涵養など、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手農家に集中する施設の維持管理に係る負担を軽減することを目的としております。

具体的には、農業者や地域住民などで構成する活動組織が実施する、水路・農道等の維持補修や花の植栽、学校等と連携した生態系の保全のための活動などを支援するものであり、活動内容は、それぞれの組織が地域の話合いによって決定することとしております。

本県では、令和5年度、433組織が本制度に取り組んでおり、対象面積は約2万7,100ヘクタールとなっております。

○福田新一議員 この制度が地域での活動についての支援であることが分かりました。

しかし、現在は共同活動の参加者が減少してしまっているようです。

都城北諸県圏域では、今まさに田植えシーズンを迎えています。昔ながらの自分の田んぼが利用する水路の泥上げから始まります。田んぼの地権者が参加しての泥上げですが、農業者も高齢化が進み、参加が困難となってきました。耕作者だけでやろうとすると、とてつもない仕事量になり、本来の耕作ができません。

そこで、共同活動の参加者が減少する中で、活動の維持に対する県の認識について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 活動組織にお

いては、高齢化などにより、水路等の維持管理を行う共同活動の参加者が減少し、一部の農家の負担が増加していると認識しています。

このため県では、組織の広域化による集落の垣根を越えた活動への参加を推進するとともに、作業の効率化につながる自動草刈り機等のスマート技術の啓発に取り組んでおります。

また、これらに加え、今後は、活動組織と企業やアルバイトなどとのマッチングによる参加者の確保等を支援してまいります。

県といたしましては、活動組織が安定して地域の共同活動を継続できるよう、引き続き市町村と連携し、これらの取組を進めてまいります。

○福田新一議員 次に、県の管理する河川の維持管理についてです。

利水という観点から農業を行う上で、河川水を円滑に利用するためには、河川の堤防、護岸が健全であることが重要であると考えております。

そこで、県管理河川の維持管理について、どのように取り組んでおられるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 河川の維持管理につきましては、浸水被害対策だけでなく、河川水の適正な利用の面からも大変重要であると認識しております。

このため県では、定期的に巡視や施設の点検を行い、河川内の状況や堤防、水門などの管理施設の状況を確認し、異常がある場合には、適時対応することで、適切な機能の維持に努めております。

また、河川の流れを阻害する堆積土砂につきましても、現地の状況を調査し、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優

先的に除去しているところです。

今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

○福田新一議員 次に、国道222号牛ノ峠バイパスについて尋ねていきます。

県南・県西地区における広域道路ネットワークの整備状況についてです。

南九州圏域の命と暮らしを守る道として、現在、広域道路ネットワークの一部を構成する東九州自動車道、都城志布志道路などの整備が進められており、このうち都城志布志道路は、本年度に全線開通の予定にあります。これらの道路は、九州縦貫自動車道宮崎線と接続し、広域交流ネットワークを形成して、物流の効率化にも寄与することが期待されています。

また、去る6月1日には、都城志布志道路、都城末吉道路、曾於志布志道路の合同整備促進大会も行われました。東九州道と都城志布志道路をつなぐ都城末吉道路、曾於志布志道路が完成すると、まさに無限大の形となり、南九州圏域の防災、産業、医療、観光、文化など様々な面において、ますます活性化が期待できます。

この広域道路ネットワークの整備により、農産物や子牛、豚、鶏の輸送、食料品の取り寄せなどの農業面のほか、救急医療体制の強化や広域観光ルートの形成など、様々な効果が期待できますが、ミッシングリンクの早期解消などの課題も残されていると考えます。

そこで、県南・県西地域における広域道路ネットワークの整備状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県南・県西地域の広域道路ネットワークにつきましては、今年4月に東九州自動車道で唯一の未事業化区間であった南郷一奈留間が新規事業化され、さら

に、今年度中には都城志布志道路の全線開通が予定されるなど、着実に整備が進められております。

一方で、東九州自動車道には約32キロメートルの未開通区間があり、また、国道220号では豪雨などによる通行止めが度々発生するなど、強靱で信頼性の高い広域道路ネットワークの構築はいまだ道半ばであります。

県としましては、引き続き、道路整備の効果や必要性を広く発信するとともに、国に対し必要な予算の確保を強く訴えるなど、残された課題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○福田新一議員 国道222号牛ノ峠バイパスの事業再開について、県が大型車の離合困難場所解消とか安全で円滑な交通の確保に取り組んできましたが、異常気象時の事前通行規制区間があることに加え、先月の豪雨では、倒木により全面通行止めとなりました。信頼性の高い道路となるためには、昨年6月議会でも質問しましたとおり、牛ノ峠道路の事業再開が必要であると考えております。

そこで、いま一度、国道222号牛ノ峠道路の事業再開について、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国道222号は、東九州自動車道や都城志布志道路などととともに広域道路ネットワークを形成し、平常時のみならず、災害時にも安定した人流や物流を確保する上で大変重要な路線であります。

牛ノ峠道路につきましては、昨年10月に事業再開を求める1,200人規模の決起大会が開催されるなど、機運の高まりを感じております。

県では、こうした実情を踏まえ、国や関係市町とともに、地域の将来を見据えた整備の在り

方を検討する場を設け、早急に議論をスタートさせたいと考えております。

事業の再開に至るまでには、様々な課題を解決する必要がありますことから、引き続き、地域の皆様の御意見も伺いながら、丁寧に議論を重ねてまいります。

○福田新一議員 南九州圏域において、社会情勢が大きく変化しています。国道220号線と牛ノ峠バイパスとのダブルネットワークが構築されれば、南海トラフ地震による大規模災害時の救命・救急・支援物資等の輸送だけでなく、大型クルーズ船が寄港する油津港と都城北諸県郡を結ぶ観光としても、経済圏の拡大に効果を発揮することが期待されます。

都城圏域と日南圏域を結ぶバイパスの必要性が、ここで物すごく強く浮き彫りにされてきました。25年の事業休止からの事業再開に向け、しっかりと議論を進めてください。

次に、国スポ・障スポについて、開催に向けて本県の文化面でのレベルアップができないか尋ねます。

国スポ・障スポ宮崎大会での開催イメージについてです。

昭和54年に開催された第34回から何と48年ぶり、令和9年に今度は開催されます。当時のスローガンは「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」として、県勢の活躍はすばらしく、念願の天皇杯・皇后杯を獲得しています。当時の映像を見ると、自分の人生や過去の出来事を思い出し、時の流れを感じてしまいます。

先日、知事は、県民総合スポーツ祭の開会式の挨拶の中で次のようなことを言われました。

「以前の国民体育大会の名称から、2024年からは国民スポーツ大会と変わります。2024年開催地、佐賀県の山口知事は、略称国体から国ス

ポに名称が変わると同時に、大会のイメージもがらっと変えたいと言われました。例えば入場式のスタイルも、きちんと整列して行進する入場ではなくて、観客のほうに自由に手を振ったり、時にはダンスしてみたりのフリースタイルでの入場、そしてまた、各県3秒でPRをするなど考えておられる」。

これに対して、河野知事もユニークさでは負けないものがあります。参考に、パリ五輪は、セーヌ川で160台のボートを使っでの入場式らしいです。3年後を見据えて、いろいろとイメージしておられると思います。

そこで、開催の正式決定が間近に迫った宮崎国スポ・障スポについて、改めて大会に向けた知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国スポ・障スポにつきましては、7月の日本スポーツ協会理事会を経て、本県開催が正式決定となる見込みであります。

これに先立って5月に行われた総合視察では、これまでの「スポーツランドみやざき」の経験や、新たな施設整備によりスポーツを通した地域振興を県内全域に広げるという理念について高く評価をいただき、手応えを感じるとともに、改めて「未来のみやざき」づくりを進める大会にしたいとの思いを強くしたところであります。

また、2度目の天皇杯獲得という高い目標を掲げ、選手の育成・強化等に一層取り組むことで、競技力の向上を図りながら、地域スポーツの振興や県民の健康づくり、生きがいづくりにつながるような大会を目指してまいります。

昭和54年国体が今の「スポーツランドみやざき」の礎を築き、さらに2巡目となる国スポ・障スポについても、未来につながるような取

組、スポーツを通した地域振興、さらにはスポーツの振興を図っていこうと、とても前向きに取り組んでいることを考えると、国体・国スポの長い歴史の中で、やはりモデルとなる取組を本県としては進めているのではないかと、そのような自負もしているところであります。

大会には多くの方が来県されますことから、宮崎らしいおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信してまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。

次に、国スポ・障スポ大会への文化面での参画についてです。

国スポ・障スポは、もちろん名のとおりスポーツが中心の大会ですが、文化面でも何かできないでしょうか。

私は以前、宮崎が観光地として有名だった50～60年前の話を宮崎交通の役員の講演で聞いたことがあります。その方が新入社員のとき、観光バス数台でのイベントがあり、バスが会場に到着したときの観光客へのもてなしを新入社員に任されたそうです。新入社員で懸命に考えた策が大変好評で、観光客を大いに喜ばせ、宮崎県のPRの一翼を担うことができたという話でした。

国スポ・障スポ宮崎大会では、来県者等に対し、宮崎らしいおもてなしを推進するため、どのような取組を行っていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポ・障スポは、県民の温かい人柄を生かした県民総参加型によるおもてなしの心あふれる大会を目指しておりますことから、スポーツ関係者に限らず、多くの方々がそれぞれの立場で関わっていただけるよう、多様な参加機会を

つくることが重要であります。

このため昨年度は、大会イメージソングの制作に当たって歌詞と曲を公募したところ、5歳から90歳まで幅広い世代の県民の皆様から、合わせて500点以上もの応募がありました。

今後も、花いっぱい運動や宮崎ならではの文化・芸術、民俗芸能等を紹介する文化プログラムのほか、豊かな食など宮崎の魅力を生かしたおもてなしに、チーム宮崎で取り組んでまいります。

○福田新一議員 おもてなしという形で、例えば、会場の入り口のところに、華道とか茶道等の出番も考えてはいかがでしょうか。大会を共に盛り上げることができるのではないのでしょうか。

今回のコロナ禍で、3～4年間、地域で毎年行われていた催しもことごとく中止となり、地域に伝承されてきた郷土芸能も勢いがなくなっています。この国スポ・障スポの会場での披露が発奮材となり、地域の活性化につながるような気がいたします。

国スポ・障スポは、本県の民俗芸能を盛り上げるよい機会だと思います。教育長の考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県が誇る神楽や風流踊をはじめとする民俗芸能は、地域の方々が、先人たちの思いや願いを紡ぎながら、脈々と受け継いできた地域の宝であります。

議員御指摘のとおり、国スポ・障スポは、本県の魅力ある歴史や文化を発信するのみならず、民俗芸能の担い手である地域の方々を元気づける絶好の機会であると認識しております。

そこで、県教育委員会といたしましては、市町村や関係部局と連携しながら、国スポ・障スポの文化プログラム等において、民俗芸能の魅

力を県内外の方々に発信することで、担い手の意欲向上や、ひいては地域全体の活性化につなげてまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。大会の開会式の会場地、また各競技の開催地においては、各市町村の管轄でしょうが、県としても、郷土芸能等の披露など、ぜひ推奨していただきたいと思います。宮崎県民総出で参加する大会、そして「さすが宮崎」と言われるような成果を出したいものだと思います。

以上で終わります。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行います。

知事の政治姿勢から伺ってまいります。

まず、地方自治法改定案についてです。

地方自治法改定案が5月30日、衆議院で賛成多数で可決しました。もちろん日本共産党は反対です。この改定案は、政府が国の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国に地方自治体への広範な指示権を与え、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものです。憲法が保障する地方自治を根底から踏みにじるものです。

戦前の中央集権的な体制の下で、自治体は侵略戦争遂行の一翼を担わされました。その反省から、日本国憲法は地方自治を明記し、政府か

ら独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思に基づく住民自治を保障しました。

ところが、歴代自民党政権は、自治体の権限や財源を抑制し続け、地方自治を形骸化させてきました。地方分権一括法では、地方分権を掲げながら、機関委任事務を法定受託事務として事実上温存し、自治体への指示、代執行など、国の強力な関与の仕組みをつくりました。

今回の法改定は、住民の利益を守る仕事である自治事務についても国が指示することを可能にするもので、地方自治を否定する憲法じゅうりんと言わなければなりません。

今回の地方自治法改定の目的及び内容、そして、それをどのように受け止めたか、地方自治体の長である知事の見解をお伺いいたします。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

今回の改正は、新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、大規模な災害や感染症の蔓延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、個別法の規定では想定されていない事態に適切に対応するため、国が地方に対し補充的な指示を行うことを規定したものであり、その必要性については理解しております。

一方で、地方自治の本旨や地方分権の意義を踏まえ、国と地方の対等な関係が損なわれることのないよう、制度化及び運用に当たっては、地方への十分な配慮が必要であると認識しております。

このため、全国知事会においても、国の補充的指示が現場の実情を踏まえた措置となるとともに、安易に行使されることがないよう、事前

に地方と協議・調整を行う運用とすることや、必要最小限の範囲とすることなどを国に申し入れてきております。先月末の衆議院採決の際には、その内容が附帯決議として明記されております。

本県としましても、引き続き、全国知事会等と連携を図りながら、国に対し必要な要望などを行ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今回の法改定は、地方自治及び自治体の長としての権限を侵害する重大なものです。全国知事会会長の村井嘉浩宮城県知事は、「拡大解釈をすれば、あらゆることを国が指示できるということになりかねない。これは地方自治の本旨に反する真逆の法案ということになる」と強い警戒感を示しておられます。

政府は自治体に指示できる要件として、1つに、国民の生命等の保護のために特に必要な場合、2つに、個別法の規定では想定されない事態を挙げており、具体的には、先ほど知事が御答弁されたように、大規模災害や感染症の蔓延です。そして3つに、その他としています。

しかし、大規模災害や感染症の蔓延の対策は、それぞれ個別分野ごとの法律を、国と地方との関係で、より効果的にやることで対応できるものです。

問題は、その他としている点で、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態とは、戦争などの有事ではないかと想定されても不思議ではありません。

岸田政権は、70年来の日本の安全保障政策を大転換し、敵基地攻撃能力を保有し、日本の自衛隊が米国の主導で外国を攻撃する事態が現実のものとなりつつあります。国の恣意的判断で地方自治をないがしろにし、戦争遂行のための体制強化を進めようとすることは絶対に許され

ません。

知事には、この立場にしっかり立っていただき、地方自治を守り、戦争する国にしないために法改定に反対の声を上げるべきと思いますが、知事、いかがですか、再度御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の法改正につきましては、先ほど申し上げました経緯、そして考え方、さらには全国知事会とのしっかりとした協議の下に、地方の声も踏まえて制度対応がなされているものであります。

様々な懸念というものを御指摘いただいたところではありますが、しっかり受け止めながら、今後、その運用面に当たっても、しっかり注視しながら、必要な意見を申し上げていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 しっかり地方分権の権利を行使していただきたい、知事の立場でしっかりと国に対しても物を言っていただきたいと思います。

続いて、宮崎空港が特定利用空港に指定されたことについて伺います。

政府は4月1日、自衛隊や海上保安庁が使用可能な特定利用空港・港湾として、7道県16施設を選定、その一つに宮崎空港が指定されました。断じて認められるものではありません。

指定の目的、指定に係る県の立場、受け止めをお聞かせください。危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 特定利用空港指定の目的は、平素から、必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港を円滑に利用できるよう、施設管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊等の円滑な利用にも資するよ

う、必要な整備や既存事業の促進を図るというものです。

宮崎空港は国管理の空港であるため、今回の枠組みについては、防衛省、海上保安庁と空港管理者である国土交通省の間で設けられたものであり、今回の指定については、県は同意する立場になく、これらの省庁から昨年、指定に当たっての説明を受け、指定に係る趣旨などを説明されたところであります。

○前屋敷恵美議員 国管理の空港だから、自衛隊利用を受け入れざるを得ないのでしょうか。

自衛隊とともにアメリカ軍の利用にもつながるのではないかと、県民生活への影響はどうか、様々な懸念や心配が出てきますが、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の枠組みは、あくまで宮崎空港の管理者である国土交通省と自衛隊、海上保安庁との間で設けられたものでありまして、米軍がこの枠組みに参加することはないと国から説明を受けております。

これまでも宮崎空港において自衛隊の訓練が行われたことがあります。指定されたそれぞれの空港において、訓練の回数は多くとも年数回程度と国は説明しており、県民の生活に影響を及ぼすものではないと考えております。

県ではこれまでも、宮崎空港において自衛隊が訓練を実施する際、関係自治体等への事前の丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を求めてきたところであり、今後も国に適切な対応を求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 国管理の空港は、鹿児島空港もそうなんです。しかし、鹿児島空港は港と併せて、知事というか、県が同意しなかったとか、話が折り合わずに、今回政府は指定できなかったという状態が現実としてございま

す。

国会の審議の中で、民間空港を利用できるようにするという今回の特定利用空港・港湾をめぐって、自衛隊の運用上の課題を示した資料で、「空港や港湾の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要」と明記されていることが明らかになりました。自衛隊だけじゃないんです。米軍も併せて、そういう資料が明らかになりました。防衛省もそれを認めております。ですから、政府や防衛省が米軍利用はないと幾ら言っても、それはごまかしにすぎないということです。

なぜ今こうした指定が行われるのか。今回の指定は、2022年12月に閣議決定された安保三文書の基本文書である国家安全保障戦略に基づいて提起されたもので、政府の有事をにらんだ対応能力の強化を図る一環です。そしてそれは、地方自治法改定案に基づき、自治体に対する指示権が行使されれば、自衛隊などの優先利用が強制されることにつながりかねません。

しかも、日本が集団的自衛権を行使すれば、海外で米軍が関わる戦争に、自衛隊が宮崎空港から出撃・参加することにもなり、必然的に日本が戦争の当事国になります。戦争放棄をうたった日本国憲法とも相入れないことは明白です。宮崎の地を絶対に戦場にさせてはならないと思います。

知事は今こそ自治権を最大限生かし、宮崎空港の特定利用の指定は認めない、この立場に立って、国にその撤回を求めるべきだと思いますが、知事の御決断を求めたいと思います。いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の外交・防衛に係る問題は、国の専管事項でありまして、国の

責任においてなされるものと認識しております。

また、今回の枠組みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、防衛省、海上保安庁と空港管理者である国土交通省の間で設けられたものであります。

私としましては、県民の安全・安心を確保する観点から、自衛隊等が訓練を実施する際は、関係自治体等への事前の丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を適切に国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 外交・防衛は国の専管事項、これまでも何度も聞いてきました。しかし、そう言うてはおられない事態になろうとしているところです。そのことをしかと受け止めていただきたいと思います。

それから、もう一点伺います。台湾有事などを念頭に、政府が提案した先島諸島の住民の避難を九州・山口各県で受け入れることの検討について、九州地方知事会で協議されたとのことですが、その経緯についてお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の検討は、令和4年度から国と沖縄県の共同で実施されております先島諸島からの住民避難に係る図上訓練を発展させる形で、一つの想定として九州・山口各県を避難先として設定し、受入れの計画を作成するよう国から依頼があったものであります。

今年度につきましては、避難当初の約1か月において必要となる支援の内容を検討し、受入れに係る初期的な計画を作成するものであります。

避難してこられた方に対するホテル等の収容施設の提供や食料品等の調達、健康管理など、整理すべき事項は様々ありますが、国や九州・山口各県とも連携しながら取り組んでまいりま

す。

○前屋敷恵美議員 図上訓練で体制を整えるということなのですが、もちろん自然災害等での住民避難の受入れなどは当然のことです。しかし、有事を想定しての避難であるならば、何よりもまず有事にさせない努力をすることが先決だと、このことを強調しておきたいと思います。

次に、食料・農業・農村基本法改定について伺います。

5月29日、改定食料・農業・農村基本法が可決・成立しました。

法案は、「食料自給率の目標」を「食料安全保障の確保に関する事項」に書き換えました。

現在の食料自給率は38%にとどまり、食料自給率目標は一度も達成していないにもかかわらず、その検証もないままに、最重要課題の食料自給率の向上そのものを投げ捨てたといえるような状況がありません。食料はもっと外国に頼ればよいということなのではないのでしょうか。果たしてこれでいいのか。私は国の存立に関わる大問題だと思います。

まず、宮崎県の農業・農家の現状について、その数年の推移についても伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 本県の総農家戸数は、農林業センサスによりますと、令和2年時点で3万940戸となっており、5年前の平成27年と比較して7,488戸減少しております。

一方、県内の農業法人数は、県の調査によりますと、令和5年は910法人となっており、5年前の平成30年と比較して132法人増加しております。

また、新規就農者数は、令和4年は389名となっており、直近5年間は400名程度で推移しております。

○前屋敷恵美議員 今回の農業基本法の法改定の目的と改定内容について伺います。部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 食料・農業・農村基本法の改正の目的は、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、我が国の農業を取り巻く情勢の変化等に対応するためのものと承知しております。

改正の主な内容につきましては、基本理念として、「食料安全保障の確保」や「環境と調和のとれた食料システムの確立」などが掲げられており、基本的施策として、農業生産の基盤等の確保や輸出による食料供給能力の維持、環境への負荷の低減の促進、スマート技術等を活用した生産性の向上などが位置づけられております。

○前屋敷恵美議員 今、農業基本法の改定の中身についてお聞かせいただきましたが、県の受け止めをお聞きしたいと思います。また、宮崎の農業や農家に与える影響についてはどのように考えておられるのか伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 本県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、あらゆる危機事象に負けない農業や、スマート化による賢く稼げる農業の推進などにより、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を目指しております。

今回の法改正における基本理念や基本的施策につきましては、本県の目指す方向性と同じであると受け止めており、本県の取組を後押しするものと期待しております。

○前屋敷恵美議員 併せて、食料供給困難事態対策法案というの今審議中です。農業基本法の改定と切っても切り離せないという関係にも

ございます。

この法案は、食料輸入ができないなど不測の事態に際し、農業者に対する増産指示や罰則の規定を設けるというのですが、法案に対する県の認識を伺います。今お話ししましたが、これは農業基本法の改定における食料自給率との関係でも問題が大きいと私は思っているところです。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 改正後の基本法においても、食料自給率の目標を定めるとされており、改正前と同様に、食料自給率の向上が図られるよう、総合的かつ計画的に施策が推進されるものと考えております。

また、食料供給困難事態対策法案については、国民への食料の安定的な供給を確保するという国の基本的な責務を果たすためのものと承知しており、食料供給のリスクが顕在化した場合等における生産計画の作成・届出の指示など、国の責務としてどのような措置が必要かについて、現在、国会で審議中ですので、その議論を見守ってまいります。

○前屋敷恵美議員 この法案には、先ほども言いましたが、様々な問題があると思います。参議院の農水委員会での参考人陳述の中でも、憲法第22条が規定する職業選択の自由、その中に含まれる営業の自由を侵害するおそれが極めて高いということが指摘されています。

政府が食料供給が困難になったと判断すれば、稲、麦、芋類などの特定重要作物転換を強制されかねません。計画どおりに生産・出荷・販売する法的義務が定められ、従わないと氏名の公表と罰金刑が科せられます。営業の自由を貫くと前科がついてしまうということになってしまうわけです。

農業離れが危惧されます。こうした農家に及

ぶ事態、影響をどのように受け止めますか、農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 法案において、食料が大幅に不足または不足するおそれがある場合、国は生産計画の作成・届出の指示ができ、それに従わない場合等の罰則規定があります。

一方、国によりますと、この計画については、農家等が実施可能な範囲のものでよいこと、届け出た計画を達成できなくても罰則の対象にはならないこと、生産に必要な財政措置等を講ずることとされておりますので、本県農業への影響を含め、国会での議論を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 農家の方々との対話の中で、「政府に命令されて作付はしたくない」「罰金まで科せられて強制されるなら、農業を辞めてほかの仕事に就く」との意見が出されているとの報告を聞いております。

問題は、この法案が離農の引き金にもなりかねないことです。農民の立場、農家の視点が決定的に欠けていると言わざるを得ません。

日本には、過去の戦前から戦後までの統制経済の歴史があります。国家総動員法に基づき施行された臨時農地等管理令も、罰則により、作付統制、生産転換を強いるものでした。今回の法案は、安保三文書の改定と軌を一にして出されてきたものであり、戦時体制の一環、有事食糧法にほかならないと思います。

しかし、この法案で、国民の食の安定確保ができるはずはないと思います。さっき部長も言われましたけれども、食料安全保障と言うのなら、歯止めなき輸入自由化や市場任せの農政を転換して、価格保証や所得補償で農業の持続的な発展や農村の振興を図り、日常的に、平時の

うちに自給率を高めることが今必要だと思います。ぜひ県もこの立場に立って、農業県宮崎の発展を図っていただきたいと思います。

改正農業基本法と食料困難対策法案について、知事の認識、御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 改正された食料・農業・農村基本法は、世界的な食料不安が懸念される中、平時から食料安全保障を確保することなどを基本理念として、食料・農業・農村に関する基本施策を示したものと承知しております。

また、食料供給困難事態対策法案は、万が一、様々な要因による食料供給のリスクが顕在化した場合等における食料の安定供給確保のための措置等が規定されたものであり、現在、国会において審議中であります。

食料安全保障の確保は、国内の農業生産の増大が基本であると認識しておりまして、全国有数の食料供給基地である本県としましては、将来にわたってその役割を十分に発揮できるよう、基幹産業である農水産業のさらなる発展に努め、国民への良質な食料の安定的な供給に貢献してまいります。

○前屋敷恵美議員 世界的に食料の危機が言われているとき、日本は外国からの輸入に頼らず自国で賄える、そういうものに今しなければならないと思うところですので、農業県としては、そういう立場をしっかりと踏まえていただきたいと思います。

続いて、防災計画、避難所の環境対策について伺います。

能登半島地震の発生から5か月、石川県内だけでも全半壊した住宅被害は2万4,000棟を超え、今も多くの倒壊家屋が残されたままです。当然避難した方々は自宅には帰れず、いまだ

に3,300人以上の方が避難生活を余儀なくされ、避難所に身を寄せておられます。この震災で犠牲になられた方は260人、そのうち30人が、避難生活によるストレスなど、身体の負担などが原因での災害関連死と認定されました。

これまで様々な災害で、また様々な犠牲を払ってきた災害での教訓が、本県の防災計画にしっかり生かされることが重要です。助かった命が避難生活などで奪われることのないよう、失われることのないよう、避難環境が命を左右する、こうした認識を持つことが極めて重要だと私は思います。

避難所の環境整備について、どのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害時には、厳しい環境下で長期の避難生活を強いられ、災害関連死のリスクも高まることから、避難所の環境改善は大変重要であります。

このため県では、指定避難所のうち、県立学校等の全ての県有施設に対して、新たにスポットクーラー、プライベートテント等の購入や、マンホールトイレ、洋式トイレの整備を進めております。

また、市町村所管の指定避難所については、これらに加え、給水タンク、エアベッド、発電機、車椅子の整備など、市町村が行う避難所の環境改善に対する補助を行っております。

今後とも、市町村と連携しながら、避難所の環境改善に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 また、障がいを抱える方や高齢者などに対して、ケアのできる福祉的避難所の対応が求められます。

福祉施設などが避難所として利用できる場合は別として、いわゆる地域の指定避難所での福

祉的な支援をどのように考えて取り組んでいるのか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 避難者のうち、高齢者や障がい者など配慮を要する方々につきましては、健康状態や日常生活の困り事等を的確に把握しまして、専門家による支援につなげていくことが重要です。

このため県では、令和2年度に福祉専門職で構成する災害派遣福祉チーム「DWA T」を整備いたしまして、災害時支援に必要なスキルアップを図るための研修や訓練等に取り組んでおります。能登半島地震にも延べ20名を派遣して、実際の現場で経験を積んでおります。

今後、被災地支援活動で得た知見や課題等を研修や訓練に生かしながら、災害時の要配慮者に対する福祉支援体制の充実を図ってまいります。

○前屋敷恵美議員 私たちは、これまでの震災や直近に起きた能登半島地震被害で、倒壊家屋の撤去や仮設住宅設置の遅れ、孤立化など被災者救援・救済の遅れを目の当たりにしました。

本県は、予測される南海トラフ地震における具体的な応急対策計画に基づいて、今、緊急輸送ルートや救急・救助、医療、物資などの支援についての計画を定めておられます。しかし、従前のものからの見直しが求められているのではないのでしょうか。どう分析し、見直していくのか、危機管理統括監、お願いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県では、南海トラフ地震に備え、救助・救急、消火活動をはじめ、物資調達や医療活動、それらの活動に必要なルートの確保等について、県の実施計画を策定しており、これまで国の計画改定や関係機関からの意見等を踏まえ、計画の見直しを行ってきました。

能登半島地震については、現在、国において、自治体支援や避難所運営、物資調達・支援などの応急対応について検証作業が進められ、課題の抽出や有効な対応策等について議論されております。

県としては、現在整備中の災害物資拠点施設を含めた今後の物資輸送体制をはじめ、今後明らかになる能登半島地震の検証結果や、これを受けた国の計画改定等を踏まえ、県の計画に適宜反映してまいります。

○前屋敷恵美議員 避難生活を解消するには、総合的な対策が必要になります。元の生活に戻るまでに、体育館等の避難所での生活が長期にわたることにもなります。

先日、輪島の避難所の体育館に、提供されたという冷蔵庫が搬入されたニュースがありました。真冬から真夏の避難生活が続いているわけです。暑さ、寒さの対策が必要となります。

輪島で避難生活を経験した方の話では、「主な避難先となった体育館では隔離が不十分で、どこも定員以上の避難者を収容しており、感染症対策が不十分だったことは否めない。全国から医療支援を受けたが、山間部の避難所には十分ではなかった。県の防災計画が甘かったと言わざるを得ない。災害関連死から教訓を酌み取ってほしい」、このように語っておられました。

緊急・応急的な計画はもちろん、先を見通した計画もしっかり考慮して、何より人的配置、体制の充実は欠かせないと思います。

先ほど来、避難所の話をしておりますけれども、避難環境が命を左右する、こういうことにはなってはならないとお話をしました。

今朝のニュース番組で聞いたことですが、避難所は耐え忍ぶ場所であってはならない、これ

から先の生活に向けて、元気を出すための場所
でなくてはならないと。どれだけ快適に過ごせ
るか努力すること、それには国や行政の役割は
極めて大きいと思います。

外国では、避難所は耐え忍ぶ場ではないとい
うことも言われておりました。確かにそうだな
と思いました。これから先の生活に向けて、元
気の出る場所が避難所でなければならない。そ
のための環境整備、しっかりと心も届けてい
く、そういう役割を果たしていただきたい、こ
のように思います。ぜひ万全を期していただき
たいと思います。

では、続いて、困難女性支援法について伺い
ます。

2022年5月19日、困難な問題を抱える女性へ
の支援に関する法律が成立しました。売春防止
法制定から66年を経て、ようやく新たな女性支
援の枠組みを構築する根拠法が生まれたわけで
す。

この女性支援新法が女性の権利を守るもの
として、実際に行政や支援現場を変えていくも
のになるか否かは、まずは、国の基本方針が生か
された基本計画が、新法の理念の下に整えら
れ、行政と民間の協働により、困難を抱える女
性たちの支援につながるよう、各地、各自治体
での取組が重要になってくると思います。

そこでお伺いいたします。まず、これまでの
女性相談支援センターによるDV被害者支援等
の現状について、相談件数、主な相談の内容、
対応の状況、一時保護、その先につながる保護
施設、きりしま寮の状況などについてお聞かせ
ください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 女性相談支
援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力
相談支援センターとして、被害者の相談対応及

び一時保護の判断、自立のために必要な生活指
導等を行っておりまして、令和5年度のDVに
関する相談は431件となっております。

また、県立きりしま寮は、困難な問題を抱え
る女性が入所いたしまして、一定期間、自立に
向けた支援等を受ける女性自立支援施設として
の機能と、また短期的な一時保護所としての機
能を有しております。

女性自立支援施設としては、令和2年度から
入所者がいない状況ではございますが、一時保
護所としては、令和5年度に16人の利用があっ
たところです。

○前屋敷恵美議員 令和5年度の相談件数が431
件ということでしたが、これからしても、一時
保護の人数が16人ということですから、私は少
ないような気がします。

また、きりしま寮の利用者が4～5年にわ
たってゼロというのはどういうことなのか。問
題が解決して保護する必要がないというなら、
それにこしたことはありませんけれども、この
ことについては後ほど伺いたいと思います。

県が今年3月に制定した宮崎県困難な問題を
抱える女性への支援基本計画（第5次DV対策
宮崎県基本計画）について伺います。

国の新法の基本方針は、女性支援の理念と対
象を具体的に明らかにして、何を変えていく必
要があるのかを示しています。

女性が女性であることにより、性暴力や性的
搾取など、性的な被害により遭遇しやすい状況
にあることや、予期せぬ妊娠という女性特有の
問題が存在すること、不安定な就労状況や経済
的な困窮、孤立などの困難に陥るおそれがある
ことを前提として、年齢や障がいの有無、国籍
を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事
業の対象になってきたものも含めて、女性支援

の必要性を明らかにしています。

そして、地方公共団体は、つながり続ける支援、民間との協働、人材の育成、国民への教育・啓発、広域連携体制の構築に努めること、このようにうたっております。

こうした法の理念や基本方針に沿った県の具体的な計画が求められますが、これまでの課題等を総括して、県の基本計画にどう生かされ取り組まれるのかを伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 困難な問題を抱える女性への支援基本計画、いわゆる困難女性支援計画は、困難女性支援法に基づきまして、今年3月に策定した計画であります。

本計画では、困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知、人材育成や研修による相談体制の充実、様々なニーズに対応した一時保護などに重点的に取り組むことにしております。

これらの支援を適切かつ円滑に行うためには、関係団体等との連携強化が大切であるために、民間8団体を含む関係24団体から成る既存のDV被害者保護支援ネットワーク会議を困難女性支援法上の支援調整会議へ移行させることとしておりまして、緊密な連携体制も構築することとしております。

○前屋敷恵美議員 今、県の主な計画を伺いました。支援調整会議やネットワーク会議など、行政と民間団体が対等な立場で協働して女性支援を進めることなどが盛り込まれたと思います。長年、地域の支援現場で活動している民間団体との連携を大いに充実させていくことが極めて重要だと思います。

また、事例検討会というのがあると聞いておりますが、それらには民間シェルターで直接支援してきた経験豊富な相談員の方にも入っても

らう、こうした工夫もぜひ必要かというふうに思っているところです。

相談センターの一時保護所、引き続き保護施設での対応についてもうたっているところですが、入所利用のハードルが高くて、一時保護所や保護施設を希望せず、シェルターを持つ民間団体への問合せが多いと伺っています。それが今の結果に表れていると思いますが、市町村自治体からも、きりしま寮の利用についての要望は上がっております。

自治体では相談を受けても、一時保護所やきりしま寮で保護ができなくなると、結局は民間団体に委託することにならざるを得ない。基本は公的施設での対応ではないかと言われますが、活用がされていないきりしま寮について改善は図られるのか、対策について伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 女性をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、女性を保護して自立を支援する県立きりしま寮の役割は、重要なものがあると考えております。

施設の活用を進めるためには、支援が必要な方に施設に関する情報が正しく伝わる必要がありますので、これまで以上に施設の目的や機能、支援内容などの普及啓発に取り組むとともに、行政機関とか民間団体の女性相談窓口などに対し周知を徹底しまして、施設の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、利用されない原因をもう少し深くつかまなくてはならないのではないかと思います。

一時保護所やきりしま寮の利用が敬遠される理由に、携帯電話が使用できないこと、外出制限などがあって、こうした規則を守るハードルが大変高いということが挙げられます。今や携

携帯電話は生活にとってはなくてはならないものです。携帯の貸出しをすとか、必要な外出には付添いをつけるとか、工夫を検討することが必要ではないかと思います。

貸与携帯の使用を含めたガイドラインなども出されておりますから、安心して利用できるような環境を整えることが必要だと思います。検討の余地はありませんか。どうでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 今お話にありましたように、きりしま寮では基本、現在は携帯電話を使用しないようにお願いしております。

その理由は、令和5年で16名おります一時保護利用者のうち、13名、大半の方がDVの被害者でありまして、外からどこに今いらっしゃるかということの情報が漏れないようにする、非常に気を使わなければならない方々でございます。その方々が利用される施設ですので、情報が漏れないように最大限の配慮をしたい。そういう観点から、現在、携帯電話の使用については控えていただくようお願いしているところでございます。

ただし、いろんな連絡を取りたいという必要がある場合には、職員が例えば警察署などの安全な場所にて御本人の電話で連絡を取ったり、あるいは固定電話で非通知通話をして連絡するなどの支援は行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 お答えありがとうございます。全国的に携帯の使用などが制限されているというのはあるようです。しかし、私が今言いましたように、貸与携帯、貸出しをしたりとか、御自分が持っている携帯じゃない携帯を使っていただくとか、そういった様々な工夫は必要じゃないかと思うので、ぜひ今後の検

討課題にのせていただきたい、このように思います。

女性相談支援センターの職員体制についても伺いたいと思います。

直接相談を受けたり支援に当たられる職員について、相談支援員の育成や専門職員の配置などが必要との要望もあります。職員体制を充実させた支援体制が必要と思いますが、対応はいかがでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 女性相談支援センターには、現在、女性相談支援員、DV被害者自立支援員、電話相談員の方々が7名、そして職員が兼務を含めまして8名、合計15名を配置しております。

女性の様々な困難に対処するには、社会福祉に関する知識ですとか、それから相談に関する専門的な技術・経験が求められますので、全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会へ参加して情報交換をしたり、あるいは外部の専門家を交えた事例検討会を実施することなどによりまして、職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

DV被害者支援を行う民間団体への財政支援について伺いたいと思います。

現状はどうなっているのか。また、民間団体との連絡・協働という点では、民間団体への継続的な財政支援が必要だと思います。民間団体では、シェルターの維持費や、また人件費である同行支援費などが必要不可欠なものだと言われています。支援に係る予算の拡充についてもお伺いしたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、昨

年度からDV被害者等セーフティネット強化支援事業を開始しておりまして、民間支援団体が行うSNS等を通じた相談窓口の拡充ですとか、シェルターの環境整備等を支援する取組を進めております。

昨年度は3つの団体に対して補助を行いまし、団体からは「新たなシェルターが整備され、より多くの被害者の受入れが安全かつ迅速にできるようになった」などの声をいただいたところです。

今後、DV被害者支援のために、民間支援団体と連携して取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ今後の連携も密にさせていただき、財政支援も強化していただけるようお願いしたいと思います。

今回の女性支援新法は画期をなすものだと思います。県の基本計画も、策定に当たっては、直接支援に携わっておられる民間団体など、多くの方の意見や要望を聞かれたことと思いますが、全てが生かされたかといえは十分ではないと思います。もっと現実に向き合ったものでなければならないと思います。

売春防止法は新法施行に伴い、第3章、第4章の補導処分、保護更生は廃止されますが、1章、2章は売春防止法として残り、性を買う側が問われることのないまま女性が処罰される第5条の勧誘罪も残ります。

若年女性に借金をさせ、売春を促すという行為が、よく全国報道でもなされますが、まさに性搾取の構造の中で起きていることで、業者や買春男性は放置されたままで、女性だけが処罰の対象という理不尽なものです。

こうした被害女性をもっとしっかり保護するものにならなければなりませんし、何より性売買のない社会を求めて法はどうあるべきかが問われ

ることと思います。

この4月から施行となった新法、そして県の支援計画です。様々な困難に直面している女性や子供たちをしっかりと保護し、生活する、生きる勇気を与えるものにしていかなければなりません。計画はさらに充実させていただくように求めるものです。よろしくお願いします。

続けてまいります。ひとり親支援に関連して伺います。

まず、県のひとり親支援はどのような状況にあるのか、現状をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） ひとり親支援につきましては、経済的な支援として、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施しております。

また、就業・自立支援として、看護師等の自立に有利な資格を取得する者に対する給付金事業や、自立に向けて、一定要件を満たす者に対する住宅支援資金の貸付けなどを行っているほか、子育てや身の回りの生活支援なども実施しているところでございます。

○前屋敷恵美議員 今、ひとり親支援の現状について、また制度について述べていただきましたが、児童扶養手当の支給、これには所得制限があります。医療費助成、これは償還払いです。現物支給が必要かと思いますが、子供を養育しているひとり親には、こうした支援制度がしっかり届かなくてはならないと思います。

少し具体的に申し上げますが、両親を亡くした子供の養育を、婚姻をしていない兄弟が担っているのですが、県が補助対象としているひとり親の規定に該当しないとして、医療費助成が受けられないという問題があります。

県が補助の対象としているひとり親は、未婚

の母親を除き、過去に婚姻関係があった者が、現在は単身で養育者であることが条件になっています。両親を亡くし、または両親から養育されなくなった子供・児童を兄弟が養育するといった今回のようなケースがあり、また、養育者が婚姻の経験のない若年者である場合も想定されます。

しかし、こうした養育者が助成の対象から外されているのであれば、制度の見直しが必要ではないかと思いますが、福祉保健部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） お話にございました、ひとり親家庭医療費助成制度につきましては、現在、対象者を母子父子寡婦福祉法によります支援の対象者に準じて運用しております。

御質問にございました事例は、同法に定める対象者に該当しないということで、該当しない方が児童を養育しているために、結果的に、ひとり親家庭医療費助成制度の補助対象には、現状では含まれない形になっております。

県としましては、様々な境遇のひとり親家庭に寄り添いながら、適切な支援が届けられるように取り組んでまいりたいと考えておりますが、現状、制度がそうなっているということで、その制度の中で、今、精いっぱいの支援を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今の制度の中で届かないという問題が起きているわけです。実際、親ではないものの、本来、親が果たすべき子供・児童の養育の責任を負っている者が養育者であるということは、紛れもない事実だと思います。当然助成の対象にならなくてはならないと思います。準じるということも言われましたけれども、ぜひ実態に即した制度の見直しを図ってい

ただき、実効あるものにしていただきたいと思います。ぜひ検討の俎上にのせて結果を出していただきたいと思います。

様々な事情で本来養育すべき親に代わって養育される、その御苦労や努力に応えることは当たり前じゃないかと思います。制度の不備は改善に値すると思いますので、ぜひ早急な対応を取っていただいて、子供たちの健やかな成長のためには欠かせない医療費助成、しっかりとその制度が生きるように努力していただきたいと思います。

時間になりましたので、以上をもって今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党、安田厚生でございます。こんな私に叱咤激励をいただき、壇上に立つことができましたことに心から感謝を申し上げます。

地球は急激に温暖化が進み、この150年で年間平均気温は1.09度上昇しております。そのくらい大したことはないと思う人がいるかもしれませんが、海外では山火事や洪水が頻繁に起こるなど、大きな被害が出ています。日本でもここ数年、集中豪雨や河川の氾濫、第1次産業への影響など、温暖化の影響だと思われる被害が出ています。

近年、地球全体で急激な気候変動が起きています。化石燃料の大量使用や森林伐採等が主な原因である可能性が高いとされています。私たち一人一人が温暖化を自分のこととして考え、行動していくことが必要であります。

レジ袋の有料化、エコ包装の推進、温暖化を防ぐため、様々な取組がされてきました。LED照明への切替えも、温暖化対策の取組の一つ

であります。

そこで、蛍光灯の2027年問題について伺います。

国際会議において、施設等のLED化を終えていない自治体や企業、また一般家庭もある中で、2027年末までに蛍光灯の製造と輸出入が廃止されることが決まりました。

LED化することは、蛍光灯に比べて消費電力が大幅に削減され、電気代の節約だけでなくCO₂の排出量の削減にもつながります。さらに、LED寿命は蛍光灯の4倍もあると言われ、メリットは多く、導入を考える人も多いのではないのでしょうか。

しかし、あまりLED化が進んでいないようであります。理由は様々ですが、「まだ使えるから取替えの必要性を感じない」「LEDの工事等の値段が高いから」という理由が多いようです。

カーボンニュートラルの計画の一環では、2030年までに政府の施設を100%LED化するとしていましたが、今回合意された水俣条約を受け、3年前倒しでLED化をすることになりました。

この条約を受け、民間に加えて、多くの自治体がLED化を進めることが予想されます。メーカーの生産が間に合わなくなることや、国際条約に基づく決定であれば、世界的な発光ダイオードの不足や資材不足が起きる可能性も指摘されております。

一般照明用の蛍光ランプ製造・輸出入が2027年までに廃止されることについて、知事の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えしま

す。

近年、平均気温の上昇や災害の激甚化など、温暖化に伴う環境問題は地球規模で深刻化しており、脱炭素化に向けて、社会全体で取り組むことが重要と考えております。

このような中、昨年11月の水俣条約第5回締約国会議において、一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定されました。このことは、脱炭素の観点から、省エネ効果の高いLED照明への切替えを進める大きなきっかけになるものと考えております。

県では、県有施設の照明のLED化を順次進めるとともに、事業者への導入支援等を行っておりますが、一方で、照明の切替えに当たっては、水銀を含む蛍光ランプの適切な廃棄・リサイクルへの対応も必要となることから、LED照明への計画的な更新と蛍光ランプの適切な処分について、市町村や関係団体と連携して、県民等への周知を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 緊急性がある問題であります。が、財政的な問題もありますので、適切に努めていただきたいと思います。

また、蛍光灯は、微量ではありますが、水銀が使われておりますので、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従って正しく分別・排出していただくよう、県民の皆様にも周知をお願いしたいと思います。

本庁舎及び総合庁舎LED化の現状と今後の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村達也君) 本庁舎及び総合庁舎については、平成25年度から順次LED化に着手しており、昨年度までに、全22棟のうち、各総合庁舎など12棟のLED化が完了してお

り、本庁舎など残り10棟についても、来年度までに順次完了する予定であります。

なお、防災庁舎は、建設当初よりLEDを採用しております。

○安田厚生議員 令和7年度に完了するという
ことで、初期費用が多額になるということも考
えられますので、予算の確保もお願いしたいと
思います。

県営住宅共用部分など県が設置・管理する部
分について、県として積極的にLED化を推進
すべきと考えますが、そこで、県営住宅の共用
部分の照明器具のLED化の現状と今後の取組
について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の共
用部分の照明器具につきましては、平成24年度
以降に建て替えを行った7か所の団地でLED
照明を導入しております。

また、その他の団地におきましても、既存の
照明器具を有効に活用しながら、修繕の際にLED
化を進めてきております。

今後、計画的な県営住宅の改修工事を行い、
早期のLED化を目指してまいります。

○安田厚生議員 入居世帯の高齢化が進む中、
電気代を負担に感じる高齢者は少なくないと思
います。

防犯や省エネ、環境対策の観点からも、県と
して積極的にLED化を推進すべきだと考えま
すので、よろしくお伺いいたします。

次に、県立学校のLED化の現状と今後の取
組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校につつま
しては、リース契約による大規模な入替えや修
繕が必要となった場合の取替えなどにより、順
次LED化を図ってきております。

さらに、本年度から、運動場や体育館など消

費電力の大きい照明について、令和9年度を目
標にLED化の取組を開始いたしました。

教育委員会といたしましては、今後とも、積
極的に改修等を進め、全県立学校の早期のLED
化を目指してまいります。

○安田厚生議員 リース方式によって公共施設
のLED照明導入を進める自治体も増えてきて
いるようです。また、体育館は避難所等にも使
用されますので、積極的に改修を進めていただ
きたいと思います。

次に、県内の信号機のLED化の現状と今後
の取組について、警察本部長にお伺いいたしま
す。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の信号機の
LED化率につきましては、令和5年度末
で71.1%となっております。

信号機のLED化につきましては、今後も計
画的に整備を推進してまいります。

○安田厚生議員 信号機は70%を超える整備率
でありますけれども、信号機のLED化を推進
するとともに、保守点検を定期的の実施し、今
後も信号機の適切な運用に努めていただきます
ようお願いいたします。

次に、Jークレジットについてお伺いいたしま
す。

Jークレジットには、大きく削減系と吸収系
があります。吸収系においては、森林管理分野
を中心に、農業・林業・漁業分野におけるJー
クレジット創出の取組が進んでいるようです。
本県でも、関係機関、市町村への情報発信を強
化するなど、スピード感を持って進めていくこ
とが必要であります。

この制度がまだまだ本県に浸透していない印
象ですが、森林吸収量を認証し、売買を促す森
林由来のJークレジットの活用における県の取

組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本県における森林由来Jークレジットの取組は、今年3つのプロジェクトの登録が新たに承認されるなど、徐々に広がりつつあります。

一方で、プロジェクトの登録やクレジットの認証などの手続きが煩雑で費用負担が大きいことに加え、販売先の確保が課題であることから、認証や取引の拡大に向けて、制度周知や支援が必要と考えております。

このため県では、森林由来Jークレジット認証促進事業により、昨年度から、制度周知のための説明会の開催や相談対応、登録や認証に係る費用の支援を行っており、今年度は新たに、登録に必要な計画書の作成支援や販売者と購入者のマッチングを行い、Jークレジットのさらなる普及を図ってまいります。

○安田厚生議員 他県では、適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量をクレジットとして県が認証し、県独自の森林由来のカーボンクレジット制度を導入しています。森林吸収量を認証し、CO₂吸収量を売買する企業とマッチングすることも大事でありますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

本県は、3つのプロジェクトで日本一を目指して挑戦しています。その中の1つ、グリーン成長プロジェクトの再造林率日本一への挑戦について、入郷地区の方から、杉のほかに、シイタケ栽培用の原木（クヌギ）、備長炭の材料（アラカシ）などは対象にならないのかと相談を受けました。

再造林率向上強化対策事業の補助対象樹種にクヌギやアラカシが含まれているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再造林率向上強化対策事業は、林業採算性の高い森林において、市町村と連携して造林や下刈り等に対する補助金のかさ上げを行うものであり、具体的な実施内容については、市町村や森林組合等と意見交換を重ね、その結果を踏まえて、現在、補助金の交付に係る要綱・要領の制定作業を進めているところであります。

かさ上げ補助の対象となる樹種につきましては、当初、木材生産を目的として杉とヒノキを想定しておりましたが、循環型林業をより推進するため、成長が早く家具材として利用されるセンダンや、山村地域における特用林産物の生産振興に向け、シイタケ原木用のクヌギやナラ、木炭の原料となるアラカシを追加する予定としております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。クヌギ、アラカシなど栽培した木の株から、新しい芽は再びCO₂を活発に吸収しながら元気よく成長し、それを繰り返すことで健康的な森が常に維持されています。美郷町、諸塚村、椎葉村の代表する産業でありますので、よろしくお願い申し上げます。

農林水産省によると、水稻栽培、いわゆる米づくりでありますけれども、米づくりの過程で行われる中干し期間を1週間延長することで、メタンガスの排出量を3割削減できるそうです。農家が削減したメタンガスの排出量をJークレジット化して販売することで収益が得られ、脱炭素だけでなく、農家の新たな収入源として確保するというクレジット創出について、昨年でありますけれども、質問させていただきました。

新潟県では、既にJークレジットとして認証され、10アール当たり最大4,000円ほどの増収が

見込まれているとのことでした。

稲作の水を抜く中干しの期間を延長することによるＪークレジット制度の活用に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 水稻の中干し期間延長によるＪークレジット制度の活用については、既に北海道や東北地方の一部産地でクレジットの売買が始まっております。

中干し期間の延長は、土壌の乾燥やひび割れにより、収量に影響する可能性があることから、総合農業試験場では、品種や作型ごとに栽培試験を実施するとともに、南那珂や北諸県地域では、30アール程度の水田を使った現地実証に取り組んでおります。

なお、本県は、東北地方等と比べて、クレジットの対象となる水田からのメタンガスの発生量が少ないことから、試験結果や現地実証を通じた収量への影響、生産者へのメリットを見極めながら、引き続き、制度の活用に向け、検討を進めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。中干し延長によるメタンガスの削減効果は、地域ごとの気候や土壌、水稻品種等の条件によって異なることが分かりました。引き続き、Ｊークレジット制度の検討を進めていただきますようお願いいたします。

河川では、水産生物の生息場所をつくる手法として、網に石を詰めた石倉カゴというものがあります。石倉カゴは、ウナギのすみかを人工的に作り出すことを目的とした人工構造物であります。また、ウナギ保護だけでなく、エビ、カニ、ハゼなどの生き物のすみかを作り出す活用もされています。

県内河川における石倉カゴの設置実績と効果

について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 豊かな内水面資源を育むためには、水生生物の生息環境と生態系を保全することが重要であります。しかしながら、生息環境の変化などにより、近年、特にウナギの資源が大きく減少しております。

このため、県内4つの内水面漁協では、国のウナギ生息環境改善支援事業を活用して、合わせて20か所の石倉カゴを設置しており、その後の調査では、ウナギのほか、モクズガニなど多くの種類が確認されるなど、一定の効果があるものと考えております。

県といたしましては、今後、石倉カゴを含め、内水面資源の生息環境の整備について、漁協等の意向を踏まえながら、その取組を支援してまいります。

○安田厚生議員 近年の台風で山林崩壊が相次ぎ、大量の土砂が河川に流れ込みました。現在も断続的に濁りが発生し、魚などが減少しているといえます。石倉カゴの設置を増やしていただき、生物が生息しやすい環境保全につなげていただくよう要望いたします。

温室効果ガス排出・吸収量の報告において、日本が世界で初めて藻場による吸収量の調査結果を盛り込みました。ブルーカーボンに該当する吸収量は約35万トンであったと国連に報告されました。沿岸の藻場の面積を増やし、吸収量を拡大させることが大事であります。

そこで、藻場を維持拡大するための県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 藻場は、水産資源の育成の場として、また二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っておりますが、近年、面積が減少していることから、その維持拡大を図る必要があります。

このため県では、漁業者グループによる藻場保全活動を支援し、一定の成果を上げているほか、漁港周辺の藻場を拡大するため、今年度から新たに、水産試験場が開発した藻場礁を漁港内に設置し、海藻の「たね」の供給源となる藻場を造成する実証事業に取り組んでおります。

県といたしましては、今後とも漁業者グループの活動を後押しするとともに、実証事業の成果をガイドラインにまとめ、県内の漁港への展開につなげるなど、藻場の維持拡大に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 海藻など光合成で温室効果ガスの二酸化炭素（ CO_2 ）を吸収することに着目し、港湾に藻場を形成するブルーインフラの取組が全国で本格化し、各地でブルーインフラの整備が進められています。引き続き、藻場の再生に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、日向市細島や平岩では、ウニによる藻場の食害が深刻であります。藻場を荒らすウニを駆除するだけでなく、食用にしようという取組が始まっています。「天然物よりあっさりとして食べやすい」と好評のようでありますので、一度食べてみたいと思います。

「ウニ」「このわた」と併せて、日本三大珍味と言われる「からすみ」が県内で生産されているようです。ボラの卵を塩漬けにして乾燥させたもので、およそ30日間天日干しで乾燥させ、ようやく完成です。

魚の町、門川町には、からすみをつくる会社が、S A・T e黒潮、丸正水産と2社あり、2社とも商工会の会員であります。一応報告です。丸正水産では、社長が30代と若く、亡き父の念願であった「宮崎県をからすみの町にしたい」との思いを継ぎ、からすみブランドを開発

いたしました。知事には、私の手作りのからすみを、一切れではありましたが、試食していただきました。いかがだったでしょうか。

水産加工企業の企業力を高め、ものづくり産業としてチャレンジすることが大事であります。

そこで、本県における水産加工業の現状と振興策について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の令和5年の漁業生産量は全国第8位でありまして、多種多様な水産物が水揚げされております。その豊富な海の幸を加工品としてさらに利活用することが課題となっております。

議員手作りのからすみは大変おいしいものでありまして、フードビジネスのさらなる可能性というものに手応えを感じたところでございます。

県では、県産水産物の価値を見える化するための機能性成分の分析や、消費者ニーズに沿った商品開発の指導を行うとともに、輸出も含めた販売力の強化を図るため、国の事業を活用した施設整備等の支援を行っております。

また、地域資源の価値や魅力を生かして所得を向上させる海業の推進にも取り組んでおり、地域の特色ある水産加工品等のプロモーション活動やブランド化を支援することとしております。

これらの取組により、漁業と水産加工業を車の両輪として新たな価値を創造し、本県水産業の成長産業化と漁村の活性化につなげてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。もう少しからすみが残っていますので、またいつか機会を設けたいと思います。

門川町は古くから海産物の町として有名な地

域であります。そこで水揚げされる新鮮な魚を使い、ちりめんや開き干し、丸干し等の加工品を生産する水産加工の技術は昔から受け継がれています。からすみのような新たな商品を加えていただき、特産品として県内外にPRしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

全国的にお米の値段が上がっているようです。昨年の猛暑により、全国的に米の収穫量が低下したことと、インバウンドの増加などにより、外食向けの米の需要が高まっているということが値上げの要因となっているようです。

農林水産省によると、昨年の主食用の米の収穫量は全国で約661万トンと、前の年から約9万トン減少しております。今年の早期水稻米の高額取引に期待したいと思います。肥料価格が上昇し、生産コストが増加しています。それを反映し、価格転嫁してほしいと思います。

そこで、宮崎県産米の売れる米づくりに向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 消費者に選ばれる品質の高い米を生産することは、農家所得の確保の観点から、非常に重要と考えております。

このため県では、総合農業試験場における食味のよい品種の育成や、農業改良普及センターにおける気象予報に基づいた細やかな栽培管理指導を通じて、品質の高い米づくりを推進しております。

また、こうした県産米が消費者に選んでもらえるよう、青島太平洋マラソンの入賞者や実業団チームへの新米提供によるPR活動、学校給食における利用促進に取り組んでおります。

こうした活動を通じて、持続可能な売れる米づくりの取組をさらに進めてまいります。

○安田厚生議員 気候の影響を受けやすい米づくりにおいて、猛暑の日が多い宮崎で品質の高い特Aを獲得することは容易ではありません。このような状況でも安定的に特Aを獲得するためには、地域一丸となって取り組むことが重要であります。今年の価格動向に注目が集まっています。生産コストの上昇分を価格転嫁できることを期待いたします。

原材料費をはじめ人件費など、コスト上昇分を価格転嫁できなければ、収益の悪化が避けられない企業も出てきます。賃上げが続く今、賃上げは継続して行っていく必要があります。そのためにも、価格転嫁の問題はこれから大きな課題となります。中小企業が適切に価格転嫁しやすい環境をつくることが大事であります。

価格転嫁等により賃上げに取り組む中小企業、小規模事業者への支援について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 物価高や人手不足等により厳しい経営環境にある事業者が持続的な賃上げを行うためには、適正な価格転嫁や生産性向上等による稼ぐ力の向上が大変重要であります。

このため県では、国や経済団体等と締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、県内企業への支援情報の周知等を行うとともに、価格交渉力向上のためのセミナーの開催等により、取引の適正化を図っていくこととしております。

また、小規模事業者による新事業展開をはじめ、ものづくり企業の生産性向上等の取組を支援しているところです。

今後とも、国や関係団体等と連携し、県民の皆様にも御理解いただきながら、事業者の価格転嫁等の取組を促進してまいります。

○安田厚生議員 今年の1月から5月までの企業倒産件数は合わせて21件で、前の年の同じ時期を11件上回ってます。今後の見通しについては、円安による資材の高騰に加え、人件費なども上昇していて、倒産件数は増加していくと予想されています。また、消費者も無駄なお金を使わない、若者の節約志向が広がる状況です。社会情勢に注視しながら、さらなる支援をお願いしたいと思います。

先月、門川町、入郷地域の建設業の皆様と意見交換をさせていただきました。その中で、資材高騰や働き方改革、賃上げなど、苦しい現状を聞かせていただきました。

設計労務単価や積算単価の引上げ、また週休2日制を確保するための適正な工期の設定等をお願いしたいとのことでした。建設業での価格転嫁も必要だと感じました。

そこで、建設資材や人件費の高騰、週休2日制に伴う経費の増加に対して、公共事業ではどのように対応しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 公共工事に使用する資材や人件費が上昇傾向にある中、受注者が適正な利潤を確保するためには、最新の取引価格を予定価格へ適切に反映することが重要であります。

このため、生コンクリート等の主要材料について毎月実態調査を行い、最新取引価格を反映させるとともに、設計労務単価については、国に準じて12年連続で引き上げたところです。

また、週休2日工事に伴う経費の増加に対しましては、労務費や機械経費などの割増しを行っております。

さらに、契約後に賃金や資材等が著しく上昇した場合には、受注者の請求により請負額を増

額するスライド制度を適用しております。

今後とも、建設業者の安定経営のためにも、資材単価等の動向を注視しながら、公共工事の適正な執行に努めてまいります。

○安田厚生議員 建設業は、年間を通して安定した工事を受注できることにより、計画的な施工体制が確保され、週休2日制も安心して取り組めるため、発注時期と施工期間の平準化をお願いしたいと思います。

また、最低制限価格を引き上げてほしいという声もいただきましたので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、教育についてお伺いいたします。

学校には様々な電話があります。お褒めの言葉、お叱りの言葉、プラスの内容であればよいのですが、生徒指導や様々な教育活動に対し、苦情や要望、クレームの電話がかかってくることも珍しくありません。中には理不尽なものまであるようです。

勤務時間外における教職員の多忙化、長時間労働が問題となっております。他県では、各学校の電話に録音機能つき電話を設置することで、教職員の授業や事務に専念できる環境をつくるため、時間外電話対応ゼロを目指しているところもあります。

学校に対する理不尽な苦情・要望に対して、録音機能つき電話の導入は教職員の負担軽減につながるとは思いますが、現在の整備状況や今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立学校における録音機能つき電話の整備状況につきましては、50校中24校に設置されております。

保護者や地域住民からの電話による相談には、我が子への深い思いや悩み、学校への期待などが背景にあると考えておりますが、時に

は、議員の御質問にもありましたような理不尽な苦情・要望など、教職員の職務に影響を及ぼすような電話もあり、このことへの対応には録音機能が有効な場合もございます。

県教育委員会といたしましては、学校現場のニーズや実態等を踏まえながら、例えば電話機器の更新の機会を生かすなど、導入の助言をしてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。熊本市教育委員会では、学校にかかってくる電話は相談や要望など内容が多様化し、対応に長時間を費やすケースもあり、教員の長時間労働の一因になっていました。このため、導入を求める声が上がっていたとのことでありました。

また、宮崎県では県立学校24校で整備されていますが、録音機能つき電話が県内の小中学校にも普及されるように、ぜひお願いしたいと思っています。

教職員と児童生徒の保護者との私的なやり取りに、メール、SNS等を利用して問題も発生しております。夜中に教職員の個人携帯に連絡が来て、対応に追われるという話も聞きます。

教職員に対し、保護者や生徒からメールやSNS等で相談などは行われているのでしょうか。県内の学校において、保護者から学校への連絡手段についての現状を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 保護者から学校へ連絡する場合は、かつては職員の自宅の電話や携帯電話にかけることもありましたが、現在は、どの校種におきましても、おおむね学校の固定電話を活用しております。

また、欠席等の連絡につきましては、連絡用のアプリ等を使って、保護者はスマートフォンの簡単な操作で送信し、その内容は学校の端末

から確認できるという連絡方法も使われております。

その他、緊急連絡の手段として、管理職に学校用携帯電話を貸与している市町村もございます。

○安田厚生議員 「教職員のSNS利用に関するガイドライン」や「児童生徒・保護者との個人的なやり取りは原則禁止」などと規定し、少しでも教職員の負担を増やさないようにしていただきたいと思います。

学校現場では、不登校やいじめ、保護者とのトラブルなど様々な問題が生じており、適切な判断が難しい状況が増えているようです。

学校現場に理解のある弁護士が学校側の相談相手となる、スクールロイヤーの制度があります。問題解決に弁護士による直接助言を受ける体制を構築することは大事であります。学校における弁護士の活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、学校では、学校だけでは解決困難な事案に対して、臨床心理士や社会福祉士など専門家による支援が求められており、加えて、法を根拠とした判断や解決への対応も欠かせなくなっておりましました。

このため県教育委員会では、弁護士から専門的な助言を受けることができる法律相談を実施し、令和3年度からは、全公立学校の管理職等を対象とした研修会を行っているところであります。

さらに、今年度からは、児童生徒や教職員、保護者を対象とした、いじめやネットトラブル予防等のための弁護士による出前授業を実施してまいります。

今後も、弁護士会と連携して、学校の課題解決に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 研修会、講習会などを受けるなど、改めて教職員の大変さが分かりました。弁護士等の活用を働き方改革の一つとして、授業や生徒に向き合える時間も大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、介護行政についてお伺いいたします。

介護施設で働いている方から、近年、人手不足によって、労働力の確保に困っていると相談を受けました。介護の現場では、利用が増える一方で、介護職を募集しても集まらず、人手不足は深刻で、外国人労働者に頼ることも考えているということでありました。

外国人介護人材の現状と、外国人確保に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の介護に従事する外国人の数は年々増加し、令和5年6月時点で285人となっております。

その中でも近年は、一定の専門性と技能を有する在留資格「特定技能」の人材へのニーズが顕著であり、半数を超える168名を占めている状況です。

これまで県では、受入れセミナーの開催や留学生への奨学金支給などに取り組んでおりますが、今年度は、特定技能外国人材の受入れを希望する事業者に対しまして、相談対応からマッチング、雇用契約、入国までの一貫した支援に新たに取り組んでおります。

介護需要が増加し、介護人材不足が見込まれる中、県としましては、重要な担い手となる外国人材の確保・定着に引き続き取り組んでまいります。

○安田厚生議員 県内の介護施設等と県内で就労を希望する外国人介護人材とのマッチング支援を行う事業説明会が本日行われていると聞いて

おります。また後日、報告をお願いしたいと思います。

先週6日に行われました事業説明会では、オンラインを含め20名が参加され、積極的に受入れをしたいなどの前向きな意見もあるようでした。

外国人労働者の育成就労制度を新たに設けるための法律の改正案が国会で審議されております。育成就労で外国人の就労が増えると思います。介護現場での人手不足の解消につなげていただきたいと思います。

今後、外国人介護人材が増えてくると、生活拠点が必要となります。公営住宅の活用も含め、外国人介護人材の居住支援に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 介護に従事する外国人が増加する中で、さらなる確保・定着のためには、居住支援も含めた受入れ支援が重要であります。

これまでも県におきましては、外国人材の円滑な職場定着を促進するため、介護福祉士資格取得や通勤のための自転車購入費用の補助などの支援をしておりますが、今年度からは、外国人材受入れ初年度に限り、家賃や住居修繕費に対しても補助を実施することとしております。

今後、外国人材の受入れを進めるに当たっては、居住支援員へのニーズがさらに高まると思われますので、公営住宅の空き住戸の活用も含め、様々な方策を検討してまいります。

○安田厚生議員 外国人介護人材を受け入れ、実際に働いてもらうためには、生活の拠点となる住居の確保が必要であります。しかし、社宅や寮がないとの相談も受けています。

先週の説明会では、地元の企業でありますけ

れども、外国人材を8名ほど雇用したいというような経過を聞いております。そのためにまた相談に乗ってほしいということでもありますので、多分住居のことなのかなと思っているところでもあります。

外国人材の住居確保の対策として、県が先行して県営住宅の活用によるモデル実証に向けた取組をお願いしたいと思います。

次に、市町村の連携についてであります。

東臼杵郡では、美郷町、諸塚村、椎葉村が消滅可能性自治体に該当しました。今回脱却した自治体もありますが、各自治体も危機感を強め、今まで以上に対策の強化をしていると思います。

消滅可能性自治体の公表結果の受け止めと、今後の人口減少対策の取組について、知事に思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回、人口戦略会議が公表しました、いわゆる消滅可能性自治体は、10年前に公表された分析を、直近の国勢調査における将来推計をベースに更新したものであります。

前回と比較すると、該当する自治体数は減少したものの、とりわけ山間地の自治体を中心に、依然として、人口減少が加速する厳しい状況にあると受け止めております。

本県ではこれまでも、人口減少への対応を県政の最重要課題に位置づけ、対策を講じてきたところであります。市町村におきましても、例えば、椎葉村の交流拠点施設カテリーエによる地域活性化への取組や、諸塚村の特定地域づくり事業協同組合の設立など、様々な工夫を凝らし、特色ある地域づくりに奮闘されております。その広がりというものも感じられます。

消滅可能性という言葉は、大変深刻な印象を

与えるものでありますが、過度に悲観することもなく、かといって、消滅可能性自治体の該当から外れたとして、それを楽観視してしまうということも誤りであろうかと考えております。

今後とも、市町村との緊密な連携の下、地域の実情に応じた取組をサポートしてまいりますとともに、産業界や労働界等とも改めて危機感を共有しながら、オール宮崎で人口減少対策を進めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。先ほどの美郷町、諸塚村、椎葉村は、決してそのようなことはなく、私から見れば、人口減少対策のために本当に頑張っているような地域でありますので、よろしくお願いいたします。

人口減少問題は、効果が出るまでには長い時間を要します。しかし、早く取り組めば取り組むほど効果があると思いますので、よろしくお願いいたします。

出合い、結婚、子供を産み、育てることができるよう社会づくりをすること、それが人口減少の流れをストップさせる基本であります。

岸田内閣が昨年掲げた異次元の少子化対策の「こども誰でも通園制度」が日本中で注目されています。保護者の就労の有無にかかわらず、保育園などを定期的に利用できる制度です。全ての親子がニーズに合わせて保育園を利用できる仕組みがつくられることになります。

岸田内閣の次元の異なる少子化対策の目玉政策である「こども誰でも通園制度（仮称）」の概要について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） いわゆる「こども誰でも通園制度」は、全ての子育て家庭を支援していくことなどを目的としておりまして、生後6か月から2歳までの未就園児を対

象に、保護者の就労状況を問わず、月当たり一定の時間数まで柔軟に利用できる新たな制度でございます。

現在、全国115の自治体で試行的に取り組まれており、国において、令和8年度の本格実施に向けて、課題の整理や詳細な制度設計が行われているところです。

県といたしましては、今後も国の動向を注視し、円滑な制度開始に向けて、市町村や関係機関と連携を図ってまいります。

○安田厚生議員 この制度をめぐっては、保護者を中心に賛成する声がある一方で、保育現場からは「負担が増える」といった声も相次いでいます。保育現場を知ってもらい、その上で、モデル事業を通して、十分な検証と現場への説明が必要だと思えます。

この保育園事業でありますけれども、0歳から5歳児までは子育てが大変だと聞きます。3～4子が育つまで、安心して子育てしやすい環境の整備も必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

本県が掲げる3つの日本一挑戦の1つ、子ども・若者プロジェクト、日本一生み育てやすい県への挑戦に向けて、宮崎県ならではの「こども誰でも通園制度」になれるよう期待いたします。

中山間地域の高齢化が進む地域では、燃料費の高騰は、住民の生活を支える移動販売の運営にも影響しています。高齢者の暮らしを支える移動販売に、商工会がガソリン代の補助金を出すところもあるようです。定期的に地域を訪れる移動販売に、高齢者を見守る役割も担ってもらおうという狙いもあります。

原油価格や物資の高騰など、経済情勢が大きく変わる中、地域の暮らしをいかに支援してい

くのか、自治体の創意工夫が求められているところでもあります。

中山間地域において、移動スーパーなど買物支援は欠かせないものです。県の支援策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 急速な人口減少が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活に必要な機能やサービスを維持・確保していくことが大変重要であります。

このため県では、地域住民やNPOなど、多様な主体が連携・協働しながら地域全体の生活を守る「宮崎ひなた生活圏づくり」を推進しております。

この取組により、各地域におきまして、医療、交通、買物など、日常生活の維持に必要な支援やサービスの提供が行われており、移動スーパーにつきましては、県としては、新規開業や事業拡大に必要な車両や備品の購入費用などに対して補助を行っております。

引き続き、市町村と連携して、中山間地域にお住まいの方々が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。地域を守るということで、大変必要な事業だと思いますので、よろしくお願いいたします。

日之影町では、人口減少や高齢化が急速に進む中、社会福祉協議会が「ランちゃんが行く!」という買物代行支援を行っています。町内の買物難民にとって必要不可欠な事業になっています。

また、小林市須木では、買物困難者を取り巻く環境は厳しさを増す一方で、すき商工会が買物支援策として買物代行と配達を行っているそうです。生活のための移動手段がない山間部の

高齢者にとって、なくてはならないサービスとなっています。

椎葉村商工会では、移動スーパーにガソリン代の助成を行うそうです。椎葉村は中心部から次の集落まで50分かかるところがあります。

このような中山間地域の実情を踏まえた支援策が必要と思われます。総合政策部、商工観光労働部など各部局が連携し、中山間地域の課題にも支援してほしいと思います。支援策に地域の格差があってはならないと思いますので、支援のほどよろしく願い申し上げます。

次に、警察の行政についてお伺いいたします。

人間の約4,000倍以上とも言われる鋭い嗅覚を持ち、優れた特性を発揮して活躍する警察犬は、犯人の追跡や証拠品の収集、時には犯人に立ち向かうなど、指導士と一体となって活躍しています。

行方不明者捜索や犯罪捜査で協力を依頼する囑託警察犬と指導士に囑託書を交付した記事を拝見いたしました。

そこで、令和6年度の囑託警察犬及び指導士の囑託数、令和5年の出動状況及び出動に係る費用について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 令和6年度は、警察犬45頭、指導士30名を囑託しています。

令和5年中の出動状況であります、合計108件で、内訳は、行方不明者等捜索が100件、犯罪捜査が8件となっています。

また、出動時間は約221時間で、1回の出動で平均2時間活動していることになります。

出動に係る費用は、囑託警察犬が出動した場合、指導士に対し、出動謝金として、1時間当たり昼間であれば3,500円、深夜であれば5,000

円を支払っております。また、警察犬の所有者に対しても、借り上げ謝金として、1時間当たり1,500円を支払っております。

なお、餌代や医療費等の飼育・管理費は、全て飼い主負担となっております。

囑託警察犬の指導士や所有者の方々の社会貢献に対する崇高な精神に敬意を払うとともに、今後とも連携を強化し、安全で安心な宮崎の実現に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。出動件数108件、出動時間が221時間、総額80万8,500円支払われております。餌代や管理費は全て指導士、所有者が負担しているということは、囑託警察犬はボランティアだということがよく分かります。どうにか援助したいなという気持ちにもなりました。

囑託警察犬、指導士は、持ち前の能力を生かして社会貢献をしています。新聞の記事では、指導士の方は、「現場に出動した際、行方不明者には生存してほしいと思いながら調査に当たる。凶悪事件についても、犯人がこれ以上、罪を重ねないように早期に見つけていきたい」と抱負を語っておりました。

囑託警察犬は指導士たちのボランティア精神に支えられてきた現状があります。人のお役に立ちたいという社会貢献の思いに感謝いたします。

次に、終活についてお伺いいたします。

近所の方から、「私が亡くなればお墓はどうしよう。無縁墓になってしまうので墓じまいを考えている」などの相談を受けています。また、今年初めに亡くなられた親族から、「納骨堂を希望しているが、空きがないため順番待ちをしている」との話を聞きました。

人口減少がさらに進めば墓が荒れていくこと

が予想され、対策が必要と思われます。一般墓地に代わり、管理しやすい納骨堂の需要が高まっているように感じます。

お墓の代わりに納骨堂を建てる場合、どのような課題があるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 納骨堂の管理は、「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」とされておりまして、納骨堂の経営には、その設置場所により、市の場合は市長の、町村の場合は知事の許可が必要となります。

原則として地方公共団体が経営者となりますが、地方公共団体の経営する墓地、納骨堂では、地域の需要を満たせない相当の事由があり、経営の非営利性及び永続性があると認められる場合には、公益法人、宗教法人及び地縁団体に対して営業の許可をいたしております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。お墓がないことでまず直面するのが、納骨場所がないという問題であります。

手元供養や樹木葬などがありますが、墓じまいなど行政に求められる政策や課題は大きく変化してくると思います。早期の対策が必要と思われますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

6月14日（金）

令和 6 年 6 月 14 日（金 曜 日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2 番	永 山 敏 郎	（県民連合立憲）
3 番	今 村 光 雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工 藤 隆 久	（ 同 ）
5 番	川 添 博	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	荒 神 稔	（ 同 ）
7 番	福 田 新 一	（ 同 ）
8 番	本 田 利 弘	（ 同 ）
9 番	山 内 いっとく	（ 同 ）
10番	山 口 俊 樹	（ 同 ）
11番	下 沖 篤 史	（ 同 ）
12番	齊 藤 了 介	（ 同 ）
13番	濱 砂 守	（ 同 ）
14番	黒 岩 保 雄	（緑 風 会）
15番	脇 谷 のりこ	（親 和 会）
16番	松 本 哲 也	（県民連合立憲）
17番	山 内 佳菜子	（ 同 ）
18番	坂 本 康 郎	（公明党宮崎県議団）
19番	二 見 康 之	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日 高 博 之	（ 同 ）
21番	後 藤 哲 朗	（ 同 ）
22番	佐 藤 雅 洋	（ 同 ）
23番	日 高 陽 一	（ 同 ）
24番	安 田 厚 生	（ 同 ）
25番	日 高 利 夫	（ 同 ）
26番	内 田 理 佐	（ 同 ）
27番	岡 師 博 規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷 恵 美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井 本 英 雄	（自民党同志会）
30番	岩 切 達 哉	（県民連合立憲）
32番	坂 口 博 美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山 下 寿	（ 同 ）
34番	外 山 衛	（ 同 ）
35番	武 田 浩 一	（ 同 ）
36番	丸 山 裕次郎	（ 同 ）
37番	中 野 一 則	（ 同 ）
38番	山 下 博 三	（ 同 ）
39番	野 崎 幸 士	（ 同 ）

欠席議員（1名）

31番	重 松 幸次郎	（公明党宮崎県議団）
-----	---------	------------

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危機管理統括監	児 玉 憲 明
福祉保健部長	渡久山 武 志
環境森林部長	長 倉 佐知子
商工観光労働部長	川 北 正 文
農政水産部長	殿 所 大 明
県土整備部長	桑 畑 正 仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	米 良 勝 也
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一 夫
人事委員会事務局長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 牧 直 裕
事 務 局 次 長	海 野 由 憲
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 長 補 佐	松 本 英 治
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	青 野 奈 月

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党、小林・西諸県郡選出の下沖篤史です。

傍聴に来ていただいた皆様、ネットで御視聴の皆様、ありがとうございます。

先月、25道府県が加盟する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」による将来世代応援知事同盟サミットが本県で開催され、人口減少に向き合い、若者や女性が地方で活躍できる地方分散型社会を実現していくことなどが議論されたと聞きました。日本の人口減少に歯止めをかけるため、人・物・金が東京へ一極集中する流れを一刻も早く変える必要があります。

地方の負担で子育てや教育のサービスを受けて育った子供は、これから税金を納めようとする段階で大学進学や就職で上京し、東京都に税金を納めます。すると、財源の少ない地方はますます衰退していきます。このような状況を改善し、豊かな東京から日本全体に財源がきちんと行き渡るようにすべきと考えます。

知事は現在、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場にありますので、この点について、強く声を上げていってほしいと思います。

そこで、東京都に税金が集中していることについて、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、どのように考え、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

ほかの項目につきましては質問者席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

企業などが集積する東京都に税金が集中することで、子育てや教育などの行政サービスの格差が拡大し、東京一極集中の流れがさらに加速し、地方の衰退につながっていくのではないかと強い危機感を持っております。

これまで、地方法人二税——法人住民税と法人事業税において、累次の偏在是正の措置が講じられてきたものの、依然として、人口1人当たりの税収額を見ると格差が存在します。最高の東京と最低の奈良では5.9倍の格差があるということであります。令和4年度の地方税収が過去最高を記録するなど増加傾向にある中、税収の格差がさらに広がることも懸念されます。

このため、全国知事会ではかねてから、地方税の充実とともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を国に求めてきております。国の骨太方針においても、昨年は踏み込んだ記述がなされ、意を強くしたところであります。

また、最近では、東京都に隣接する3県の知事が、子育てなど行政サービスの格差につながる税源偏在是正を国に要望したという大変印象深い出来事もございました。

今後も、税収の偏在状況を注視しつつ、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方税財政常任委員長として、各都道府県の意見を調整しながら、地方が安定的に行政サービスを提供していくための税財源の確保に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○**下沖篤史議員** ぜひとも地方税財政常任委員長として、人口減少対策のリミットが2025年とも言われていますので、待ったなしの状況であります。少子化対策に挑むためにも、全国の知事とともに、早期の税収の偏在是正をよろしくお願いいたします。

現在、東京や大阪への人口流出は、コロナ禍で減少傾向にあったんですけども、コロナが明けて、流出がまた拡大していると聞いております。コロナ禍での業務継続とリスクヘッジの観点からも、リモートワークが加速し、東京での人材の奪い合いを避けて、人口流出先の地方へと、企業が地方に目を向けている状況もあると聞いております。

そのような企業の動きを後押しするのが、2015年の税制改正でできた地方拠点強化税制制度です。令和6年の税制改正で、この制度が令和8年3月31日まで延長されることになりまして、内容も大分拡充されております。このような税制優遇策も活用し、東京一極集中の是正を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、県道1号線の交通規制に関してなんですけれども、えびの高原－硫黄山周辺の県道1号線については、火山活動により交通規制が始まって7年がたとうとしております。噴気孔を避けるバイパスを整備して、2022年11月から土日限定で開放されておりますが、度々交通規制がかかっております。

県道1号線の火山ガスの影響による立入規制基準について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（桑畑正仁君）** 県道1号小林えびの高原牧園線の火山ガスの影響による立入規制基準につきましては、火山の専門家や関係

自治体などで構成する検討会で議論を重ね、活動火山対策特別措置法の規定により設置された霧島山火山防災協議会において決定しております。

具体的な基準につきましては、県道沿いに設置した自動観測器で火山ガス濃度を測定し、道路利用者の健康に影響を及ぼすおそれのある二酸化硫黄5ppm、硫化水素20ppmを、瞬間値で1時間に10回以上、または10分以上継続して超過した場合に立入規制を行っております。

○**下沖篤史議員** 県道1号線は、えびの高原と小林市の生駒高原を結ぶ観光ルートで、宮崎・鹿児島両県にある霧島連山の主要な観光ルートでもあります。現在でも、7年たつ中で、観光・交通両面で多大な影響が長年続いております。今後の交通開放の拡大に向けて、どのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（桑畑正仁君）** 県道1号小林えびの高原牧園線につきましては、硫黄山噴火による通行止め以降、通行再開を望む地域の声もある中、専門家や関係機関の意見を踏まえ、必要な安全対策や基準を設けた上で、令和4年11月から土日の昼間のみの暫定的な交通開放を行っております。

しかしながら、昨年6月から約6か月間、また今月にも、暫定開放を中止するほどの基準を超える火山ガスが観測されており、現在も硫黄山は活発に活動している状況にあります。

観光面をはじめ、地域経済への影響は十分認識しておりますが、道路利用者の安全確保が最優先でありますことから、交通開放の拡大につきましては、引き続き火山活動の状況を注視するとともに、専門家の意見も踏まえながら、慎重に検討してまいります。

○下沖篤史議員 私たちの地元のすぐ近くなので、昔からよく行っていたんですけども、昔は火山ガスを含めて煙もすごかったように感じておりました。昔は噴気孔の近くまですぐに行けたんですけども、あの御嶽山の一件以来、何かしら火山というものに対して厳しく動き始めている。責任を取りたくないのか分からないですけども、国もそうですが、厳しくすればいいというものではないと思うんですよね。

現在も通行時は車両停止禁止であります、その中でも、車という密閉空間を生かして、ウィンドーを閉めてエアコンを内気循環に変えれば、ガスを含めた影響は大分減ると思いますし、さらに最低速度を決めることによって、30キロなら30キロで移動してもらうことを決めて通過できるようとか、いろいろアイデアを出し合ってほしいなと思います。それに関しまして、霧島山火山防災協議会でも、交通開放拡大の検討をぜひとも進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、鹿児島空港への高速バスについてですけども、九州地方知事会と経済界でつくる九州地域戦略会議は、6月4日に、九州内の鉄道やバス、フェリーなど、様々な交通機関の検索・予約・決済を専用アプリにより一括決済で提供できるサービス、九州MaaSを8月1日に始めると発表いたしました。

これからの九州の周遊観光拡大に多大な期待をされておりますけれども、宮崎から鹿児島空港への高速バスがコロナ禍の中で運行中止になり、コロナ禍が明けて再開されると思っていたのですが、いまだに再開されておられません。

今後の周遊観光のためにも、高速バスの運行再開が必要と考えるが、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎と鹿児島空港をつなぐ高速バスの運休によりまして、現在、両区間を直接つなぐ公共交通機関がない状況です。同路線の再開により、鹿児島空港からのインバウンドの取り込みなども期待されますが、近年のバス業界は深刻な運転手不足などの問題があり、現時点では同路線の運行再開は困難であると伺っております。

しかしながら、鹿児島空港を起点とする周遊観光の促進は、本県の観光誘客にとって重要な課題であると認識しておりますので、今年8月にサービスが開始されます九州MaaSを活用するなど、地域周遊に資する公共交通ネットワークについて研究してまいります。

○下沖篤史議員 この前、グーグルで検索をかけたら、南部のほうから高速バスに乗ると、鹿児島市内に行って、それから鹿児島空港に行くルートしか出てこないんですね。車で行くと2時間なの、バスで行くと5時間、6時間とかいう表示が出ましたので、宮崎の観光のためにも、ぜひ生かしていただきたいと思います。

今、高速道路のほう、民間も公共交通もない交通空白地帯となっておりますので、民間との競争ありません。あと、限定されている区間でもありますので、宮崎ー鹿児島空港までの間を、全国で実証実験が始まっているライドシェア等の活用等も検討していただけたらと思います。

続きまして、国スポ・障スポを生かした宮崎の活性化等ですけども、令和9年、第81回国民スポーツ大会と第26回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されますが、スポーツ振興のみならず、大会を通して全国へPRする重要な機会と考えます。

中でも、天皇皇后両陛下の御来県は、県民の

皆様が心待ちにしておられるところでもあります。大会の御臨席のみならず、県内の御視察も期待されておりますが、過去に行われた国体での御視察の状況について、国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 国民スポーツ大会は、地方行幸啓の一つであり、これまで天皇皇后両陛下が、総合開会式への御臨席と併せて、地方事情を御視察されることが恒例となっております。

過去の国体における状況といたしましては、令和元年の茨城国体では、卓球競技を御覧になられ、森林総合研究所の林業用樹木の研究開発施設を御視察されました。

令和2年及び3年につきましては、新型コロナの影響で国体が開催されておらず、令和4年の栃木国体は、日帰りの御臨席であり、御視察は行われておりません。

また、昨年の鹿児島国体では、フェンシング競技を御覧になられ、農産物の生産加工会社を御視察されております。

○下沖篤史議員 天皇皇后両陛下の御来県は、第55回全国植樹祭の御臨場以来23年ぶりの御来県になります。「神話のふるさと宮崎」に両陛下が御来県される際は、ぜひとも、天孫降臨伝説の故郷として知られ、初代天皇の神武天皇が誕生されたと伝わる高原の地へ里帰りという感じで御訪問していただきたいと考えますけれども、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 昭和54年に本県で開催されました「日本のふるさと宮崎国体」では、昭和天皇が、西都原古墳群や宮崎神宮、平和台公園などを御視察になられました。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、大会に伴う行幸啓の御日程

等も踏まえながら、地方事情の御視察先について、宮内庁に提案してまいりたいと考えております。

○下沖篤史議員 神武天皇が高原で御誕生になられたと伝えられている皇子原神社や、小林には日本最古の歴史的神社であるとされる霧島岑神社もあります。ぜひとも陛下の御巡幸の中に入れていただけたらと思っております。

続きまして、東九州新幹線等調査事業についてお伺いいたします。

宮崎市から九州新幹線の新八代駅をつなぐ新八代ルートと、東九州新幹線の北九州－宮崎、宮崎－鹿児島島の計3ルートの案の需要予測などに関する調査を県として現在進めておりますが、調査事業のスケジュールについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 東九州新幹線等調査事業は、所要時間、整備費用、整備効果などを調査するルート調査事業と、調査結果の説明や検証等を行う県民向けのシンポジウムを開催する機運醸成事業で構成しており、現在は、ルート調査について、事業者を選定し、調査に取り組んでいるところであります。

今後のスケジュールにつきましては、秋頃にルート調査が完了する見込みとなっておりますので、その結果につきまして、11月議会をめぐりに報告させていただき、来年の1月頃にシンポジウムを開催する予定としております。

○下沖篤史議員 県としても、調査結果の発表後、シンポジウムで議論を行っていくということで、どういう結果が出るか分からないですけども、県民が一体となって、早期着工に向けた運動の展開をよろしくお伺いいたします。

続きまして、県職員の異動等についてですけども、特に農畜産業の農家さんからよくお聞

きするのが、技術指導員等の異動が3～4年で早過ぎるという御意見をお伺いします。

農業技術指導員は、農家さんと一緒に取り組んで成果が出るまで長期間かかります。せっかく指導員と農家さんが取り組んでいても、人事異動で次の指導員が来て、経験や専門外の方たちだと、信頼関係づくりからやらないといけない部分で、ゼロからの出発になってしまうという声もあります。

職員の専門性を高めるためにも、人事サイクルについては、柔軟に考える必要があると思いますが、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 人事異動につきましては、業務の必要性はもとより、職員の希望や能力、幅広い経験を積むことによる人材育成等にも配慮しながら行っております。特に、人事ローテーションにつきましては、従来から農業普及や研究部門など、より専門的で知識や経験を要する職務については、在課期間を通常よりも長くするとともに、担当する業務の進捗状況等を十分把握し、異動による支障が生じないよう、柔軟に対応しております。

人材の確保が厳しくなる中、効率的な体制の下、課題に的確に対応するため、人事異動を行う際には、職員の人材育成の観点はもちろんのこと、業務の専門性や継続性も踏まえた、柔軟で多様な人事ローテーションに取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 職員の方たちからも聞きますと、新しい品種が宮崎に合うかどうか実証実験している中で、そろそろ結果が出てくるところで異動になったりとか、そういう意見も多々お聞きしますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あと、私が小さいとき、家の農作業の手伝い

をしていると、指導員をされている方が毎週のように来て、イチゴを始めて間もない両親を支えてくれて、長年寄り添ってくれて、退職後も度々「大丈夫ですか」と訪ねてきてくれたり、本当に感謝の言葉しかない指導員の皆さんたちがおりました。

あと、今、温暖化によって今まで見なかった病害虫が発生して、作付ができなくなった品種も多々あります。農業の発展には、普及所や指導員・研究員が欠かせません。柔軟な対応も含めて、農家さんの声も聞いて、人事を含めた部分に生かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、医療事故の現状についてです。

ある新聞記事にて、患者の死亡事故の原因を究明する国の医療事故調査制度で、都道府県の報告件数に5倍の差があり、医療機関に報告の判断を委ねた結果、対応がばらついているとのことでした。遺族らは「必要な調査が行われていない」として、遺族の依頼で国指定の第三者機関が調査できる改革を求めているとの報道がありました。

2023年末までの8年3か月で報告件数は計2,909件、人口100万人当たり年2.8件、都道府県別では、本県が5.2件で最も多い状況でした。

しかし、全国で5倍の差が出るのは疑問が残ります。本県も含めて報告が多い県では、医師会が事故調査の専門医の派遣から報告書作成まで支援を行っており、積極的な医療安全に取り組んでいる結果ではないかと考えておりますが、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 医療事故調査制度は、事故の再発防止を目的としまして、医療機関が自主的に原因を究明し、国が指定する医療事故調査・支援センターに報告する制度

であります。

本県の医師会では、平成27年10月の制度開始当初から、医療従事者を対象としました研修会の開催や、院内調査を行う医療機関に専門医を派遣するなど、本制度の定着に取り組んでおりまして、医療機関の管理者が制度の趣旨を適切に理解しておりますことが、報告件数の多さにつながっているものと受け止めております。

県としましては、本制度に基づき、適切に報告されることで、医療事故の再発防止が図られ、県民への安全な医療の提供につながっていくものと考えております。

○下沖篤史議員 医療事故遺族の再発防止への願い、患者安全と医療の質の向上を目指す医療関係者の努力でようやくできた制度であります。今後も県民への安全な医療提供をよろしくお願いいたします。

続きまして、母乳保管バンクについてですけれども、ここ数年、オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、トルコ、中国、インドなど、多くの国で母乳バンクができました。その理由は、母乳が赤ちゃんの病気を防ぐだけではなく、赤ちゃんの将来にわたってよい効果をもたらすことが分かってきたためです。

中でも、1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんは腸が未熟で、腸に負担がかかってはいけないのですが、お休みする期間が長いと、腸が萎縮してしまうので、できるだけ早くから負担の少ない母乳を少しずつ入れて、腸を成熟させる必要があります。このようなことから、母乳保管バンクの取組が進められております。

そこで、本県における1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんの現状を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内の1,500

グラム未満の低出生体重児の数は、令和2年、63人、令和3年、63人、令和4年、57人となっており、出生数の[※]1割弱を占めております。

○下沖篤史議員 超未熟児と言われる1,500グラム未満の赤ちゃんなんですけれども、医療の進歩をもってしても、毎年60名近くいらっしゃるということで、かなり深刻な状況と捉えております。

母乳を中心とした栄養方法は、早産で生まれた赤ちゃんや病気を持った赤ちゃんにとって、様々なよい効果をもたらすことが知られています。しかし、中には、十分な量の母乳が出ない場合や、お母さんの状態により、母乳を使用できない場合もあります。そんなときに赤ちゃんに不利益が生じないようにするための母乳バンクが必要とされております。

そこで、県内での母乳バンクの状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 母乳バンクは、提供いただいた母乳を検査等を行った上で保管し、一定の基準を満たしている医療機関に提供する仕組みです。

現在、母乳バンクの整備に向けて、国による調査研究が進められているところであり、国内では、東京で2つの団体がこの取組を行っております。

県内では唯一、宮崎大学医学部附属病院が母乳バンクから提供を受けることができる施設となっております。

先ほどの御質問の中で、私「出生数の1割弱を占めております」と申し上げました。正しくは、「出生数の1%弱」でございました。訂正いたします。

○下沖篤史議員 医療の進歩をもってしても致

※ このページに訂正発言あり

命的な疾患である壊死性腸炎など、ドナーミルクの活用で予防が高く期待される疾病も存在し、欧米で実績のある母乳バンク活動の日本における普及は、大変意味があることと考えております。本県では始まったばかりの母乳バンクですので、県内での周知を推進し、県内でのドナー確保等の研究を今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、精神障がい者支援についてです。昨年度の議会でも複数の議員から質問がなされておりますが、再度質問させていただきます。

現在、県が助成している重度障がい者・児医療費公費負担事業においては、精神障がい者は対象に入っておりません。

現在、県内では、日向市、木城町、新富町が独自に助成を行っております。九州では、鹿児島県が、今年の7月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を対象に加え、本県以外の県は、精神障がい者も助成対象となっております。

障がい者の支援に関して、地域間で格差があってはならないと考えますが、重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者の方たちを助成対象に加えることに対する県の考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で大変重要な事業であります。

当該事業では、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、現在、実施主体である市町村に対しアンケート調査を行うなど、対象範囲の拡大について検討を進めているところでございます。

○下沖篤史議員 今回の一般質問に至ったのは、精神障がいのお子さんを持たれている高齢の親御さんたちから切実な訴えがあったからです。ぜひとも、障がいのある方が県内どこに住んでいても同じ助成が受けられるよう、早期対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、就労継続支援A型・B型についてです。

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業で、雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。

障がい者の自立や社会進出に欠かせない事業ですが、今年度から就労継続支援A型・B型の選考方法が変更されたということでもありますけれども、その概要を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 就労継続支援事業所の指定は、昨年度までは、開設を希望する事業者から随時個別に申請を受け付けまして、県において内容を審査し、指定を行っておりました。

今年度からは、期限を定めて公募し、応募のあった事業者について、県及び市町村障がい福祉関係課の職員を委員とした障がい保健福祉圏域ごとの審査会で選考を行った上で指定することといたしました。

これは、生産活動の内容や経営の安定性などを比較検討いたしまして、より地域の実情に即した質の高いサービスの提供につなげるために変更したものでございます。

○下沖篤史議員 今回の制度改正により、利用

者の需要を超えて就労継続支援事業所が乱立し、競争が激化すると、廃業する事業所が多数発生し、利用者の不利益になるという懸念の声もお聞きするが、地域の状況を踏まえて、乱立を防ぐためにも、指定する事業所数には制限があるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 就労継続支援は、障害者総合支援法において、その総量を規制できるサービスとなっております。

本県では、事業所の乱立によるサービスの質の低下を防ぐ観点からも、宮崎県障がい福祉計画に定める必要なサービスの見込量に提供できるサービスの量が既に達している場合、または指定することによりこれを超えることになる場合には、新たな指定は行っておりません。

○下沖篤史議員 利用者の皆様への質の高いサービスと、支援事業所の育成と継続的なサービスの提供が両立できるように、今後とも調整して動いていただきたいと思います。

続きまして、工業用地についてです。

半導体需要の高まりにより、関連企業をはじめ、九州進出が続いております。全国で誘致合戦が激化する中、工業団地の確保が問題となっております。中でも、大規模な企業になりますと、20ヘクタール近くの工業用地を求めるお話も聞いております。このような広大な工業用地は、農地を転用しないとなかなか確保が難しく、転用には時間がかかり、スピード感が重要な企業誘致の弊害となっております。

そのような中で、6月補正事業の半導体関連企業誘致加速化事業の目的と事業内容を含めて、県の工業団地確保の考え方について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 九州全体で半導体関連企業の集積が進む中、本県におい

ても企業からの問合せが増加しており、その受皿となる工業団地の確保が急務であると認識しております。

このため、今議会の補正予算で計上しております事業により、半導体関連企業の誘致を目的とした工業団地整備に係る調査を行う市町村に対し、補助率のかさ上げ等を行うことで、市町村の団地整備を促進することとしております。

引き続き、市町村が取り組む地域特性を生かした工業団地の確保を支援することで、九州全体の流れを県内に呼び込んでまいります。

○下沖篤史議員 工業団地の造成は、あくまで市町村が主体となりますけれども、来るか来ないか分からない企業誘致では、なかなか踏み出せない状況にあります。県と市町村間での情報共有、協働が重要と考えますけれども、県と市町村が連携した企業誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県は、市町村との企業情報の共有はもとより、県外企業への訪問や県内への視察受入れの対応を行うほか、研修会において、市町村職員とともに、企業立地に係る知識の習得や資質の向上に努めております。

また、県と市町村で構成する企業立地促進協議会において、誘致活動の一環として、自治体が立地環境をPRする展示会等への出展や、新聞掲載による情報発信等に取り組むとともに、立地企業の人材確保を目的として、企業紹介パンフレットを作成し、県内高校等に配布しております。

今後とも、市町村の方針を踏まえ、連携を図りながら、積極的な企業立地に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 東京一極集中の是正やU I J

ターンの増加を図るためにも、企業誘致は欠かせません。今まで市町村で独自に営業を行っていた部分もあります。企業からの問合せが増えているこのタイミングを逃すと、今後このような企業誘致のチャンスはなかなか出てこないと考えております。市町村と連携して企業ニーズをいち早く把握し、迅速な企業誘致につながるように、県が積極的な役割を果たすよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、漬物製造事業者への支援等についてです。

地域の食文化、地域の味とも言える漬物ですが、今回の食品衛生法の改正に当たって、漬物製造業は令和3年6月から許可制の対象に。3年間の経過措置が今年5月31日で期限を迎えたため、その時点までに許可を得ていない業者は漬物の販売ができなくなる。

今回の改正では、設置基準についても全国統一化が図られたと聞かすが、厚生労働省などによると、具体的に、手洗い設備はレバー式、洗浄後の手指の再汚染を防げる構造などを求めているほか、製造場所として家の台所との兼用はできないといった規定があり、設備面での投資に対応できない業者が廃業する懸念があります。

また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が制度化され、事業者は自ら施設ごとの衛生管理計画をつくり、記録の実施や検証を行うことになりました。

食品衛生法の改正により、漬物製造業者が減っているのではないかと懸念がありますが、本県への影響について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 漬物製造業の一部事業者では、高齢であり、後継者がいないことなどから、今回の改正を契機として、事

業を継続されない事例もあると伺ってはおります。

本県では、製造設備の整備について、法改正以前より、条例で公衆衛生上必要な基準を定めておりましたことから、多くの事業者は、法改正によって大きな設備投資が求められることはなく、規制のなかったほかの県に比べますと、影響は少ないものと考えております。

○下沖篤史議員 本県は他県と違い、法改正以前から条例で厳しく定めていたことにより、影響が少ないということで、安堵したところであります。

しかしながら、様々な物産販売所を見てみると、高齢者の方々が様々な加工品を出品されており、漬物を含めた加工品を通じて、地域の伝統文化を守っておられます。食品衛生法の改正により、手間も増えておるということも聞いております。新たな許可業種となった事業者に対して、今後どのような支援を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 漬物製造業者をはじめ、新たに許可業種となった食品関連事業者に対しましては、本年5月31日までの3年間の経過措置期間におきまして、保健所ごとに、講習会や個別相談、現地確認等を実施して、許可取得に必要な手続やHACCPに沿った衛生管理の方法について、事業者の実態に応じた指導や助言を行ってきたところであります。

地域の伝統や文化を守りつつ、食の安全を確保するため、今後も引き続き、事業者それぞれの業態に合った衛生管理ができるよう、許可取得及び事業継続について、寄り添った継続的支援、技術的支援を行ってまいります。

○下沖篤史議員 このような様々な法改正、制

度改正のときに、高齢者の方がなかなかついていけないというお声も聞いております。地域の伝統文化、食文化を絶やさないためにも、事業継続できるように、切れ目ない支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、動物愛護事業についてです。

現在、地域猫活動申請者は、自治会長や公民館長と定められておりますが、ある地域では、自治会長や公民館長の意思により、申請不可となっている地域が存在し、繁殖を食い止めることができていません。

しかし、環境省が自治体に向けて定めている基本指針では、これまでの動物愛護管理法の改正に合わせて「普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること」と改正されております。

熊本市では、2022年から、2名以上の市民グループの申請により、動物愛護センター内での手術を実施しております。熊本県も今年6月より同様に実施することとなっております。

そこで、本県においても地域猫申請者を、自治会長、公民館長ではなく、個人申請に変更できないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 地域猫活動は、飼い主のいない猫が無秩序に繁殖することによりまして、不幸な猫が増えてしまうことや、ふん尿などによる周辺環境への被害を防止するため、周辺住民の理解の下、不妊去勢手術を行った上で、地域で飼育する取組でございます。この取組には、個人の御意見だけではなく、地域としての理解と協力が欠かせないものであると考えております。

○下沖篤史議員 その地域としての理解が、自治会長一人で判断されていいのか。対策が必要

な地区で、自治会長からの申請がどうしてもできずに、1か月で10匹から20匹の子猫が生まれ、数が増え過ぎてしまったことでトラブルがさらに悪化したというケース等もあると聞いております。自治会長等の地域猫事業への理解促進を含め、個人申請の検討もぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、宮崎県は南北に長い形状で、動物愛護センターまでの移動時間が片道3時間かかる地域も存在し、捕獲した犬猫の運搬がネックとなっております。特にその時間がかかる県北地域での地域猫出張手術等を検討できないか、福祉保健部長にお聞きします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 動物愛護センターにおきまして、年間1,000頭を超える地域猫の不妊去勢手術を実施しております。猫の不妊去勢手術は、原則として申請者によります搬送をお願いしており、県北などの地域によりましては、宮崎市までの搬送が負担となっております。

そこで、昨年度より、県内の動物病院に協力していただき、各地域で手術を実施しているところであります。この取組により、昨年度は10病院で274頭の手術を実施しております。しかしながら、県北地域では協力いただく動物病院が少なく、十分に対応し切れていない状況であります。

設備等の問題によりまして、県北地区での出張手術は困難でありますことから、引き続き協力いただける病院の掘り起こしに努めてまいります。

○下沖篤史議員 これまでも何度か、ボランティアの皆様、団体からも、この県北の件に関しては要望が上がっておると思います。

地域猫の不妊手術ですが、執刀する職員、獣

医師の不足等が理由であるならば、野良猫等の不妊手術を専門とした移動手術車両を所有する獣医師の方もいらっしゃると思います。そういう方へ依頼して、時間がかかる山間部の県北の方たちにも、地域猫活動の負担を減らせるような取組を検討していただきたいと思います。

続きまして、地域猫活動の第一歩が捕獲であります。民間団体の寄附により、以前より各保健所の捕獲器の台数は増えたんですけども、まだまだ不足しているのが現状であります。

さらに、引き取られた負傷猫や幼齢猫等のケア及び動物愛護センターで対応できない手術を行う宮崎市の無料不妊手術事業協力病院があったんですけども、今年度で閉院されることが分かりました。年間2,000匹以上の手術をそこが行ってきたんですけども、そこがなくなった後、一般の病院に対応していただくと。なくなる前に対応しないといけないんですけども、今後、一般の病院に対応していただくためにも、予算確保を目的としたガバメントクラウドファンディングを検討できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） ガバメントクラウドファンディングとは、自治体が抱える問題解決のために、ふるさと納税等の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、共感した方々から寄附を募る仕組みであります。

今回、動物愛護団体の皆様方からは、十分な数の捕獲器の購入などの予算確保の手段の一つとして御提案いただいております。

どのように地域猫の管理を行うべきかとの全体的な課題とも関連する御提案でありますので、今後、必要な施策とその予算を検討する際の参考としていきたいと存じます。

○下沖篤史議員 全国の自治体でも、結構いろ

んなネットで調べますと、動物愛護を目的として、用途を特定したふるさと納税の動きが広がっています。ぜひとも宮崎県としても、こういう不幸な猫、犬を発生させない、ふるさと納税を含めた取組を検討していただきたいと思います。

次に、飼い猫の引取り、地域猫トラブル、捨て猫の相談が、愛護団体と個人ボランティアに多く寄せられております。地域猫事業の継続的な実施と並行して、これらの問題を解決へと導くことができる対策を講じなければ、クレーム対応に追われ、保健所職員の負担が増すばかりであります。県民から寄せられる相談への対応が難しくなると思っております。

そこで、飼い主の事情により居場所を失う猫たち、餌をもらえなくなった地域猫たち、このような捨て猫トラブルに包括的に対応するため、動物愛護団体や個人ボランティア、関係団体、行政機関による検討会の設置を検討できないか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、動物愛護団体や個人ボランティアの方々には、地域猫活動における地域住民へのサポート、動物愛護センターでの譲渡会の開催に当たっての連携、保護された離乳前の子猫を預かり保育するミルクボランティアなど、多くの動物愛護業務に協力いただいております。

さらに、愛護団体には、飼い猫の引取りや捨てられた猫の相談などが直接寄せられ、御対応いただいていると聞いております。私も、猫好き、動物好きの一人として、不幸な動物を少しでも減らしていきたい、そういう強い思いを抱いております。

動物愛護行政の推進には、これら団体や個人の方々の協力が必要不可欠でありますので、関

係者との意見交換会については早期に開催してまいります。

○下沖篤史議員 早期に開催との言葉、誠にありがとうございます。動物愛護団体やボランティアの皆様の支えなしには、動物愛護活動は成り立ちません。

2月22日は、にゃん・にゃん・にゃんで「猫の日」です。河野知事のSNS投稿で、知事の実家の飼い猫、クロベエちゃんの訃報を知ったときは、落ち込んだところでありました。そして、実家で飼われているすずちゃんのかわいい写真も投稿されておりました。先ほど知事からもありましたように、そのような猫好きの河野知事が、動物愛護団体やボランティアの応援団長になっていただき、宮崎日本一プロジェクトの中に動物愛護日本一を目指していただけることをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕(拍手) 延岡市選出、公明党の工藤隆久です。今回も県民からの御意見、また自身の政治課題について質問させていただきます。知事、関係部長、教育長の皆様には、通告に従いまして質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

ここ数年、資材・飼料の高騰、円安の影響等、様々な要因で物価が高騰し、家計を圧迫している状況が続いております。ニュース等では、「実質賃金アップを持続的に確保していく」などの政府の言葉をよく耳にします。

実質賃金とは、名目賃金から消費者物価指数に基づく物価変動の影響を差し引いて算出した指数であり、労働者が給与で購入できる物品サービスの量を示すものです。

日経新聞によりますと、実質賃金をプラスにするには、2024年には3.6%の賃上げが必要になるとの報道もあります。

また、政府は、2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円にする目標を示しています。大企業では労使交渉などで賃金アップがされますが、中小企業が多くを占める宮崎県において、実質賃金アップを確保できるのか、時給1,500円に中小企業が耐えられるのか心配です。

今後続くと予想される物価高騰に対し、本県における賃上げの実情を踏まえ、今後の持続的な賃上げに向けた県の取組を知事にお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

本県における今年の賃上げ率は、全国と同様、昨年に引き続き一定の伸び率を示していると承知しておりますが、中小企業・小規模事業者が多くを占める本県では、人材確保の必要性や物価上昇への対応などを背景に、業績が厳しい中で賃上げを検討せざるを得ない企業もあり、その原資の確保が喫緊の課題となっております。

このため県では、県内企業の稼ぐ力の強化を目的として、生産性向上のための設備投資をはじめ、販路開拓、新事業展開などに重点的な支援を行うとともに、県が中心となって、国や県内の主要経済団体等と締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、労務費などのコスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう、機運醸成の取組を行っているところであります。

現在も、燃油・原材料価格の高騰や人手不足など、県内企業にとりまして大変厳しい環境下

にあります、引き続き関係団体等とも連携し、事業者の持続的な賃上げにつながるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○工藤隆久議員 ありがとうございます。大企業と中小企業との賃金格差が3倍になっているとの報道もあります。労働者不足がどの業界でも進む中、人材確保の点からも、賃金は就職・転職の際の大きな目安となります。まして、今の就職世代はその辺をシビアに見ています。「地元に残りたいけど、これでは暮らせない」などと言われることがこれ以上ないように、経営改善の手助け、デジタル化、機械化などを県主導で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、地元の方から、「県有施設での自動販売機の県内企業優先発注はどうなっているのか」と聞かれました。確かに、県内施設を気にして見て回っていると、有名企業ばかりの自販機が目につきます。

そこで、県は「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」に基づき、公共調達における地産地消を推進していると思いますが、県有施設における自動販売機の県内企業の優遇措置があるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 県有施設におきましては、各施設管理者が自動販売機1台ごとに設置者を公募しております。公募に当たっては、県内に本店を有する県内事業者の育成を図る観点から、各施設の設置台数の半数までを限度として、応募資格を県内事業者に限定する優遇措置を講じております。

また、優遇措置以外の公募枠においても、県内事業者の入札参加が可能であることから、現

在、県有施設に設置されている自動販売機282台のうち、半数以上の152台が県内事業者により設置されているところです。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後とも県内企業の優遇継続をお願いいたします。県内で経済が回ることが大事だと思います。今後とも県主導で進めていただきたいと思います。また、福祉、農福の観点も入れていただければありがたいと存じます。

先日、OTA大手の方と懇談しました。インバウンドにおけるインターネットの戦略が大事だと痛感いたしました。また、地域の勉強会で、「どのようにインバウンドを進めていくのか」の話し合いに参加いたしました。いかに宮崎がインターネット上で弱いのかを痛感しました。SNSやインターネットで宮崎宿泊、宮崎観光と調べても、なかなかヒットしてこない。宮崎駿監督に大負けしている状況です。そもそも宮崎とのワードを外国人が検索するのか、他県との関連づけ、また周遊コース戦略など、多くの課題があると思います。

そこで、外国人観光客をどう呼び込むのか、県のインターネットを活用したインバウンド誘客の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 訪日外国人の旅行形態が個人旅行にシフトする中、インターネットでの情報発信を通じて、認知度向上を図り、誘客につなげる取組の重要性が増しております。

このため、今年度、県では、公式観光サイトの多言語化に取り組むとともに、SNSによる情報発信や、OTAと呼ばれるオンライン旅行代理店と連携したプロモーションを強化することとしております。

これらの取組では、熊本や鹿児島等からインバウンドを取り込んでいくため、他県空港経由で本県を周遊するモデルコースの設定や、九州Ma a Sを活用したデジタルチケットの造成を行うとともに、O T Aサイトへの宿泊施設等の登録促進など、受入れ環境の充実も図りながら誘客を促進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。東京、福岡などに行きますと、多くの外国人観光客を見かけます。統計でも分かりますが、本県は少し出遅れているようです。外国人観光客は、来る前に宿泊地、観光名所を検索し、またそのときに、順路はもちろん、レンタカーなどの予約をしていくことが多いと聞きます。専門家を交えながら戦略を練っていただけたらと思います。

次に、人口減少が進む中、人口減少対策が本県でも問題となっています。人口減少を解決する方向性としては、他国を見ますと、2つの方向性があります。1つは、少子化対策として、子育て支援であります。フランス、北欧などがそのケースだと思います。また一方で、移住で受け入れていくという対策もあります。

日本では、一部の専門職と技能実習生として外国人労働者を受け入れております。はた目には増えているように思えますが、統計で見ますと、令和5年10月末時点で200万人を超えております。そして、毎年5,000人以上の技能実習生の方が行方不明となっております。制度が変わりまして、実習先を変えることができるようになり、変化はあると思いますが、5,000人以上の方が行方不明となり、そこから犯罪に巻き込まれる方も出てきていると予測ができます。

そこでまず、県内の外国人労働者数と技能実習生の失踪者数を商工観光労働部長にお伺い

いたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県内の外国人労働者数は、宮崎労働局によりますと、令和5年10月末現在で7,021人となっております。

また、県内の技能実習生の失踪者数は、出入国在留管理庁によりますと、令和4年の1年間で117人となっております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。思ったより多くの方が行方不明になっていることが分かり、大変驚いております。この議場にいる全員以上の方が1年間で行方不明になっていると。

仕事環境の改善はもちろん、暮らしやすい住環境を進めていくことが大事だと考えます。都市圏とは違い、宮崎県においては地域コミュニティがまだ生きている地域が多くあります。

そこで、宮崎県における外国人住民が地域に溶け込んで生活するために、どのような取組を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本県において、外国人住民が増加する中、外国人が地域社会の一員として生活するためには、受入れ環境の整備が重要であります。

このため県では、ワンストップの相談窓口として外国人サポートセンターを設置し、就職、医療、教育、運転免許等の様々な生活面での悩みに対して、多言語対応を行っております。また、県民と外国人が交流する伝統文化体験イベントや日本語教室の開催に加え、県民向け多文化共生講座を実施するなど、相互理解の促進にも取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、外国人が地域において安全・安心に生活できる環境づくりを推進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。地域コミュニティにいかに関外国人の方を巻き込んで日頃より交流を図るのか、何かあったときに相談できる方、身近な人が地域にいるのかが重要だと思います。

多くの外国人の方が単身で来ております。周りは外国人ばかりです。外国人の方から見たら、日本人も外国人なので。彼らにとって当たり前のことが当たり前ではありません。ヨーロッパにおきましては、「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった」との有名な言葉があります。人権を第一に、宮崎で働きたいと思える地域づくりを、県として今後とも取り組んでいただけたらと思います。

最近ニュースでは、空き家問題が多く報道されています。先日、長野県から引っ越しを予定されていた方が、実家の周りは空き家ばかりなのに、不動産屋でも空き家バンクでもほとんど情報が得られず、市の担当者に聞きますと、急傾斜地、津波警戒区域は、空き家バンクでは紹介できないと言われました。

宮崎県は、海に面し、山に面しており、漁港近くの住宅地が密集した地区では、建て替えが難しい地域が多く、また急傾斜地沿いの家も多いと思います。空き家対策は、基本は市町村が取り組むべきものではありますが、空き家の県内の実情と空き家対策における県の取組を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国が今年4月に公表しました住宅・土地統計調査の速報値によりますと、県内の住宅総数は[※]5万7,000戸で、そのうち賃貸住宅等を除いた空き家は5万5,000戸と推計され、住宅総数に占める割合は9.9%と増加傾向にあります。

このような中、昨年の法改正により、管理が

不十分な空き家についても、所有者等に対し指導や勧告ができるなど、対策が強化されましたが、一方で、実務を担う市町村からは、空き家の管理状況を判断する基準等に苦慮しているとの声も伺っております。

このため県では、市町村空き家連絡調整会議等を活用し、課題解決に向け、市町村への技術的な助言や連絡調整などの支援を行い、空き家対策の推進に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。移住対策として空き家を活用して進めていただきたいし、また、空き家が多いのに新築物件がどんどん建っている矛盾点、林業活性化の意味から、県内木材を使った新築・改築が重要だと思います。今後とも、多様な観点から、県として空き家をどう活用していくのか考えていただければと思います。私も研究してまいります。

製材業者の方、大工職人の方と意見交換会を行いました。そこで課題となったのが、大工職人、建築関係の技能者が減少・高齢化しているとの問題です。県北で家を建てようすると、隣県から大工を呼ぶことがある。そうすると、建築費用も増加し、ツーバイフォーの建築物件ではなく、設計士が造る家、大工が建てる家が建てづらくなっているのが現状であります。

そこで、県内の大工就業者数の現状とその育成の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 若者の技能離れ、熟練技能者の高齢化が進む中、ものづくり分野においても人材不足は深刻な状況であると認識しております。

議員御質問の県内の大工の就業者数は、令和2年の国勢調査で3,960人と、5年前から約18%減少しております。

※ 146ページに訂正発言あり

このため県では、大工を含めた木造建築の担い手について、産業技術専門校の木造建築科で養成しており、昨年度の修了生18名のうち14名が県内に就職しております。

また、事業主が実施する木造建築などの職業訓練に対する補助を行っているほか、建築大工を含む技能検定について、実技試験の受検手数料の助成を実施しています。

引き続き、将来のものづくり分野を担う若者の確保・育成を図ってまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後とも若手育成を続けていただくとともに、県内就職を進めていただければと思います。宮崎の家は宮崎の職人で造れるようお願いいたします。

次に、有機農業についてお伺いいたします。

農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」の2050年までの目標として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、低リスク農業への転換、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するなど掲げています。

新規就農者の中には、有機農業をやりたいと思う方が多い。その方たちへの指導ができる人材がなかなかいないというのが現状だと思います。また、新規就農者で有機農業者の一番の課題は販路だと思います。有機農業をしている方たちと連携して、有機農業の人材育成、販路指導まで行っていくことが大事だと考えます。

そこで、有機農業を拡大するために、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 有機農業を拡大するためには、新たに有機農業に取り組む農業者の育成や、安定的に販売できる販路の確保が重要であります。

このため県では、今年度から、県立農業大学校において新たに有機農業のカリキュラムを設けるとともに、地域の先進的有機農業者による栽培技術の現地指導を進めていくこととしております。また、昨年度、有機農業者と量販店等の実需者とのマッチング商談会を開始したところであり、今後さらに拡充を図り、新たな取引先の開拓を行ってまいります。

これらの人づくりや販路確保の取組を強化し、国の目標も踏まえ、有機農業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。有機農業をしている方に会いますと、後進の育成にはぜひ協力したいと言われる方が多いです。ぜひ有機農業をしている方たちの横の連携を県でやっていただけると助かります。

また、有機農業は、平場では広い面積をまとめてする必要がありますが、中山間地域など比較的面積が狭い地域では、隣接する耕地がないので、有機農業をやりやすいというメリットもあると思います。有機農業を観光につなげる取組もあります。県として、有機農業の拡大をいろいろな観点から研究し、進めていただけたらと思います。

次に、農福連携についてお伺いします。

前回、農福について質問したときに、農業の労働者としての視点が非常に強いと感じました。確かに、1次産業で人手不足の中、農福は人手不足解消の手法として非常に重要であると思います。しかし、あくまでも福祉との視点を忘れてはならないと思います。どのように障がい者の方に働いてもらうのが重要であります。

また、農福は、就労支援として農業を使うことで、工賃が上がり、自立できるよう促す効果

も期待できると考えます。

そこで、障がい者の就労促進、工賃等の向上を図る上で、農福連携が有効と考えるが、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 農福連携は、障がい者の就労機会の拡大と工賃の向上、さらには農業の担い手不足対策にもつながる大変意義深い取組であります。

このため県では、農福連携推進センターを設置しまして、就労継続支援事業所と農業者とのマッチングを進めており、令和5年度は10件の請負契約に結びつけているほか、セミナーの開催による支援人材の育成等を行っております。

また、自主事業として農業に取り組む就労継続支援事業所に、農業の専門家を派遣する事業も実施しております。

今後も、農政水産部等と連携し、障がい者の農業分野における活躍の場を広める取組をさらに推進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。外で太陽を浴び、土をいじり、耕し、自分で野菜を作ることは、健康的であり、かつ達成感が味わえるよい職場です。高齢者施設などにも広げていただきたいと思います。施設に閉じ籠もっているよりかは、太陽を浴びたほうがいいのは当たり前です。ぜひ今後とも農福連携の推進をお願いいたします。

次に、ひきこもり問題についてお伺いいたします。

県のひきこもり支援を使い、ひきこもりサポーターをされている方たちと懇談会を持ちました。私もサポーターとして登録させていただいております。

ひきこもり支援については、宮崎県はすばらしい取組をしていると考えますが、市町村単位

で見ると、地域格差があるように感じております。専門の窓口があるところ、広報を出しているところ、県のチラシを置いているだけのところ、やはりひきこもり問題は身近な問題であるとの周知が足りていないように感じております。そもそもひきこもりを相談していいのかという県民の方も多いと思います。

そこで、ひきこもり支援の取組や相談窓口について、一層の周知が必要と考えるが、県の対応を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、ひきこもり問題の理解促進や相談窓口の周知を図るために、当事者に接する可能性がある民生委員や児童委員、社会福祉協議会、看護師などの医療従事者や、ひきこもり支援に関心のある県民を対象とした研修を実施しております。

また、社会で取り組むべき問題であることを県民に広く知ってもらうために、テレビやラジオ、SNS、リーフレットなど、様々な媒体での情報発信や、ひきこもりの長期化・高齢化がもたらす8050問題の啓発セミナーを開催しております。

今年度は、回覧板や広報紙など、市町村の広報媒体も組み合わせまして、周知に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ひきこもり支援は総合支援であり、役所での横の連携が必要であり、長期的な支援でもあります。実態を把握する上でも、県民への周知が大前提だと思います。悩んでいる方に声が届くよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、重症心身障がい者、医療的ケア児者についてお伺いいたします。

地域で障がい者の方に過ごしていただくという観点から、訪問医療の重要性を考え、医療的

ケア児者を訪問診療する医療法人を視察、レスパイト施設の見学にも行かせていただきました。往診に同行させていただき、同行中、医師より様々な助言をいただきました。

重症心身障がい者、特に医療的ケア児者は、呼吸器、たん吸引器、胃瘻器などをつけていることがあり、通院が負担になっていることが多い中、訪問医などは非常に有意義な制度であると考えます。

また、視察先の医療法人では、電子カルテなどデジタル化を進め、患者情報の医師同士の共有化はもちろん、地域の基幹病院との連携を行っており、緊急入院などの際、スムーズな移管を可能にしておりました。医学的見地からも重要だと思います。

重症心身障がい者、医療的ケア児者の親は、子供の看病が大変であり、一人で悩みがちです。訪問してくれ、日頃より医師に相談できる体制は、障がい者本人だけではなく、保護者視点からも重要であると感じております。ぜひ宮崎県でも訪問医などを進めていただく必要があると思います。

脳の発達という観点から、小学校に上がるまでの年齢に、いかに親を含めた他人と接し、交流するかが、子供のコミュニケーション能力の発展、また性の自己認識につながります。重症心身障がい者であろうが、医療的ケア児者であろうが、この点においては、健常者と異なることはありません。自分ならではのコミュニケーション方法を模索しております。ここで重要になってくるのが、訪問医はもちろん、訪問看護、訪問保育を保護者が利用でき、いかに保護者以外の他人と交流を図るかです。

では、宮崎県において、このような支援が広がっているのか、保護者の理解が広がっている

のか心配です。管轄においては、基礎自治体である市町村に責任はあると思いますが、重症心身障がい者、医療的ケア児者の福祉において、市町村格差が激しい。この点は、日中一時支援の支援金額からも明らかです。宮崎市においては6,000円、西都児湯郡は3,000円、延岡市においては1,770円です。お金があるなしの自治体差はあってしかるべきだと思いますが、あまりに格差が激しい。最低賃金にすら届かない自治体が平然と存在しています。

県が主体となって、重症心身障がい者、医療的ケア児者支援におけるプラットフォームなどを作成し、市町村に体制構築、支援をするよう促していくこと、人数が多くはないので、アウトリーチで進めていくことができるのではないかと考えます。

そこで、重症心身障がい者等への支援について、地域格差が問題であるとするが、県としてどのように底上げを図っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 地域における重症心身障がい者等への支援の底上げを図るためには、それぞれの地域で医療・保健・福祉・教育など各分野が連携し、地域の人材や施設を有効に活用して、必要な支援に結びつけていくことが重要であると考えております。

このため県では、各地域における支援の協議の場の設置促進を図るとともに、市町村や相談支援事業所において、地域の関係機関との情報共有や個別のケースに応じた支援計画の調整などを行うコーディネーターの養成を行っております。

現在、18市町村においてコーディネーターが活動しておりますが、令和8年度までには全ての市町村への配置を行うことによりまして、地

域間格差の是正につなげてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

この点、重症心身障がい者等に対し、どのように支援していくのか、知事にも意気込みを聞きたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 重症心身障がい者の方々、そしてその御家族におかれましては、日常生活の中で様々な不安を感じながら過ごされており、そのような皆様が社会から取り残されることなく、安心して健やかに過ごせる支援体制づくりの重要性を強く感じております。

そのため、本県ではこれまで、在宅医療に関する講習会や、重症心身障がい者を受け入れる事業所への施設・設備の補助などの取組を行ってきております。また、今年度からは、医療型・福祉型両方の短期入所施設に対し、受入れ実績に応じた助成を行う事業を九州で初めて開始したところであります。

今後とも、市町村や関係する皆様と意見交換を行いながら、よりきめ細かなサポート体制の構築に取り組み、重症心身障がい者とその御家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後とも進めていただければと思います。重症心身障がい者の方にも、医療的ケア児の方にも、安心して生活できる宮崎にしていきたいと思います。

公明党は、病気の重症化を防ぎ、社会保障費の削減の観点からも、予防医療の重要性を訴えております。予防医療として、各種ワクチン接種の推進、日頃の運動推進などがありますが、今回は健康診断についてお伺いいたします。

健康診断は、会社勤務の方は会社が責任を

持って毎年受けることが義務づけされていますが、個人事業主、バイトの方、専業主婦の方などは自己責任で受けるものです。健康診断は1年に1回ですが、自己の健康を見直すよい機会であり、病気の早期発見につながります。また、生活習慣の改善の指導にもつながる大事なものです。

しかし、宮崎で胃カメラを受けようと思っても、空いている病院がほとんどない。大腸がん検査も同じです。

先ほど述べましたが、自己責任で健康診断を受ける方たちへ健康診断の受診を促す取組を含めて、医療費抑制には生活習慣病の早期発見が重要であり、健康診断やがん検診の体制づくりが重要であると考えているが、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 診療を受けた人数に着目いたしますと、本県では、生活習慣病が占める割合は、入院で約2割、外来で約3割となっており、特定健康診査やがん検診によりまして、生活習慣病の早期発見、重症化予防につなげることが重要でございます。

そのため県では、特定健康診査とがん検診との同時受診や、大学や商業施設での実施など、医療保険者や市町村の取組事例を共有する機会を設けることによりまして、受診しやすい環境づくりを行っております。

また、科学的根拠に基づいたがん検診の推進のために、医師や放射線技師等の従事者に対する研修を実施いたしますとともに、定められた手順の遵守など、適切な検診実施体制づくりに向けて必要な技術的支援を行っております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。先日、医師の方と話したときに、触診以外はオンライン化できると伺いました。医師が不足して

いる現状を踏まえて、どう対策していくのが重要であると思います。先ほど述べた訪問医療をしている施設では、デジタル化が進んでいました。効率化も進んでおりました。受診を促す取組については、市町村と連携し、全員受診を目指して取り組んでいただければと思います。

次に、5歳児健診について伺います。

5歳児健診は、精神発達の状況、言語障がいの有無、社会性の発達などを早期に発見するための健診です。3歳児健診までに多くの重篤な先天性の身体的疾患は発見されます。一方で、5歳児健診では、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価することが目的です。発達障がい、自閉症、場面緘黙症などを早期に発見することで、その子の特性に合った指導あるいは治療をすることにつながる、小学校に上がる前の重要な健診だと考えます。

本県における5歳児健診実施状況と体制整備における今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 5歳児健康診査は、発達障がいや知的障がい等の子供の個々の発達の特性を早期に把握し、必要な支援につなげるためにも重要な取組であります。国も昨年度から市町村を実施主体とした支援に乗り出したところであり、県内では、令和6年5月末時点で5市町が実施、9市町が今後実施を予定しております。

県といたしましては、実施体制の整備に向けて、市町村に対して国庫補助事業の活用を働きかけ、健診従事者向け研修を開催するとともに、担当する医師等の確保が難しい場合には、医師会など関係機関と連携しながら、広域的な調整を進めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。実際に小学校に登校してからの発見では、担任の先生の知識いかんで判断が遅れ、教育が不十分になってしまいます。

現在、障がいは、特性あるいはギフテッドと呼ばれていますが、その子に合った指導、教育があつてこそ、児童は伸びるものだと思います。また、保護者の負担が減り、理解が進むものだと思います。ぜひ、子育て日本一の県として進めていただく重要な政策だと思いますので、よろしくお願いいたします。

関連になりますが、我が家の子供について少し心配になり、発達障がい等の診断を受けたいと発達障がい者支援センターや病院に問合せをしたところ、初診までに半年待たなければいけないとか、さらに診断されるまでに1年以上かかるといったケースをよく耳にします。

全国平均では2.6か月。早期発見をし、また特性に合った指導、治療、改善が必要なところ、宮崎県では行えていないのが現状です。発達障がいの児童が増えている中、喫緊の課題であり、子育て支援の一環として非常に重要な課題であると思います。

そこで、発達障がい等の診察を行う医療体制をどう整備するのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 発達障がいについては、これを早期に発見し、必要な療育支援へつなげることが重要であります。医療機関の受診待ちが数か月に及ぶなどの状況があり、対応すべき課題であると受け止めております。

このため県では、診療を行っている医療機関を県ホームページで公表するとともに、小児科や内科などの地域のかかりつけ医が発達障がいの診察や相談にも対応できるよう、県医師会や

宮崎大学と連携した研修などに取り組んでおり、診療を行う医療機関も徐々に増えてきております。

今後とも、関係機関と意見交換をしながら、専門人材の育成など医療体制の整備に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。多動症、自閉症の診断は、オンライン診療で遠隔診療が実施可能とする慶應大学の研究成果も出ております。全国的に見ても児童精神科医が少ない中、どう制度設計していくのか、子育てしやすい宮崎県にしていくのか、検討をお願いしたいと思います。

次に、不登校問題について質問いたします。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを本年度から増員していただき、小学校でも相談できる体制をつくっていただいたことは承知しておりますが、実際に不登校児童生徒の親御さんから話を聞くと、学校にカウンセリングを受けたいと言っても、教頭、校長の裁量なのではないでしょうか、受けさせていただけないとの話を聞きます。

また、カウンセリングを受ける児童についても、授業時間を利用して受けることになるので、周りの理解が進んでいない中、非難の目で、奇異な目で見られてしまうので、児童が受けづらいといった意見もあります。

そこで、学校におけるスクールカウンセラーによる相談体制や、児童生徒や保護者が直接利用できる相談窓口について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、今年度から実施している不登校等対策強化事業におきまして、校内の組織的な対応を目指して、スクールカウンセラーの人員の拡充を図

り、県内の全公立学校に配置・派遣することで、児童生徒及び保護者にとって、より相談しやすい体制を構築しているところであります。

また、学校に相談しづらい児童生徒、保護者のために、対面による来訪相談や、電話やSNS等を通じた24時間子供SOSダイヤル、宮崎県子どもSNS相談等、県教育委員会の担当者や専門の相談員に直接相談できる体制を整えております。

今後も相談体制の充実を図るとともに、児童生徒と保護者が学校内外で相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後ともよろしくお伺いいたします。

同じく不登校問題についてお伺いいたします。

今回、宮崎県教育支援センター「コネクト」を立ち上げていただき、県として、不登校児童生徒への支援を拡充していただきました。大変にありがとうございます。

そこで、コネクトの運用と市町村不登校支援との立て分けが大事になってくるとともに、やはり各教育委員会、教師への研修が根本であると思います。この点、他県に視察に行っていました。教師用の冊子をつくり、配布しているところ、事例データベースをつくり、また、対面での研修なども行っていました。

不登校問題は昔から存在しますが、不登校になる生徒の増加、態様も変化しており、都度の教員の学び直しが重要であると考えます。県における不登校児童生徒への対応に関する学校への支援について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校児童生徒への対応につきましては、令和4年度に改訂された国の生徒指導提要において、「個に応じた具

体的な支援を行うこと」とされており、改めて一人一人に寄り添った支援の重要性が確認できたところであります。

県教育委員会では、昨年度実施した担当者会で、この国が示した支援の方向性を共有するとともに、各学校の研修を通して、全ての教職員に共通理解を図るよう指導したところであります。さらに、今年度のスクールカウンセラー等の配置拡充に伴い、専門スタッフとの連携が重要となり、学校には、より組織的な対応に取り組むよう助言しております。

今後、不登校児童生徒に対して、個に応じた適切な対応が行えるよう、学校を支援してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、普通科高校における朝課外授業について質問いたします。

私が在校していたときも朝課外授業がありました。半ば強制的に行われていたと思います。朝課外は九州各県で行われている九州独自の取組であり、熊本においては全面廃止、福岡県においては任意性の担保を徹底するなど、変化が見えてきているところです。昔と違い、私塾が少ないということもなく、勉強のツールもオンラインで学べるなど教材も増え、全国的に宮崎県だけ学ぶ環境が少ないといった点はないように思います。

そこで、普通科高校における朝課外が、生徒、また教員に負担を強いることになっていないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外は保護者からの要請であることを踏まえ、PTA会長が毎年、年度の初めにPTA総会等で実施についての承認を得ることとしております。あわせまし

て、その実施に当たりましては、受講者である生徒に対しても参加希望を取り、担当する教職員に対しても、必ず諾否を確認しております。

朝課外の実施に当たりましては、様々な議論があることは承知しておりますが、生徒、職員にとって過度の負担とならないように、生徒の主体的な学びや働き方改革の観点からも、その在り方について検討を重ねるよう、今後も丁寧に働きかけてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。

関連して、朝課外授業が学力向上や資格取得に対して効果があるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校では、生徒の進路希望や目標等に応じて、教科や難易度を選ぶことができる選択制の講座の実施をはじめ、その内容や時期、期間等も工夫しながら朝課外を実施しております。

朝課外は、保護者の経済的負担軽減も図りながら、学力向上や進路実現、資格取得を目指して取り組む生徒を支援し、その学習にさらに厚みを持たせる機会となっていると認識しております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。PTA、保護者からの要請であるという点については、課外授業ありきの慣例になっていないかを検討していただきたいと思いますし、私塾ではありますが、教えない塾、あくまでも個別計画を策定して自主的に学ぶことを教える塾などもあります。ライザップ版勉強塾みたいな感じですね。教育長が答弁された生徒の主体的な学びに朝課外が価値的なのか、真摯に検討していただけたらと思います。

また、睡眠は、学習面、精神面、健康面でも非常に重要です。睡眠時間が確保できているの

か等の客観的、科学的な検証もお願いしたいところですよ。

生徒、教員の負担なく実行され、学力向上につながっているのであれば、ぜひ続けていただきたいと思います。反対に、今までやっているからといった慣例で行い、学力向上の成果もなかなか出ず、健康上に負担があるというのであれば、廃止を検討すべきだと思います。今後とも検証をお願いいたします。

最近読んだ本に「ルポ 誰が国語力を殺すのか」という本があります。いかに子供の自己表現力、想像力、語彙力が下がってきているのかが、事例を通して書いてありました。

人間はコミュニケーションの生き物です。虚構、物語により、共感力、想像力で発展してきた生物であります。これは「サピエンス全史」に書かれていたと思います。

今、その点が日本の若者から失われようとしている。それに付随して、不登校問題、SNS依存のSNS言語でしかコミュニケーションが取れない子供、短文でしか話せない子供、他人の気持ちが想像できない子、自己の感情を抑制、整理できず、犯罪に走る子等が書かれておりました。様々な学校で国語力をつけようなどの工夫も書かれており、一つには哲学対話などが紹介されておりました。

そこで、国語力を培うための教育が必要であると考えますが、本県での取組を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国語力につきましては、文部科学省の文化審議会において、「考える力」「表す力」などを中核とすることが定義されており、議員御指摘のとおり、自分の考えを持つことや、その考えを表現することが、国語力の育成につながると考えております。

現在、各学校では、その思考力、表現力の育成のために、授業や様々な体験活動の中で、子供たちが自ら考え、対話しながら自分の思いを表現し、さらに考えを深める「主体的・対話的で深い学び」による授業を実践しております。

県教育委員会としましては、この学びのプロセスを宮崎県らしい分かりやすい言葉で「ひなたの学び」と名づけ、幼児期から高校までの全ての学びの場において推進しているところであります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。本当にすばらしい取組であると思いますし、これがしっかり波及していけば、表現力豊かな、国語力豊かな子供が育つと思います。教育の目的は、教育基本法第1条に書かれているとおり、人格形成にあります。その根底は、自分で考え、答えなき答えを考える育成が重要だと考えます。目標を掲げるだけではなく、現場教員への研修の徹底をお願いいたします。

次に、教員確保について、本県で教師として働きたいと思う人材を確保するため、大学とどのような連携を図っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 大学との連携としましては、採用試験における県内外の大学からの推薦者に対して、1次試験を免除する特別選考試験を実施しております。また、大学生に学校の職場体験をさせるスクールトライアルや、授業実践力の向上を目指す「ひなた教師塾」を実施しております。これらの履修を単位として認定している大学もございます。

中でも、全国に先駆けて、宮崎大学と連携し創設した宮崎県教員希望枠では、高校へのガイダンスから大学での育成まで、長期的視点に立った人材育成を行っており、本年度より、そ

の定員を15名から30名に拡大いただいたところ
であります。

今後も大学との連携を深めながら、人材の確保
に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。この
点についても、研修に行ってまいりました。大
学の授業において共同研究の場を設けたり、教
育実習とは別に、学校体験プログラム、イン
ターンシップを盛んに取り入れている地域がご
ざいました。また、キャリア採用を設けたり
——これは幹部候補としてですね——様々な取
組が行われておりました。

また、教員採用決定後に教員採用者同士の座
談会を設けたり、OB・OGとの交流を図った
り、様々な取り組まれておりました。また、今
の世代に合わせた年収の提示や、福利厚生がど
うなのかの表示を工夫しておりました。

教員としてのやりがい、魅力を訴え、本県は
大学は少ないですが、少ないからこそ大学と密
に連携ができると思います。ぜひ様々な工夫を
していただけたらと思います。

次に、ICT活用について伺いたいしま
す。

ICT活用が政策として進められる中、様々
な面で工夫がなされていると思います。生徒と
のノート共有で、個別の理解度に応じた対応が
できるようになった。また、体育などで自分の
動いている動画を撮影することで技能習得に役
立つなど、様々な利点がある一方、教員から
は、ICTになったから仕事が増えた、毎日大
量に、30通、40通メールが来るなどの声が聞か
れます。

そこで、学校におけるICT活用に関する効
果と課題について、教育長にお伺いいたしま
す。

○教育長（黒木淳一郎君） ICT活用につ
きましては、令和3年度より「教育の情報化」推
進プランを策定し、重点的に取り組んでまい
りました。これにより、児童生徒は容易に必要な
情報を調べたり、自らの理解度や学習ペースに
応じた学びを進めることができいております。ま
た、自動採点システム等の導入など、校務にお
ける省力化・効率化も進んでおります。

一方で、教員は、セキュリティや情報モラ
ルに配慮したり、新しいスキルを習得したりす
る必要が生じております。

県教育委員会といたしましては、研修等を通
して、負担軽減につながる校務デジタル化の好
事例の共有を図ったり、情報モラル教材「ギガ
ワークブックみやざき」を作成し、その活用を
推進したりすることで、引き続き課題解決に取
組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。教員
の方から、30通、40通メールが来て、それを自
分の授業というか、講座が終わった後に見なけ
ればいけないので、2時間、3時間、ずっと
メールを続けられないといけないですし、そのう
ちの10通は回答を書かないといけなかったり、そ
れだけで残業時間が増えるというふうに伺って
います。

ICT活用については、あくまでもツールで
あり、いい面と悪い面が見えてくると思いま
す。便利なツールではありますが、常にオンタ
イムであるという精神上不衛生な状態でありま
す。モラルを持った使い方を教育面でしてい
ただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます
が、質問しましたことについては、私自身も責
任を持って勉強・研修し、さらに促進してい
きたいと存じますので、今後ともよろしく願い

いたします。ありがとうございました。(拍手)

○**県土整備部長(桑畑正仁君)** 先ほどの空き家対策の質問に対します答弁の中で、県内の住宅総数を誤って5万7,000戸と申し上げましたが、正しくは55万7,000戸です。訂正いたします。

○**濱砂 守議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時0分再開

○**野崎幸士副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、永山敏郎議員。

○**永山敏郎議員〔登壇〕(拍手)** 都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。傍聴の皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

今6月定例会の冒頭、知事による提案理由説明において、5月15日に開催された「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき」の件について報告がありました。サミットの翌日には、宮崎日日新聞の一面で、「東京一極集中是正を」との見出しで大きく取り上げられ、県内外に広くアピールできたのではないかと、そう思います。

全国の都道府県の連携については、九州地方知事会や全国知事会の枠組みがあり、地方の声を国に届ける重要な役割を担っています。

一方、今回の日本創生のための将来世代応援知事同盟については、九州の宮崎県、長崎県、

熊本県、鹿児島県をはじめ、全国25人の知事で構成し、活動しているとのこと。知事会の枠組みとは別に、個別の問題意識を持つ知事が加盟していると考えます。東京都知事や都市部の知事も参加している全国知事会等ではなかなか声を上げにくい人口流出等の問題を深く議論できる、よい機会とも捉えます。

それでは初めに、日本創生のための将来世代応援知事同盟の活動内容と河野知事が同盟にどのような思いで参加されているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○**知事(河野俊嗣君)〔登壇〕** お答えします。

この日本創生のための将来世代応援知事同盟であります。もともと平成25年に「子育て同盟」という名前で、私を含む10人の若手知事グループで立ち上げたものでありまして、自ら子育ても実践しながら、少子化対策にしっかり取り組んでいこうと、そのような思いで進めてきたところであります。

そして、国が地方創生を掲げて取組を進める中で、子育ての問題にとどまらず、この対象を地方創生全般に広げようということで、若い世代が地方で暮らし、結婚し、子供を生み育てられる社会を実現していこうという思いを共有した12県の知事により、平成27年4月に今の名前の同盟を立ち上げ、現在では25人までに拡大しております。毎年持ち回りでサミットを開催し、少子化対策、地方創生などの議論を行い、国への提言を取りまとめ、国に対する提言活動などを行っているところであります。

もともと若手知事が、全国知事会の中でも発言力を増していこうという思いもあったところ

であります、今や過半数を占め、また、この同盟の中から3代続けて全国知事会長も出しているというような状況もございます。また、知事ならではの悩みや課題等をお互い話し合う貴重な意見交換の場にもなっております。

私としましては、人口減少が急激に進み、東京への一極集中の流れが止まらない中、このままでは国全体の活力が失われかねないという危機感の下で、人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくるとともに、行政、企業、そして地域全体で将来世代を支える社会を実現するために行動しなければならないとの思いから、本同盟に参画し、活動しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。子育て世代の若手知事グループによる子育て支援充実のための活動から、人口減少や東京一極集中など、さらに大きな課題解決のための新たな同盟として立ち上がったとのこと。設立時の12名の知事によるイクボス宣言などが話題になったことも記憶に新しいところです。

設立以降、各県持ち回りで開催するサミットなどを通じ、社会問題や地域の課題について広く発信していると認識します。

一方で、同盟については各県の負担金で運営され、持ち回りのサミットでは、開催県の持ち出し等も発生すると聞き及んでいます。毎年のイベントをこなすことが目的とならないよう、本来の設立の趣旨を踏まえ、国への要望活動や地方創生、人口減少対策の好事例の情報共有等、さらなる活動の充実が期待されます。

そこで、本県で開催されました宮崎サミットの概要と知事同盟の今後の展開について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先月、本県で初めて開

催されたサミットでは、人口減少問題をテーマに掲げて意見交換を行いました。「地方自治体「持続可能性」分析レポート」を発表した人口戦略会議の三村議長と山崎実務幹事に講演いただいた後、参加した知事などによりまして、様々な角度から人口減少問題の議論を交わしたところであります。

そして、人口減少問題に不退転の決意で取り組むべく、東京一極集中を是正し、若者、特に女性が地方で活躍できる地方分散型社会の実現や、国、地方自治体、経済界等が連携して国民運動を巻き起こし、官民一丸となった推進体制を構築していく必要性などを「みやざき声明」及び「人口戦略緊急アピール」として取りまとめ、宣言したところであります。

特に人口減少問題につきまして、国にその政策を真正面から国政の重要課題として取り上げ、その司令塔も設置をしていただきたい、そういう思いから、骨太方針も含め、今後、国の政策に反映させるため、先月、私が同盟を代表して、政府・与党関係者に対して積極的に要望活動を行い、実現に向けて強く訴えてきたところであります。

今後とも、こうしたサミットの成果を生かし、若い世代が地方で暮らし、結婚し、安心して子供を生み育てることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。全国知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟、それぞれの枠組みを活用し、今議会でも多くの議員が質問等で取り上げられております東京一極集中問題、地方創生等、国に対して積極的に要望されることを期待いたします。

次に、障がい者施策についてお伺いします。

障がいのある人も障がいのない人も、互いに

人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現を目指し、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。同法は令和3年5月に改正され、今年4月、改正障害者差別解消法が施行されました。

共生社会の実現に向けては、昨日、福田議員も質問されましたが、教育現場におけるインクルーシブ教育など、社会全体で様々なアプローチがなされています。

それでは初めに、改正障害者差別解消法の概要について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障がいや理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がいのある方への合理的配慮の提供を求めることなどを通じまして、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会の実現を目指しております。

本年4月1日に施行されました改正障害者差別解消法では、障壁を取り除いてほしい旨の申出を受けた際に、合理的配慮を提供する義務化の対象が行政機関等から個人事業主やボランティアグループなどを含む事業者に拡大されました。

○永山敏郎議員 今回の改正により、合理的配慮の提供は、これまで努力義務だったものが義務に変更になったというふうな改正もあります。また、対象となる事業者の定義が個人事業主やボランティアグループまで拡大されたとのことです。

実際の運用については、どのような対応が不当な差別的取扱いに当たるのか、また合理的配慮がどの程度のものなのかについては、個々のケースにより判断が異なるなど、対応に苦慮することが考えられます。

研修の開催やホームページ等での周知、あるいは相談窓口での対応等が必要になると考えられますが、事業者による合理的配慮の提供義務化に伴う県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、事業者による合理的配慮の提供義務化に向けて、昨年度、地域の福祉関係職員や公共交通事業者等を対象に研修会を開催し、今年度も市町村職員や旅館、飲食業等の事業者を対象とした研修の開催を検討しております。

この研修の中で、合理的配慮の提供に当たりまして、障がいのある方と事業者が対話を重ね、相互に理解を深めながら、共に対応を検討する建設的対話を行うことなどについて、理解を深めていただいております。

また、出前講座の開催やリーフレットの配布のほか、新聞広告、県ホームページなどによる広報に取り組んでおりますとともに、合理的配慮の提供等の相談に対応する窓口の充実を図っております。

○永山敏郎議員 改正から施行まで期間があったこともあり、研修等を通じ、周知についてはしっかりと取り組んでいるものと認識いたします。引き続き事業所への支援をお願いします。

また、県庁や市役所など行政機関についても合理的配慮提供の義務化の対象となっておりますが、県庁における合理的配慮の提供について、県の対応を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 行政機関における合理的配慮の提供は、平成28年の障害者差別解消法の施行時より義務づけられております。これを踏まえ、県におきましては、「障がいや理由とする差別の解消の推進に関する宮崎県職員対応要領」及び「職員対応マニュアル」

を策定し、職員に対し、周知を図ってまいりました。

県庁における合理的配慮の提供を含む障がいを理由とする差別の解消を一層推進するため、職場研修等を通じまして、要領やマニュアルを活用しながら、職員に対するさらなる意識の啓発に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 県庁への来庁者への合理的配慮の提供については、これまでの研修等も経て、各職場で対応いただいていると認識いたします。また、障がい者雇用の県庁職員の方もいらっしゃると思います。県庁の職場環境を見ますと、庁舎に近い位置での職員駐車場などの確保もされており、合理的配慮の提供の一つであるかと考えます。引き続き、環境整備あるいは働き方なども含め、建設的対話を重ね、対応をお願いします。

改正障害者差別解消法は4月の施行からまだ2か月半の状況であり、今後様々な場面で、合理的配慮の提供に関して相談等も発生すると考えられます。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」においても、合理的配慮の提供義務違反の可能性がある事案が発生した場合の助言やあっせんの仕組みも定められているとのことですので、併せて周知されることを要望いたします。

次に、高次脳機能障がい者支援についてお伺いします。

今年の4月18日に、県庁において、県と高次脳機能障がい者家族会との意見交換会が開催され、私も齊藤県議と共に同席させていただきました。

高次脳機能障がいについては、先日、宮崎日日新聞で県内の推計等も報道されるなど、マスコミに取り上げられる頻度も増えてきたと思い

ますが、まだまだ世間一般的に認知が不十分な状況かと考えます。

まず初めに、高次脳機能障がいの定義について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 高次脳機能障がいとは、交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症によりまして、記憶障がい、注意障がい、段取りよく作業が進められなくなるなどの遂行機能障がい、周りとのコミュニケーションがうまくいなくなるなどの社会的行動障がいなど、認知機能に障がいがあり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことをいいます。

御本人や家族等でさえも認識や把握が困難であり、外見からは分かりにくいことから、「見えない障がい」とも言われております。

○永山敏郎議員 それでは、昨年度、県が実施しました高次脳機能障がい実態把握調査における県内の高次脳機能障がい者数の推計について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 昨年度実施した調査の中で、県内140の医療機関に対し、令和5年4月から6月の間の脳血管疾患等による新規入院患者について調査を行いましたところ、106の医療機関から回答があり、高次脳機能障がいの「診断あり」及び「疑いあり」の方が248人となりました。

この数字を基に、年間の新規発生数を992人と推計し、さらに性別・年代別の脳卒中患者の平均余命を掛け合わせ、県内の高次脳機能障がい者数を「疑いあり」を含めて7,054人と推計しております。

○永山敏郎議員 昨年度、私は厚生常任委員会に所属していました。委員会の中で、県障がい者計画、県障がい福祉計画の改定に関連し、県

内の高次脳機能障がい者の人数について質問したことがありましたが、そのときの回答では、推計4,000人程度とのことでした。今回の実態調査での推計が7,054人と、さらに多くの当事者がいる実態が判明いたしました。

一方で、今回の実態調査については、対象となる医療機関からの回答が75%程度にとどまることや、1年間のうち、4月から6月の調査期間での推計となっており、実際には数字に上らない当事者も数多く存在するのではないかと考えます。

ですが、県内で高次脳機能障がいの診断または疑いのある方が少なくとも7,054人存在しているとのことです。

調査結果によりますと、その中で0歳から14歳までの年少者、15歳から64歳までの生産年齢層を合わせた数は4,213人と推計され、多くの方が生活や就学、就労に困難が生じていると考えられ、支援が必要です。

また、今定例会において、高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業に関する補正予算も提案されております。

そこで、高次脳機能障がい者に対する支援の現状及び今後の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県ではこれまで、身体障害者相談センターや宮崎大学医学部における相談対応や研修会、出前講座等による普及啓発のほか、社会生活に適應するための集団訓練を行う通所教室の運営等に取り組んでまいりました。

今後とも、補正予算案で計上しております支援者養成研修などを通じまして、関係機関の地域支援ネットワークの充実や支援者のスキルアップを図るとともに、各種媒体を活用した効

果的な普及啓発を進めてまいります。

○永山敏郎議員 相談体制、普及啓発、通所教室に加え、今回新たに支援者養成研修を実施するとのことです。通所教室も大変ありがたいと思いますが、県内1か所で定員も5名と、対象者数を考えると、まだまだ支援が不十分と考えます。

今回の研修は、障害福祉サービス事業所等の加算取得に必要な研修で、対象は障がい者相談支援事業所等の職員となりますが、多くの事業者から参加いただき、高次脳機能障がい者の支援体制構築につながるよう呼びかけをお願いいたします。

先ほど、年少・生産年齢層の当事者が4,000人を超えると触れましたが、学校や会社においても、高次脳機能障がいに関する正しい理解が必要です。講演会の開催やリーフレット作成等の普及啓発についても事業が予算化されていますが、さらなる普及啓発が必要と考えます。

障がい福祉の現場においては、障がい者当事者による相談体制、いわゆるピアサポートの取組も進められております。高次脳機能障がいにおいても、ピアサポートは重要な取組と考えます。特に、当事者の家族は、日常の生活での対応方法が分からず、悩んでいるケース等も想定されます。情報共有や家族同士の相談ができる体制構築に向け、家族会等とも連携した取組についても検討いただければと思います。

相談体制については、身体障害者相談センターや宮崎大学医学部における相談対応に取り組んでいるとのことでしたが、高次脳機能障がい者支援に対する県の人員体制及び予算の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 高次脳機能障がい者支援に係る業務につきましては、障が

い福祉課において主に担当する職員1名、支援拠点機関である身体障害者相談センターにおいて、専任の高次脳機能障がい支援コーディネーター1名を配置しております。

また、予算につきましては、相談支援事業や普及啓発事業、通所教室の実施等に係る費用として、令和6年度当初予算で682万3,000円を計上しておりますほか、高次脳機能障がい支援者養成研修実施に係る費用として、今議会に361万7,000円の補正予算案を計上しております。

○永山敏郎議員 診断、疑いまで含めると、対象者が7,000人程度、その中には介護保険サービスの適用となっている方もいらっしゃると思いますが、多くの方が支援を必要としている状況で、人員体制、予算ともに非常に不十分であると考えます。

県では、支援拠点機関となる身体障害者相談センターに支援コーディネーターを配置しているとのことですが、会計年度任用職員1名で県内の多くの当事者に対応できるとはとても考えられません。高い専門性が必要とされ、支援センターと専門医との連携、あるいは精神保健センターとの連携、先ほど触れました相談支援事業所との連携等、業務は多岐にわたるものと考えます。

また、県内全域での相談体制を強化するならば、保健所への専門職配置も有効と考えます。

県庁の本課におきましても、兼務ではなく、専任の専門職を配置して、身体障害者相談センターや保健所、相談支援事業所と連携したチームでの支援体制の構築が必要ではないでしょうか。新年度に向け、あるいは年度途中での体制や予算の強化を強く要望いたします。

さて、県においては、障がい者施策に関し、具体的な目標数値を掲げて、障がい者計画、障

がい福祉計画を策定しており、今年3月にそれぞれ改定されました。

そこで、県の障がい者計画や障がい福祉計画における高次脳機能障がいの位置づけについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 高次脳機能障がいにつきましては、第5次宮崎県障がい者計画におきまして、福祉・労働・教育・医療分野の取組を総合的に進めることが重要であると位置づけております。

また、その実施計画である宮崎県障がい福祉計画におきましては、支援拠点機関における相談支援の実施や普及啓発・研修等の充実、関係機関との連携による支援体制の確立を図ることが必要であると位置づけております。

○永山敏郎議員 県障がい者計画の総論の中で、例えば身体障がい者は、身体障害者手帳交付者数が令和4年度末現在5万6,837人、知的障がい者は、療育手帳交付者数が令和4年度末現在で1万2,530人など、障がいの種類ごとの人数の推移等が記載されています。その中で、高次脳機能障がい者に関しては、「本県における高次脳機能障がい者数は明らかになっていません」との記載があります。

また、現状と課題の項目において、「発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の障がいについては、ほかの障がいと比べて各種支援が進んでいない」と分析されています。

さらに、県障がい福祉計画において、県民の理解度の数値目標が記載されています。それによりますと、高次脳機能障がいに関する県民の理解度の数値目標が令和6年度で32%、令和7年度で34%、令和8年度で36%と、非常に低い目標となっています。

高次脳機能障がいと同じく、「見えない障がい

い」と言われる発達障がい者の理解度の数値目標につきましては、個別に作成されております宮崎県発達障がい者支援計画において、令和10年度に80%と目標が設定されております。

今現在において、高次脳機能障がいと発達障がいの理解度が違っているという点やそれぞれの最終目標年度が違っているなど、様々な要因も考えられますが、それを差し引いたとしても理解度の目標に大きな開きがあります。高次脳機能障がいに対する県の本気度が問われる数値目標と言われても仕方のない数値と考えます。

先ほど質問しましたとおり、高次脳機能障がい実態把握調査において、県内に多くの当事者が存在することが判明いたしました。実態把握調査結果を受け、計画に反映する必要があると考えます。昨年度の厚生常任委員会において、計画の改定について尋ねたところ、「必要に応じて記載の変更もあり得る」といった回答をいただいております。

そこで、県障がい者計画、県障がい福祉計画、各計画の改定や、先ほど触れました宮崎県発達障がい者支援計画のように、高次脳機能障がいに関する支援計画を策定する考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 現行の障がい者計画及び障がい福祉計画において示している課題や対応の方向性が、今回の実態把握調査を通じて、より明らかになったものと考えております。

また、高次脳機能障がいは、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となるなど、精神障がいと一体的に取り組むべき施策も含まれますことから、総合的な計画の中で課題解決に取り組むことが重要であると考えております。

県では、現行の計画に基づきまして、高次脳

機能障がい者に対する必要な支援を着実に進めてまいります。

○永山敏郎議員 現行の計画に基づき、支援を着実に進めるとの回答で、現時点で各計画の改定をする考えはないと、そのように受け止めます。大変残念な答弁であると言わざるを得ません。

これまでも、県と家族会との意見交換会や宮崎県高次脳機能障がい支援連絡会議等において、当事者と関係者の置かれている現状は再三訴えてこられました。県障がい者計画、県障がい福祉計画ともに障がい者施策の基本となる計画です。今年3月の改定を経て、県障がい者計画が令和11年3月までの5年間、県障がい福祉計画が令和8年3月までの3年間の計画となっています。高次脳機能障がい実態把握調査の実施に伴い、結果を反映させるべきと考えます。

県障がい福祉計画については、計画の見直しについて「必要に応じて計画期間中に計画を見直すこととします」と明記されています。計画改定に関し、再考を強く要望いたします。

これまで、高次脳機能障がいについて、支援の現状や今後の考えについて質問してまいりました。まだまだ不十分であると言わざるを得ません。

最後に、高次脳機能障がいの今後の支援の充実に向けて、高次脳機能障がい者当事者及びその御家族に対し、知事からメッセージをいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 県では4月18日に、高次脳機能障がい家族会の皆様より、支援に関する14項目を記載した要望書をいただいております。その内容を拝見しまして、障がいを抱える御本人及びその御家族が、日頃から感じておられる御苦勞や生きづらさに改めて思いをいたし

ますとともに、地域で安心して心豊かに生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実やさらなる普及啓発など、関係機関と連携した取組、そして社会全体として理解を広げていくことの重要性を強く感じたところであります。

県としましては、今議会に支援者養成研修の実施に係る補正予算を計上しており、これからも様々な御意見も踏まえながら、高次脳機能障がい者支援の充実に向けて、取組を着実に積み重ね、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で共に生きる社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。知事としても、要望書等に目を通され、当事者や御家族の置かれている現状については理解いただいたという回答でありました。

実態把握調査の結果が示され、ようやく高次脳機能障がいの実効性のある支援体制がスタートすると思いましたが、今回の答弁で、まだまだスタートラインにも立っていない現状ではないか、そのように認識いたしました。引き続き、支援の充実については注視し、問題提起を行ってまいります。

次に参ります。昨日、前屋敷議員も質問された宮崎空港の特定利用空港指定についてお伺いします。

政府は、有事に備え、各地の空港や港を「特定利用空港・港湾」に指定し、自衛隊と海上保安庁の航空機や艦船などが訓練などで円滑に使えるように整備・拡充する方針で、自治体と協議しながら指定先の検討を進め、本県の宮崎空港が特定利用空港として指定されました。

昨日の前屋敷議員の質問では、指定に際し県は同意する立場になく、説明を受けたのみ、そのような趣旨の答弁だったと認識しておりま

す。

空港の管理が国だとしても、県内に存在する空港で、多くの県民が利用する空港でもあります。県としても指定に際してはしっかり関わっていくべきだったと考えますが、宮崎空港の特定利用空港指定に至る経緯及び今後の県の対応について、改めて危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 宮崎空港は国管理の空港であるため、今回の枠組みについては、防衛省、海上保安庁と空港管理者である国土交通省の間で設けられたものであり、県は枠組みに入っておりませんが、これらの省庁から、昨年、指定に当たっての説明を受けたところであります。その中では、国から指定の趣旨等について説明があり、県としては、地元自治体への丁寧な説明をお願いしたところです。

県ではこれまでも、宮崎空港において自衛隊が訓練を実施する際には、関係自治体等に事前に丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を求めてきたところではありますが、この指定後も同様に、適切に対応するよう国に求めてまいります。

○永山敏郎議員 今後、訓練に使用する際に心配されるのが空港利用の制限等の影響です。また、有事の際に攻撃されるリスクが上がるのではないかと、そのような心配の声も上がっております。不安を払拭できる説明が求められます。

繰り返しになりますが、宮崎空港の特定利用空港指定による県民の宮崎空港利用に係る影響を危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 特定利用空港に係る取組は、民生利用を主としつつ、平素から必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港を円滑に利用できるよう、必要な整備や既

存事業の促進を図るというものです。

これまでも宮崎空港において自衛隊の訓練が行われたことがあります。指定されたそれぞれの空港において、訓練の回数は「多くとも年数回程度」と国は説明しており、県民の宮崎空港利用に影響を及ぼすものではないと考えております。

○永山敏郎議員 先日、坂口議員の質問におきまして、沖縄県先島諸島の有事の際の宮崎県への避難計画に関し、国に対し見直しを求めるよう発言がありました。防衛の問題に関しては、これまでも国主導の対応で、県の意見や要望が反映されているのかと疑問を抱いております。

昨年度、私も一般質問で、地方自治法改正や国と地方の関係について質問いたしました。

地方自治法改正については今国会で審議されていますが、国と地方の関係が対等な関係から主従関係に逆行しているのではないかと、そのように心配しております。国に対し県民の様々な声をしっかり届けることは、県の責務と考えます。

次の質問項目に移ります。学校給食費の無償化についてお伺いします。

こちらでも先日、脇谷議員も質問されております。重複するところもありますけれども、質問させていただきます。

給食費無償化につきましては国が調査研究中であること、無償化については各自治体の判断によること、財政力で差が出ないよう国の責任と制度設計が必要といった趣旨の答弁でありました。

折しも昨日、文部科学省が実施した学校給食費無償化に関する調査結果が報道されました。それによりますと、学校給食費無償化の自治体が30.5%とされています。一方で、継続性や地

域間格差の問題も浮き彫りになったとされています。

では初めに、県内の小中学校における学校給食費無償化の状況について、改めて教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度4月に市町村を対象に実施した給食費無償化に関する調査では、26市町村中、19の市町村が給食費の補助を行っております。

そのうち、小中学校に対して全額補助を行っているのは10の市町村であり、半額補助などの一部補助を行っている自治体は9市町村であります。

○永山敏郎議員 昨年9月に荒神議員が質問された際には、全額補助が7自治体との回答でしたが、今年度は10市町村に増加しております。自治体の首長が子育て支援策の一環として取り組んでいるものと認識いたします。多くの自治体が補助に取り組んでいると感じました。しかし、県内市町村間で補助に関し、ばらつきがあるのも望ましくないと考えます。

一方、昨日、黒岩議員も質問で触れられましたが、青森県において、今年10月から小中学校の学校給食費無償化を実施する予定です。青森県でも現状としては、無償化の実施について自治体間でばらつきがありますが、県が自治体に対し給食費相当額を分配することで、県全体として給食費無償化を進める方針です。

学校給食の無償化実施の判断は市町村が行うものですが、そのための後押しを県が行うものです。

昨日の報道では、条件付きを含めると全国4割の自治体に取り組んでいる学校給食費無償化の実態を受けても、文部科学省は「地方の財政状況や少子化対策への成果を分析し、問題点を

整理する」と慎重な態度です。国が煮え切らない中、青森県の判断は大変評価できますし、全国に広がることを期待します。また、青森県でできることは宮崎県でもできると考えます。

そこで、青森県の動向等を踏まえての、本県の学校給食費無償化の対応についての考えを教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 青森県の学校給食費無償化に向けた取組につきましては、議員の御質問にもありましたように、今年10月から開始されると伺っております。

なお、本県の学校給食費無償化につきましては、学校や地域の実情、社会状況等を踏まえた上で、補助も含めて、市町村において現在は判断がなされております。

そのため、県教育委員会におきましては、保護者の負担軽減が効果的に行われるよう、市町村担当者会において、給食費補助の情報提供や各市町村の取組について情報交換を行ってきているところであります。

今年度の九州地方教育長協議会における学校給食費の支援についての協議を受けまして、理事県として、本県から国への要望を行うとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○永山敏郎議員 先日の脇谷議員の質問以上の回答を引き出すことはできませんでした。子供はあっという間に大きくなり、学校を卒業してしまいます。子育て世代は今、支援を求めています。国の動きを待つことなく、県としての判断を強く要望いたします。

次に、カスタマーハラスメントについてお伺いします。

昨今、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが社会問題化しています。

今月5日、繊維や流通などの労働組合でつくるU Aゼンセンがカスタマーハラスメントに関するアンケート調査結果を公表しました。約3万3,000人から回答を得て、半数の46.8%が2年以内にカスタマーハラスメントの被害に遭ったと回答しています。

カスタマーハラスメントは従業員の精神面に大きな影響を与えるとともに、企業としても営業に支障を来すなどの問題があります。

また、東京都では、全国初のカスタマーハラスメント防止条例の制定に向けた動きも見られます。セクハラやパワハラと同様に、社会全体で取り組んでいかなければならない問題です。

では初めに、カスタマーハラスメントについて、企業に対する県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、就業者へ精神的な苦痛を与えるとともに、企業の健全な経営を妨げるなど、社会問題化しており、カスタマーハラスメントから労働者を守るための対応は重要であると認識しております。

このため県では、国が作成したカスタマーハラスメント対策に係るポスター掲示や企業向けの対策マニュアル等の周知により啓発を行うとともに、労働問題に関する相談窓口を設置しております。

また、国においては、事業主に対策を義務づける法整備の動きもあることから、関係機関と連携しながら、今後の動向を注視してまいります。

○永山敏郎議員 行政機関においても、住民や事業者あるいは議員等と日々電話や窓口等で対応しております。私の前職場においても、住民

とのやり取りでメンタル不調に陥る職員がいました。カスタマーハラスメントは、特定の職員に負担のないよう、職場全体で取り組んでいかなければなりません。

それでは、県庁において、職員に対するカスタマーハラスメントにどのように対応しているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 庁内におけるハラスメントについては、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、相談体制を構築し、その防止に取り組んでおり、今年4月にカスタマーハラスメントに関する項目を新たに追加しています。

本要綱では、行き過ぎた要求や行動に対して、組織として毅然と対応するとともに、職員の安全と健康を守る措置を講じることとしております。

具体的には、所属において適切に事案を把握した上で、複数の職員で対応するとともに、特に悪質なものは、特定の窓口での対応のほか、状況に応じて警察等への応援要請を行うなど、職員の安全面に配慮した対応を行っております。また、被害を受けた職員には、カウンセラーへの相談を促すなどの配慮も行っております。

○永山敏郎議員 引き続き、職員団体等とも連携し、職員を守る体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

最後に、マイナ保険証について改めてお伺いします。

12月のマイナ保険証への移行まで半年を切りました。保険者や医療機関等も対応に追われていることと思います。

一方で、マイナ保険証の利用率は全国で6.5%、宮崎県でも9%にとどまるとの答弁もあり

ました。このまま本当に移行できるのか、移行時に大きな混乱が生じるのではないかと危惧しています。

では初めに、県内のマイナンバーカード保有状況について、改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードの保有状況につきましては、4月末現在、県全体で87万1,120の方がカードを保有しており、保有率は81.5%と全国で最も高くなっております。

市町村別の保有率につきましては、最も高い都城市で88.9%、最も低い自治体でも74.3%となっており、県内全ての市町村で全国平均の73.7%を上回っております。

○永山敏郎議員 次に、医療機関におけるカードリーダーの設置状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証を利用する際に必要となるカードリーダーは、4月末時点で県内医療機関の95.1%に設置されており、全国で最も高くなっております。

○永山敏郎議員 医療機関のカードリーダーは、大分設置が進んでいるものと感じます。

一方、マイナンバーカードの登録につきましては、100%保有というのはなかなか困難な状況かというふうに考えます。

それでは、12月のマイナ保険証移行に関し、登録が済んでいない場合の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証の登録が済んでいない方につきましては、資格情報などが記載された資格確認書が各保険者から交付されることになっております。この資格確認書を医療機関等の窓口で御提示いただく

ことで、これまでと同様に受診することができません。

○永山敏郎議員 資格確認書での対応というふうなことで回答がありました。また、別の経過措置として、現行の保険証も最長1年間の使用猶予期間が設けられるとされております。

マイナ保険証移行に関しては様々なパターンが考えられます。マイナ保険証を登録し利用する、登録しているが登録を外し資格確認書で対応する、登録はしているけれども資格確認書についても交付を求める、登録はせずに資格確認書で受診する、このように様々です。

移行まで半年を切り、不安に思う県民も多いと思います。考え得る様々なパターンへの対応について、不安を払拭するよう県民に周知が必要と考えます。

マイナ保険証移行に向けた県の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証につきましては、利用を促進するために、現在、国が積極的に普及啓発を行っておりますが、県といたしましても、ホームページ等で県民に向けた広報を行っております。また、県内の各保険者や医療関係団体が構成員となります保険者協議会におきまして、マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な取組を行っていただくよう、協力を依頼したところです。

今後もテレビCMなどの様々な広報媒体を使いまして、引き続き広く県民の皆様に広報を行い、今までどおり安心して医療を受けることができるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 引き続き連携した取組をお願いします。

マイナンバーカードについては、今後、運転

免許証との一体化も計画されています。マイナンバー制度を通じたデジタル社会の実現について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） マイナンバー制度は、オンラインでの本人確認や行政機関同士の情報連携を可能とするデジタル社会の基盤でありまして、御指摘のように、現在、国による制度設計の下、マイナ保険証をはじめ、運転免許証とマイナンバーカードの一体化など、本格的な運用に向けた取組が始まっております。

今後、マイナンバー制度を一つのきっかけとしまして、私たちの暮らしや経済活動のあらゆる場面で、デジタル技術を活用した取組が行政・民間で広がっていくことが想定されております。さらに、こうした取組が地域や分野を超えてつながることで、新たなサービスや価値が生まれ出され、私たちの暮らしがより便利で豊かなものになるものと考えております。

県としましては、国や市町村、民間とも連携しながら、厳重なセキュリティ対策やデジタルに不慣れな方への支援などにも取り組み、県民誰もが安全・安心にデジタル化の恩恵を受けられ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。運用に不安の声もあります。丁寧な運用を望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分散会

6月17日（月）

令和 6 年 6 月 17 日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	荒神稔	（同）
7 番	福田新一	（同）
8 番	本田利弘	（同）
9 番	山内いっとく	（同）
10番	山口俊樹	（同）
11番	下沖篤史	（同）
12番	齊藤了介	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	黒岩保雄	（緑風会）
15番	脇谷のりこ	（親和会）
16番	松本哲也	（県民連合立憲）
17番	山内佳菜子	（同）
18番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高博之	（同）
21番	後藤哲朗	（同）
22番	佐藤雅洋	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	安田厚生	（同）
25番	日高利夫	（同）
26番	内田理佐	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山内いっとく議員。

○山内いっとく議員〔登壇〕（拍手） 魂を込めて、おはようございます。自由民主党、都市選出の山内いっとくです。宮崎の未来を創るため、地域・福祉・教育の視点で県民から届く声を県政へと届けていきたいと思ひます。

本日は傍聴に来てくださり、誠にありがとうございます。本日の目的は、テーマを「探究する子供を育む教育」として、宮崎の教育「ひなたの学び」を進めるためにも、教育、スポーツ・文化振興の課題に関する質問を通して問題提起をしてまいりたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして順次質問してまいりたいと思ひます。

我が国は現在、急激な少子高齢化の状況で、グローバル化、情報化、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化など大きく変化しております。

学校を取り巻く環境は複雑化・困難化し、働き方改革とともに、子供が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実など、授業革新を図っていくことが求められております。

教育は、子供たち一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、よりよく生きられるようにすることが大切です。そして、地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々の希望です。

「社会に開かれた教育課程」の実現が求めら

れている今、まず教職員が、そして行政も地域の人々も、これまでの学校観を転換する必要があります。進学、就職による人口流出が多く、課題となっております。教育による効果や宮崎での生活環境の整備が大切です。

行政においても、地域づくりは首長部局が、学校づくりは教育委員会が取り組んでまいりましたが、どちらか一方だけで地域の未来、子供たちの未来を考えていくのではなく、両者が協働して取り組んでいくことで、より大きな効果を発揮いたします。

学校は、学力や社会性を身につける場、子供たちの居場所の一つです。本県では、学びに向かう力を育むとして「ひなたの学び」に取り組んでおられます。

そこで質問いたします。

知事の教育に対する思いを伺ひます。

また、「ひなたの学び」を推進するための学校や教員の役割を教育長に伺ひます。

以上で壇上での質問とし、以下の質問は質問者席から行ひます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。教育に対する思いについてであります。

国という単位であろうと、地域という単位であろうと、教育というものは、長年にわたり蓄積され、培われてきた大切な知識や経験、そして英知というものを、少々大げさな表現になりますが、その組織の存亡をかけて、また未来をかけて、次の世代へとつないでいく営みであろうと考えております。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中、本県の未来を考えたとき、県民一人一人の豊かで幸せな人生の実現と、地域社会の活力を持続的に維持していくために、教育こそが極めて重要な

役割を有していると考えております。

昨年11月、福祉系学科に通う6名の高校生と意見交換をする機会がありました。私は、それぞれの生徒が介護という仕事に情熱や使命感、将来の展望を持っていることに大いに感心し、心強く感じました。

ある生徒は、小学生時代から地域のお年寄りと交流したことが今の高校の選択につながったと話しておりまして、まさに幼少期からの地域での学びや体験が将来の夢を育んだものと、大変素晴らしい取組、そして志だと感じました。

これからの宮崎には、郷土に誇りと愛着を持ちながら、地域の課題解決に向け、主体的・協働的に取り組めるような人材が必要です。そのため、学校だけでなく、家庭や地域、企業など多様な主体と力を合わせ、若い世代の育成に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。学校と教員の役割についてであります。

予測困難な時代の中で、子供たちに必要とされるのは、様々な課題に主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら解決する力であり、その育成に「ひなたの学び」は重要であります。

教員は、子供の学びの伴走者として、子供が自ら問いを見つけるための指導法を工夫したり、他者とのつながりを広げ、学び合う機会をつくったり、知識を相互に関連づけ、より深く理解させる場面を設定するなど、様々な支援を行う役割を担っております。これらを通して、学校において子供一人一人の学びが最大限に引き出されるものと考えております。

今後とも、学校と家庭、地域が一体となって、学びに向かう力を育む「ひなたの学び」の推進に取り組んでまいります。以上であります。

す。〔降壇〕

○山内いっとく議員 教育に対する思い、学校、教員について確認させていただきました。

教員は、全体の奉仕者として自ら常に学び、子供が分かる、できるということに喜びを感じ、そのためには可能な限り時間を使いました。授業を通して人生を教える、そのように先輩方から学んできました。

教職員の働き方改革だけが先行してしまうと、これまでの教育者としての活動を否定されたと思う教員もおります。子供のために頑張れない教員、デジタル化についていけない教員が増えているのであれば、それは採用に問題があるようにも感じます。教員は、子供の学びの伴走者として、これを忘れず、第一に置いていただくよう提言いたします。

それでは、働き方改革と子供に向き合う時間について伺います。

県教育委員会では、「学校における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定し、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できるよう働き方改革を進めています。これらの働き方改革は、教職員の負担を減らすとともに、本来重視されるべき授業の充実や、児童生徒と向き合う時間の確保が目的となっております。

しかしながら、不登校の理由の1位が先生との関係というデータもあり、家庭訪問や部活動の時間など、子供と向き合う時間が削減されているのではないかと、そのために不登校が多くなっているのではないかとという声もあります。

そこで質問いたします。学校における働き方改革において業務改善を進めながら、どのように子供たちと向き合う時間を確保しているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 働き方改革における業務改善の例としましては、スクール・サポート・スタッフの配置による業務軽減、職員会議の内容の精選、午前中を5時間授業にするなどの時間割の工夫、ICTを有効活用した業務の効率化などの取組がございます。

このことにより、放課後の時間等に余裕が生じ、教職員が心身ともにゆとりを持って個別指導や教育相談等ができるようになるなど、これまで以上に子供たちと向き合う時間の充実が図られた事例も見られます。

今後も質の高い教育活動に専念できる環境を実現できるよう、学校における働き方改革を推進してまいります。

○山内いっとく議員 質の高い教育に期待しております。

先生方には、授業やその準備以外に様々な事務作業があります。学校事務連絡、アンケートの作成や集計、成績評価、時間割作成などがあります。高校入試事務は、願書の入力、採点など、かなりの業務負担があります。現在は、一般入試に推薦入試や2次募集も加わり、負担が大きくなっております。願書提出のオンライン化も必要と考えます。

また昨年、テストのデジタル採点システムが導入されましたが、高校入試事務において活用が可能と考えます。

そこで質問いたします。高校入試におけるデジタル採点システムの導入を行う考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） デジタル採点システムにつきましては、令和5年度に実施した調査におきまして、採点に要する時間を約30%削減することができるなど、業務時間の削減に効果があることを確認いたしました。

そこで県教育委員会では、今年度より「ひなた教育DX整備事業」にて、県内全ての県立高等学校並びに中等教育学校、県立中学校にデジタル採点システムを導入し、定期考査等の採点業務において活用を進めております。

今後は、全ての県立高校の教職員がデジタル採点システムを適切に操作することができるよう、定期的に研修会を実施するなど、入学者選抜検査における活用を見据えた準備を進めてまいります。

○山内いっとく議員 デジタル採点システムの活用を見据えているということで、期待してまいります。

では次に、生徒による授業評価の効果として、「生徒の実態に応じた授業改善が可能」「生徒に学習の主体者としての自覚と学習意欲の喚起を促す」などが挙げられます。

しかしながら、昔の一斉授業と現在の「主体的で対話的な深い学び」とでは求められる授業の形が違うため、昔ながらの評価制度では先進的な授業は評価されない仕組みで、教職員の精神的な負担となっておりました。

そこで質問します。生徒による授業評価制度の現状と今後の授業評価の在り方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 生徒による教員の授業評価につきましては、従来、一斉授業における指導方法の改善や、生徒の授業に対する参加意識の向上を目的としておりましたが、今年度の実施は37校中6校にとどまっております。

一方、主体的・対話的で深い学びの実現に向かう近年では、ICTを活用した生徒と教員のコミュニケーションや、生徒が自らの学習状況を評価する振り返りシートなどの取組が進み、それらを教員の授業改善につなげております。

県教育委員会といたしましては、令和4年度からの「新時代に対応した高校授業改革推進事業」におきまして、「指導と評価の一体化」の研究に取り組んでおります。今後とも、授業の評価から改善まで、生徒の学びにつながる取組を進めてまいります。

○山内いっとく議員 指導と評価の一体化ということで、昔のような負担がないことに安心しました。今後も生徒の学びにつながる振り返りシートに期待していきたいと思います。

小学校では作成した教材を一度しか活用できないことも多く、負担となっております。高校の専門教科では人があふれる一方、小学校の採用試験では低倍率になっております。教科担任制を導入することで、教材作成の時間短縮になるとともに、授業力向上にもつながると思います。

文部科学省の中央教育審議会が、教科ごとに専門の教員が教える教科担任制を、現在導入している小学校の高学年5～6年生から中学年3～4年生に拡大する案を出されました。

そこで質問いたします。本県全ての小学校の全ての学年に教科担任制を導入することについての県の考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小学校における教科担任制につきましては、学習の高度化への対応や中学校との円滑な接続などの教育的効果があるため、国としても高学年から推進しているところであります。

県教育委員会といたしましても、国の方針を受け、好事例を発信するなど、積極的な導入を推進しており、各学校の実情に応じて、教師間の交換授業も含めて、その取組が着実に広がっております。

一方、今の学級担任制を前提とした教員数で

は、全ての小学校の全ての学年で、全教科、教科担任制を実施するには十分ではないことや、発達の段階に応じた配慮が必要であることから、全学年の導入につきましては、国の動向を注視してまいります。

○山内いっとく議員 積極的な導入を推進と、しかしながら、現在の教職員定数では難しいということを理解いたしました。

今、講師不足が全国で起こっております。本県でも、呼びかけても集まらず、未配置となっている状況があります。

また、非常勤である会計年度職員についても募集がありますが、会計年度職員は、若い教員志望者にとって、未来に希望が持てないという声があります。

そこで質問します。今年度の小中学校における講師不足の状況と、それに対する県教育委員会の対応策について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 臨時的任用講師の不足数につきましては、令和6年5月1日時点で、県内の小中学校合わせて66名であります。

不足の理由としては、定年前の希望退職者や[※]特別支援学校の学級数が見込みよりも増加したことによるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、臨時的任用講師の確保のために、現在、学校に勤務していない教員免許所有者やU I Jターンを検討している方々に対して講師登録への働きかけを行うとともに、教職員互助会や県内大学等を通して、退職された方や教職を目指している方にも同様の働きかけを行っております。

○山内いっとく議員 現在66名が不足ということで、講師登録の働きかけを行っている。しかしながら、不足している状況であれば、解決できない現状があるということを理解いたしまし

※ 170ページに訂正発言あり

た。

それでは、講師に対する考えについて伺いたいと思います。

本県の昨日行われた教員採用試験は、倍率は2.7倍と、競争倍率は、記録が残る2004年以降、2011年の14.2倍をピークに低下傾向が続き、最も低くなりました。細かく見ると、小学校では1.4倍と低い反面、中学校では3.0倍、高校では5.0倍と高く、特に高校体育では34.5倍とかなり高い状況となっております。これだけ大きな差があります。

これは、優秀な人材であってもなかなか採用されない現状も表しております。不安定な講師ではなく、ほかの道へ進んだ者も多くおられます。しかしながら、10年以上講師として現場で頑張っておられる方もいらっしゃいます。臨時的任用講師は学校運営に欠かせないものと思います。

そこで質問いたします。講師に対する県の認識を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 休職者や育児休業者に代わって職務を担う臨時的任用講師につきましては、かつて部活動指導における生徒引率を可能にするなど、その職務を拡大してきた経緯もあり、このことから、議員御指摘のとおり、講師は学校運営に大きく関わっております。

現在におきましても、特別支援学校で障がい種に応じた専門的な知識・技能を持って指導している方々、教諭を退職されてもなお、臨時的任用講師として求められて教壇に立っている方々など、講師の存在は学校運営上、欠かせない存在となっております。今年度、給与を見直すなどの処遇改善を行ったところであります。

○山内いっとく議員 今年度、処遇改善がなさ

れたということで、処遇改善とともに、周囲の意識改善も進めていただきたいと思います。

それでは、教員採用試験の倍率低下に伴い、教員の質が問題となることが度々あります。一般的には、倍率が3倍を切ると教職員の質の低下が言われます。また、先生というのは、少なくとも普通以上の学力や努力を有する人がふさわしいと考えますが、保護者の中には教職員の質を不安視する声もあります。

そこで質問します。採用する人材の質を確保するために、教員採用試験においてどのような取組を行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和5年度実施の教員採用試験では、一次試験において、教員として必要な関係法令等の基本的知識や、受験科目等の専門性を問う筆答試験を実施し、幅広い識見を評価しております。

同じく二次試験におきましては、模擬授業や実技試験を通して、教員としての適性、専門的知識や技能、実践的指導力等について評価しております。

加えて、面接や数名のグループで協力して課題に取り組むグループワークを通して、教育者としてのコミュニケーション能力をはじめ、幅広い社会性や人間性を多面的に評価しております。

今後も引き続き、より多くの受験者と優秀な人材を確保できるよう取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 現在、若くして辞めてしまう教員がいる反面、長年講師で活躍されている方もいる現状があります。一次試験で評価する専門性が高過ぎて、教員としての適性や実践的指導力のある人材が二次試験まで残れず、損失につながっているのではと考えております。

現在、教員採用試験については、県としても

採用試験日を早め、ICTに関する資格所有者に対して若干優遇される取組がされております。国においても、奨学金返済優遇の措置も議論されております。就職氷河期の時代は、宮崎で採用されないが、他県では採用されるケースも多くありました。

そこで質問します。教員採用試験の実施状況から、どのような課題があるのか、また、その課題解決のためにどのように改善したのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 採用試験の実施状況上の大きな課題は、受験者数の減少であります。このことを受け、例えば採用試験の早期化や県外会場での採用試験の実施、県内外の大学との連携など、様々な取組を行っております。

また、中学校や高等学校の受験区分において、受験者がいない、または数名しかいない、そのような教科・科目があるなどの課題も見られます。これに対しましては、追加試験や社会人枠の特別選考試験、2つの受験区分での併願受験を可能にするなどの取組を行い、受験者確保に努めているところであります。

今後も採用試験や学校現場の課題を踏まえ、改善を図ってまいります。

○山内いっとく議員 今の新卒就職の仕組みでは、民間の求人倍率が高いため、公務員を選ばなくなっている状況があります。採用試験に不合格であっても、教員を目指しながら働ける環境が必要かと考えます。

例えば、体育教員の志望者が多いですが、時短勤務などで部活動指導員を行える仕組みや、正社員で働きながら会計年度職員で働ける仕組みを企業と連携してつくったり、倍率の高い高校教員志望者に対して、臨時免許制度を活用して、免許のない小学校で採用する仕組みをつ

くったりする必要があるのではないのでしょうか。宮崎の未来を担う子供たちに必要な教育を行える、情熱を持った教員を採用できる仕組みづくりを提言いたします。

続きまして、部活動とスポーツ振興について伺ってまいりたいと思います。

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われ、スポーツ振興を大きく支えております。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きくあります。

しかしながら、少子化が進展する中、運動部活動においては、特定の学校に生徒が集中するなど、従前と同様の運営体制では維持できなくなっております。

また、学校や地域によっては存続の危機にあります。働き方改革の観点から、地域移行や全中大会の縮小の話もあります。部活動は、児童生徒にとっても楽しみであり、学校を選ぶ際の重要な要素の一つです。

そこで質問いたします。学校における部活動の教育的意義について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、運動部活動は、好ましい人間関係づくりや責任感の育成、学習意欲の向上など、多様な学びの場であると認識しております。

私自身もかつて学校の部活動に携わる中で、最初はうまくいかず、生徒が失敗したり悩んだりする姿を見てきました。しかしながら、苦しみながらも活動を続けることで、やがて記録が

伸びたり技術の進歩があるなど、成長した自分に出会える、ここに価値があると実感してきました。

また、仲間と切磋琢磨し、喜びや苦しみ、感動を共に味わうことで、社会人になるための人としての土台づくりが部活動にはあると感じてきたところでもあります。

県教育委員会といたしましては、学校における部活動の意義を踏まえ、時代の変遷に合わせながら活動の機会を確保することにより、生徒たちの健全育成に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 部活動の意義をしっかりと、社会を含めて共有していただきたいと思います。

スポーツ競技人口は年々減少しており、少子化の影響と言われております。しかし、子供の減少以上に、小学校から中学校段階での競技人口が大きく減少しております。これは、中学生の県外流出が多いのか、小学校で燃え尽きてしまうのか、幾つか理由が考えられます。

そこで質問します。中学校の競技人口の減少の原因、理由について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 中学生の競技人口につきましては、少子化やコロナ禍における活動制限の影響もあり、減少傾向にあると認識しております。

このような状況の中、県教育委員会といたしましては、活動人数が不足する学校が集まって一つのチームをつくる合同部活動の導入や、学校に部活動がない生徒が中学校体育連盟の大会に地域スポーツクラブから出場できるルールづくり、専門的な指導者が転勤になったときに、その指導ができる部活動指導員の確保の支援など、市町村と連携しながら、生徒のよりよい活動の場が保障できるような環境づくりに取り組

んでいるところであります。

○山内いっとく議員 少子化やコロナ禍で片付けてしまうと危険なような気がします。スポーツを通して、たくましい体をつくることの意味を考える必要もあるのかもしれませんが。

それでは、部活動拠点校と校区外進学の実状について伺います。

公立中学校は、基本的に市町村で校区を定め、住民票のある学校に進学します。しかしながら、よい指導者がいるということで、部活動のために住民票のない隣の校区や市町村へ入学する現状があります。そのため、地元の子が試合に出られなかったり、隣の学校に入学している現状もあります。

部活動の地域移行やクラブチーム化が進む中、例えば競技力向上拠点校においては、市町村の枠を超えて入学を許可するなど、柔軟な対応も必要ではないかと考えます。

そこで質問します。市町村をまたいで部活動をするに対して県はどのように対応していくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 中学校では、生徒の活動の多様なニーズに応えるため、市町村同士の申合せにより、隣接する自治体の学校の部活動へ参加している状況もあります。

県教育委員会といたしましては、少子化が進展する中で、生徒にとって望ましい部活動の場の確保は様々な形があり、自治体を越えて部活動に参加する場合のモデルとなる事例については共有していきたいと考えております。

今後も引き続き、各市町村の成果や課題を把握するとともに、他県における先進事例の調査を行うなど、生徒たちが自分に合った活動を選択し、自己実現を図ることができるような仕組みづくりについて、部活動改革検討委員会等に

において研究を進めてまいります。

○山内いっとく議員 今後研究を進めていくということで、子供たちにとっても、いい環境になるのではないかと思います。生徒たちが自分に合った活動を選択し、自己実現を図ることができる仕組みづくりに期待しております。

今回、部活動に着目しましたが、小規模特認校でも隣の自治体の学校を希望しているという声もあります。小中学校においても、特色ある学校に堂々と入学できる仕組みを提言したいと思います。

続いて、新陸上競技場の活用について伺います。

「スポーツランドみやぎ」の新たな拠点として、山之口で新宮崎県陸上競技場の整備が進められ、今年度完成予定となっております。国スポ・障スポを契機に全国大会の誘致が期待されております。

2017年には、宮崎で日本ASEAN U-16サッカー交流大会が行われました。しかし、昨年のサッカー交流は沖縄で行われております。

また、昨年から女子サッカーのヴィアマテラス宮崎が1部に上がるなど、かなりの勢いがあり、その勢いにあやかり、全国女子サッカー大会など全国規模の大会誘致を新陸上競技場に行っていただきたいという声もあります。

そこで質問します。スポーツ環境日本一の達成に向けて整備を進めている新陸上競技場を活用して、スポーツキャンプ・大会の誘致にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国スポ・障スポにしまして建設中の陸上競技場は、トップアスリートも利用できる高水準の仕様を備えておりまして、陸上競技をはじめ、ラグビーやサッカーなどの国際試合、また、国内外代表クラスのキャ

ンプ・合宿や全国規模の大会を誘致するための重要な拠点になるものと考えております。

こういった機能を備えた施設単体であれば、ほかの県にもいろいろあるかと思いますが、本県は長年にわたり「スポーツランドみやぎ」を掲げて取り組んできた合宿や大会の受入れノウハウが蓄積されていること、また、キャンプシーズンはトレーニングマッチの相手にも恵まれていること、さらには、大会を開催する上で、県総合運動公園など他の競技施設との併用などの選択肢が多いこと、これは本県の強みであらうと考えております。

このため、スポーツ観光プロジェクトにおける今年度からの取組としまして、国内外のキャンプ・大会の誘致を進める上でのかじ取り役となるスポーツキャンプ・大会誘致委員会を設立したところでありまして、今後、陸上競技場においても、地元都市や競技団体等と緊密に連携を図りながら、戦略的に誘致してまいります。

県としましては、陸上競技場をはじめ、同じく建設中の体育館、プールなどを最大限に活用し、新たなスポーツキャンプ・大会の受入れを増加させることで、プロジェクトの目的であります地域経済の活性化や観光振興にもつなげていけるよう、スポーツ環境日本一にしっかりと取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 スポーツ環境日本一に期待しております。

それでは、かごしま国体では、大会の開催機運の醸成等を目的として文化プログラムがあり、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の機会を捉え、鹿児島県の誇る文化や伝統など多彩な魅力を全国に発信しておりました。

そこで質問します。文化プログラムを今後ど

のように進めていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 文化プログラムにつきましては、国スポ・障スポ開催に向けた機運醸成等を目的としており、昨年、鹿児島県では、スポーツに関する写真展や前回大会に関する企画展などが実施されました。

本県でも、文化プログラムを通じて、スポーツへの関心が低い方々にも大会を認知していただき、観戦やボランティアなど様々な形での参加を促進するとともに、本県の芸術や伝統文化等の多彩な魅力を全国に発信したいと考えております。

実施期間は、基本方針の中で大会開催年の1月から12月までと定めており、今年度は関係団体や市町村の御意見を伺いながら実施要項を策定し、来年度以降、プログラムの内容等について具体的に検討を進めてまいります。

○山内いっとく議員 国スポ・障スポを契機に、ふるさと宮崎が子供たちの心に残るプログラムを期待しております。

それでは、教育基本法には、教育の目的の一つに、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とあります。

シンク・グローバル、アクト・ローカル、体験学習ということが重要視され、世界が近くなる中、小学校ではふるさと宮崎を学び、中学校では日本、高校では世界を知るような教育が大切ではないかと考えます。

そこで質問します。ふるさと宮崎に愛着を育む教育に対する考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会で

は、教育振興基本計画やキャリア教育ガイドラインにおいて、学校における「ふるさと学習」の充実や、ふるさと宮崎への誇りと愛着を育む教育を推進しております。

例えば、小学校では、地域の伝統芸能を実際に体験することで、これまで受け継がれてきた先人の思いや願いを知り、地域文化に対する関心を高める学習を行っております。

また、中学校では、地域のイベントにおいて企画から参画することで、地域の一員としての役割や、地域へ貢献する喜びを実感できる学習を行っております。

今後とも、このように地域に根差した特色ある教育活動を推進し、郷土を愛し、地域や宮崎の発展に主体的に参画する人材の育成に取り組んでまいります。

ここで発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの臨時的任用講師の御質問の答弁の中で、私のほうが「特別支援学校の学級数」とお答えしたところですが、小中学校におけることでしたので、「特別支援学級数」でございまして、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○山内いっとく議員 コロナ禍を経て、体育祭、文化祭などの行事が縮小される中、修学旅行は貴重な体験をする学びの場です。コロナ禍では、多くの学校で県外の修学旅行から県内へと変更されました。子供たちにとっても、故郷の魅力を再発見する機会となる修学旅行となり、本来の教育の目的に即したものとなったと聞きます。それはどこに行ってしまったのでしょうか。いま一度、修学旅行の意義を検討し、その機会を捉えて、ふるさと宮崎を愛する心も育めるような修学旅行を行うよう提言したいと思います。

次に、高校生海外留学支援事業について伺います。

海外留学の促進、国際理解教育の推進を通して、地域や県内企業を支え、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指すことを目的とした高校生海外留学支援事業があります。円安の状況、経済的に厳しい宮崎において、非常によい取組だと考えております。

先日、都城でモンゴル交流事業の抽せん会がありました。定員10人の枠に対して82名の応募があったということです。

そこで質問します。高校生の海外留学支援事業の昨年度の実績と今年度の取組を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年度、本事業を通じて、109名の高校生が海外12か国での留学の機会を得ました。加えて、夏季休業中に実施しました留学に近い体験ができる宿泊研修には、42名の中高生の参加が、また、3月に開催しました海外留学への参加意識を高めるための留学支援フェアには、想定を上回る137名の生徒・保護者の参加がありました。

今年度は、昨年度の取組に加えまして、G7宮崎農業大臣会合のレガシーとして、新たに海外ファームステイを実施いたします。

引き続き、より多くの高校生が海外での経験や国際交流を通して、グローバルな視点を身につけることができるよう、しっかり支援してまいります。

○山内いっとく議員 今後もこの留学支援事業に期待しております。現在、別事業ではありますが、韓国や香港との交流事業の募集が始まっております。今後の留学支援の取組にかなり期待していきたいと思います。また、いずれは、高校卒業時には全ての卒業生がパスポートを

持っている時代が来るのかもしれませんが。

次に、デジタル書籍の絵本導入と読み聞かせへの活用について伺います。

読書による教育効果は高く、幼児教育や初等教育における読み聞かせは大切であり、県内各地の小学校やこども園で読み聞かせが行われております。

宮崎県立図書館に、ネット上で閲覧できる電子書籍が2024年度から導入されます。絵本の読み聞かせでは、大型絵本で行うと子供たちが大喜びであり、絵本の電子書籍が入れば、県内どこでも大きなディスプレイで読み聞かせができると考えます。

一方、紙芝居活動に取り組んでいる団体もあります。県内には日本一の紙芝居図書館をつくらうと活動されている団体があります。

また、県内を調べてみますと、石井十次や安井息軒の絵本や紙芝居など、宮崎ゆかりの偉人の作品もあります。

そこで質問します。電子書籍の中に、読み聞かせで活用できる絵本や、宮崎の歴史や偉人の紙芝居を導入する考えを、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 読み聞かせは、読書に親しむ入り口として、子供たちにとって大切な活動と考えておりまして、そのため、県では読み聞かせ活動を推進しております。

今年度、県立図書館で導入する電子書籍サービスにおいて、議員がおっしゃるような絵本や紙芝居等の郷土にまつわる資料を読み聞かせで活用することは、子供たちが言葉を獲得し、本への関心を高めるとともに、ふるさとへの愛着や誇りを持つ上で大変有効であると考えております。

県教育委員会といたしましても、絵本や郷土資料を含めた県民ニーズを把握し、電子書籍の

よさを最大限生かせるよう研究を深め、県民に親しまれる宮崎ならではの電子書籍サービスを目指してまいります。

○山内いっとく議員 宮崎ならではの電子書籍サービスに期待しております。児童生徒の夏休みの課題に、郷土の偉人の絵本を募集しても面白いかもしれません。「読書県みやざき」の取組に期待しております。

それでは、学習支援について伺ってまいりますと思います。

まず、課外についてです。

九州内で多く行われていた朝課外は、教員や生徒の負担軽減などを背景に廃止する学校が増えています。一方、学習時間の確保などのため、独自の取組を行う学校も出ています。

例えば、福島高校では公営塾が行われ、今年は京都大学に合格しております。宮崎県には大学進学向けの塾や予備校が少ないため、必要性を感じる反面、働き方改革での疑問の声もあり、検証が必要かと考えます。

そこで質問します。課外の学習に対する評価と今後の在り方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 課外は、保護者からの要請を受けて、希望制で実施しております。それぞれの学校における生徒の進路実現や資格取得を支援するための取組として、また経済的負担の軽減を図る取組として、一定の役割を果たしていると認識しております。

今後とも、生徒の学習環境の多様化や教員の働き方改革の観点を踏まえ、生徒の学習習慣の確立につながる取組や、ICT活用等を含めた学習支援の方法について、議論を深めてまいります。

○山内いっとく議員 進路実現や経済的負担軽減の役割を果たしているということです。希望

する児童生徒がいれば、学べる環境の提供と共通理解を促すよう提言いたします。

次に、高校の学校選択制は、教育の自由化の考えの下に広がりました。通学区域の撤廃の当時から指摘されていた課題として、高校の序列化、受験競争の過熱、人気校・不人気校の倍率の格差、学校を選択できる家庭と選択できない家庭の格差と不平等、伝統校・進学拠点校への集中、地元の高校に通えない、遠距離通学や不本意入学、子供の負担増加、親の経済格差が教育格差につながる、地方高校の定員割れによる活力低下、郡部の高校の統廃合、高校と地域のつながりの希薄化など、多くの課題が指摘されておりました。

そこで質問します。普通科における通学区域撤廃による効果についてどのように捉えているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 通学区域撤廃の目的は、生徒が自らの意思で高校を選択できるようにすることでありました。同時に各高校では、それまで以上に選ばれる高校となるよう、特色づくりが積極的に行われてきました。

県教育委員会といたしましては、探究科学科やフロンティア科など普通科に専門学科を設置し、その取組を後押ししてきたところであります。現在、それぞれの高校で独自のカリキュラムによる多様な人材の育成や、その学科でしか学べない教育活動の充実に努めているところであります。

今後とも、各高校が魅力づくりを進めることができるよう、しっかり支援してまいります。

○山内いっとく議員 プラスの効果が高いと認識していると理解しました。

学区制が撤廃される前には、各高校から東大、京大へ進学する生徒がおりましたが、現在

は厳しい状況が続いております。

全日制卒業者数に対する国公立大学合格者数の割合を教えてくださいました。平成10年度卒は15.8%、平成15年度卒18.3%、平成20年度卒21.7%と増加しておりましたが、平成25年度卒20.1%、平成30年度卒18.7%で減少しております。近年は20%前後で推移しているようです。

平成に着目すると、国公立大学の定員はほぼ変わりません。少子化の影響による受験生の減少で増えていた合格者数の割合が、合同選抜や通学区域撤廃により、合格者の人数が減っていると推定されます。

そこで質問します。県立高校において、どのように学力向上に取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学力向上のためには、生徒が主体的に学習に取り組むことが最も重要であると考えております。

そのため、現在、高校では、身につけた知識・技能を活用して、生徒自ら課題を見つけて思考を深める、探究的な教育活動を各授業で実践しております。

また、昨年度より、問いを持つこと、仲間と学び合うこと、深く考えることを目指す子供の学びの姿を「ひなたの学び」として整理し、知的好奇心や問題解決能力を高める取組を行っております。

今後はさらに、ICTの活用を進めることにより、生徒が自らの学びを効果的かつ客観的に振り返りながら、確かな学力を身につけることのできる、そのような教育活動の充実に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 本県で学区制が撤廃されてから20年以上が経過しました。今まさに、先

ほど私が指摘した課題はますます大きなものとなっております。課題から目を背けず対応するように提言いたします。

新型コロナの蔓延により、様々なところで大きなダメージがあった一方で、GIGAスクール構想により1人1台端末が進み、教育DXが全国的に進みました。

本県では、教員のICT活用能力が低いという結果があります。宮崎県「教育の情報化」推進プランには、基本指標が4つ示してあります。例えば、授業にICTを活用して指導する能力を持つ教員の割合は、令和4年度76.4%から令和9年度に87.0%にすることを目標としています。

そこで質問です。数値目標を達成するためにどのような取組をしていくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、県教育委員会では、「教育の情報化」推進プランの進捗状況を確認するため、教員のICT活用指導力に関する4つの基本指標と数値目標を定めております。

この数値目標の達成に向けた取組として、ICT教育エリアミーティングを開催し、学校種を超えて、教員が互いの教育実践から指導法を学び合っております。

また、国の実施する調査に加え、県独自に中間調査を行い、先生方自身のICT活用状況について振り返る機会を設けたり、個々の課題に応じた研修を充実させたりするなど、指導力向上につながる取組を行っております。

このような取組により、教員のICT活用指導力は向上しておりますが、引き続き、全体の底上げを図りながら、「ひなたの学び」を推進するため、ICTを積極的に活用してまいりま

す。

○山内いっとく議員 今までよりも教員のICT活用指導力が向上しているのは理解しております。本県でも西米良村立村所小学校でリーディングDXスクール事業が行われましたが、他県では、オンラインでの英語学習を取り入れたり、生成AIパイロット校など、さらに一歩進んだ取組がされております。就職や進学で困るのは子供たちです。スピード感を持った教育DXの取組を提言したいと思います。

次に、特色ある学校として取り組んでおりますが、普通科においては特色ある学校で生徒募集は難しく、学区制が撤廃され、市街地の伝統校や交通の便のいいところに生徒が集まったり、部活動で学校を選んだりしている状況があります。伝統という歴史や学校所在地を変えることはできません。限られた予算の中で特色を出すことは、普通科にとって難しいものとなっております。

現場の先生の声として、「現場は一生懸命やっているんだ。特色を出すのは行政の仕事ではないか」という悲痛な声を伺いました。

飯野高校と高鍋農業高校は全国区の募集を行っており、新たに高千穂高校、海洋高校も始まります。

そこで質問します。普通科高校における特色ある学校づくりに対する教育長の考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県ではこれまで、グローバルに活躍するリーダーの育成を目指すフロンティア科や、科学技術分野でのイノベーターとしての素養の育成を目指すサイエンス科の設置など、全国に先駆けて普通科の学びを充実させてきたところであります。

本年度からは新たに「ひなたDXハイスクー

ル事業」に取り組み、本県普通科で採択された6校では、教科「情報」において、高度なプログラミングやコンテンツ制作など、データサイエンスを取り入れた教育活動を通して、デジタル等成長分野を支える人材育成を目指しております。

県教育委員会といたしましては、国の事業を活用するなど、引き続き普通科における特色ある学校づくりを推進してまいります。

○山内いっとく議員 教育振興基本計画では、まず「未来を切り拓く 心豊かでたくましい宮崎の人づくり」とあります。長期的な視野に立って、計画的に人づくりの取組を行うことで、地域には、成り行きの未来ではなく、意志ある未来が開けてきます。

そこで質問いたします。宮崎の人づくりとはどういうことか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会といたしましては、これまでも継承すべきものは大切にし、同時に新たな時代の要請も取り入れながら、宮崎の人づくりに取り組んでまいりました。

本県では、高齢化や人口減少が進行し、就業人口の減少や地域活力の低下が懸念されております。

こうした中、令和5年度に策定した宮崎県教育振興基本計画では、宮崎の人づくりの柱の一つとして、「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成」を掲げ、ふるさと宮崎に学び、郷土を愛する心を育む教育や、社会の変化に対応した多様な人材を育む教育を推進しております。

今後とも、世界や日本、そして何より宮崎の未来を創る人材の育成を目指してまいります。

○山内いっとく議員 教育長の答弁を受けて、

本県を離れた若者が戻り、活躍できる宮崎県づくりに向けた知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 昨年度実施された若者の意識調査によりますと、県外で暮らす本県出身の大学生のうち約4割は、将来、本県に戻る意向がないと回答しておりまして、Uターンをためらう学生にとっては、魅力的な雇用の場をはじめ、安心して暮らしていくことのできる生活環境や給与水準を課題として捉えている傾向がうかがえます。

この結果は結果としてしっかり受け止めて、今後分析し、対策していくとしても、実際に社会に出て働き始めたときの通勤や生活費の負担というものをどう考えるか、さらには、結婚、出産、子育てといったライフイベントに直面したときにどう考えるかというのは、また別であろうかと考えております。

私としましては、若者に本県の生活費の安さや地元企業の情報など、見かけの給与や企業の知名度だけではない、本県で働き、暮らすことの魅力を知ってもらう取組というものを一層進めますとともに、子育てや教育、医療・福祉などの充実はもとより、収益力の高い産業・企業の育成、所得水準の改善に加え、柔軟で多様な働き方ができる環境整備、キャリアアップや創業への支援等を強化することが重要であると考えております。

今後とも、県内市町村や産業界との連携の下、これらの取組を強力に推進することで、本県を離れた若者がUターンを選択し、ふるさと宮崎の地で、個性や能力を生かし、夢や希望を持って人生を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

○山内いっとく議員 夢や希望を持って人生を送ることができる環境づくりをぜひ実現してい

ただきたいと思います。宮崎に戻る教育、戻ることができる環境整備を提言したいと思います。

以上で全ての質問を終わりたいと思います。
(拍手)

○野崎幸士副議長 次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕 (拍手) 皆さん、こんにちは。先人に感謝、守れ西臼杵、佐藤雅洋です。いよいよ梅雨らしくなってきました。そこで一句読ませていただきます。

「紫陽花は雨に打たれて凜と咲く」

雨にも負けず、質問を進めます。本日も地元の西臼杵郡、そして市内からも傍聴においでいただき、大変感謝申し上げます。

まず、本年初め、能登半島地震によりお亡くなりになった方々に哀悼の意をささげ、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

そして、地震後の困難な環境の下、地方自治体や陸・海・空自衛隊隊員、地元はもとより全国からの警察、消防、自治体の応援職員、医療福祉や道路、電力などの民間事業者をはじめとする多くの方々が復旧に尽力されていることに心から感謝を申し上げます。

これからは、今回の能登半島地震の教訓を生かし、今後想定されるあらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守るため、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進に向けた議論が必要であります。

世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・ガザ問題をはじめ、大変緊張した情勢が続いています。さらに、米国大統領選をはじめ、各国での重要な選挙が予定され、世界情勢の先行きは不透明であります。

我が日本国周辺では、台湾有事が現実の課題となりつつあります。また、北朝鮮は、国連安

保理決議違反のミサイル発射など、挑発行為を繰り返しています。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している我が国として、防衛力を抜本的に強化し、国民、県民をしっかりと守り抜くことが大事であります。

本年は自衛隊の創設から70年となります。この間、日本国と国民の平和、安全を守り、国際平和にも大きな貢献を果たしてきた我が国自衛隊並びに隊員に対して、敬意と感謝の気持ちを改めて表すものであります。

日本国憲法は、あるべき国の形を示す国家の基本法であり、施行から76年間、一度も改正されていない現行憲法について、自衛隊の明記をはじめ、緊急事態対応、合区解消・地域の一体性並びに教育の充実の4項目を上げた憲法改正の決意を、我が自民党は党員・党友で幅広く共有しております。

今、自民党は強い向かい風であります。空に揚がるたこは向かい風のほうがよく揚がります。その風をまずしっかりと受け止め、しっかりと感じ、その風に感謝し、前に進むことが大切だと考えます。

このたび、私たち宮崎県防衛議員連盟連絡協議会においては、山下会長の下、全県下26市町村全てで防衛議員連盟への加入が達成されました。これは全国でも先駆けであり、宮崎県内の民意が、自衛隊への信頼と敬意の高まりの表れであろうと考えます。知事も宮崎県防衛協会の会長として、同じ思いであろうと考えます。

一方で、憲法学者の63%が自衛隊は違憲であるということは大変残念であります。

そこで、日本国憲法に自衛隊を明記することについて、知事の目の覚めるような見解を願います。

さて、東京一極集中の解消、地方分散型社会

の実現、そして地方創生の推進には、私は覚悟を持って都を移す遷都しかないと考えます。皆さんでしたら、どこに移しますか。

もともと奈良から京都、京都から東の京都、東京であります。今度は西です。それも天皇家にゆかりのある、古墳もある、平地も多い西の都、本県西都市が最適ではないかと私は考えます。濱砂議長には話は通してあります。まずはその前に、県庁所在地を西都市に移してはいかがでしょうか。歴史は動き始めます。

先般、有識者グループ「人口戦略会議」が、将来において消滅可能性がある自治体をまた公表しましたが、私はこの消滅可能性という言葉に違和感を覚えます。

消滅可能性があると言われた本県の中山間地域では、人々が山や木を守り、谷を守り、水を守り、そして互いに人を守るなど、貴重な役割を果たしています。そこに暮らす人々が、消滅可能性というマイナスイメージを抱くことなく、自分たちが住む地域に誇りを持ち、生活の質を維持していくためには、持続可能な地域の在り方について知恵を出し合いながら、例えば二地域居住や関係・交流人口づくりなど、多様な取組をさらに推進していくことが有効ではないかと考えています。

東京一極集中が進む一方で、特に中山間地域の人口減少が起きている今、中山間地域が有する様々な機能や役割の重要性を知事はどのように捉え、今後、中山間地域の維持・活性化に対してどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、国のため、県のために身を粉にして働いた方々、働いている方々、国民にとって大事な介護保険制度について伺います。

本県の65歳以上の高齢者が支払う介護保険料は、平均月額で6,038円となり、介護保険制度が

発足した平成12年(2000年)度と比較すると、約2倍となっております。今後もさらなる高齢化の進展により介護保険費用は増加し、それに伴い介護保険料も増加する見込みであり、西臼杵3町を見ても、令和22年(2040年)度には、高千穂町で月額7,539円、日之影町で8,058円、五ヶ瀬町で6,891円と、それぞれ大きく増加すると推計されています。

今後、介護保険制度自体の維持も危惧されるところですが、県としてどのように取り組んでいくのか、また国はどのような検討を行っているのか、福祉保健部長に伺います。

高千穂町押方から日之影町大人までの林道高千穂日之影線の整備を行っていただいておりますが、森林資源の豊富なこの地域の伐採時期を迎えた木材の搬出にとって、なくてはならない道路でありますし、2つの町のこの地域に暮らす住民は、昔から町境を越え、祭りの神楽や付き合いなど、相互交流を行っておられます。そのために、なくてはならない生活の道、命の道であります。また、その地域に住む人々の神楽などの文化振興による観光客誘致のためにも必要な道路であります。

この道路にある乙女大橋は、さきの台風第14号後に崩落した道路を迂回し、日之影町の畜産農家はその橋を渡り、高千穂町経由で牛を運び出すことができた生活の道でもありました。

そこで、林道高千穂日之影線の整備状況について、環境森林部長に伺います。

県道8号線は、大分県竹田市国道57号から高千穂、五ヶ瀬につながる国道218号を結ぶ主要地方道であります。高千穂町325号のループ橋を横切り、五ヶ瀬町の夕日の里、桑野内から壮大な阿蘇の眺めなど、すばらしい観光道路であります。また、熊本県菊陽町に稼働予定の世界一の

半導体メーカー、TSMCにもつながる重要な道路です。先々週は2つの建設促進期成会の総会に出席し、早期完成への住民の熱い思いを受け止めてきたところであります。

そこで、県道竹田五ヶ瀬線の波帰之瀬工区、土生工区、県道土生高千穂線の鳥越工区の整備状況について、県土整備部長に伺います。

次に、本県にとって貴重な観光資源であり、地域経済にも大きく貢献している五ヶ瀬ハイランドスキー場の、台風被害を受けた道路の早期の再開が必要であると考えております。

日隈副知事は教育長時代、関係・交流人口の拡大など支援を検討するということでございました。県庁から一番遠い五ヶ瀬町であります。支援漏れがないようしっかりと状況把握をお願いいたします。

ちなみに、頂上付近にあります国有林道波帰線の災害復旧状況は、宮崎北部森林管理署に確認したところ、5月末時点の進捗率は30%、令和6年10月末の完成予定を目指しているとのことで、予定より前倒しであり、非常にありがたいことです。

本年度の再開に向けた五ヶ瀬ハイランドスキー場に通じる町道の災害復旧状況について伺います。

最初に述べましたように、地震後の困難な環境の下、地方自治体、自衛隊、警察、消防など、多くの方々が復旧に尽力されております。今回の能登半島地震の教訓を生かし、今後想定されるあらゆる自然災害から国民の命と暮らしを守ることは大事であり、しっかりと訓練を重ね、関係機関との連携を取っていくことは、大変重要であると考えます。

そこで、能登半島地震での県職員及び県警職員派遣の状況と、派遣を通して見えてきた課題

等について、危機管理統括監と警察本部長にそれぞれお伺いします。

以上の質問を壇上とし、以下の質問を質問者席から行います。明快な答弁をよろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、憲法への自衛隊明記についてであります。

自衛隊は、昭和29年の発足から70年、我が国の平和と独立を守るという重要な使命を担いすとともに、大規模災害での救援活動におきましても大きな役割を担っており、長年にわたる地域に密着した活動も含め、多くの国民の支持や信頼を得ているものと認識しております。

本県においても、口蹄疫や鳥インフルエンザ、一昨年の台風第14号などの災害時の支援や、南海トラフ地震、巨大地震への備えなど、地域に対して多大な貢献をいただいております。私もその感謝の思いで、防衛協会の会長も務めているところであります。

自衛隊に関する政府の見解は合憲でありますし、憲法改正についても、9条も含めて様々な議論がなされるべきものと、私自身、考えております。

憲法9条につきましては、自衛隊の位置づけなど様々な議論がなされており、多岐にわたる論点があろうと認識しております。

私としましては、平和主義の根幹たる憲法9条の理念を踏まえつつ、切迫する国際情勢や、我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮しながら、国会や主権者たる国民の間で幅広い視点からの十分な議論が尽くされるべきであると考えております。

次に、中山間地域の維持・活性化についてで

あります。

中山間地域は、豊かな自然や伝統文化など貴重な地域資源を有するとともに、食料の供給や県土の保全、水源の涵養といった多面的な役割を果たしております。

西臼杵であれば神楽、大人神楽などの伝統文化、さらには世界農業遺産のような、すばらしい資産があります。

一方で、東京一極集中などを背景に、特に中山間地域においては、人口減少や高齢化が急速に進行しており、買物、交通など日常生活に必要なサービスや、集落機能の維持・確保が大きな課題となっております。

このため県では、複数の集落が相互に連携・補完して、その機能を確保する宮崎ひなた生活圏づくりを推進するとともに、移住の促進等による地域の担い手確保、農林水産業の高付加価値化による所得向上や雇用の創出などに取り組んでいるところであります。

一言で中山間地域といいましても、様々な地域によって置かれた状況が異なろうかと思えます。西臼杵であれば、一昨日、高千穂で中央道の整備促進に向けた総決起大会が開催されたわけでありまして、九州の東西軸が通ったときに、西臼杵の地域の魅力の高まり、さらなる可能性の大きな期待が寄せられているところでございます。

引き続き、私自身も県内各地に足を運び、市町村と連携しながら、中山間地域の維持・活性化に全力で取り組むとともに、全国的な課題であります東京一極集中の是正につきましても、国に対して強く求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監(児玉憲明君)〔登壇〕 お答えします。能登半島地震での県職員の派遣状

況についてであります。

県では、国や全国知事会等の要請に基づき、石川県庁や輪島市、珠洲市などに、これまで175名の県職員を派遣しております。

被災地では、災害派遣医療チームとして参加した県立病院職員をはじめ、避難所で健康チェック等を行う保健師や応急仮設住宅の整備等に当たる技術職員、被災家屋の認定調査を行う事務職員等が業務に従事し、現在でも土木、建築、農業等の技術職員を派遣しています。

課題として、被災地支援に必要な携帯品が不足し、業務に支障が出たことや、被災家屋認定調査では、業務の習熟に時間を要したことなどが挙げられました。

今後は、携行品の整備や派遣職員の能力向上のための研修充実も行いながら、被災地支援の対応力の強化を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（渡久山武志君）〔登壇〕 お答えいたします。介護保険制度についてでございます。

介護保険制度の持続可能性を高めるためには、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりに加えまして、重度化防止や自立支援の取組などによる健康寿命の延伸が必要であると考えております。

このため県では、老人クラブ活動への助成や、市町村が実施する「通いの場」などの介護予防事業、地域の様々な関係者が集まって、より自立につながるケアプランを検討する会議の支援等を行っております。

また国では、昨年12月の全世代型社会保障構築会議において、能力に応じた全世代の支え合いという観点から、介護保険の利用者負担の在り方について検討を行い、2027年度までに結論

を得るとされており、引き続き国の動向を注視してまいります。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（長倉佐知子君）〔登壇〕 お答えします。林道高千穂日之影線の整備状況についてであります。

高千穂日之影線は、計画延長41.1キロメートルの県内最長の林道であり、その整備状況につきましては、令和5年度末時点で完成延長は約5.0キロメートル、進捗率は12.2%となっております。このうち、地元の皆さんが待ち望んでいた乙女大橋は、今年8月末までに舗装工事を終えて完成する予定であります。

この林道の整備が進むことで、森林整備や木材搬出の効率化はもとより、点在する集落がつながり、生活道や災害時の迂回路、また神話スポットへのアクセス道としての利用など、西臼杵地域の振興に大きく寄与するものと考えております。

このため、今後とも必要な予算を確保し、早期の全線開通に向けて、しっかりと整備を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（桑畑正仁君）〔登壇〕 お答えします。

まず、県道の整備状況についてであります。

県道竹田五ヶ瀬線の波帰之瀬工区は、平成26年度からバイパス整備に着手し、現在、五ヶ瀬川を渡る412メートルの橋梁工事を進めており、今年度は新たに五ヶ瀬町側の橋台工事に着手したところです。

次に、平成29年度から整備に着手した土生工区は、バイパス整備等を行い、今年度の舗装工事をもって全体延長約800メートルの整備が完了する予定です。

また、県道土生高千穂線の鳥越工区は、昨年度から延長約240メートルの部分的な拡幅などの

整備に着手し、現在、測量や設計を進めております。

これらの路線は、沿線住民の暮らしや交流を支える重要な路線でありますので、引き続き、必要な予算の確保に努め、早期の整備に取り組んでまいります。

次に、町道の災害復旧状況についてであります。

五ヶ瀬ハイランドスキー場に通じる町道本屋敷波帰線は、令和4年の台風第14号の豪雨により、5か所で被災し、全面通行止めとなっております。

現在、五ヶ瀬町において復旧工事が進められており、今年1月までに2か所が完成し、さらに2か所が10月末までに完成予定と伺っております。

残る1か所につきましては、大規模な地滑りが確認されており、復旧には相当の期間を要しますことから、スキー場への通行が可能となるよう、10月末までに仮設道路による仮復旧を行うとのことであります。

県としましては、早期復旧に向けて、引き続き五ヶ瀬町への技術的な助言や支援に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（平居秀一君）〔登壇〕 お答えします。能登半島地震での県警職員の派遣の状況と、派遣を通して見えてきた課題についてであります。

本県警察の被災地における活動状況につきましては、発災直後の1月9日から救出救助活動や治安の維持確保のため、警察災害派遣隊を特別派遣しています。

これまでの活動日数と派遣人数は、延べ日数226日間、延べ人数1,462人で、現在も特別自動車警ら部隊6人が交代で宮崎県警察のパト

カーに乗車し、安全・安心を守るべく活動を継続しています。

派遣した職員からは、「トイレカーが役に立った」「十分な防寒対策が必要である」「関係機関との任務分担の重要性を感じた」などの声が上がっており、これらの教訓を生かして、装備の充実、部隊の対処能力向上、関係機関との連携強化を図り、南海トラフ地震等に備えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 それぞれ丁寧にありがとうございました。

県のホームページを見ると、南海トラフ地震から身を守ろうと、津波から避難する4つのポイント、または家庭や地域での備えといったことが記載されておりますが、まだ身近ではないように感じます。

調べによると、県民の半数は備えなし、一旦地震が起こると宮崎での死者は1万5,000人、避難者は1週間後に37万人といったデータもあります。強い危機感、地域に応じた正しい理解など、多くの県民の防災意識をもっと高める必要があると考えます。これまでの大きな災害時に、未来ある小さな子供たちも多く犠牲になってきました。

そこで、学校での防災教育の強化を含め、県民の防災意識を高める必要があると考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震の発生が危惧されます本県にとりまして、県民一人一人の防災意識の向上が重要でありまして、中でも若年層については、内閣府の「災害への備えの重要度」についての調査で、若い世代ほど認識が低い傾向にあるなど、その意識を高める必要があると考えております。

このため県では、今年度、防災小説コンテストの最優秀作品のアニメやSNSを活用した普及啓発、高校生の防災士養成研修をスタートするとともに、学校におけるこれまでの防災教育に加え、新たに防災士派遣による防災訓練の支援などを実施し、若年層に向けた取組を強化してまいります。

私自身も防災士の資格取得を目指しておりまして、昨日、国富町で開催されました基礎研修を受けてまいりました。朝9時半から夕方5時までみっちりでありましたが、地元消防団や保育園など若い受講者も多く、大変心強く思いましたし、防災士が地域や職場の防災リーダーになるんだという自覚を促す言葉を繰り返し言われており、防災士を中核としながら防災の意識を高めていくこと、自助・共助・公助の必要性を改めて感じたところであります。

今後とも、県民の生命や財産を守るため、常在危機の意識の下、市町村や関係機関と連携しながら、県民の防災意識の向上を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

物価高騰が続いています。特に電気料金については、国の補助金も終了し、家庭をはじめ様々な分野で値上げされ、県民の生活にも影響を及ぼすことが懸念されます。

国民の声として、「電力会社は自然エネルギーや再生エネルギーの導入に努力してきたとは思えず、火力発電への依存を続けてきた結果、また企業努力をしっかりとこななかった結果、燃料高騰に対処し切れなくなり、値上げをするのではないか」「価格転嫁が早過ぎ、庶民、中小企業は価格転嫁できないまま耐え忍んでいるのに、もっと電力会社は耐えるべきではないのか」「今、電気料金のさらなる値上げな

のか」といった声が聞こえてきます。

その影響について県は分析しているのか。九電の電気料金値上げが県民の生活に与える影響についてどう捉えているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 九州電力では、今年4月の使用分から増額された再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、国の激変緩和対策補助金の終了により、6月使用分の電気料金は平均的な家庭で7,551円となり、前月比で450円、前年同月比で2,300円上昇するとしております。

今回の値上げにより、直接的な家計の負担が増加するほか、各分野における生産コストの上昇による消費者物価の押し上げなどの影響が生じるものと考えております。

県では、これまで必要な物価高騰対策に取り組んできており、本議会におきましても、私立学校寮の食材費への補助などをお願いしているところであり、引き続き、電気料金をはじめとする物価高騰の影響について注視してまいります。

○佐藤雅洋議員 電気料金の値上げが与える農業への影響は深刻です。ポンプなど電気を使用する生産者の負担は上がる一方で、作物である米の値段などは変わらず、価格転嫁などは全くできていないのではないのでしょうか。

次のような訴えが私のところに届いております。「今年も田植が始まりました。我が高千穂町下野地区の農家も電気料金の値上げに肩を落としています。去年までは国から補助があり、助かったのですが、今年は補助がないので農家の意欲はないですよ。僅かでもよいのですが、県の補助はないのでしょうか。えびの方面には補助を出すなどあるようですが、高千穂の下野揚

水組合にも僅かではよいのでお願いをいたします。このままいけば、下野揚水組合もお手上げになります。どうぞよろしく申し上げます」といったメールが来ました。

私の地元、高千穂町上野地区の下野揚水組合では、令和3年の電気料金が160万円であったものが、令和4年度には280万円まで倍近く料金が上がり、次の令和5年度は、今まで4か月使っていたポンプを3か月の使用に短縮したにもかかわらず75万円アップ、1.5倍の240万円超えとなりました。このような状況の中でも、田に水を揚げ、水を張り、稲作を続け、農家は頑張っています。しかし、もう限界が来ているのではないのでしょうか。

電力会社ばかりが価格転嫁してよいのか。中山間地域の農業水利施設における電気料金高騰への対応について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 中山間地域における農業水利施設では、ポンプによる農業用水の取水が行われるなど、多くの電力を使用することから、農家の負担が増加していると認識しております。

このため県では、昨年度、省エネ効果の高いポンプ等への更新を支援するとともに、電気料金の高騰分について、国の制度と併せて補助を行ったところであります。

なお、国による電気料金の高騰分への補助については、本年9月まで延長されております。

県としましては、引き続き国へ要望するとともに、地元の声をしっかりと伺いながら、維持管理の負担を軽減するための施設整備の支援について検討するなど、農家が安心して営農を続けられるよう努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 原油・物価高騰等の影響を受けている中小企業等への支援について伺いま

す。

県は、コロナの影響を受けた中小企業等の経済的復旧を支援していますが、原油・物価高騰の対策においても、引き続き商工会や金融機関等との連携や情報交換等による企業支援をしっかりと進めていくことが大事だと考えます。

現在、関係する33機関による中小企業支援ネットワークを構築して支援を行っておられますが、原油・物価高騰等の影響を受けている中小企業等に対するネットワークでの支援の状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 中小企業等への支援では、地域の商工団体や金融機関などの関係機関が一体となって取り組むことが重要であります。

このため、中小企業支援ネットワークでは、構成機関による合同相談会を開催するなど情報共有を図るとともに、個々の事業者の実情や課題に応じた外部専門家の派遣をはじめとする、きめ細かな支援に取り組んでおります。

また、支援に当たるネットワーク構成員のスキルアップを図るため、伴走支援の手法に関する研修会などを開催しております。

今後とも、関係機関と一丸となって、物価高騰等の影響を受けている事業者の実情に寄り添いながら、丁寧な支援を行ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。特に中小企業への支援をしっかりとお願いいたします。

宮崎県にとって重要な物流の要でありますトラック業界への影響について伺います。

消費地から遠い本県において、トラックなど物流業界では、荷主による買ったたきがあると聞いています。

今回の政府の標準的な運賃の改定、公正取引

委員会の下請法改正を受けて、今後の方向性はどうなるのでしょうか。燃料高騰の中、全国のトラック業者の6割が赤字とされています。本県はそれを上回るとも見られています。

そこで、本県のトラック運送事業者は適正運賃を収受できているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 公正取引委員会が昨年9月に実施したコスト増に対する価格転嫁率調査によりますと、トラック運送事業者の転嫁率は24.8%と、全業種平均の47.6%と比べ低い結果となっております。

また、県トラック協会が1月に実施したアンケート調査によりますと、適正な運賃を収受できていると回答したトラック運送事業者は全体の37.4%で、多くの事業者が希望する運賃を収受できていない状況にあると認識しております。

県では昨年、トラック協会と共同で「持続可能なみやぎの物流構築のための総決起大会」を開催し、運送事業者と荷主企業の代表などによる適正なコスト負担に関する共同宣言を採択したところでありますが、引き続き、国やトラック協会と連携しながら、荷主企業などの理解を深めるための啓発活動や意見交換会などを実施し、価格転嫁の円滑化に向けた環境整備を進めてまいります。

○佐藤雅洋議員 よろしく申し上げます。

トラック等の物流業界では、職業上、紫外線の影響で緑内障や白内障などの視力低下を起こしているドライバーが多いと聞きます。宮崎において、トラック物流は重要な経済の要であります。2024年問題を抱え、人材不足が懸念される中で、このような問題があることを把握しておられますか。

そこで、トラックドライバーの視野障害に対してどのように対応するのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 高齢者における発症率が高い緑内障等では、見える範囲が狭くなる視野障害があり、徐々に進行するため症状を自覚しにくく、悪化に気づかず運転を続けることで、重大事故につながるおそれがあります。

このため国では、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために、トラック運送事業者向けに視野障害対策マニュアルを策定し、定期的な眼科健診の必要性や注意すべき症状などについての理解促進を図っております。

視野障害の原因となる疾患には、早期に発見することで進行を抑制できるものもあるとされており、ドライバー不足や高齢化が進む中、事故の防止はもとより、運転寿命の延伸につながることを期待できますので、県におきましても、トラック協会と連携しながら、眼科健診の受診などについて推奨してまいります。

○佐藤雅洋議員 よろしく申し上げます。

さきに宮崎市であった、日隈副知事が会長を務めます「みやぎ「食と農」海外輸出促進協議会」においては、本県農畜水産物の輸出が前年度比1.03倍の114億円強であり、12年連続で過去最高を更新したことが分かりました。輸出は本県農林水産業の活路であるとも考えます。

そこで、日隈副知事に、農畜水産物輸出の状況と今後の取組について伺います。

○副知事（日隈俊郎君） お話にありましたように、本県農畜水産物の輸出は、アメリカ、台湾、香港を中心に、牛肉や茶などの品目が伸びておりまして、令和5年度の輸出額は約115億円と、12年連続で過去最高を更新しました。

先般改正されました食料・農業・農村基本法におきましても、基本理念の一つである「食料安全保障の確保」の基本的施策として、輸出の促進が位置づけられております。

県としましては、国の政策とも協調しながら、イスラム圏への牛肉輸出や欧米への有機茶の輸出など、品目ごとに新たな市場に対応した産地づくりにも積極的に取り組んでまいります。

さらに、宮崎県人会世界大会で築いたネットワークをはじめ、ジェトロ等との連携や県の海外事務所の活用などによりまして、一層の農畜水産物の輸出拡大に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 期待しております。

次に、農業協同組合の県域合併についてお伺いします。

協同組合は、同じ目的や同じ思いを持つ人たちが助け合い、力を合わせ協同することで、1人のときよりも大きな力を生み、自らの経済的・社会的地位を高めていこうとする、相互扶助の精神に基づく人を中心とした組織であるとあります。

今回の合併は、地域の環境の違いを超え、リスクを超えて、メリットを求めて行われたと考えます。しかし、組織が生き残るためではなく、農家が生き残るための組織でなければ本末転倒であります。

そこで、県域JAについて、設立までの経緯、合併により地域の隅々まで目が届かなくなるといった懸念への対策、今後のスケジュールについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県域JAについては、平成29年からJAグループが主体的に検討を進め、各JAにおいて3分の2を超す正組合員の賛同を得て、今年4月に設立されまし

た。JAグループでは、この合併により、物流の効率化や販売力の強化等による組合員の所得向上などを図ることとしております。

一方で、議員御指摘の懸念については、当面は旧13JAを地区本部とし、独立採算による地域に寄り添った運営を行うとともに、必要な地域ごとの取組を継続していくと伺っております。

来年3月には、3つの連合会及び3つの畜連を包括承継し、全国初の中央会を含む県域JAとなる予定であり、県としては、引き続きJAグループと連携を図り、本県農業のさらなる発展を目指してまいります。

○佐藤雅洋議員 JAは地域になくてはならない組織です。中山間地域が衰退しないよう、県とJAとの連携をしっかりとお願いいたします。

釜炒り茶は九州の一部の地域でしか製造されていない、とても貴重なお茶です。高千穂町をはじめ、西臼杵地域が日本一の生産量であります。西臼杵郡には茶畑が広がっている地域があります。茶畑は比較的山間部に多く、中心部から少し離れたところにあります。朝霧と澄んだ冷気に育まれた新鮮な茶葉を、釜炒りという伝統製法で加工する釜炒り茶、すっきりとした豊かな香りが広がる逸品です。

第69回全国茶品評会では、農林水産大臣賞日本茶AWARD日本茶大賞特別賞（香りのお茶部門）も受賞した甲斐製茶園をはじめ、若手経営者が懸命にお茶生産に取り組んでおられます。今年の価格は、経済連によると、1キロ当たりの最高価格は、昨年度比2,000円高の2万5,000円であったとありました。

このような優れた産品を伸ばしていくために、認知度向上や消費拡大をもっと図っていく

べきと考えますが、今後の振興をどのように図っていかれるのか、西臼杵地域の釜炒り茶の現状と産地振興について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 西臼杵地域では、寒暖差の大きい気候を利用して釜炒り茶の生産が行われていますが、近年の資材高騰や労働力不足などの影響により、生産量は減少傾向にあります。

このような中、大手茶専門店との直接取引や、EUやアメリカへの輸出などの販路を拡大する取組が積極的に行われるとともに、担い手による地域茶園の承継といった産地を維持する取組も進められています。

また、県では、茶葉の収穫や加工作業の共同化、外部の農業法人を核とした受託作業の推進など、生産者を支える仕組みづくりを行っております。

今後とも、西臼杵地域が魅力的な釜炒り茶産地であり続けるよう、関係機関と連携し、産地づくりの取組を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 宮崎県は全国和牛能力共進会において、4大会連続内閣総理大臣賞を受賞という名誉ある県であります。残念ながら子牛価格は低水準にあります。それは、種牛、いわゆる種雄牛の宣伝アピールが足りないのではないかとこの声があります。宮崎に牛を買いに来る人しか知らない状況であると、もっともっと種雄牛をアピールして、多くの購買者に牛を買い求めに来ていただく必要があるのではないかとこのことであります。

そして、今までのクラスター事業で規模拡大をしておられる方々は、生きるか死ぬかの瀬戸際に立っていると言われます。「もう限界にきている。それを関係者、県当局は分かっている

のか」という声も聞こえてまいります。

なぜこれまで日本一高価格のレベルであった宮崎県が最低レベル価格まで下がったのか。全共のトップと価格のトップは全く別物という状態であります。

そこで、子牛価格の低迷が続く中、肉用牛繁殖農家に対してどのような支援を今後行っていくのか、また行っているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 議員御指摘のとおり、子牛価格は、枝肉価格の伸び悩みや配合飼料価格の高止まりなどにより、長期にわたり低迷しておりますことから、繁殖農家の経営は大変厳しい状況であると認識しております。

このため県では、子牛価格や配合飼料価格などに対するセーフティーネット対策を行うとともに、畜産クラスター事業を活用して規模拡大に取り組んだ農家に対して、生産性向上や経営改善に向けたコンサルティングや巡回指導など、重点的な支援を行っております。

これらに加え、種雄牛造成等の肉用牛改良や生産基盤の強化、飼料自給率の向上、消費拡大など、総合的な取組を進めております。

今後とも、国や市町村、関係団体と連携しながら、農家に寄り添った支援にしっかり取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 手後れになる前に、よろしくお願いいたします。

先日、五ヶ瀬川安全祈願祭に参加してまいりました。五ヶ瀬川とその支流、日之影川、見立川などの安全を祈って、毎年アユの解禁日前に行われます。アユ釣りや川遊びの観光客、ボルダリングなどアウトドアスポーツを楽しまれる方々の安全祈願と、日之影大人神楽の奉納も行われました。その五ヶ瀬川でのアユの放流につ

いて伺います。

5月29日、延岡市熊野江町の水産振興協会へ環境農林水産常任委員会の調査に行きました。施設の老朽化はかなり進んでいましたが、宮崎県における栽培漁業推進の中核組織として、県及び実践漁業者協議会と連携して、種苗の生産、配布、栽培漁業に係る技術の開発・研究・指導等を行っていることを確認し、水産資源の大切さを痛感しました。

そこで、現在の状況、五ヶ瀬川におけるアユの放流、採捕量、大きさ、遊漁者数の状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 五ヶ瀬川におけるアユの放流につきましては、県や地元漁協を中心に行われており、令和5年度の放流量及びその経費は、約35万尾、約1,700万円と、5年前に比べ、放流量は1割程度、経費は2割程度増加しております。

一方、近年の採捕量は年による変動が大きく、令和5年は約8トンでありました。また、アユの大きさにつきましては、漁業者等から近年小さくなったとの話も聞いております。

なお、漁協の組合員以外の遊漁者数につきましては、遊漁券の発行状況から300名程度と推計しております。

県としましては、今後とも、関係団体と連携して放流や採捕調査に取り組み、アユ資源の適切な保全に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 熊本県菊陽町にて本年中に本格稼働予定となっています台湾のTSMCは、世界一の半導体メーカーです。当該地域では相当な経済効果が期待されています。西臼杵地域からすると50キロ圏内です。この状況を指をくわえて見ているだけでは、大きなチャンスを逃すことになります。

TSMC関連取引が九州では153社である中、宮崎県では4社にとどまっています。半導体産業の基盤ができておらず、現状ではそういう会社は参入しづらい状況ではないのか。県として半導体関連産業に関わる新たな下請など、企業誘致についての方針はあるのでしょうか。

TSMCから50キロ圏内に位置する西臼杵地域の地の利を生かし、半導体関連企業を含めた企業誘致にどのように取り組むのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） TSMCに代表される半導体関連企業の集積が九州で急速に進んでおり、こうした流れを本県にも呼び込む取組が急務であると認識しております。

このため、本議会の補正予算案で計上しております半導体関連企業誘致加速化事業により、半導体関連企業に特化した産業用地の確保を図るとともに、展示会への出展やトップセールスの実施などに取り組むことで、半導体関連企業の誘致をさらに加速化してまいります。

引き続き、西臼杵地域の地理的優位性など、本県の地域特性を生かせるよう、市町村としっかり連携しながら企業誘致に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 先週土曜日、地元高千穂で行われました総決起大会では、決議文を読ませていただきました。

熊本県、宮崎県にまたがり、九州を東西に連絡する九州中央自動車道は、地域の活性化をはじめ、九州全体の産業・観光振興や国際競争力の向上など、九州の東西格差の解消とその一体的浮揚に寄与する大変重要な路線であります。

昨年度は一般国道218号蘇陽五ヶ瀬道路において工事が着手され、さらには山都中島西一山都通潤橋間が開通し、今年度、平底一蔵田間が計

画段階評価を進めるための調査の対象区間に選定されるなど、着実に整備が進められております。しかし、本路線の供用率は約43%であり、また、計画延長の約95キロに対して、約23キロは未事業化区間となっております。

近年、九州各地で大規模災害が相次ぎ、熊本県南部を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨においては、通行不能となった国道219号や国道3号の代替路として、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道が大きな役割を果たし、改めてダブルネットワークの確保の必要性を認識したところです。

今後、南海トラフ地震の発生も懸念される中、九州の東西軸を担う本路線は、平常時・災害時を問わず、安定的な輸送を確保する道路ネットワークとして、国土強靱化の観点からも早期完成は喫緊の課題であります。

T S M Cの進出により、今後ますます九州中央自動車道の整備が重要となりますが、整備状況と今後の取組について、国交省出身の佐藤副知事に伺います。

○副知事（佐藤弘之君） 熊本県と本県の県北地域を結ぶ九州中央自動車道の早期整備は、私にとって最重要課題の一つであります。

九州中央自動車道は、今年に入り、先ほど議員が御指摘いただいたように、山都中島西―山都通潤橋間が開通して、さらには、4月には平底―蔵田間が計画段階評価を進めるための調査区間に選定されるなど、全線開通に向けて大きく前進いたしました。

また、全ての事業中区間で調査・設計、用地買収が行われているほか、五ヶ瀬東―高千穂間で童里トンネル等の工事が、蘇陽―五ヶ瀬東間で改良工事が進められています。

さらに、今月15日には、西臼杵地域の行政や

民間などが主催する1,000人規模の総決起大会が開催され、早期整備への地元の機運がより一層高まったと感じております。

私としましては、事業中区間の整備促進とともに、平底―蔵田間の早期事業化に向け、これまでの経験や人脈を生かし、関係者の皆様と一体となって全力で取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 最重要課題との名言、頼もしいところであります。

次に、高千穂鉄道の沿線地域振興について伺います。

これに関する質問は、これまでも何度か行ってきました。平成20年に設置し、10年間にわたり積み立てた高千穂鉄道施設整理基金は5億2,000万円、既に清算されておりますが、旧高千穂鉄道の跡地等の活用について、当時の渡邊総合政策部長より、「地域振興に活用できる資源として様々な可能性があり、広域的な地域振興の在り方について検討する」とお答えをいただいております。

また、当時の日隈教育長からは、「各種国庫補助事業の活用など、支援に努めていきたい」と回答いただくなど、関係部局で連携しながら沿線の3市町の思いを県としてしっかりと共有し、必要な支援について検討していくとのことでありました。

それぞれ回答いただいたとおり、高千穂鉄道沿線市町の地域振興の取組について、県ももっと支援するべきだと考えますが、これまでと今後の県の支援について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 旧高千穂鉄道沿線の市町や関係団体では、鉄道跡地や施設を活用して、観光用カートの運行や森林セラピーロードの整備などにより、観光誘客等に取

り組んでおられます。

これまで県では、沿線市町が参加する広域ワーキンググループを設置し、跡地等の利活用について意見交換を行うとともに、県の補助制度の紹介等を行ってまいりました。加えて、橋梁の国重要文化財への指定や観光PRについても支援してまいりました。

このような中、昨年、高千穂町では鉄道跡地等を活用した地域活性化策についての意見交換等を行う全国未成線・廃線サミットが開催されたところであります。

県としましては、今後とも、沿線市町の意見を伺いながら、必要な取組を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 よろしくをお願いします。

再造林率向上強化対策事業について伺います。

もともと自分の山は自分で植え、下刈りをし、山を育ててきた歴史があります。それで昔は採算が取れていました。そこに戻す必要があるのではないのでしょうか。

今日も雨の中、多くの造林作業員の皆さんは頑張っておられます。若者でも魅力を感じるような事業の構築が必要であります。

そこで、再造林率向上強化対策事業の目的と内容について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再造林率向上強化対策事業は、市町村と連携して造林補助金のかさ上げを行い、森林所有者の負担軽減と造林作業員の所得向上につなげることを目的としております。

事業内容は、植栽や下刈り、獣害防護柵の設置に対し、県と市町村でそれぞれ11%の補助金のかさ上げを行い、補助率を現状の68%から90%に引き上げるものであり、主な補助要件は、

造林等の場所が道から近いなど林業採算性の高い区域であることや、植栽本数を1ヘクタール当たり2,000本以下とすることなど、省力・低コスト化を求めることとしております。

なお、補助対象の樹種は、杉、ヒノキに加え、センダン、クヌギ、ナラ、アラカシを予定しております。

○佐藤雅洋議員 次に、バイオマス発電事業について聞きます。

円安・輸出の増加により、木材燃料が不足しています。さらには、日向市細島港において、大規模なバイオマス発電所が稼働予定です。

燃料の多くを外国産材で認可を受けているようですが、大半を国産材に変更しようとしているとの情報もあり、供給が今でも逼迫している状況でありながら、この動きに多くの関係者が大変心配しています。

そこで、木質バイオマス発電における燃料用木材の逼迫状況とその対策について伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内で木質バイオマス発電所の稼働が相次ぐ中、輸出等との競合により、燃料用木材の価格が上昇し、調達容易ではない状況が生じております。

また、FIT認定に当たり、国は既存事業者に配慮し、燃料調達計画の策定と遵守を義務付けておりますが、計画が非公表とされ、国の指導も十分でないことや、今後稼働予定の施設もあることから、既存事業者は燃料の安定調達に強い懸念を示しております。

このため県では、計画遵守の指導強化や計画の公表義務化等を国に要望したところであります。

また、林地残材を搬出し、燃料として活用する事業や、先般事業者が設立した宮崎県木質バイオマス発電協議会への参加・助言等も行つて

おり、引き続き、燃料用木材の安定供給に向けて取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 全国が先進県宮崎の取組を注視しておりますので、しっかりとお願いいたします。

今の時期は普通作田植の真っ最中です。我が家の田植も先週終わりました。植えた田の水回りをすると、例年になく鹿やイノシシの足跡が多く残っています。地域全体には柵を施し、道路に入る進入路にも金網を張り回しておりますが、どこからか内部に入ってきております。集落の皆さんも、今年は秋まで稲がちゃんと育つかどうか不安であると嘆いております。

相当な数の有害鳥獣を捕獲しているわけですが、田畑に限らず、農作物や林業の被害というのは一向に減りません。

そこで、農林作物被害の減少のためには、迅速かつ的確な有害鳥獣捕獲が必要と考えますが、その取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 有害鳥獣捕獲は、市町村ごとに編成される有害鳥獣捕獲班が、被害を受けた農林家からの依頼を受けて実施しておりますが、班員が専業ではない等の理由により、対応が遅れる場合があります。

このため県では、有害鳥獣被害対策パトロール支援事業により、市町村が配置した地元の実情に詳しい有害鳥獣捕獲対策指導員が実施する、被害者の要望に応じた緊急捕獲、追い払い等の迅速な対応や、地域住民と連携した集落周辺の点検等の活動に対して支援を行っているところであります。

今後とも、地域の実情や要望に寄り添った迅速で効果的な有害鳥獣捕獲にしっかりと取り組み、農林作物被害の減少に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 ジビエ料理などの普及も大変重要であります。

次に、今、全国各地で太陽光施設などの銅線ケーブル、工事現場の鉄板、道路のグレーチング、マンホールの蓋など、金属類が盗まれる事件が相次いでいます。海外もしくは都会での出来事と思われていたことが、地方でも発生するようになりました。地元日之影町でも、県道の工事現場で、鉄板11枚、1枚が1トン、相場が1枚20万円ですから、重さが約11トン、220万円の品物が一晩で持ち去られています。

今後さらに治安が悪化し、中山間地域などは、大事な備品、農機具がなくなることによるさらなる出費、営農意欲の低下と、影響が大きくあると想像いたします。

被害の抑止には、盗んだ品の売却ルートを断つことが必要だと考えます。茨城県や千葉県では、金属の買取り業者に盗品を持ち込ませないよう、県議会へ条例改正の改正案が提出されようとしています。早めに手を打つことがとても大事だと考えます。

そこで、これら窃盗事件の県内における発生状況と対策について、県警本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 宮崎県内におきましては、金属を対象とした屋外の窃盗事件として、工事現場の敷き鉄板や銅線、道路の側溝に設置されたグレーチング、空き家の室外機や農機具などを盗まれる事案が散発的に発生しています。

金属を対象とした屋外の窃盗事件は、全国的には増加傾向にあり、警察といたしましては、検挙対策に力を入れるとともに、道路や工事現場、空き家等の管理者対策など被害防止にも努め、安全で安心な宮崎を目指した警察活動を推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 よろしくお願いいたします。

他の県警では、本部長と県警幹部との信頼関係がうまくいっていなかったと思われる事件が起きていますが、本県は非常に良好な関係だとお聞きしておりますので、大変安心しております。本部長におかれましては、引き続き、宮崎県民の安心・安全のためにも、宮崎県警察をよろしくお願いいたします。

まだまだ中山間地域の課題は山積みであります。特に中山間地域にある県立高校魅力化推進について、とても重要と考えます。教育委員会だけに背負わせるのではなく、中山間地域振興の策として、総合政策部など他の部局にも責任を持たせ、連携して取り組む必要があると考えています。

これからの宮崎県をつくり上げていくのは子供たちです。未来は子供たちのものです。子供は宝であります。終わります。(拍手)

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕(拍手) 県政へつなぐ自由民主党、都城市選挙区の荒神稔です。よろしくお願いいたします。本日は傍聴ありがとうございます。

6月は田植時期であることから、日本という国は別名で「豊葦原の瑞穂の国」とも呼ばれています。瑞穂はみずみずしい稲穂、つまり稲が多く実る国が語源となっているそうです。ちな

みに私の娘を美寿穂と命名いたしました。

今、どの業界でも人手不足を耳にしますが、非常に忙しく、人手不足で、どんな手伝いでも欲しい様子は、一昔前から「猫の手も借りたい」と例えられて、私が小学生の頃は田植休みがあり、稲苗運びや子守など、子供にできる手伝いを担任の先生から奨励されていきました。本日は先生もいらっしゃいます。

内容は違いますが、今思えば、子供が保護者とともに体験等を行い、登校しなくても欠席とはならないという内容は、現在のラーケーションの先駆けではないかと、私には意味深く思い映ります。

昨年開催されたG7宮崎農業大臣会合では、農業のさらなる発展につなぐ議論がなされ、宮崎アクションとして、G7各国が取り組むべき行動が発表されています。

一方、先月5月29日には、改正食料・農業・農村基本法が成立いたしました。改正の背景には、将来にわたって食料を安定的に確保できるか懸念される中、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界的に大きな問題で、食料安全保障に国内外で不安が高まったことや、農業の担い手不足による農地の減少に歯止めがかかっていないことも、改正を後押ししたと語られています。

このことから、食料の安定的な供給が確保されることが重要であることを鑑み、今回の改正食料・農業・農村基本法の大きなテーマである食料安全保障に対する知事のお考えを壇上からお伺いいたします。

以降の項目は質問者席からお尋ねいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

世界的には人口が爆発的に増加し、また一方で、気候変動や様々な紛争の影響など食料不安が懸念される中で、国民の生命と健康の維持に不可欠な食料の安定的な確保は重要な課題であります。

今般改正されました食料・農業・農村基本法では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義し、その確保を第一の基本理念として掲げております。

このような中、全国第6位の農業産出額を誇る本県には、国民に安定的に食料を供給していく役割が求められており、その責務がますます高まっているものと認識しております。

このため県では、農地の集約による大規模化や、スマート技術等を活用した生産性の向上を図るとともに、燃油や化学肥料など、海外資源に過度に依存しない農業への転換に向けた取組の推進により、持続可能な農業の実現に努め、我が国の食料安全保障の確保に貢献してまいります。以上であります。〔降壇〕

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。今後の希望ある農業に対する知事の思いを聞かせていただきました。答弁にもありましたように、我が国の食料安全保障の確保に向けては、農業県である本県の役割は大きいものと考えます。

それでは次に、食料・農業・農村基本法改正における、本県の農業の新たな取組について伺います。

中山間地域の農業担い手不足や農地の減少に歯止めがかかっていないことも改正の後押しですが、農業従事者減少等や担い手不足にあっても、持続的な供給に要する農業経営が考慮されるようであればなりません。

知事の答弁にありましたように、我が国の食料安全保障の確保に向けては、農業県である本県の役割が大きいものと思います。しかしながら、現在、農業の生産現場では、農業者の減少や高齢化が止まらないことに加え、近年の物価高騰による生産コストの上昇などにより、大変厳しい状況が続いております。

基本法は「農政の憲法」とも呼ばれており、農業の進むべき未来を示し、農業者に希望を与えるものでなければならないと考えています。

このような中、今回の改正では、農業の生産コストなどを考慮した食料の合理的な価格形成について、初めて法律に規定されたと伺っております。

農産物は生産コストの上昇を価格に転嫁しにくいことが大きな課題であるため、この新しい規定により、生産者の所得向上につながるのではないかと期待する声も聞かれています。

そこで、改正食料・農業・農村基本法に規定された合理的な価格形成について、農業県である本県として期待していることを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 今般改正されました食料・農業・農村基本法では、食料の合理的な価格の形成について新たに規定されたところであり、今後は、価格形成の仕組みづくりに向け、法制化も視野に検討されるものと承知しております。

市場の需給動向により価格が左右される農産物について、生産コストを価格に転嫁できる仕組みが構築されれば、先行きを見通した農業経営が可能となり、農業の持続的な発展に寄与するものと期待しております。

県としましては、農業者が未来に希望を持つる農業となるよう、実効性のある価格形成の仕

組みづくりを国に強く要望するとともに、生産性と持続性の両立した本県農業の実現にしっかり取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 次に、担い手確保に向けた若い世代への農業教育について伺います。

政府は第4次食育推進基本計画において、25年度までに農林漁業体験を経験した国民の割合を70%以上とする目標を掲げているようです。

冒頭に申し上げましたG7宮崎農業大臣会合では、小中学生による参加国の代表に対する取材や、高校生が未来の食や農業について提言する取組など、若い世代の活躍が光るとともに、本県の農業について考える機会になったのだと思っています。

私は、将来の農業の担い手確保には、学生の頃から農業に親しみ、触れることが重要であると思いますが、県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県では、食や農の理解を深めるため、小学生を対象とした「味覚の授業」に加え、子供を含む幅広い世代を対象としたカンショ収穫などの農業体験を開催しております。

また、若手の就農意欲の喚起を図るため、県立農業大学校では、高校生を対象に、スマート農業の体験学習や若手農業者との交流などを実施しております。

このような取組を積み重ねてきた中で、農業大学校の本年の入学人数が6年ぶりに定員を上回るなど、若い世代の農業への関心が高まっていると感じております。

今年度からは、農業大学校において、G7宮崎農業大臣会合を契機に、有機農業の授業を開始するなど、引き続き農業教育の充実を図ってまいります。

○荒神 稔議員 ありがとうございます。食農教育として、今答弁されたのが絵に描いた餅にならないように最善を尽くされることを願って、次に、中山間地域が抱える農林業の課題について伺います。

県土の9割を占める中山間地域では、人口減少とともに農家の高齢化による担い手不足が課題となり、現在の農業経営者は高齢で、農業を継ぐ後継者もおらず、中山間地域の農地は条件が悪いため、地域外の法人等も借りたがらないのが現状です。

このままこの現状が続けば、中山間地域の農業は衰退していくことに大きな危機感を持っています。全ての農地を守ることは無理でも、せめて農業振興地域における畑地かんがい整備エリアの農地は、将来にわたって守らなければなりません。

そこで、中山間地域における農地を守るために、県はどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 担い手不足や高齢化が加速する中、地域の農地を守ることは喫緊の課題であり、条件不利地域の多い中山間地域では、今や待ったなしの状況であります。

このため県では、担い手が不足する中山間地域において、農地バンクを介して農地を集約し、その農地を利用する担い手に対して、農作物の技術指導や各種事業を活用した支援を行っております。

さらに、市町村において地域計画の策定が進む中、農業委員会や農地バンク、JA等とともに地域の話合いに参加し、将来の農地利用を見据えて、今できることを含め、地域と一緒に考えているところです。

県では、地域計画を踏まえ、基盤整備や農地

の集約等により、担い手が参入しやすい条件を整えるなど、中山間地域の農地を守る取組を支援してまいります。

○荒神 稔議員 全ての農地に農地バンクが関与するというございますが、来年3月までに策定される地域計画にも期待したいと思います。

次に、農地を守る必要性について、今部長から答弁いただきました。平たんな畑地では、大規模法人による多様な作物の生産が振興されていますが、中山間地域の農地では産地化が図られていないのが現状です。

水田では、補助金が活用できることに加え、水稻以外の品目も栽培できますが、畑地でも水田同様の所得があるようにすることが重要だと思っております。そのことにより、担い手の確保にもつながり、持続的な農業となり、中山間地域の農地を遊休化させないためにも、魅力ある畑作農業をすることが必要だと思います。

そこで、中山間地域の畑作農業に県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 中山間地域の畑作農業を振興していくためには、地域の特徴に応じた品目の作付や多様な営農方式に取り組んでいくことが重要であります。

このため県では、ニガウリや枝豆などの地域の特産品目の技術指導や、畑かんを利用した里芋、ラッキョウなどについて、生産性向上に向けた試験に取り組んでおります。

さらに、カンショ、ハウレンソウなどの加工・業務用野菜について、加工業者との契約に基づいた収穫作業等の分業化の取組を支援し、取引価格の安定化やコストの低減を図ることとしております。

これらの取組を進め、中山間地域の畑地の有効活用や農業所得の向上に努めてまいります。

○荒神 稔議員 取引価格の安定化と県の取組内容に期待しておきたいと思います。

ただいま答弁にありました中でも、中山間地域における水田の振興についてお伺いするわけですが、2023年産の米は例年にない好調ぶりであるとの報道もあります。

一等農地の水田は、米も作れるし、芋や野菜も作れます。言わば二刀流の生産基盤であり、中山間地域の水田では、平場のようにいろいろな作付はできない。このような条件が悪い場所から水田の遊休化が進むと考えられます。

条件不利地にある水田の有効活用を含め、遊休化しないことを願っておりますが、そこで、中山間地域における水田の有効活用に向けた県の取組を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 中山間地域の水田を有効活用し、高収益作物の導入等を進めることは大変重要であると考えております。

このため県では、西都市等における高菜やオクラなどの生産や、日之影町等における国の畑地化促進事業を活用した栗の生産など、収益性の高い品目の導入に向けた支援を行っております。

これらに加えて、水田に作付する品目として、例えばユズやへべす等の特産果樹、飼料作物、リンドウといった花など、地域の実情に応じた選択肢を地域計画の策定の中で示し、米とこれらの品目とを組み合わせた生産を推進するなど、水田が有効活用されるよう取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 まずは、所得の安定保障が実証されない限り、就農につながる担い手確保にはつながらないと思います。今後の県の政策に

期待して、次に移ります。

次に、狩猟者の現状と確保対策について伺います。

九州初の野生イノシシの豚熱(CSF)感染が佐賀県で確認されました。本県は豚の飼養頭数は全国2位を誇る県であり、養豚場の豚と野生のイノシシの接点を断つ取組が求められているようです。

鳥獣被害対策として、狩猟者の現状とその確保対策について、県の取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(長倉佐知子君) 令和4年度末の狩猟免許の所持者数は延べ5,230人で、10年前と比べ約1割減少し、また、60歳以上の割合は約7割となっております。

県では、狩猟者確保に向けて、猟友会や市町村と連携し、免許取得希望者向けの講習会の開催や免許取得経費の一部助成を行うほか、昨年度から県民の狩猟への関心を高めるためのイベントを開催しております。

また、今年度から新たに、免許取得後3年未満の方については、狩猟による鹿捕獲助成金を1頭当たり4,000円から7,000円に増額し、狩猟を継続していただけるよう支援することとしております。

県としましては、今後とも、猟友会や市町村と連携しながら、狩猟者の確保に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 中山間地域の農地において、遊休地や荒廃地が進むと鳥獣被害も増えることになります。狩猟免許所持者のピーク時は、昭和56年に約1万6,000人の方がいらっしゃったみたいですが、先ほどの答弁で、イベントも必要ですが、県によっては、猟銃購入補助や様々な手当があるようです。本県のみやざき林業大学

校、また農林系の高校での研修等の対応策を今後考えるべきじゃないかなということを提案して、次に行きます。

政府は、改正食料・農業・農村基本法でも第48条「鳥獣被害の対策」を新たに設け、捕獲した鳥獣の食品等としての利用促進を掲げられております。私は、鳥獣害の低減とジビエの消費拡大への取組を加速するべきだと思います。

ジビエ料理等の普及について担当部署に尋ねたところ、ジビエは、栄養価が高く、たんぱく質や鉄分、ビタミン群が豊富に含まれ、優れた食材であることから、県では、この栄養価に着目し、令和9年度の「日本のひなた宮崎国スポーツ・障スポ」の開催を見据え、スポーツ選手への県産ジビエ贈呈やスポーツ合宿プラン参加者へのジビエメニューの提供など、販路拡大に向けてPRを行っているとお伺いました。

一方、ジビエ学校給食が5年で2.5倍に増え、学校の活用校の8割が西日本に集中しているそうです。また、食料・農業・農村基本法の改正では、捕獲した鳥獣の食品等としての利用促進が明記され、学校給食法も「命や自然の尊重」「優れた伝統的な食文化への理解」を目標に掲げられております。

このことを踏まえ、今後、学校給食におけるジビエ給食について、お考えを教育長にお尋ねいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) ジビエの給食への活用につきましては、地域の食文化の理解を高める機会になるものと考えております。

また、ジビエ給食については、文部科学省において、様々な食材を使った給食の取組例として紹介されており、県内においても実施されている自治体があることを認識しております。

県教育委員会といたしましては、ジビエを給

食に食材として使用する際の安定供給等の課題について、農政水産部や関係機関と連携し、その活用について、実際に取り組んでいる他県の情報を収集しながら研究してまいります。

○荒神 稔議員 学校での命の尊重と自然の恵みに感謝するジビエ給食の推進を申し述べて、次に行きます。

16都道府県各地で検出された「永遠の化学物質」とも呼ばれる、国際条約で180余りの国と地域が批准しているP F A S存在状況の緊急調査事項についてお伺いいたします。

県は昨年11月補正事業において、県内全域、河川・地下水の158地点の調査を実施し、国の指針値を上回る35地点の周辺の現地調査では、P F A S指針値超過の原因特定に至らなかったと報道されております。県として今後どのように対応していくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県としましては、今回、原因特定には至らなかったものの、暫定指針値を超過した地域をおおむね特定できたことから、緊急調査事業は終了いたしますが、当該地域の住民の安心が図られるよう、引き続き、水質調査や飲用指導など、適切にフォローすることとしております。

具体的には、当該地域において、今後、定期的に地下水の調査を継続し、水質を監視してまいります。

また、引き続き、地元自治体と連携しながら、当該地域の住民に対して、井戸水の飲用を控え、水道の利用を促す指導を行うとともに、相談対応を行ってまいります。

○荒神 稔議員 原因を特定することがまず最優先だと思います。地域住民の皆さんが一日も早く安心した日々の暮らしになるよう、最大の

努力を願ひまして、次に移ります。

次も水質に関してであります。

硫黄山水質改善施設の適切な管理・運用に向けて、今後の国の関与も含め、どう対処していくのか伺います。

この質問をするに当たっての経緯として、都城市を含む7市町村構成の環霧島会議・霧島ジオパークの自治体であること、そして、私の常任委員会視察や、えびの市選出の中野議員の御熱心な施設現場への案内等により質問します。

平成30年に250年ぶりに硫黄山が噴火し、河川の水質が悪化したことで、えびの市をはじめ、下流域の多くの農家で稲作ができなくなりました。その後、水質が改善し、順次稲作が再開されたものの、昨年12月以降、硫黄山の火山活動に伴う火山噴出物が増加し、現在、河川の水質が悪化した状態が続いており、一部の地域で再び今年の稲作を断念しておられます。

県では、火山活動に伴う水質悪化に対応するため、令和4年11月に水質改善施設を整備されましたが、今回の水質悪化には対応できておりません。

私も先日、地元の中野議員と県職員の説明でこの施設を視察しましたが、施設に火山噴出物が流入し、中和処理機能が十分に発揮できていない状況を確認しました。4月に応急対策を実施したにもかかわらず、このような状態になったことは残念でなりません。

私は昨年、常任委員会の視察で、国が管理している群馬県吾妻川の品木ダムの中和施設を視察しました。規模も大きく、国の管理により、適切な管理運転が行われていました。

私は、日本は火山の国であり、このような火山は全国にあり、国が責任を持つべきだと思います。したがって、硫黄山の中和事業は、住民

が安心して農業を営むためにも、国が管理するべきだと思います。

知事は「今後、水質悪化の影響が長期化することも考えられる。国に対して強く支援を求めながら、えびの市や関係団体と協力し、適切に対応していく」と述べられております。

県は今後、硫黄山水質改善施設の適切な管理・運用に向けて、地元の要望や国の関与も含め、どのように対応していくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 硫黄山水質改善施設は、専門家の助言を受け、えびの市とも協議しながら、環境負荷が小さく、低コストで設置・運用が可能で、限界はあるものの一定の中和機能が期待できる施設として県が整備し、運用しております。

このような中、昨年12月以降、火山噴出物が断続的に施設内に流入・堆積し、施設の機能が十分に発揮できない状況が続いております。

このため県では、今議会をお願いしております補正予算にて、機能回復を図るための火山噴出物のしゅんせつ等や、管理・運用手法の改善に取り組むこととしております。

今後とも、えびの市と連携して対策を進めるとともに、しゅんせつした火山噴出物の処理等を含め、必要な支援を国に要望してまいります。

○荒神 稔議員 先ほども申しましたが、日本は火山の国です。噴火があるたび、県、またえびの市、地元は不安でならないと思います。群馬県の例のように、やはりそういう管理運営を国のほうに要望していただきたいと思います。

えびの高原国立公園は、瀬戸内海、雲仙天草とともに、第1号指定の国立公園です。昭和9年3月16日、今年90周年のイベントもありまし

た。

先ほど答弁されましたが、4月に応急工事をしたものの、その後の雨により再び流入し、施設の機能が十分に発揮されていない状況であります。

水質改善施設について、機能回復を図るために火山の噴出物のしゅんせつを行うということですが、本県は、2021年度における降水量では日本一の雨量であります。今後の台風等の雨量が心配です。

硫黄山の活動と自然変化は予測できない状況だと思います。今回、河川の水質が悪化したように、火山噴出物が増加して、水質改善施設の機能が十分に発揮できない状態になることも想定されます。このような状況が続くと、農家は、河川の水質悪化の状況の変化のたびに、不安を抱きながら営農しなければなりません。

質問します。硫黄山の河川水質悪化に伴う営農対策について、県はどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 今回の河川水質悪化に伴い影響を受けた地域においては、安心して営農を続けていただくための対策が必要であると認識しています。

このため、県としましては、えびの市など関係機関と一体となり、今後の営農の在り方に関する地域での話し合いを支援し、地元農家の意向を踏まえた対策を行っていくことが重要であると考えます。

対策の方向としては、水稻作付の継続に向けた赤子川以外からの用水確保の検討、水田においても高収益作物の作付が可能となる基盤整備や、水田の畑地化などに取り組むことが考えられます。

このような取組の実施に当たっては、えびの

市など関係機関と連携するとともに、必要な対策について国に強く要望してまいります。

○荒神 稔議員 地元からの要望をかなえる県政に期待して、次に、全国37府県独自の森林環境税と森林環境譲与税の使途についてお尋ねします。

林野庁は、国民の理解を得るため、使途や繰り越す際の目的を公表するように自治体に求めている内容から、森づくりの財源となる税としては、県の森林環境税と国の森林環境譲与税がありますが、それぞれの目的と使途について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県の森林環境税は、森林を県民共有の財産として捉え、県と県民等が協働して取り組む森林環境保全に関する施策の財源として、平成18年度に創設したものです。

その使途は、県民参加による森林（もり）づくり活動の支援や、公益上重要な水源林への広葉樹植栽、台風等に伴い発生する流木の撤去などであります。

一方、国の森林環境税を財源とする森林環境譲与税は、温室効果ガス削減や国土保全等を図るための森林整備等に必要な地方財源を確保するため、令和元年度に創設されたものです。

その使途は、市町村では、森林整備経費の支援や森林境界の明確化、公的施設の木質化など、県では、人材の育成・確保など、市町村が行う森林整備の取組の支援とされております。

○荒神 稔議員 今月から国の森林環境税の徴収が始まり、国と県とで同じ名称で課税されるわけですが、県民にどのように周知していくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県の森林環境税と国の森林環境税は、先ほど答弁しました

とおり、同じ名称であっても、それぞれの目的や使途は異なっており、そのことについて県民に周知し、必要性を理解していただくことが重要であります。

このため、これまでも、新聞広告や県広報紙によるPR、県ホームページへの掲載、市町村と連携した広報などに取り組んでおり、また今年度は、県内7か所で開催予定の地域意見交換会も周知の場として活用することとしております。

県としましては、今後とも、あらゆる機会を捉えて、県と国の森林環境税の必要性とともに、目的や使途の違い、また活用実績について、より分かりやすく丁寧に周知を行ってまいります。

○荒神 稔議員 次に、今月から定額減税開始でも、614品目の食品が値上がる見込みであるそうです。電気・ガス料金を抑制してきた政府の補助金も6月分から廃止されることで、家計には厳しい状況となります。

この状況の中で、森林環境税の課税は、国と県の二重課税ではないかという声もあります。県民の声をしっかり聞くことが重要であります。県としてどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県の森林環境税については、税を負担していただいている県民等の代表として、林業後継者や企業、公募委員などで構成される宮崎県森林環境税活用検討委員会において、毎年度、活用の実績や計画について意見を伺っており、施策に反映しているところであります。

さらに今年度は、県内7か所で開催予定の地域意見交換会や県民アンケートにより、今後の税の在り方や活用の方向性等について、県民の

意向を幅広く把握することとしております。

県としましては、県民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら税の有効活用を図り、その意義を理解していただけるよう努めてまいります。

○荒神 稔議員 森林に対する税収というのは大変歓迎でございますが、一方、そうでない県民もいらっしゃいますので、説明が十分必要だと思えます。

次に、自殺防止についてお尋ねいたします。

まず、令和7年度、国の施策・予算に対する「みやぎの提案・要望」によると、本県の自殺率は常に全国ワースト上位を推移しています。近年では、令和2年2位、令和3年5位、令和4年3位であります。このことから、令和4年度決算特別委員会で対策と要望が提出されているようです。

一方、本県の2023年の新型コロナウイルス感染症による死亡率、人口10万人当たりの死亡者数も本県は58.7人と全国で最も高く、全国平均の約1.9倍で、行政は検証対策を求められています。

また、年間に6万8,000人の高齢者の孤独死・孤立死もあり、4月施行の孤独・孤立対策推進法に基づき、早期策定を目指して、重点計画に反映させるとありますが、本県の1人の貯蓄高も東京の半分で、46位とありました。

このような県の社会状況において、本県の自殺死亡率は全国と比較して毎年高い状況にありますが、県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 先日公表されました令和5年の本県の自殺死亡率は、21.5と全国2番目の高さとなっております。

県では、宮崎県自殺対策行動計画に基づきま

して、これまでも「ひなたのキズナ“声かけ”運動」やワンストップ相談会の実施、身近な人の悩みに気づき支援につなげるゲートキーパーの養成など、総合的な自殺対策に取り組んでいるところであります。

さらに、今年4月には電話相談を24時間対応に拡充いたしますとともに、今後、高齢者の免許返納に合わせました悩みの相談窓口の案内なども行うこととしております。

自ら命を絶つ県民を一人でも減らしていくために、これからも関係機関と一体となって取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 人口減少対策として、きめ細やかに取り組むことをここで要望したいと思います。やはり地域のコミュニティー、いろんなものの希薄化が、相談相手、またいろんなものに支障があるのかなと思います。

続いて、子育て支援についてお尋ねいたします。

少子化対策の充実・強化については、保育人材の確保に向けて、さらなる確保が急務とあることからお尋ねします。

県内の社会福祉法人等が保育士確保のために人材派遣会社等を利用している実態を把握しているのか、まず福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 保育所等が保育士を求人する際には、ハローワークや県の保育士支援センターを経由して募集されることが多いようですが、人材派遣会社等に保育士の派遣を依頼する場合もあると伺っております。

県としましては、人材派遣会社等に派遣を依頼している保育所等や実際に派遣されている保育士の数などについては把握いたしておりません。

○荒神 稔議員 現場では把握していないということでございますが、やはり大変厳しい状況であるということで、いろいろと政策を考えていただければと思います。

先ほど申しました、令和7年度の国に対する提案・要望の少子化対策の充実の強化の中に、保育人材の確保に向けて、さらなる処遇改善が図られるべきだと書いてありますが、今まであった従来の施策では確保が不十分であることにより、保育士の県内就労者支援として、奨学金免除プラス支援策等が欲しいという流れでございまして。

子供を産む世代が減ると、さらなる少子化につながるため、若年の人口が急減する2030年までを対策のラストチャンスと位置づけてあります。

日本一生み育てやすい県の実現には、保育士確保が重要であり、県も新たな対策に取り組む必要があると思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 子ども・若者プロジェクトが目指しております日本一生み育てやすい県を実現するためには、子供の健やかな育ちを支える保育士を安定的に確保し、保育環境を充実させていくことが大変重要であると考えております。

現在、県内の保育所等における保育士の配置状況は、施設の認可等の基準は満たしているものの、よりきめ細かな保育の提供や休暇の取りやすい人員配置が必要であります。

このため県では、修学資金の貸付けや潜在保育士の復職支援等による保育士確保に取り組んでいるところであります。

また、今後さらなる配置基準の改善や新たな通園制度の実施が予定される中、地域や施設に

よっては人材不足が顕在化するおそれがあることから、先般、国に対し、保育士の処遇改善の要望を行ったところであります。

昨日、私が参加した防災士の基礎研修にも、数人の若い保育士が参加しておられました。職場の要請で防災士の資格を目指されるということで、そういう人材育成が図られていることは大変すばらしいことだと思ったところであります。

県としましては、保育士の安定確保に向け、引き続き、市町村との連携の下、地域の実態をしっかりと踏まえながら、保育士が希望を持って働ける環境づくりに取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 ありがとうございます。そういうふう若い女性の方が県内に来ると、大変後々に不安を持ちますので、県独自でも政策をよろしく願いいたします。

次に、学校給食費の無償化について伺います。

これは先週、脇谷議員、永山議員も質問されておりますが、少子化対策関連法に基づき、児童手当や育児休業給付金の拡充などの給付については、私は現物支給が望ましいと思う一人でもあります。いずれにしても、スピード感のある支援策を今答弁いただきました知事に期待するものでございます。

出生率日本一を目指す本県の昨年度の出生率では、日本一が遠ざかったような感じでございます。

この質問に至ったのは、順位のことより、前年度より出生数が減り、職員の努力に逆行したことが残念だからです。出生率について知事は、下方修正せず、分析していくと報じられたことから尋ねます。

全国給食費無償化自治体が昨年9月時点で3

割、本県の26自治体では、今年4月の調査において、無償化と半額補助を含む一部補助が半数以上の19自治体で実施されています。

今年の「こどもの日」を迎える、外国人を含む15歳未満の子供の数は、43年連続減少しております。出生数の落ち込みによる少子化の進行がさらに鮮明になったと報道されております。

先週の両議員に続き、学校給食費無償化について、知事のお考えを再度お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 学校給食費無償化につきましては、各市町村において、学校や地域の実情等に応じて、補助を含めて判断がなされてきたと認識しております。

県としてはこれまで、学校給食費の保護者負担軽減が効果的に行われるよう、給食費補助の情報提供や市町村担当者会における情報交換等に取り組んでまいりました。

このような中、先日、こども未来戦略方針を踏まえた、国による学校給食に関する実態調査の結果が公表され、無償化の実施状況及び成果や課題の例などが示されたところであり、今後、この調査結果を基にした国の動きを注視してまいります。

子供・子育て支援においては、財政力に応じて地域間格差が生じないように、またコロナ禍対応や物価高対応といった一時的な措置ではなく、長期的な視点での切れ目のない支援として、国の責任と財源による制度設計が必要と考えております。

したがって、学校給食費無償化の実現に向け、全国知事会等あらゆる機会を通して、国に要望してまいります。

○荒神 稔議員 43年も子供が減っていくということは大きな問題であります。国には少子化大臣もいらっしゃいますので、その辺は国策で

考えていただきたいと思います。

何しろスピード感が必要だと私は思っています。家庭の子育てに、一人っ子から2人、2人から3人と、家族がにぎやかで、悩み事が相談できる兄弟が存在することが、私は理想だと思っております。

旧山田町の頃は、4人以上の児童生徒の最高学年の児童生徒の給食費全額を助成する交付規定がありました。これは昭和46年からです。50数年前です。

若者分譲地や若者定住住宅など、本県から当時迎えた助役の様々な町政に対する政策、そして職員と研究した結果、人口が増え、合併前に過疎債が発行できない自治体になった記憶があります。

日本の課題でもある人口減少対策や東京一極集中の是正を目指す地方創生が本格化して、今年で10年となるそうです。政府は、国の交付金を使った自治体の取組を分析して、6月に公表されています。今や待ったなしと思っています。明るい報告、また対策を練っていただくことを期待いたします。

それでは次に、ＩＣカードエリアの拡大事業でございます。

この事業は、新富町、そして青島はあるわけですが、令和9年に迎える国スポ・障スポまでの山之口・都城駅までの整備拡張が入っておりません。その辺の取組は今後どう考えていくのかを教えていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ＪＲのＩＣカードの利用可能エリアの拡大につきまして、県では鉄道整備促進期成同盟会を通じ、毎年ＪＲ九州に対し要望しているところでありますが、ＪＲ九州の考え方としましては、一定の利用者がある駅では既に導入済みであること、また、新たな導

入には多額の費用がかかることなどから、同社として県内での必要な整備は完了しているという考え方であると、そのような説明を受けております。

今回のエリア拡大は、宮崎市と新富町がＪＲ九州に対し熱心に働きかけ、自治体が導入費用を負担することで実現したものであり、県としても必要性を踏まえ、市と町を支援することとし、６月補正予算案にＩＣカードシステムエリア拡大支援事業を計上したところであります。

ＩＣカードは鉄道の利便性向上に大きく寄与するものでありますので、県としましては、新陸上競技場の国スポ・障スポ後の利活用を見据えながら、駅利用者の見通しや沿線自治体の意向も踏まえ、県内へのエリア拡大について、引き続きＪＲ九州に要望してまいります。

○荒神 稔議員 先日の答弁で、全国のマイナンバーカード保有率平均が73.7%に対し、本県は81.5%で日本一と答弁されました。

知事は会見で「取得に向けて都城市が先頭を走り、他の市町村も積極的に取り組まれた結果である」と語られております。また、都城市の池田市長は、全国市長会の行政委員会で連続３期の委員長と聞いております。国が進めるデジタル担当で、都城市はスマートシティ推進条例も制定されている市でもあります。

今後のＩＣカードシステムエリア拡大の事業について、今答弁いただきましたが、国スポ・障スポ開催までには、是が非でもＩＣカード利用可能エリアを都城駅まで拡大すべきだと考えております。国スポ・障スポの開催地のおもてなしの一つとして、ＩＣカードエリア拡大を強く提言して、私の全ての質問を終わります。

(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わります。

した。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後１時51分散会

6月18日（火）

令和 6 年 6 月 18 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	荒神稔	（同）
7 番	福田新一	（同）
8 番	本田利弘	（同）
9 番	山内いっとく	（同）
10番	山口俊樹	（同）
11番	下沖篤史	（同）
12番	齊藤了介	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	黒岩保雄	（緑風会）
15番	脇谷のりこ	（親和会）
16番	松本哲也	（県民連合立憲）
17番	山内佳菜子	（同）
18番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20番	日高博之	（同）
21番	後藤哲朗	（同）
22番	佐藤雅洋	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	安田厚生	（同）
25番	日高利夫	（同）
26番	内田理佐	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。昨日から自民党会派の議員が続いておりますが、午前中までは自民党にどうぞお付き合ってください。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

皆さんは30年後の世界というものを想像されるとき、どのような社会になっていると思われるのでしょうか。なかなか30年も先というと大変難しいかもしれません。

しかしながら、4年前、私の母校の小学校が100周年を迎えるに当たり、私が小学4年生のときに埋めたタイムカプセルの開封式というものを行いました。「30年後の二見康之君へ」という作文があります。これを読み上げるつもりはありませんが、原稿用紙で3枚半、大体1,000文字です。「30年後の二見康之君へ」と、先輩面されているのかなと思うところもあるんですけれども、これを読むと大変懐かしいことが書いてありました。

私、3年生のときにバリカンを買って、中学2年、3年ぐらいまで、家で頭を丸く刈って自分で丸坊主にしていたことがございます。3ミリ、5ミリとアタッチメントをつけるんですけれども、1回だけ間違えて、つけなくてやったことがありまして、気がついたときには遅かったです。3ミリで切ったんですけれども、ここ

に真っすぐラインが入ってしまって、諦めて全部5厘刈りにしたことがございました。

ちょうどバスケットボールの試合で負けたときだったものですから、翌日、学校に行ったら「どうしたんだ」と、「いや、僕の責任で負けたから丸くしてきた」。決してそうじゃなかったんですけれども、そういう時期がありました。大変大事な試合で痛恨のミスをしたスラムダンクの桜木花道と自分を重ね合わせるわけではないですが、そういうこともありました。

そして、祖母がそろばん塾をやっていたので、私は幼稚園の頃からそろばんを習い、また、幼稚園の頃は泣き虫でいじめられっ子だったものですから、親から無理やり空手を習いに行かされておりました。そして当時の僕は、30年後の僕は会社をつくって社長になったらいいなというふうに思っていたみたいです。全然違いました。

これが200文字あって、そこから次のほぼ700文字、1,000分の700、当時、湾岸戦争が始まっていたと。多国籍軍とイラクとの戦争について、その状況をつづりながら、国際的なことを考えていた。それを思うと、決して10歳の子が書いた作文ではないと思うんですけれども、その世界の状況をつづりながら、最後に「21世紀には地球に緑があるだろうか」というようなことを書いていました。

あの頃、ペルシャ湾に原油が流れて海鳥が油まみれになっていた姿とか、こうやって思い返しますと、大変大事な世界的な歴史の一部を垣間見せられているんですけれども、最後の最後の一文が「30年後は健康でいたい」ということを書いていました。一番大事なメッセージを僕にくれたというふうに思います。

30年後を想像するのは大変難しいんですが、

社会のあるべき姿を想像して、一つ一つ今の努力を未来につなげていくことはできます。

今の宮崎県はどのような絵を描き進んでいるのか。昨年より知事は、3つの日本一挑戦プロジェクトを掲げ、本県の未来像を描こうとされており。その中で、子ども・若者プロジェクトにおいて、本年度の主な事業として、出逢い創出事業や男性育児休業取得奨励支援、海外留学や不登校支援など、本年度当初予算として提示されておりました。これらの事業の一つ一つは大変大事なことであるとは思いますが、日本一生み育てやすい県というイメージにつながるかというと、ちょっと首をかしげたくになります。

例えば「生む」というところで考えてみても、産婦人科の偏在の課題もまだ解決されていないでしょうし、「育てる」というところでも、保育所や学童保育など人手不足で受入れができない状況があります。確かに地域によって課題は異なるかもしれませんが、もっと根本的なところの対策が必要なのではないかと感じます。

そこで知事に伺いますが、日本一生み育てやすい県を目指すに当たって、その課題は何なのか。その課題を解決するための取組の方向性について、知事の考えを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

子ども・若者プロジェクトは、本県の恵まれた子育て環境のさらなる充実により、結婚し、子供を持ちたいという若者の希望がかなう日本一生み育てやすい県を目指すものであります。

本プロジェクトを推進する上での課題は多岐

にわたります。御指摘があったとおりであります。特に多くの若者が感じております出産・子育てに関する不安や負担、経済的なものもあれば、精神的なものもあろうかと思えます。こうしたものに対処することが重要だと認識しております。

このため県では、国における次元の異なる少子化対策の展開等と併せて、引き続き、経済的な支援や育児と仕事の両立の推進などに取り組んでまいります。

また、こうした取組には、行政だけでなく、企業や地域の方々との連携が不可欠でありますので、「ひなたの出逢い・子育て応援運動」などを通じて、全ての子供の育ちを社会全体で支えていく仕組み、それからの機運の醸成も必要であろうかと考えております。

30年前に健康のことを気遣われるというのは相当な視点だな、すばらしいなと思ったところではありますが、やはり子供を育てるための環境が整っていたのではないかと、そういうことを思いながらお話を伺ったところでもあります。

今後も、施策の充実はもとより、このプロジェクトの内容の分かりやすい発信に努めるなど、県民の皆さんに本県の生み育てやすさを実感いただけるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 本日に健康は大事です。40歳が大きな節目かなと実体験で感じております。

何をもって「日本一」と言われるのか。その青写真をぜひ県民に見せていただきたいと思います。これはすばらしいと思われるような将来のビジョンを描き、それに必要な事業・施策の肉づけをぜひお願いしたいと思います。

引き続き知事に伺いますが、先日の議案の提案理由説明の中で、県政報告ということで、高

速道路の整備についてありました。南郷一奈留間の新規事業化や平底一蔵田間のことについて触れられましたが、今月 1 日に都城市で開かれました、今年度全線開通予定の都城志布志道路、この道路と東九州道を結ぶ都城末吉道路、曾於志布志道路の早期事業化を目指す 3 道路合同の整備促進大会には知事もお越しになりまして、先日、福田議員の質問にもありましたが、都城と日南を結ぶ国道 222 号の整備を進め、この地域全体に経済効果が波及するとお話になっておりました。

ぜひここでも御披露いただきましたかったと思うんですけれども、この都城末吉道路については、私も 13 年前、2 回目の一般質問のときに所見をお話ししました。ここが真っすぐつながることの意味はやっぱりあると。県都の宮崎市と鹿児島市がほぼ一直線でつながることができれば、さらなる経済交流の加速につながるものと思います。

そこで、都城末吉道路についての知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今年度全線開通する都城志布志道路、さらに南郷一奈留間の新規事業化が決まって東九州道の整備も進むことで、南九州の道路の骨格、高速道路のインフラ整備は極めて強固なものになっていくと期待しておりますが、さらにそれを補完し強めていくのが都城末吉道路であろうかと考えております。

東九州道や都城志布志道路と一体となりまして、災害発生時の迅速な救命・救急、支援物資の輸送の効率化といった防災機能の強化のほか、産業の集積、広域観光の拡大、交流人口の増加など、南九州圏域の活性化が期待されております。

今お話しいただきました 3 つの道路の合同整

備促進大会に私も参加いたしました。宮崎、鹿児島両県から約 2,000 人の方が参加し、この地域の皆さんの熱意というものがひしひしと伝わってきたものであります。高校生による書道パフォーマンス、大会決議、とても印象深いものがございました。

都城末吉道路は、南九州圏域における道路ネットワークの大きな骨格を形づくる役割を担うこととなるため、都城志布志道路の全線開通による交通の変化を見ながら、インフラのストック効果を最大限に発揮するにはどのような道路の在り方がふさわしいのか、しっかりと議論を始めてまいります。

○二見康之議員 曾於志布志道路は鹿児島県内だけの道路なんですけれども、串間市の方とか向こうの方にとっては、大変大事な道路の位置づけだと思います。宮崎県としても、そのことをしっかり心にとどめながら、この道路整備について、そして広域の経済交流を構築していくために努力していただきたいと思います。

都城末吉道路は区間が約 10 キロメートル、宮崎県側は約 2 キロメートルです。ぜひとも事をスムーズに進めていただきますように、佐藤副知事にも御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、宮崎国スポに関して伺います。

いよいよ 3 年後に迫りました宮崎国スポ・障スポ大会ですが、県立陸上競技場、体育館、プールの主要 3 施設を含め、各競技開催地においても、先日、日向市が体育館建設を進める方針を決定されました。

それぞれ開催に向け、準備を進めているところではありますが、時折、工事の遅れなどの話も聞こえてきます。開催スケジュールに支障はない範囲のこととは思いますが、競技力向上や本

県開催のメリットを生かすためにも、早期の完成に努めることが重要かと思います。

私もバスケットボールをずっとやっていましたが、練習のときと大会の会場でやるときとは、ちょっと感覚が違うんですね。会場に慣れるというところも、本県開催の一番大事なところではないかなと、天皇杯を目指すために重要なことだと思います。

そこで、宮崎国スポ大会競技施設の整備の進捗状況及び今後の対応について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポの競技施設の整備につきましては、本大会の前年度から当年度にかけて通常実施されるリハーサル大会での使用を前提に計画を進めており、県有施設につきましては、予期しない事由による工期の延長等も一部にあったものの、現時点では令和7年度末までには完成する予定です。また、市町の施設につきましても、県の補助等を活用しながら、計画的に整備が進められているところです。

議員の御指摘のとおり、本大会で使用する施設での練習機会が少しでも増えることは、本県の競技力向上を図る上で重要な要素の一つですので、県有施設の早期の完成に努めますとともに、市町に対しましても、個別の課題等に丁寧に相談に乗りながら、円滑な整備に協力してまいります。

○二見康之議員 次に、学校と地域の在り方について伺っていきます。

基本的に、義務教育段階では、住んでいる地域の学校に通い、高校進学においては、希望の学校を目指し受検に臨みます。普通科の通学区域撤廃により、専門学科、総合学科と同じく、県下一円から入学できるようになっておりま

す。

しかし、できることならば、高等教育もそれぞれの地域において受けることができる環境整備に教育委員会は努めるべきかなとも考えます。

そこでまず、現状について伺いますが、高校進学に当たり、地元ではなく、他の地域の学校や学科に進学している生徒がどの程度いるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では特色ある学校づくりを進めており、入学する生徒は、多様な学びや魅力ある教育活動の中から、志望動機に応じて高校を選択しております。

現状といたしましては、令和6年度県立高校入試における全日制普通科全体での旧通学区域外からの合格者は239名であり、その割合は例年と変わらず、普通科合格者全体の約9%を占めております。専門学科、総合学科については、以前から通学区域を設けてはおらず、県下一円から入学できる状況にあります。

県教育委員会といたしましては、各県立高校とともに、各校の魅力化をより一層進め、広報活動の工夫・充実に努めるなど、中学生に選ばれる学校づくりに積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 普通科だけでなく、専門学科のほうも1割近くの生徒たちが行き来している。それが都市部のほうに流れているんじゃないかというのが一番の課題だと思います。流れないで、地域で教育を受けられるような環境整備を考えていきたいと思います。

高校では、専門的な学び、社会人として必要な職業感とかを学ぶので、地域との関係というものはまた違うと思うんですが、小中学校は住んでいる地域との関係がすごく大事だというふ

うに思います。

登下校においては、交通安全協会の方々の見守り隊とか、学校運営では、PTAをはじめ、自治会や公民館、地域の方々の方の知恵や技術を借りながら、よりよい教育環境づくりに努められております。

まず、学校と地域がつながることの大切さについて、教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 私はこれまで、県立高校の校長として、地域の青少年育成協議会をはじめ、中学校区の祭りや成人式などにも出席してきました。学校と地域のつながりが大切であることを実感してきたからこそ、このような経験をしてまいりました。

しかしながら、近年はコロナ禍により、学校行事等における地域の方々とのつながりに様々な制限がありました。社会が以前の状態に戻りつつある今、殊に公立の学校や市町村教育委員会では、コロナ後の新しい地域とのつながりについて検討しながら、子供たちの様子を地域に発信したり、学校行事等への参加を案内したりしております。

県教育委員会では、今後も学校と地域がつながることを大切にして、地域の宝である子供たちの成長を支えてまいります。

○二見康之議員 コロナ禍の中で制限があった時期は仕方ないと思いますけれども、いまだに戻っていない状況があるなど。3年間のブランクで、人間関係の疎遠化といいますか、つながりが希薄になった。それぞれの人間関係もまた薄くなったんじゃないかなということもありますが、地域と良好な関係を築いていかなくてもならないと思います。

県教育委員会として、学校と地域との関係が活発になるため、どのように取り組んでいくの

か、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県では、学校運営協議会を設置した、地域の声を学校に反映するいわゆるコミュニティ・スクールと、地域の方々と共に協働活動を行う地域学校協働活動との一体的推進を図っているところであります。

具体的な取組として、子供たちと地域の高齢者が避難訓練を合同で実施したり、子供たちが夏休みに公民館へ登館し、地域の方々との農業体験活動や学習を行ったりするなど、学校と地域が課題や思いを共有しながら、子供と地域の方々の学びや活動の場が展開されております。

今後とも、地域コミュニティの核として学校があるという認識の下、協働した活動を充実させることで、子供たちと地域の方々との絆がより一層深まるよう取り組んでまいります。

○二見康之議員 子供たちは、学校や地域の人たちとの交流の中で、社会性など多くのことを学んでいきます。地域に子供がいるということだけで、地域の活力につながるのではないかと思います。

さきに高校進学先についての質問をしましたが、できることなら地元に残って地域の活力になっていただきたいと思います。そのために、本人の希望がかなう教育環境をしっかりと整えることだと思います。

先日、常任委員会で、串間市の福島高校を訪問させていただきました。串間中学校との連携や先生方の熱心な取組などを聞いて、生徒たちの進学先も大変すばらしい結果を残されております。

ただ、一つ気になったのが、市を挙げて取り組んでいるレスリングが競技力強化指定校から外れたというふうに伺いました。学校には、よい指導者を配置していただいているようです

が、中学で活躍していた生徒たちは、どうも都市部の県立学校に進学していったようです。生徒個人の選択の自由の話ではありますが、串間市にとっては大変痛手ではないかと思われますし、受け入れた学校もどのように対応しているのか気になるところです。

宮崎国スポ開催並びにその後も地域の活力につながるように、競技力向上にも取り組んでいたと思いますが、県教育委員会として、この地域活性化を見据えた県立学校の部活動の推進にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校の運動部活動につきましては、例えば、小林高校の駅伝部や高千穂高校の剣道部などは、学校の魅力づくりや特色づくりに欠かせない存在であるとともに、地域アイデンティティーにまで育てていただいております。

県教育委員会といたしましては、そのような部活動が増えるよう、専門的な指導ができる教職員や部活動指導員等を配置し、持続可能な部活動を目指しているところであります。

また、国スポ・障スポ開催を契機に、多くの部活動が新たな地域のシンボルスポーツに成長していくよう、地域スポーツクラブ等との連携を深めてまいりたいと考えております。

今後ますます県立学校の運動部活動が地域にとって愛される存在となるよう、その支援に取り組んでまいります。

○二見康之議員 であるならば、串間市の取組、地域づくりに、県教育委員会としても、しっかり協力していただきたいと思います。地域とそこにある学校との連携をしっかり取っていただくようお願い申し上げます。

あと一つ、話は変わりますが、高校の入学手

続について伺います。

県立高校では、入学時に生徒の住民票を提出するように定めているそうですが、都城市では住民票の申請が一気に殺到しまして、窓口が混乱するというようなことがあったようです。

デジタル化も進んで、コンビニでも取得可能であることを保護者の方に通知するなどの対応を取られたそうですが、そもそも住民票の必要性が何なのか、また代替手段はないのか、こちら辺が分かりません。教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、県立高等学校管理運営規則において、入学時に住民票抄本の提出を求めています。各県立高校においては、住民票抄本を基に、学校教育法施行規則で義務づけられている指導要録を作成しております。

指導要録は、進学、就職に必要な調査書や単位修得証明書などを公的に発行するための原簿となる重要なものであります。

県教育委員会といたしましては、各県立高校の諸表簿の正確性を保つために住民票抄本の提出を求めています。並行して住民票抄本の提出に代わる手段がないか、他県の対応も注視してまいります。

○二見康之議員 私が聞いたところでは、千葉県では、入試のときに中学校から提出してもらう推薦状の内容で住民票の情報は確認し、対応されているそうです。外国とか県外から入学される方がいらっしゃった場合は住民票の提出が必要になるかなと思うんですが、そういうふうな対応でもいいのかなと思います。後日、検討結果を伺いたいと思います。

次に、行政と住民自治——公民館について伺います。

激甚化する災害に対し、まずは自分自身で身

を守る自助、次に地域の方々と協力して対応する共助、その重要性については知事もよくお話しされております。

共助というものは、住民自治の力、自治組織の力に頼るものであります。町内会や自治会、振興会、通り会、団地会など、様々な自治組織があります。

県内においても、その自治組織の在り方については様々なようですが、私の住んでいる都市では、市内全域を15の地区に分けまして、そこに301の自治公民館で組織しております。それぞれの地区には、地区公民館や市民センター等がありまして、その地区の範囲内で、それぞれの地区の中の自治公民館と連携しながら様々な活動をしております。

さて、先日、議会前の勉強会において、県の公民館行政の取組について説明いただきました。県公民館経営セミナーの開催や県公民館大会の開催、ブロック別のセミナー開催などに取組んでおられます。勉強することが多いなと思ったんですが、それも公民館関係というのは、県教育委員会の生涯学習課の事務分掌内容であると伺いまして納得しました。公民館は最も身近な社会教育施設であり、地域ごとの社会的課題に対応するため、住民同士のつながりを促し、人づくり、地域づくりに貢献することとなっております。

一方、ほかの市町村においては、いわゆる自治会が世帯単位で組織されまして、これは都市の自治公民館も一緒なんですけれども、地域住民と市町村との相互協力によって、行政連絡をはじめ、ごみ収集場の管理や自主防災、防犯などの活動が行われている地域があります。

これら自治組織において、主たる共通課題となっているのが加入率の問題です。入っている

メリットがない、活動に参加したくない、そういった理由で未加入者や未加入世帯が増加している傾向があり、地域社会との関わりが希薄化しております。

総務省のほうでも、令和2年ぐらいから自治会への加入率とかいろいろ調査しているみたいですが、地方自治体も条例をつくったり、この加入促進について取り組んでいるところがございます。

地域課題の解決に共助による役割を果たしていた自治組織の活動がこのままでは停滞してしまい、ひいては、本県全体の活力の低下にもつながりかねないのではないかと危惧しております。

そこで、自治組織に対する県の現状認識と取組について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 自治会や自治公民館などの自治組織は、教育や福祉、防犯、子供の見守り、災害時の活動など、安全・安心で魅力ある地域づくりに主体的に取り組んでいただいております。共助の役割を担う行政の重要なパートナーであります。

しかしながら、人口減少や価値観の多様化もあり、世帯加入率は約6割と年々減少し、高齢化や活動する人が限られるなどの課題もあり、組織の活力が低下しております。

このため県では、加入率向上と活動の強化を図るため、県自治会連合会に対する地域リーダー養成の支援や、県公民館連合会に対する社会教育活動の支援を行っております。

人口減少下にあって、地域コミュニティーを維持していくためには、自治組織は不可欠でありますので、主体となる市町村と連携し、加入促進や組織の強化に向けて検討を進めてまいります。

○二見康之議員 入っている方々はいいいんです。そういった方々から要望があって研修会とかするんでしょうが、入っていない方々に自治組織、自治会の意義をどう伝えていくか、それが一番大事だと思います。

自治会は総務部の所管で、自治公民館は教育委員会の所管となっていますが、自治活動は、そこに住む住民、いわゆる地縁団体です。住環境の向上は、住民としての責務でもあると思います。

都城市では、自治公民館加入者には、いわゆるファミサポ、子育て支援の利用を無料化するというような取組もやっているようです。自治会応援施策に取り組む市町村もあります。

ごみは環境、健康は福祉保健、そして道路やインフラは県土整備、消防団や防災訓練は危機管理、防犯灯、交通安全は警察、子供会やPTAは教育と、それぞれの行政の様々な分野を自治組織なしでは維持できないというふうに思います。加入を強制はできないにしても、行政と教育委員会の両方がしっかり連携を取っていただきまして、その意義を周知し、加入促進に自治会長たちと協力して対応していただくことを強く求めたいと思います。

次に、熱中症対策について伺います。

総務省消防庁の発表では、令和5年5月から9月の全国における熱中症の救急搬送人員の累計は9万1,467人であったそうです。また、令和5年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況では、職場での熱中症による死傷者は1,106人、前年度比279人、34%の増となっており、全体の約4割が建設業と製造業で発生しているそうです。

今年も梅雨に入っておりますが、4月から大変暑い日が続きまして、今後の熱中症の発生が

心配されるところでございます。

まず初めに、熱中症となる要因について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 熱中症の要因には、環境によるものや個人の体調や行動によるものがございます。

環境要因として、気温や湿度が高く、風が吹かないという気象条件下では、体温が上昇しやすい上に、汗が蒸発しにくくなります。

体調面での要因としましては、寝不足や持病などによる体温調節機能の低下のほか、食事を取らないことや二日酔いなどによる水分の不足が挙げられます。また、激しい運動や長時間の屋外作業などの行動も体温の上昇につながりまして、熱中症が起こりやすい要因とされております。

○二見康之議員 主に気温や湿度など環境要因、そして寝不足とか持病といった体調要因があることが分かりました。

では、今、学校現場や県民の日常生活において、県は熱中症対策にどのように取り組んでいるのか、教育長、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 日常生活での熱中症対策には、温度や湿度を確認いたしまして、エアコンなどを適切に利用するとともに、外出時の適度な休息により暑さを避けること、小まめに水分を補給すること、日頃から体調管理を行うことなどがあります。

このため県では、熱中症にかかりやすい時期であります5月から8月にかけて、各種マスメディアやSNSなどを活用いたしまして、県民に向けた周知を繰り返し行っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校現場では、熱中症対策としまして、暑さ指数の測定による活動の判断や運動量の調整、健康観察、適切な水

分・塩分の補給等、子供の命を守るための取組を行っております。

また、今年4月に気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、県教育委員会では、先月、新たに熱中症特別警戒アラートに関する内容や熱中症事故対策のポイントを整理・確認できるチェックリストを盛り込んだ宮崎県版「学校における熱中症対策ガイドライン」の改訂を行い、県立学校及び市町村教育委員会に周知したところであります。

〇二見康之議員 どちらも主に、体調管理、生活環境を整えるという対応をしていることが分かりますが、昨年、県の消防学校に視察で伺いました。そこで初任科の学生の方々との意見交換もありまして、「消防学校では暑熱訓練というものをしていると聞いたんですが」と伺いますと、学生の方からは「やっております」ということでした。

消防の現場では、燃え盛る炎の近くで消火活動をされるので、大変苛酷な状況下での現場作業です。暑さに対する強靱な体づくり、消防学校における暑熱順化訓練とはどのようなものなのか、危機管理統括監に伺います。

〇危機管理統括監（児玉憲明君） 消防学校では、初任科の学生に対し、夏を迎える前に、暑さに体を慣れさせることで体温調節機能を高めるなど、熱中症になるリスクを減らすとともに、苛酷な火災等の現場活動に耐え得る体力や精神力を養うため、暑熱順化訓練を行っております。

具体的には、4月から6月末頃まで、週1回から2回程度、約30分間、防火服を着用した状態で柔軟体操やランニングを行っております。訓練では、4月は活動服の上に上半身のみ防火服を着用し、5月中旬からは下半身にも防火服

を着用するなど、段階的に体に負荷をかけ、安全かつ計画的に暑熱環境に順化できるよう取り組んでおります。

〇二見康之議員 防火服は大変暑い、いわゆるサウナみたいな状況だと思うんですけども、汗をかくという訓練なんだなと、しかも、非常に力の要る作業をやっているんじゃないかなと思います。

聞けば、消防隊員の方も現場で熱中症になれることがあるそうなので、隊員の方々はこういう日頃の訓練の成果があるにしても、それだけ苛酷な現場で作業、仕事をされているんだなと、心から敬意と感謝を表したいと思います。

暑熱順化訓練は、要するに熱中症になるリスクを軽減するための取組だというふうに思います。熱中症になりにくい体づくり、ふだんからエアコン等で生活環境を整えるのも大切だと思いますが、暑さに負けない体づくりも重要であることが分かりました。

熱中症対策には暑熱順化訓練も重要であると思いますが、県の考えを伺います。

〇福祉保健部長（渡久山武志君） 暑さに慣れていない状態で急に気温が高くなりますと、熱中症になる可能性が高くなりますため、暑さに体を少しずつ慣れさせる、いわゆる暑熱順化は熱中症対策として有効でございます。

暑熱順化には数日から2週間程度かかりますため、熱中症の危険が高まる前に、無理のない範囲で汗をかくことが大切です。このため、日常生活での取組として、30分程度の運動や入浴などが推奨されております。

一方、暑熱順化ができて、数日間、気温が下がるなどによりまして、その効果が失われるため、暑さに慣れる行動の継続が重要であると考えております。

○二見康之議員 日頃からのこういう取組が大事なんだと思います。苛酷な環境下での無理は禁物ですが、体づくり、予防は重要です。要するに、ふだんから汗をかくことが大事で、鍵は汗を出す器官、皮膚の汗腺の変化にあるようです。熱中症の原因の一つが、加齢による影響であると。

ある少年野球チームの子供と両親の汗の塩分濃度を比べてみると、約2倍の差があったそうです。

年とともに汗をかかない生活を送ることによって、汗腺に毛糸の玉みたいなのがあるんですけれども、これが潰れたように萎縮してしまう。それによって、汗の原料となる血液から塩分等の必要な成分まで汗と一緒に体外に出してしまう。汗腺には、この必要な成分を体内に戻す機能があって、いわゆるこし取り機能を担っているそうです。この機能を取り戻すのが暑熱順化訓練だということみたいですので、今年の夏を乗り切るためにも、多くの方に取り組んでいただきたいなと思います。

次に、私学振興について伺います。

昨年5月1日の県内高校の生徒数は2万8,356人、そのうち私立高校の生徒数は9,232人、全体の32.6%を占めております。

私立のそれぞれの学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を行っておりますが、公費支出額は、1人当たり県立が約140万円に対し、私立が約35万円、公費格差は約4倍あります。他県に比べ、本県の支援は金額的に下回っている状況ではないかと思います。

財政的に余裕があるとは思いませんが、鳥取県においては、本県より約10万円多い補助金額となっております。

また一方で、ICT教育の環境整備につい

て、国の補助制度はありますが、補助率が2分の1で初期の整備費用が巨額になるため、私立では整備が遅れている状況であります。

本県の私立高校の普通科教室は355ありますが、有線・無線LANの整備済み教室の割合は307教室の86.5%、無線LANに限りますと227教室の63.9%にとどまり、全国平均の92.9%、87.7%を大きく下回っている状況です。

このことを踏まえまして、県として、私立学校の経常的経費に対する補助の拡充やICT教育に対する支援について、どのように考えているのか伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、令和6年度に約44億円の予算を計上し、私立学校の学校経営の健全性を高めるとともに、魅力ある学校づくりを支援するため、人件費や運営費などの経常的経費への補助を行っております。

また、ICT教育につきましては、各学校において、国の補助制度を活用し、タブレット端末や通信環境の整備が進められており、県といったしましても、各学校への専門的人材の配置や、関係団体が行う教職員を対象とした研修事業への補助を実施しているところであります。

今後とも、それぞれの学校の自主性を尊重しつつ、私立学校教育の振興を図るために、必要な予算を確保し、効果的な支援に努めてまいります。

○二見康之議員 令和2年度から始まりました高等学校等就学支援金制度によりまして、子供たちが家庭の経済事情に左右されることなく、学校を自由に選択できる環境整備が進められております。

しかしながら、世帯収入590万円未満の世帯と590万円以上910万円未満の世帯とでは、年間約30万円の給付差が生じる制度となっております。

す。制度設計上、生じる問題ではあると思いますが、この差が、世帯の負担感が大きいため、経済的理由で入学を断念する最大の原因となっているようです。

本県の財政状況を考えますと、県単上乗せ補助制度の創設は容易ではないかもしれませんが、他県においては実施しているところもあります。

この国が行う私立高校生に対する就学支援金制度について、県独自の上乗せ補助を行うことはできないか伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 私立高校生に対する国の就学支援金につきましては、令和2年度に大幅に拡充され、保護者等の授業料の負担が大きく軽減されることとなりました。

一方で、この就学支援金につきましては、世帯収入に応じて段階的に支援額が定められており、収入区分を境に、教育費の負担に大きな差が生じているところであります。

この就学支援金制度につきましては、国において進められてきたものであり、支援額の見直しにつきましては、まずは国において制度の見直しが検討されるべきものと考えております。

このため、県といたしましては、全国知事会等を通じて、所得要件の緩和など、さらなる支援の充実について、引き続き要望を行ってまいります。

○二見康之議員 国のほうで、もうちょっとしっかり制度設計を考えてもらえればなと思いますし、現行法の下であれば、県としても対応を考えていただきたいなと思います。地域によって状況が違いますから、宮崎の家庭がどういう状況なのかも踏まえて、そこら辺も見ていただきたいなと思います。

このように私立学校には県の教育分野の非常

に重要な役割を担っていただいているんですが、知事は、私立高等学校が本県の学校教育に果たす役割、その重要性をどのように考えておられるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 近年、少子化のさらなる振興やデジタル化の急速な進展、人々の価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化しております。こういう中で、グローバル人材の育成、ICT教育の充実、いじめや不登校への対応など、学校教育に求められるニーズはますます多様化・複雑化しております。

このような中、本県の私立学校では、各学校の教育方針に基づき、スポーツや芸術、多様な職業教育などの特色あるカリキュラム編成により、児童生徒それぞれの特性や興味・関心に応じた学びの環境を提供いただいております。今後その役割はより一層重要になってくるものと考えております。

県といたしましては、引き続き多様な学びの場を提供するため、学校教育の一翼を担う私立学校に対し、今後とも様々な支援を行うことによりまして、本県教育の活性化と未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

○二見康之議員 県内も、都市部、町なかのほうと周辺の地域とでは状況も違いますから、そこら辺もしっかり見ていただきたいと思います。

次に、専門学校支援について伺います。

まず端的に伺いますが、県は、専修学校・各種学校の役割についてどのように考えているのか、また、どのような支援を行っているのか伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 専修学校・各種学校では、医療や福祉、ICTなどの様々な分野のスペシャリストを育成するための専門

的な技術教育や様々な資格取得に向けた教育など、多様な教育が実施されております。

本県におきましては、専修学校35校、各種学校1校に約4,200人が在籍しており、卒業生の約6割が県内の企業に就職するなど、本県の産業を支える人材の育成に重要な役割を果たしているものと考えております。

このため県では、教育備品の購入等に要する費用や高等課程に対する人件費等の経常費の補助、加えて、学校を通じて世帯への授業料減免の補助を行っております。

今後、より多くの卒業生が県内に就職・定着し、地域経済の発展のために活躍してくれることを期待しております。

○二見康之議員 県内の若者の流出を防ぐ大変重要な役割を果たしていただいていることは御理解いただいていると分かりました。県としても人口減少対策にしっかり取り組まないといけない。この役割は本当に大きいと思います。

では、職業実践専門課程認定校に対する補助制度について伺います。

昨年9月に野崎議員が代表質問にて取り上げておられますが、県は「県内就職率のさらなる向上等について、学校設置者と意見交換を行い、他県の状況も参考にしながら、支援の効果や必要性について検討していく」と答弁されております。その後、どのような検討がなされたのでしょうか。

九州各県では、令和3年4月時に、福岡、佐賀、長崎の3県が導入されておりましたが、令和5年12月の段階では、本県のみ導入されておられません。全国でも19都府県から35都道府県で導入され、令和4年度からは、国も特別交付税措置を取るようになされております。

職業実践専門課程を経た学生たちは、地域に

おける優れた専門的職業人材として貢献しており、大学等の教育機関が少ない本県にとって、専修学校等は、若者の流出、社会減対策において重要な教育機関であります。

この職業実践専門課程を有する専門学校に対して、県として補助を行うことができないか伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の専門学校におきましては、その約3割に当たる11校26学科が職業実践専門課程の認定を受けており、企業と連携した実践的かつ専門的な教育が行われております。

職業実践専門課程は、その卒業生の約7割が県内に就職するなど、本県の産業人材の育成・確保に重要な役割を果たしているものと考えております。

職業実践専門課程に対しましては、他県の取組を参考にしながら、昨年度から認定を受けている学校設置者と支援の内容やその効果などについて意見交換を行っているところであり、必要な支援について引き続き検討してまいります。

○二見康之議員 総合政策部長にしてはちょっと仕事が遅いなというふうに感じるんですが、担当の職員にいろいろと話を聞きましたが、しっかり時期を見て検討していただきたいと思います。

また、行政の情報とか検討内容等を学校側と共有しながら、しっかりと作業を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、物流の2024年問題への対応について伺います。

今年4月以降、トラックドライバーの時間外労働上限規制や拘束時間規制強化など従来の働きができなくなり、物流の停滞が懸念されて

いることは御案内のとおりです。この問題は、ドライバーの拘束時間が長くなり、長距離輸送事業者への影響が大きいと言われ、大消費地から遠方にある本県においては、海上輸送や貨物鉄道へのモーダルシフトによる輸送効率化などの取組により、その対策が講じられ、その有効性も業界から聞こえております。

一方で、モーダルシフトといった抜本的な対策を利用することができない近距離や中距離の輸送を担う運送事業者などから、物流の2024年問題に直面して大変困っているとお話を伺いました。

例えば、都城から福岡の往復輸送を行っているところは、片道3時間半を要するため、往復で7時間、これに荷待ちや荷役時間を含めると、労働時間等の上限規制に抵触してしまいます。かといって、輸送距離やルートの関係からモーダルシフトは困難であり、これまで同様には輸送できる見込みがないため、事業そのものの存続すら難しいといった切実な声があります。

これまであまり注目されていませんでしたが、長距離輸送を担う運送事業者だけでなく、近距離や中距離の輸送網についてもしっかりと効率化を進める必要があることを忘れてはならないと思います。

そこで、物流の2024年問題を踏まえ、近距離や中距離の輸送を担う本県のトラック運送事業者に向けて、どのような支援を講じていくのか、県の考えを伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 労働時間の上限規制等が強化される中、運送事業者においては、従来の働き方からの改善が求められておりますが、モーダルシフトが困難な中距離事業者等では、荷主企業なども含めたサプライ

チェーン全体で物流の適正化・効率化に取り組む必要性が特に高く、荷主企業の荷待ちや荷役時間の縮減への対応が重要であります。

このため県では、県トラック協会と連携して、持続可能な物流構築のための総決起大会や啓発活動を実施し、荷主企業に対する理解促進を図っているほか、運送事業者には、今年度より、貨物用リフトやパレット導入、共同輸送といった課題に応じた輸送効率化を支援いたします。

今後とも、近距離や中距離の運送事業者の状況も注視しながら、持続可能な物流の実現に向けた環境整備を進めてまいります。

○二見康之議員 我が国の物流は、長距離、中距離、近距離といった様々なトラック運送事業が補完しながら維持されており、物流はインフラを支える産業の血液とも言われております。

トラック運送事業者が抱える問題は、経営規模とかだけでなく、運行形態や荷主との関係など、それぞれ事情が異なると思いますが、トラック協会などと連携しながら、きめ細かく支援いただき、本県の物流網をしっかりと維持していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自民党の山口俊樹です。傍聴に足を運んでいただいた皆様、そしてネットなどを見ていただいている方々、感謝を申し上げます。

本日は、農業、教育、そして主に宮崎市との連携、そして県庁の組織と施設の在り方という大きく5つの大項目で質問させていただきます。通告に従って行っていますが、皆さんが手持ちの資料においては、全ての質問項目が

記載されているわけではありませんので、分かりにくい点もあるかもしれませんが、御了承ください。

まず、農業についてです。

5月末に、国会にて食料・農業・農村基本法の改正法が成立いたしました。この基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、今回の改正は、法施行から約25年たったの本格的な初の改正ということもあり、大きな注目が向けられています。

本県においては、県域JAの発足など、農業を取り巻く環境も変化を始めていますが、食料・農業・農村基本法が改正されたことによる本県農業への影響についての見解を知事に伺います。

以上、壇上からの質問とし、以降は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お願いします。

今般改正された食料・農業・農村基本法は、食料安全保障の確保や食料の適正な価格形成などを基本理念として規定するとともに、農業の環境負荷の低減の促進やスマート技術等を活用した生産性の向上などを基本的施策として位置づけております。

本県では、「持続可能で魅力あるみやざき農業の実現」を目標とする第八次宮崎県農業・農村振興長期計画を推進するとともに、今年度から本格展開するグリーン成長プロジェクトにおいて、生産性と持続性の両立による農水産業のさらなる発展に取り組むこととしております。今回の法改正は、こうした本県の取組を後押しするものと期待しております。

また、国は基本法の改正を踏まえ、令和7年3月の次期食料・農業・農村基本計画策定に向

けて、施策の具体化を検討していくことから、県としましては、その動きを注視しつつ、全国有数の食料供給基地としての自負を持って、基幹産業である農業の振興に取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○山口俊樹議員 本県の取組を後押しするものと期待しているという答弁でございました。前向きな答弁をいただいたと思います。

法改正に当たって、本県は具体的にどう対応するのか。先ほど知事の答弁の中でも教えていただきましたけれども、本県の農政の基本方針は、農業・農村振興長期計画というもので示されており、中間見直しは想定されておりますが、令和3年度から令和12年までの10か年の計画となっております。まだ、計画期間の途中ということでございます。

そこでお伺いさせていただきます。国の基本法改正及び次期基本計画の策定の動きを踏まえて、本県農政の基本指針である農業・農村振興長期計画を見直す考えはないか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(殿所大明君) 令和3年3月に策定いたしました第八次宮崎県農業・農村振興長期計画は、令和12年度を目標とする長期ビジョンと令和7年度を目標とする前期計画で構成されており、今後、令和8年度スタートの後期計画を策定することとしております。

後期計画の策定に向けては、前期計画の検証結果や改正基本法及び次期食料・農業・農村基本計画を踏まえながら、生産現場の実態に沿った検討が必要であると考えております。

このため、有識者等による議論はもとより、農業者や関係機関等と丁寧な意見交換を重ね、農業者が夢や希望を持って営農を継続でき、本県農業のさらなる発展につながる計画となるよ

う策定を進めてまいります。

○山口俊樹議員 令和8年スタートの後期計画というのが一つのめどになってくるということなので、来年度をめどに中間見直しの作業が進められていくのではないかとということでございます。改定をチャンスと捉えて、これまでの既成概念にとらわれない議論をするとともに、関係者の方々からも丁寧に意見を聞いていただいて、実効性の高い計画がつくられることを期待しています。

続いて、教育、特に今回は学校の運営面の観点から質問していきます。

宮崎市の小中学校では、昨年度から今年度にかけて、学校指定品の見直しや教材の共有化、一緒に使っていくということですが、こうした学校で使用するものの見直しを学校ごとで進めていて、一定の効果が見られているようです。保護者の負担が軽減されてきているということでございます。

そこでお伺いさせていただきます。県立高校においても、保護者の経済的負担軽減を図るために、学校指定品の見直しや教材の共有化を行うことができないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、制服や体操服、教材などの学校指定品等に関する取扱マニュアルを定め、教育活動における必要性や安全性、経済性等を十分考慮の上、選定や見直しを行うよう県立学校に通知しております。

このことを受けて、学校によっては、バッグや通学用靴の指定を廃止し、保護者や生徒の自由な選択を可能にするなど、見直しを行ったところもあります。

議員御指摘のとおり、保護者に対してのさらなる経済的負担軽減は重要ですので、今後、入

学時の購入品や教材の精選、制服のリユース、教材の共有化など具体例を示しながら、各学校に必要な応じて見直しを行うよう働きかけてまいります。

○山口俊樹議員 具体例を示しながら、これまで以上に働きかけていきますということでございます。

お話を聞くと、これまで見直しをしてくださいという通知は出されていたみたいなんですけれども、その結果どうだったのか、どんな取組をしているんですかということまでは追っていらっしゃるなかったというようなことも聞いておりますので、これを機に丁寧に対応をお願いしたいと思います。

続いて、業務効率化の観点から質問させていただきます。

県立高校の入試が近づくと、願書の提出ということで、大量の出願書類を先生が提出する様子を報道で目にすることがあります。こうしたものもデジタルを活用して効率化できないかということでお伺いしたいと思います。

県立高校入試におけるWeb出願システムの導入について、本県の状況並びに検討状況を教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校入試におけるWeb出願システムにつきましては、システムの導入並びに運用において、費用面での課題がある一方で、提出書類のデジタル化や電子決済サービスの活用など、教職員だけでなく、出願する受験生や保護者にとっても、手続を簡素化・効率化できるメリットがございます。

本県におきましても、令和5年度に既にシステムを導入している他県の教育委員会の視察を行うなど、調査研究を実施してまいりました。全国的に導入や検討が進められている状況を鑑

み、引き続き研究を続けてまいります。

○山口俊樹議員 メリットについては理解して
いて調査もしているんだけど、導入には
至っておりませんということでございました。

導入、運用のコストというのが一つ、大きな
壁となっているようです。お話を伺うと、数千
万単位のものがかかるということでございま
すが、こうした案件こそ、ぜひ宮崎におい
ては、官民連携でコストを抑えたり、宮崎
の企業がほかの自治体で稼ぐためのシ
ステム開発に協力していくというよう
な姿勢を持っていただきたいと思いま
す。

そして、さらにこのWeb出願システムにつ
いていろいろと調べていくと、出願シ
ステム導入には、システム以外にも壁
があることが分かりました。それは
手数料、いわゆる受検料の支払い
方法が、都道府県が発行している
収入証紙に指定されているという
ことでございます。支払い方法も
紙前提ですので、こちらを改善
しないと、Web出願システムの
導入は進みません。

この収入証紙においては、他の自治体では、
高校入試に限らず、多様な支払い方法だ
ったり、支払いのキャッシュレス化を
進めるに当たって、廃止を行って
いる都道府県も出てきています。

そこでお伺いします。公金収納の
キャッシュレス化を進めるに
当たって、収入証紙を廃止した
都道府県も増えてきているよう
ですけれども、本県において
収入証紙の取扱いについてど
う考えているのか、会計管理
者に伺います。

○会計管理者（米良勝也君） 全国では、
キャッシュレス決済の普及など
に伴い、7都府県が収入証紙
を廃止しております。

本県では、738項目の使用料
及び手数料等を収

入証紙により収納しております
が、現在、公金収納の多様化
を進めているところであり、
例えば昨年度からは、県税
以外の収入においても、財
務会計システムで作成する
納付書にバーコードを印字
し、コンビニ収納や一部の
スマートフォン決済による
収納も可能としたところで
あります。

今後も県民の利便性向上の
観点から、収入証紙の在り
方の検討も含め、キャッシ
ュレス決済などの公金収
納の多様化に向けて、関
係部局と連携し、さら
なる取組を進めてまい
ります。

○山口俊樹議員 これから検討を
スタートさせますという
ことでございます。

私も先日、免許の更新に
行った際に、収入証紙を
買わせていただきました
けれども、収入証紙であ
る必然性というのはい
ないのかなと感じた
ところでもございま
した。

Web出願システムの導入
のように、他の事業に
影響することもあり
ましたが、今回明らか
になりましたし、県民
の利便性向上のため
にも検討のスピード
をぜひ上げていただ
ければと思います。

続いて、学校運営の
人材の面から1問伺
います。

学校には、教師の方
以外にも学校事務職
員さんがいらっしや
いまして、学校運営
に重要な役割を果
たされています。こ
の学校事務職員さん
ですが、かつては
枠を設けて採用を行
っていたようです。
今は一般行政職と一
括して採用を行う
形式を取っている
ようなんですけれ
ども、それで採用
とか業務に支障が
なければいいん
ですが、統計とか
を見ると、宮崎
は全国においても
学校事務職員の
臨時的任用職員
の割合が非常に
高くなっています。
本来、正規職員
とすべきところが
採用できなかった
とか、人がいない
から臨時的にな
っているんじゃない
かなと心配してしま

うところです。

そこで伺います。学校事務職員について、臨時的任用職員の割合が高い状況のようですが、今後どのように学校事務職員を確保していくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県では、全ての公立学校に必要な事務職員を配置しておりますが、臨時的任用職員の割合は約3割と全国でも高い状況でございます。

一方で、学校事務職員には、専門性を備えた優れた人材の確保が求められております。このため、平成29年度より、県職員採用試験大卒程度、一般行政区分の中から、県教育委員会による採用を開始しております。

また、小中学校では、複数校の事務職員で組織する共同学校事務室において、適正な事務処理とOJTによる資質向上を図っております。

今後も、教育委員会による採用や資質向上の取組を進めることで、学校事務の中核となる職員を確保・育成してまいります。

○山口俊樹議員 臨時職員さんの割合が3割で全国的に高いですよということは同意できるところなのかなと思いますが、今後どうやって確保していくのか、そもそも確保できているのかという点については、具体的な言及がなかったかなと私、感じましたので、問題がない、もしくは必要採用数というのがそもそも確定できていないので、回答が難しい状況なのかなというふうに推察したいと思います。

学校事務職員に求められている役割が持続可能性を持って果たされていくよう、今後の対応をぜひよろしくお願いいたします。

この件は本田議員が問題意識をお持ちのようですので、本田議員の議論にバトンを渡していきたいと思います。

この項目の最後の質問でございます。

昨年11月議会にて、高校入試において、生理による体調不良は追試対応になるのかという質問を行いまして、その結果、そもそも宮崎県は追試・追検査制度がない、他自治体に比べて受検機会が担保されていないんじゃないかということが明らかになりました。

当時は、追検査については、宮崎県も他の自治体の状況を把握していなかったようですが、質問の翌週ぐらいでしょうか、文科省が公立高校の選抜試験の状況調査の結果を公表したんですね。

教育長も御覧になったと思いますけれども、令和6年度における試験当日の体調不良者等への選抜試験対応について、学力検査による追検査は41都道府県が実施予定、小論文とか面接での追検査を入れると、さらに増えて43都道府県が追検査的なものを実施予定と。さらに、書類選考などの試験によらない形の追検査を入れると、宮崎県以外の46都道府県が何らかの形で受検機会の確保策を実施予定となっていました。

アンケートの設問に対する答え方の問題もあるかと思いますが、宮崎県だけ調査表に実施予定の丸がないという一覧表が出てしまっています。宮崎もぜひ追検査の準備をしてあげましょうよ。

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。今後の県立高校入試における追検査の実施についてのお考えを伺いたいと思います。実施されますか、されませんか、お願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 病気やその他やむを得ない事情で、検査当日に受検できない受検者に対し、受検機会を確保することは重要であると考えております。

これまで本県の県立高校入試では、検査当

日、やむを得ない事情で受検できない場合には、当該高等学校長が検査に代えて、受検者の不利益にならないよう適切な対応を行ってまいりましたが、現在、県教育委員会といたしましては、令和7年度の県立高校入試での追検査の実施について検討を進めております。

○山口俊樹議員 令和7年度入試、今年度を実施される入試から追検査を実施する方向で恐らく検討されているということだと思います。受検生の皆さんのために、チャンスをぜひ確保していただきたいと思いますし、実現していただきたいと思います。

ただ、私、もともとは生理による体調不良が追試対応になるのかというところが問題意識のスタートでございますので、追検査導入される前提でお話ししますけれども、今後、運用ルールを定める中で、そちらの対応もしっかりやっていただきますよう重ねてお願い申し上げたいと思います。

続いて、基礎自治体との連携について伺います。

まず、宮崎市の木崎浜についてでございます。こちらは、サーフスポットとして非常に注目、有名になっていまして、宮崎市もポテンシャルのあるエリアだとして期待しているようです。もちろん宮崎県にとっても大事なエリアだとは思いますが。

そこで、知事にお伺いいたしますが、木崎浜サーフスポットを県の観光資源として、どのように捉えていらっしゃるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 木崎浜は、2019年に東京オリンピック出場選考を兼ねた国際大会ワールドサーフィンゲームズが開催されたほか、今年9月に予定されております全日本サーフィン選手権が大会史上初めて3年連続で開催される

など、国内屈指のサーフスポットとなっております。よい波に恵まれていること、宮崎空港からのアクセスのよさ、さらには、広い海岸線により複数の競技会場を同時に設営できるなど、強みを持っております。

こうした大規模大会の開催等によりまして、サーフスポットとしての知名度が高まることで、年間を通じて県内外からおよそ21万人の方々の利用があります。10年前と比べると数万人程度大きく伸びておりまして、宿泊や飲食をはじめとした経済効果も大きく、本県の観光振興を図る上で大変重要な観光資源と考えております。

また、来月には青島地区に大手サーフショップが出店予定と伺っており、新たなにぎわいの創出が期待できることから、木崎浜の観光資源としての価値がより一層高まるものと考えております。ワーケーション、二地域居住、移住、そういったところへの可能性も大きく広がってまいります。

県としましては、引き続きサーフィンを活用した誘客や大会誘致に取り組み、「サーフィンの聖地みやざき」として、確固たる地位を築いてまいります。

○山口俊樹議員 「サーフィンの聖地みやざき」の地位確保のためにも、大変重要な観光資源だという御答弁をいただいたと思います。

では、そのサーフスポットに行くための道がどういう状況か皆さん御存じでしょうか。簡単に言うと、非常に狭い。聞くとところによると、この道はそもそも河川を管理するために設置されている道路で、観光とかスポーツとか、そういったものを想定していない道のようなのです。重要な観光資源に続く道ですから、例えば道路幅を拡張するなどの改善が必要だと思います。

そこで伺います。木崎浜サーフスポットへのアクセス道路について、さらなるサーフィンでの誘客を図るために改善が必要だと思いますが、見解を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 木崎浜は、大規模大会の開催や県内外から多くのサーフィン愛好者が訪れる、本県を代表するサーフスポットであります。

これまで県では、ビーチ沿いの道路拡幅やサーフィンセンターの整備など、木崎浜のサーフィン環境の改善に取り組んできたところですが、一方で、アクセス道路は狭く、車両の離合が困難であることなど、議員御指摘のとおり、その改善が大きな課題と認識しております。

県としまして、今後さらなるサーフィンでの誘客を図るため、引き続き、地元宮崎市や関係部局とともに、こうした課題の改善に向けて協議を進めてまいります。

○山口俊樹議員 改善が必要だという問題意識は一緒なので、宮崎市などと協議していきますということでございました。具体的なスケジュールが出なかったのはちょっと残念なんですけれども、市にも話を聞いたところ、同じように課題意識を持っていたので、早期に改善が実現されることを期待したいと思います。

続いて、宮崎市にある県体育館について伺います。

この体育館は国スポ後に体育館としての用途を廃止の方向性ということでございますが、私の理解ですと、県体育館をはじめとする県有施設等の用途廃止後の利活用につきましては、用途廃止の意思決定の後に県庁内にて利活用の検討が進められ、県庁での活用がないと判断された後に市町村などへの活用意思の確認、そしてその後、民間等への譲渡などといった段階を踏

んで検討がなされるものと承知しております。

そこでお伺いいたします。県体育館の今後の利活用について、現在の検討状況及び検討スケジュールはどのようになっているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 宮崎市にあります県体育館は、令和9年に本県で開催される国スポ・障スポ大会まで活用した上で、令和10年4月までに廃止することとしております。

現在、用途廃止までのスケジュールを検討しており、そのスケジュールにつきましては、令和7年度から8年度にかけて、まずは教育委員会内において活用の有無を検討し、次に県庁内の他部局への活用の意向照会を行うとともに、アスベスト調査等を進め、令和9年度には、不動産鑑定評価等の実施を想定しております。

○山口俊樹議員 まだ県庁内での利活用を検討している段階ですということでございます。

ただ、何年度までに何をする予定ですよという具体的スケジュールについては出していただきました。現時点では、県がどうするのかということをはっきりさせないと、市町村がどうこう言えるときではないのかなと。価値も分からないという状況でございますので。今の答弁だと、そのスケジュールで大丈夫なのかなと心配しているんですけれども、用途廃止後にスムーズに利活用につながっていくように、庁内での検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて道路についてでございます。

宮崎市には、建設中の県道宮崎西環状線という道路がございます。かなり出来上がっているんですけれども、古城工区という場所が、平成20年の事業開始から10数年経過しても、まだ完成が見えていない状況でございます。

そこで伺います。県道宮崎西環状線古城工区の進捗状況と今年度の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道宮崎西環状線は、市街地の渋滞緩和や利便性の向上を図るための道路で、これまでに平和が丘から北川内町に至る延長約10.6キロの整備が完了しております。

議員お尋ねの古城工区につきましては、北川内町から古城町までの全体延長約1.2キロについて、平成20年度から整備を進めており、これまでに国道269号付近の改良工事や古城川を渡る橋の橋脚工事等に着手し、昨年度までの進捗は、事業費ベースで約3割となっております。

また、今年度は、事業費約8億円で、用地取得や県道宮崎田野線をまたぐ橋の橋台工事等に着手することとしております。

今後とも、地元の皆様の協力をいただきながら、古城工区の整備にしっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 今年度は約8億円の予算をつけて事業進捗をしますということでございます。地元だったり相手がいることではありますけれども、事業開始から時間を経過していますので、引き続き早期開通に向けて努力をよろしくお願いいたします。

続いて、二地域居住について伺います。

5月に広域的地域活性化基盤整備法が改正され、二地域居住の促進策が盛り込まれました。二地域居住については様々な定義があるようですけれども、今回ここでは、都市部と地方の双方に生活の拠点を持つという広めの定義で議論したいと思います。イメージしやすく言うと、半分東京、半分宮崎で生活していますみたいなことです。

そこで、総合政策部長に伺います。さきに述べた法改正によって、県は二地域居住を推進するための施設整備計画を作成できることとなりましたけれども、宮崎県の考え、対応について、どのようにするのか伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 人口減少が進む中、二地域居住は、新たな人の流れを創出し、関係人口を拡大するとともに、将来の移住にもつながる有効な取組であると考えております。

議員御質問の県の整備計画につきましては、二地域居住推進のためのハード整備を行う場合に必要となりますことから、現時点では作成する予定はありません。

県としましては、市町村や関係団体等の意見を伺いながら、二地域居住推進のための居住環境や拠点施設の整備が必要となる場合には、整備計画の作成を行ってまいります。

○山口俊樹議員 計画策定はしませんということでございます。

この計画は、答弁にあったとおり、ハード整備の補助金を得るための主と言われますので、私も補助金利用の予定がなければわざわざつくる必要はないのかなと思っています。

ただ、私は、二地域居住という概念は、既存の自治体の形を変える可能性を持っているというふうに感じています。

テレワークで働く場所は柔軟になりまして、手続などのデジタル化で行政手続は簡素化され、東京一極集中に対する問題意識も広がっています。今や地方で仕事をする際に、オフィスという場所がなくても、人さえいれば、そこはその企業の支社になると。企業誘致の形というのも変わってくるでしょう。学校だって、学習の進捗管理ができるならば、季節とか体験した

いことで転校することが当たり前になるかもしれません。

そんな動きが出てくると、税制においても、法人税やら住民税やら誰に課税してどこに払うのか、そんな議論が出てくる。住民の定義が変わってくる。自治体の再定義が始まるというふうに思っています。10年、20年先の自治体をどうやって描いて、宮崎はどんな自治体の形を目指すのか、二地域居住の概念はそうした問いかけをしているんじゃないかなと感じています。

目の前の補助金を得ることはもちろん大事なんですけども、こうした法改正を庁内において未来を議論する機会としていただきたいと思います。

続いて、マイナンバーカードについて伺います。

12月にマイナ保険証が本格運用される予定です。まず、先日の永山議員の質問でもございましたけれども、宮崎県内における各医療機関等のマイナ保険証利用のためのカードリーダーの稼働状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証を利用する際に必要となるカードリーダーは、4月末時点で、病院の97.7%、医科診療所の92.6%、歯科診療所の93.8%、薬局の98.6%で利用可能です。医療機関等の全体では95.1%であり、全国第1位です。

○山口俊樹議員 先日、カードの保有率も日本一ですという答弁が脇谷議員の質問の際にありましたけれども、マイナ保険証のためのカードリーダーについても日本一ということで、関係者の協力が得られているんだなということがよく分かります。

私は、このマイナ保険証については、防災の観点、避難所においてスムーズに病歴や薬の状

況を把握するとか、そういったことに効果を発揮するのではないかなと期待しています。

そこで伺います。避難所におけるマイナンバーカード及びマイナ保険証の活用について、県としてどのように考えているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 避難所でのマイナンバーカード活用は、昨年度改正の国土強靱化基本計画の中で新たに打ち出されたデジタル活用の一例として示されており、効果的な手段の一つと認識しております。

県内では、令和4年度に都城市が、避難者情報の共有化や職員の負担軽減を目的として、このカードを活用した避難所システムを約3割の避難所に導入し、そこでは受付時間が大幅に削減されるなど、高い効果が現れていると伺っております。

現在、国においては、このカードによる避難者情報把握システムの標準仕様書を策定するなどの動きが見られることから、県としては、先進自治体や国の動きを注視しながら、避難所での活用について、市町村と意見交換してまいります。

○山口俊樹議員 国、先進自治体の状況を確認していくということでした。

カードの保有率日本一であるんだったら、その活用についてもトップランナーであってほしいなと思います。今後、マイナンバーカードの 아이폰への搭載なども予定されているようなので、使いやすく便利な活用の広がり期待しています。

続いて、昨年度、質問した内容の進捗を確認いたします。

まず、地域生活支援補助金についてです。

これは、市町村が行う障がい者支援に関する

事業に対して、総事業費の国が半分、県が4分の1を上限に補助ができるというものです。現状の補助額は、国が総事業費の約3割、そして県が国の補助額の半分程度にとどまっていて、市町村の負担が大きくなっているため、これは十分な補助をすべきだ、上限までしっかり補助してほしいと、昨年より申し上げます。

ただ、今年度の予算においても、これまでに準じた国の補助の半分程度の予算計上となりました。

そこでお伺いします。地域生活支援事業を実施する市町村に対する県の補助額について、国補助額の2分の1としている根拠及び補助事業に係る予算の在り方を見直す考えはないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 市町村が実施いたします地域生活支援事業は、国が市町村の事業費の2分の1以内を、都道府県が4分の1以内を補助することができるとされておりますけれども、本県では、国の補助額の2分の1を市町村に補助しております。これは、全国的にも39の都府県が同様の補助としておりますことや、本県の脆弱な財政基盤を踏まえたものでございます。

県単独の予算措置は困難な状況であります。地域生活支援事業に係る市町村の事業費は年々増加傾向にありますことから、県としては、各県と連携・情報共有しながら、国に対し、引き続き十分な財政支援措置を要望してまいります。

○山口俊樹議員 多数の都府県が国の2分の1だし、ない袖は振れないので、県独自の増額は難しいですよ。これは意見の相違なので、なかなか落としどころがなさそうだなと話をしていと思うところです。

ただ、今年度は、昨年よりは増えて、国の補助額の2分の1以上を確保いただいたみたいですので、この最低ラインを守っていただきたいということと、国への要望も、これまでのやり方にとどまらず、国の予算の増額が実現できるような形で工夫していただきたいと思います。

続いて、ひとり親家庭医療費助成事業についてでございます。

この医療費助成については、現物給付と償還払いという手法がありますが、どちらを選択するかを判断するのは、最終的には市町村、基礎自治体だと思います。

私は、どちらの手法を選ぼうと、宮崎県としてひとり親家庭の医療費をしっかり補助することが大事だというふうに思っています。今、県は、現物給付にしている市町村には、その分の補助をしていませんよね。

そこでお伺いいたします。ひとり親家庭医療費助成事業における外来受診の現物給付を補助対象に加えられないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県のひとり親家庭医療費の入院外の部分につきましては、償還払いを補助対象としておりまして、宮崎市、都城市、三股町が現物給付で運用している部分につきましては、補助対象外となっております。

また、この医療費について現物給付を対象とするよう、市長会や町村会、また宮崎市などから要望を受けておるところでございます。

このようなことから、昨年度は市町村との意見交換やヒアリングを実施いたしました。その結果、医療費の審査支払機関への手数料に対する経費負担の増加、また、複数の医療機関を対象者が受診された場合の自己負担額をどのよう

にするか、取扱い等について課題が出されたところであります。

県といたしましては、現物給付化がひとり親家庭の負担軽減につながることは十分に承知しておりますけれども、整理すべき様々な課題がなお存在しておりますことから、引き続き市町村とともに検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 非常に厳しい答弁でした。

先日、黒岩議員への答弁で、県の補助額がこの10年で3,000万円ほど減っていると、その理由は、ひとり親が減っているからだという趣旨のものがございました。私、これは正確ではないと思っていまして、宮崎市などが現物給付にしたので、県が補助対象としているひとり親が減ったことが、大きく補助額が減った要因ではないかと思っています。それが実情じゃないかと思っています。

この医療費助成の件に関しては、私、納得できません。ひとり親のためにと現物給付にしている宮崎市、都城市、三股町を、県は医療費助成の一部対象外としている。これは正しい状況なのかなと疑問を持っています。これについては引き続き取り上げていきますし、今回はいたしませんけれども、次の機会では知事にもしっかりとお考えを聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今議会では、外国人人材の確保などがよく取り上げられておりまして、これから外国人が増えてくることが想定されます。

ここで私からは、宮崎市などが窓口にもなっている生活保護と外国人の関係について、1問伺いたいと思います。

外国人の生活保護の取扱いと全国と本県の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 生活保護法

における外国人の取扱いにつきましては、厚生労働省の通知に基づきまして、国民に対する生活保護に準じて、必要と認める保護を行うこととなっております。

申請時には、在留カードまたは特別永住者証明書を提示する必要があります。

外国人の生活保護の受給状況は、令和6年2月時点で、全国では約4万7,000世帯約6万5,000人、本県では25世帯35人となっております。

○山口俊樹議員 一定の前提条件の下で、ルールに基づいて支給していますということでした。

外国人の生活保護には様々な意見がありますが、私は生活保護という仕組みに当てはめていくのは無理があるのかなと感じています。今後、外国人が増えていく中で、その保障などをどう担保していくのか。生活保護の窓口のように、最終的に住民の方と触れ合う自治体から、その必要性や課題について国に伝えていくことも必要な時期に来ているんじゃないかなと感じているところです。

次が、基礎自治体との連携という項目での最後のテーマになります。

昨年、宮崎港にある分譲地の多くが約30年売れていないということを取り上げました。1年たちましたが、どうでしょうか。宮崎港分譲地に関する昨年度の間合せと売却状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港東地区の分譲地につきましては、これまで総面積16万平方メートルのうち、約7割に当たる約11万平方メートルに23の企業が進出しております。残る約5万平方メートルの売却に向け、県内外の企業を対象にセールスを行っており、昨年度は、県内企業5社、県外企業12社から間合せを

いただき、現在、このうち1社と売却に向けた協議を行っております。

○山口俊樹議員 いろいろと問合せがありました。ただ、昨年も5万平米残っていて、今年も同じ状況なので、実際には売れなかったということなんでしょうか。

聞くところによると、基本は、情報を出して、問合せを待っているという状況で、自ら営業をかけていくというような形ではなかったようです。営業のノウハウがないということであれば、手数料はかかりますけれども、不動産業者さんなどの力を借りることも検討すべきではないでしょうか。実際に、県の不動産の売買の際には、仲介事業者を活用した例もあると聞いております。

そこでお伺いします。宮崎港分譲地の売却を進めるため、今後どのように対応していくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港分譲地につきましては、早期の売却に向け、物流事業者などへの企業訪問を行うとともに、県内外で開催する港湾セミナーでのPRやホームページによる情報提供等に取り組んでいるところであります。

今後は、これらの取組をさらに強化しますとともに、議員御指摘の不動産業者による仲介も売却を促進する有効な手段となることから、関係団体と協議を行うなど検討を進めてまいります。

また、企業訪問などの際、複数の企業から問合せがありました分譲地の貸付けにつきましても、早期の利活用を図る観点から、併せて検討してまいります。

○山口俊樹議員 仲介事業者の活用を検討、さらには、分譲だけでなく貸付けという形で

の活用も新たに考えていますということでございました。活用に向けての、売却推進に向けての前向きな答弁でございますので、結果が出るまでしっかり頑張っていたいただきたいと思いますし、私も引き続き応援するというか、追ってきたいというふうに思っております。

続いて、県庁の組織の在り方について伺います。

まず、採用についてでございます。

常任委員会などで話を伺うと、技術系のみならず、事務系職種でも2年連続で採用予定者数を割ってしまうなど、県庁職員の採用や人員確保が難しい、厳しい状況になっているようです。

そこで、知事にお伺いいたします。職員採用は厳しい状況、さらには若手の早期退職ということも間々ある中で、県庁の業務体制を維持するため、必要な人材確保にどのように取り組むのか、考えをお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県政を進める上で、人材確保は極めて重要な課題であります。

職員採用に当たりましては、私自ら受験者に向けてプレゼンを行い、県庁で働く魅力、さらには宮崎県で暮らすことの魅力などの発信を行っております。

最近、県外出身の方で、その話に接することで興味を持って県庁に就職した、そういう職員からの話も聞いて、手応えも感じたところでありますが、近年、職員採用が厳しさを増す中、必要な人材を確保していくためには、県庁が若者にとって、やりがいを感じ、自ら成長できる働きがいのある職場であること、またワーク・ライフ・バランスを実現できる働きやすい職場であることが重要であります。

このため、職員が関心のある業務に自ら応募ができる庁内公募制度やスキルアップのための

資格取得サポートなど、キャリア形成に対する支援に加え、OJTを含めた各種研修の強化など、職員の意欲や資質の向上を図る取組を行っております。

また、テレワーク環境の整備や時差出勤のほか、育児や介護との両立を可能とする休暇制度の充実など、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方も推進しているところであります。

今後とも、魅力ある職場づくりを推進し、積極的に発信していくことにより、将来の県政を担う人材の確保に努めてまいります。

○山口俊樹議員 人材確保は根幹なので、あらゆる策を打っていきますよということでございました。

では、具体的にどうするのか。採用を増やすためには、まず受験者数というか、応募者を増やさないとはいけません。職員採用試験の受験者確保に向けた広報活動について、人事委員会委員長に伺います。

○人事委員長（佐藤健司君） 人事委員会では、職員採用ホームページやSNSを活用し、試験情報やPR動画の配信等を積極的に行うとともに、民間の就職情報サイトなど様々な広報媒体を活用して、受験者の確保に取り組んでいます。

また、高校生や大学生の早い時期から県の仕事に関心を持ってもらうため、その魅力などを紹介する就職ガイダンスの開催をはじめ、九州内外の大学等が主催する説明会への参加や、若手職員が県の仕事を紹介する県庁ナビゲータに取り組むとともに、中高生を対象に出前講座も実施しております。

今後とも、インターンシップ等を実施する知事部局などの任命権者との連携を密にしながら、より効果的な広報活動を行うことで、新た

な受験者の掘り起こしに積極的に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 様々な取組をされていることがよく分かりました。

今は民間企業と同じような形での試験も取り入れられて、受験しやすくなっているようです。人材確保の競争相手が他の自治体から民間企業へと変わっていったということをより意識していただいて、さらに前例にとらわれない取組を期待したいと思います。

今朝、清山市長のX（旧ツイッター）を拝見したところ、宮崎市役所では、カムバック採用というような形で、一度市役所等を辞められた方に、数年の経験があれば、また戻ってきてもいいですよ、採用しますよというような形での採用も始めているみたいです。いろんな採用の在り方があるんだなということを思ったところでございます。ぜひそちらのほうも検討してみてくださいねと思います。

次に、現在の組織の人員確保について伺います。

育休などの推進によって、年度当初の予定と人員数がずれることが昔より増えるのではないかと想定しています。

そこでお伺いいたします。育児休業や精神疾患による休職など、長期に職員が不在となる所属の負担を軽減するために、どのような対応をしているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 職員が育児休業や精神疾患による休職などにより、長期に不在となる場合には、まず不在となる期間、業務への影響及び長期不在となる職員に代わって業務に当たる職員の負担の程度等について、所属に確認を行います。

その内容を踏まえ、人事異動による補充職員

の配置をはじめ、会計年度任用職員の任用や担当制の活用により、所属内での配置変更を行うなど、業務執行体制を確保しております。

○山口俊樹議員 ちゃんと確保していますということでございます。

ただ、これは非常に難しい課題で、組織の柔軟性をどう持たせるのか、答えはないんじゃないかなと思っています。休む方も周りの方も安心して仕事ができる環境整備を、様々試しながらでいいと思いますので、やっていただきたいなと思います。

続いて、働き方について2問、私、市議時代に市役所の出退勤管理について質問したことがあります。当時の市役所は出勤をどう確認していたか、上司の目視だったんですね。さすがにそれはということで、デジタルツールを導入してもらいました。県庁はどうなのでしょう。出退勤管理にデジタルツールを用いる自治体も出てきていますけれども、県の出退勤管理の方法とデジタルツール導入の予定の有無について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 県における出退勤管理については、所属長等が現認することを原則としつつ、必要な場合には、パソコンの使用時間の記録との照合等により確認を行っております。

現時点では、ＩＣカードや生体認証の活用など、デジタルツールの導入は予定しておりませんが、今後のテレワークやフリーアドレスなど、多様な働き方の推進に向けて、他の自治体の取組も含め、情報を収集してまいります。

○山口俊樹議員 基本は目視ですということでございます。働きやすさとか働きたい環境というのは、地味にこうした小さなことの積み重ねかなと思っています。出勤したら上司の見える

ところにいなきゃいけないと考えるのもちょっとと思うので、ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

この項目、最後の質問でございます。テレワークについてです。

コロナが5類に移行されて約1年がたちました。コロナ禍によってテレワークが進んだというのは事実ですし、働き方の一つとして、今後可能性を秘めたものだと私は思っています。

そこで、コロナ後における庁内のテレワークの現状と取組について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） テレワークのうち在宅勤務は、新型コロナ対策として接触機会を減らすため、知事部局において令和2年度から開始し、令和3年度は年間1万回を超える実績がありましたが、5類移行後となる令和5年度は約2,500回となっております。

昨年度実施した職員アンケートによると、在宅勤務をさらに進めていくには、書類の電子化や電子決裁の拡充が必要であるとの意見が多く寄せられており、来年度から電子決裁機能を有する文書管理システムの運用を開始することから、今後の在宅勤務の利用拡大につながるものと考えております。

テレワークは、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方に有効な手段であり、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することから、引き続き積極的な活用を促してまいります。

○山口俊樹議員 在宅勤務の回数は減っているんですけれども、積極的な活用を促進していきますということでした。

来年度から電子決裁も運用開始予定ということでございます。私、市議時代に電子決裁の導入を非常に強く訴えてきたんですけれども、いろんなルールの面などで、なかなか難しいとい

う回答がずっと来ていました。ぜひ導入後は基礎自治体のほうにも県の取組を展開できるように、情報共有をお願いしたいなと思います。

さて、続いて、県有施設の活用についてでございます。

まず、県総合運動公園について伺います。

皆さん、野球のキャンプは行かれましたでしょうか。私も今年はインターンの学生と平日に行って、そこでちょっと驚いたというか、気になったのが、駐車場が無料だったんです。うれしいんですけども、県外の方も多く来るキャンプで、これはどうなのかな、外貨を稼げるときには取るべきじゃないかなと思います。

そこで伺います。県総合運動公園の駐車料金について、プロ野球のキャンプだったりとか大型大会の実施時などは有料とするなど、平日も含めた、メリ張りをつけた料金体系とすることはできないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合運動公園の駐車場料金につきましては、公園の利用促進と運動公園全体の収入増加を目的として、現在は、平日は無料、土日祝日は有料と、曜日によって分けております。

これまで、プロスポーツチームのキャンプ日やフラワーショーといった大型イベントの開催日は、平日でも有料とした経緯もありますが、今後の料金設定につきましては、収入確保の観点からも、他県の状況等も調査し、関係部局等と協議を行い、メリ張りをつけた料金体系を含め、検討してまいります。

○山口俊樹議員 メリ張りをつけた料金体系を含め、検討してまいりますということでございます。

情報をいただくと、キャンプ時、春と秋にありますけれども、現在、有料にしている土日だ

けで800万円近い収入があるそうです。平日は人が少ないとはいえ、100万単位の収入増は見込めるんじゃないかなと思っております。いただくべきときはきちんともらうという姿勢は大事だと思います。

その観点から、もう1問、今回、最後の質問になります。

物価などが上がって、県有施設全体において、管理費だったり修繕費が上がりつつありますけれども、使用料については据置きという状況が見受けられます。これは果たして平等なのかと。維持管理に対する利用者の負担割合、利用料における受益者負担率というのは非常に減っているんじゃないかなと言えるのではないのでしょうか。

そこで伺います。物価高騰等によって施設の管理料が増加傾向にある中、受益者負担の観点から使用料にしっかりと価格転嫁すべきだと考えますが、県の考えを総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 芸術劇場や国民宿舎、各種スポーツ施設など公共施設の使用料については、受益者負担の観点から、物価の動向や九州各県における類似施設の状況等を踏まえ、毎年度、全庁的に見直しに取り組んでおります。

一方、議員御指摘のとおり、委託料や修繕費、光熱水費などの施設の管理料は、近年、賃上げや物価高を背景として急激に増加しておりますので、これらの動きをしっかりと把握した上で、適時適切に使用料へ反映し、住民間の負担の公平性を保つとともに、安定的な施設運営につながるよう努めてまいります。

○山口俊樹議員 適時適切に使用料に反映して、公平性を保つ努力をしますと。

私も当然安いほうがいいんですが、維持管理

に必要な経費はきちんと算出して、適正な利用料を求める。利用促進とか地縁団体や福祉的配慮が必要な場合、老人クラブとか、そういう団体さんとかあるのであれば、料金の減免等で対応するなどが基本的な形じゃないかなと私は思います。

また、実務上、使用料などは条例改正が必要であつたりとか、指定管理者の選定と密接に関わっていて、簡単にできるものではないですよ。だからこそ、庁内でルールや仕組みを整えて、料金の見直しがしっかりと実務上もできるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

今回も様々な分野で質問いたしました。動いていただいただけそうなもの、まだまだ意見の相違があるものもございますが、丁寧に向き合っていたと思います。感謝申し上げます。

最後にちょっとだけ、10日ほど前に、前々職の先輩、後輩が宮崎に来て、意見交換をする機会がありました。私の前々職は、東京を世界の都市にしようということを本気で思っている企業です。私も本気で思っている企業です。私も本気で思っている企業です。

最近、東京一極集中に対して問題意識が広がっていて、私もそれは課題だなというふうに同じ思いはあるんですが、一方で、我々宮崎、地方側から見たときに、東京に負けないまちをつくらうとしてきたのかと。東京に本気で勝とうとしてきたのかと。国に求めるものは求めながら、自分たちをただ褒めたり魅力を述べるだけでなく、足りないものややるべきものはしっかりとやる姿勢は大事にしなきゃいけないと話をしながら感じたところでございました。

この宮崎を本気でどこにも負けない都市にし

ていくために頑張るという決意を改めて申し上げて、私の質問の全て終わります。ありがとうございます。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

三村明夫日本製鉄株式会社名誉会長を議長にして、昨年7月、人口戦略会議が発足しました。

日本は本格的な人口減少時代に突入した。現在の基調が変わらない限り、1億2,400万人の人口は、2100年には6,300万人に半減すると推計されている。こうした未曾有の事態を眼前にして、このままでは日本経済は縮小スパイラルに陥り、国富を失い続け、社会保障の持続性が大きく損なわれていくのではないかと。また、国際的な地位は低下し続け、小国として生きるしかないのではないかと。我が国の将来に対して、こうした不安を抱く人は多い。

私たちは、このような歴史的な転換期にあつて、ただ、少子化の流れに身を任せていいのだろうか。今ここで行動を起こさなければ、日本とその国民が人口減少という巨大な渦の中に沈み続けていくことは明らかである。このような基本認識を共有する有志が個

人の立場で自主的に集い、人口減少という事態に対して、いかに立ち向かい、持続可能な社会をどのようにつくっていくべきかについて意見交換を行う場として、人口戦略会議を設置し、提言するものである。

として、今年1月に「人口ビジョン2100」を発表。これまで日本社会の対応に欠けていた課題と、2100年を視野に「安定的で、成長力のある「8,000万人国家」を目指す」などの目標を示し、「今まさに国民全体で意識を共有し、官民挙げて取り組むための国家ビジョンが最も必要」との提言がなされました。

他方5月には、日本創生のための将来世代応援知事同盟サミットが本県で開催され、そこには河野知事を含む18府県の知事が集い、人口減少問題に対する議論と、知事同盟の宣言として「みやざき声明」及び「人口戦略緊急アピール in 宮崎」の発表がなされたことは、先日、知事から御報告があったとおりであります。

こうした日本の人口問題への危機感を背景にした様々な動きの中で、国の責務として人口減少と超高齢化への対策を求めていく一方で、地方におきましては、人口減少の中で自治体機能を維持していくための対策も急がなくてはなりません。

人口問題への具体的な対策において、知事が国に求めること、県が取り組むべきことをどう考えていらっしゃるのか、本県の実情を踏まえた知事の考えを伺います。

続けて、知事に質問いたします。

県の日本一挑戦プロジェクトの柱の一つである子ども・若者プロジェクトにおきましては、日本一生み育てやすい県への挑戦として、日本一の合計特殊出生率を目標に掲げており、人口問題という観点から言えば、自然減対策に力点

を置いた重点政策になっています。

一方で、人口戦略会議が4月に発表した令和6年地方自治体「持続可能性」分析レポートでは、地域別将来推計人口における20歳から39歳の若年女性人口について、地域外への移動を想定した2050年時点の移動想定人口と、出生と死亡だけの要因による人口変化を推計した封鎖人口の2つの推計データが示されています。

これを見ますと、例えば串間市の2050年時点の若年女性人口は、移動想定人口で52.8%減に対し、封鎖人口では2.3%増に、日之影町では、移動想定で55.9%減の一方で、封鎖人口では12.3%の増と、県内26市町村のうち、宮崎市以外の25の市町村では、自然減の人口減少よりも、移動想定、すなわち地域外への若年女性の人口流出のほうがより深刻な課題であることが分かります。

先日発表されました2023年の合計特殊出生率は、前年より下がったものの、1.49で沖縄に次いで2番目、全国でも宮崎は健闘しているという見方もすることができ、むしろ本県の課題である人口流出対策にもっと注力すべきではないかと考えるほうが自然ではないでしょうか。

20代、30代の若年女性など、若者の県内定着にどう取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、人口減少対策についてであります。

全国の合計特殊出生率が過去最低となり、本県でも出生数が大幅に減少するなど、少子化が加速する中で、人口減少という我が国最大の危機を克服するためには、この危機意識というも

のを国民全体として共有をする中で、構造的課題である東京一極集中の是正と、若者や女性が地方で活躍できる分散型社会の実現が不可欠であると考えております。

このため、国の責任において一極集中の是正を図ること、さらには、人口減少対策を国政の中心的な課題として位置づけて、これを統括する司令塔を設置し国民運動を展開する、そういった内容を、知事同盟、そして九州知事会等とも連携しながら強く求めているところであります。

一方で、地方においても、若者や女性が地元で学び、暮らし、働き、結婚や子育ての希望をかなえることができる持続可能で魅力ある地域づくりなど、地方創生の取組をさらに加速させる必要があると考えております。

県としては、子ども・若者プロジェクトとも連動させ、結婚・子育て支援や若者・女性の県内定着に向けた取組をこれまで以上に強化するとともに、市町村や関係団体、さらには県民の皆様とも危機意識を共有しながら、地域の実情に応じた対策を全力で進めてまいります。

次に、若者の県内定着についてであります。

本県ではこれまで、人口減少に対して、自然減対策、社会減対策、それぞれ取り組んでまいりました。社会減としては、若者の県内定着の促進に向けて、良質な雇用の創出やキャリア教育の充実など様々な対策を講じており、例えば高校生の県内就職率は8年連続で上昇してきております。

このような中で、本県の社会動態はやや改善してきておりますが、女性の転出は男性の約2倍となっており、少子化の一層の加速も懸念されますので、改めて若者や女性をターゲットとした対策を強化する必要性を認識しておりま

す。

御指摘のとおり、人口戦略会議のレポートでは、本県の全ての市町村が社会減対策が必要とされておりまして、子ども・若者プロジェクトで重点的に推進している結婚や子育て支援に加え、社会減対策の視点も大変重要だと考えております。

県としては、女性活躍の促進や育児と仕事の両立支援など、県内企業や関係団体、市町村とともに、これまで以上に踏み込んだ取組を検討し、若者や女性がふるさと宮崎で学び、働き、子育ての希望をかなえることができる宮崎の実現に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 次に、県の「未来につなげる少子化対策調査事業」におきまして、昨年度、外部有識者による研究会が設置されています。そこでは、本県の少子化に関する分析、現在の取組の検証、新たな施策の提言等を行うこととしており、今年3月にその宮崎県未来につなげる少子化対策調査事業研究会から県に対して提言がなされておりますが、この提言に対する評価と今後の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 研究会からは、知事に対しまして、合計特殊出生率1.8台を達成するために、結婚・子育て支援の強化、高い出生率の維持・強化及び社会動態の改善の3つの施策を組み合わせる必要があるとの提言をいただいております。

この提言では、本県における合計特殊出生率の特徴など、様々なデータを統計学の手法を用いて分析されておりまして、今後、少子化対策を進めていく上で大変参考になるものであると考えております。

現在、子ども・若者プロジェクトのさらなる

充実・強化に向けまして、関係部局と協議を進めているところでありまして、この提言も共有しながら新たな対策を検討してまいります。

○坂本康郎議員 合計特殊出生率1.8という目標達成には、早急に高度な施策の組合せが必要とした研究会の提言と、また直近の婚姻数や出生数の減少傾向を考えたときに、令和8年までに合計特殊出生率1.8を達成するという目標やその達成年次について、今後、見直す必要がないのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県も含む全国で、コロナ禍等により婚姻数が大幅に減少し、出生数も大きく落ち込んでいるところであります。令和5年の合計特殊出生率が過去2番目の低さとなる1.49となり、改めて強い危機感を抱いたところであります。

しかしながら、日本一生み育てやすい県を目指していくという私自身の決意は揺るぎないのでありまして、今回の結果を受けて目標値を変更することは考えておりません。目標の達成は厳しい状況にありますが、結婚し、子供を持ちたいと願う若者の希望をかなえるため、今後も全力で取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 私も率直に目標達成はなかなか容易ではないという感想を持ちましたが、そういう感想を持ちつつも、今回の研究会のレポートの中で、宮崎県人口の潜在力として示されております県民の希望子供数、男性2.3人、女性2.4人という数字には、私も一筋の光明を見たと気がしております。大変高い達成目標ではありますが、知事には県民の希望をかなえるという崇高な使命感に立って果敢に挑戦していただくことを期待しております。

次に、最近、将来の妊娠のための健康管理を促す取組として、プレコンセプションケアとい

う言葉が用いられるようになりました。さきに触れました「人口ビジョン2100」では、男女ともに加齢に伴って妊娠する力、妊孕性が低下することから、プレコンセプションケア、つまり男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、思春期から生涯にわたって健康管理を行うよう促す取組の普及が重要としています。

若い世代へのプレコンセプションケアについて、県ではどのように取組がなされているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） プレコンセプションケアとは、妊娠する前からのケアを意味しておりまして、若い男性・女性が現在の体の状態を知り、将来のライフプランを考えて日々の生活と向き合いながら、健康管理を行うことでございます。早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送ることで、将来の妊娠や出産につながる可能性を広げるものであると理解しております。

県では、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すために、女性や不妊の専門相談センターによる相談の対応、若い世代を対象とした助産師による講話や、中高生を対象に、年齢の近い大学生によるピアカウンセリングなど、健康教育を実施しております。

今後とも、プレコンセプションケアの考え方を踏まえた健康支援を実施するため、必要な取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 プレコンセプションケアという言葉自体は、まだなじみのない人が多いのかもしれませんが、今後、少子化対策や若い人たちの結婚、出産などが話題になるとき、メディアで使われることも多いと思います。関心を持った若い人たちが検索したときに、県の施策

とリンクすることが重要だと思いますので、今後、事業の構築、再構築をする際には、ぜひこのプレコンセプションケアという言葉を使ったものにさせていただくよう提案いたします。

次に、こども家庭庁は先月、自治体こども計画の策定ガイドラインを公表しました。この自治体こども計画は、昨年、施行されましたこども基本法において、国のこども大綱に沿って、各自治体で計画を策定することが明記されたものであります。

策定は自治体の努力義務となっていますが、県は宮崎県版こども計画の策定をどのように進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、現在、子供・子育て政策を総合的に推進するために、みやざき子ども・子育て応援プランにより、各種施策に取り組んでおります。

このような中、昨年4月に施行されたこども基本法によりまして、自治体は国のこども大綱を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとされました。

現プランが今年度末で終期を迎えますことから、子供の貧困対策に関する計画等を新たに加えて、今年度末までに本県のこども計画を策定することとしております。

○坂本康郎議員 次に、県の新規事業「こどもわけもん政策モニター事業」について伺います。

国のこども大綱では、子供が意見を表明する権利を柱の一つに掲げており、国では、こども大綱の策定過程においても、子供の声を聴く取組が行われたようであります。

この県の新規事業もその理念を踏まえた取組と理解しています。その上で、自治体こども計画策定のためのガイドラインには、「こども・

若者、子育て当事者への意見聴取」について、様々な困難な状況に置かれている「声を聴かれにくいこども・若者」の意見にも十分配慮することが記されています。

県のモニター事業におきましても、この「声を聴かれにくいこども・若者」を含む幅広い意見を聞いていくことが重要と考えますが、今後どのように事業を進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） こどもまんなか社会の実現に向けましては、その当事者である子供や若者、さらにその保護者の声を伺うことが大変重要であります。

意見を聴くに当たりましては、審議会等への参画やオンラインでの意見交換、SNSの活用など様々な手法が考えられますけれども、できるだけ多くの子供たちから直接意見や提言を寄せていただけるように、約400名のこどもモニターを募集いたしまして、今年度策定するこども計画や子供・子育てに関する施策について御意見を伺うことにしております。

議員御指摘の障がいのある子供など声を聴かれにくい立場の方からの聴き取りについては、他県の状況等も参考に今後検討してまいります。

○坂本康郎議員 県では一昨年、コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査を実施し、結果を公表しておりますが、今、県内の子供の貧困の状況は深刻なのか、そうでないのか、直近の調査結果などを踏まえた県の認識を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 全国の子供の貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、令和3年時点で11.5%でございます。

また、本県の状況を見ますと、生活保護受給者に占める子供の割合は近年、減少傾向にありますものの、県内の児童生徒に占める就学援助認定者の割合は微増傾向にありますことから、子供の貧困問題は依然として厳しい状況にあり、引き続き対策に取り組んでいく必要があると認識しております。

○坂本康郎議員 子供の貧困を生む大きな理由の一つに、家庭環境、特に保護者の所得など経済状態が影響していることが考えられます。現行の第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画におきましても、子供の貧困に関する指標を設け、その改善に向けた取組の1つ目に、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に取り組むとしていることは至極妥当だと思います。

一方で、その指標及び計画の目標に目を向けますと、生活保護受給者やひとり親家庭に対象が絞られてしまっているように見えますが、それでは実態に即した子供の貧困対策にならないのではないかという疑問があります。

県の子ども貧困緊急実態調査によりますと、世帯全員のおおよその年間収入について、調査回答者の世帯収入の中央値の2分の1、金額にして、世帯全員の年間収入122万9,800円未満の世帯が12%、それ以上で中央値245万9,700円未満の世帯が34.8%、合わせて46.8%が年間世帯収入約246万円未満という結果が示されております。世帯収入月20万円で子育てをする困難さは、当事者の方であればよくお分かりかと思いますが、どんなに切り詰めても数万円足りない状態だと思われます。

今申し上げているのは、46.8%の世帯のうち、月20万円とはいえ、まだお金があるほうの世帯の話で、その金額以下の相当数の家庭で、

生活に困窮する状態に近い可能性があると考えられます。見方を変えますと、46.8%もの高い割合の世帯が、生活保護世帯及びひとり親世帯だけで充当されているとも考えにくく、子供の貧困に関係する生活困窮者、生活困窮世帯については、視野を広げて考える必要があるのではないのでしょうか。

県の子どもの貧困対策推進計画では、取組の対象になる生活困窮者、生活困窮世帯をどのように想定しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の子どもの貧困対策推進計画は、生活保護受給者や生活困窮者、ひとり親家庭などを対象といたしております。そのうち、生活困窮者、生活困窮世帯につきましては、生活困窮者自立支援法に準じまして、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及びその世帯としております。

具体的には、働きたくても健康上の理由で働けない、家族の介護のために仕事に就けないなどの理由で、現在は生活保護を受給してはおりませんが、生活保護に至るおそれがあるような方々を想定いたしております。

○坂本康郎議員 御答弁から、生活保護受給者やひとり親家庭に限らず、生活に困窮している方たち全体を対象に考えられているということは理解しました。

一方、現行の県の計画は、生活に困窮し、貧困状態にある可能性のある家庭、保護者へまずアプローチし、そこから子供の状況の把握と支援に結びつけていくという仕組みになっています。もし支援を必要としている子供を的確に把握することができれば、本人とその保護者に対して、より早期にかつ効果的に必要な支援を行

うことができると思うのですが、県では、貧困状態にある子供をどのように把握しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 貧困の状態にある子供のうち、生活保護世帯の子供につきましては、福祉事務所のケースワーカーが、また、就学援助を受けている児童生徒につきましては、学校や教育委員会において把握いたしております。そのほか、子育て家庭等の実情の把握などを行う市町村のこども家庭センターや、近年、民間団体で取組が広がっております子ども食堂や子ども宅食等を活用しながら、把握に努めているところでございます。

○坂本康郎議員 参考までに、スクリーニングの手法を支援に導入している自治体の例があります。貧困状態にある子供の網羅的把握と早期対応を目的に、市が小中学校全ての子供を対象に、出欠状況、学習状況、生活状況、家庭の経済状況などから、支援の必要が高いと思われる子供をAIで抽出するというやり方です。この方法であれば、支援が必要な子供と保護者へピンポイントで支援ができる可能性が高いと思われます。ぜひ、このような先進的な取組についても研究し、導入の検討をしていただきたいと思います。

続けて、県の子どもの貧困実態調査の調査結果について伺います。

この調査では、子供の貧困に関連する支援制度の利用状況を明らかにしています。調査結果についてどのように受け止めているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 御質問の調査結果では、本県において貧困水準にあるとされる世帯収入約123万円未満となる世帯が、就学援助や自立支援相談窓口を利用している割合は

低い状況となっております。

利用していない理由につきましては、「制度の対象外だと思うから」が最も多く、そのほか「支援制度を知らなかった」とか「手続きが分からなかった」などの回答がありまして、制度に対する理解が進んでいない現状があるのではないかと受け止めております。

○坂本康郎議員 今、御答弁にありましたように、この調査結果を見ますと、世帯年収約123万円未満の世帯の就学援助制度の利用率が54.1%、児童扶養手当46.4%となっていますが、この数字に私も違和感を感じています。123万円未満の世帯年収では、もらえるものを全部もらっても、なお生活が苦しいはずですが、その半分の世帯が制度を必要としていないということは普通あり得ません。制度の理解が進むよう取り組むことはもちろんですが、申請のやり方についても、より利用しやすい方法を検討していただきたいと思っています。

これは以前、一般質問で教育長に改善を求めています。県内の市町村によっては、就学援助の申請書を子供本人から担任に提出させるやり方をしているため、周りの目を気にして子供が持っていきたがらないとの声を伺いました。それが今どのように改善されているか、ここでは触れませんが、子供の貧困に関連する支援制度全般において、一度見直してみることが必要ではないでしょうか。

支援が必要な子供にちゃんと支援が行き届くために、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 支援が必要な子供にしっかりと支援を届けるためには、制度や手続きについて分かりやすく周知することが大変重要であると考えております。

このため、これらの制度や情報を集約した「桜さく成長応援ガイド」を作成し、毎年、県内全ての中学生、高校生や関係機関、子育て支援機関等に配布し、周知に取り組んでおります。

県といたしましては、今後とも周知・広報に取り組むとともに、支援機関を通じて利用者の声を伺いながら、利用しやすい手続となるように努めるなど、支援制度の活用促進に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 他県では、申請者への配慮から、既にオンライン申請を実施しているところが多い見られます。

経済面の公的支援は、子供の貧困と貧困の連鎖の解消のために不可欠です。支援制度が活用され、支援を必要な子供へ行き届かせるために、県には、ぜひ一度、当事者に意見を求めていることを強く要望します。実情を丁寧に把握して、より利用しやすい方法を県で検討していただくようお願いいたします。

次に、新規事業「半導体関連企業誘致加速化事業」について伺います。

2年前、熊本にTSMCの進出が決まり、周辺が騒がしくなり始めた時期の一般質問で、県の半導体企業誘致の取組をたどりました。その後、国富町へのローム進出という話題はありましたが、半導体関連企業の誘致活動については、他県と比較して、あまり目立った動きがなかったという印象を持っている県民も少なくないのではと思っています。

これまで県は半導体関連企業に対してどのような誘致活動を行ってきたのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 九州内における半導体関連企業の投資活発化の動きに対

応するため、県では昨年度、半導体関連産業を重点産業分野に位置づけ、支援内容を充実させるなど、インセンティブ強化を図ったところであります。

立地活動に当たっては、ホームページやパンフレット等を活用し、半導体関連企業の立地においてポイントとなる、水、人材、災害リスクなどの本県の立地環境の魅力や支援制度等を広く情報発信するとともに、県外事務所と連携し、半導体関連企業を含む年間300社以上を積極的に企業訪問しております。

また、知事によるローム本社訪問など、トップセールスも行いながら、半導体関連企業の立地に取り組んでおります。

○坂本康郎議員 この事業では、半導体関連企業への誘致活動の強化と誘致するための工業団地整備の基盤調査に係る費用を市町村に対して補助するという内容になっていますが、この対象となる市町村をどの程度見込んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 今回の事業は、半導体関連企業に特化した用地確保等に緊急的に取り組むことで、新生シリコンアイランド九州の実現に向けた機運を逃すことなく、半導体関連企業の立地を通じて、県内産業の振興を図ることを目的としております。

具体的な市町村につきましては、現時点で未公表の計画もあることから、全ての市町村名をお答えすることは控えさせていただきますが、今年2月に計画を公表された日南市を含む4つの市町村での調査を見込んでおります。

○坂本康郎議員 それでは、今後、県内へ誘致する半導体関連企業について、具体的にどのような見通しを立てているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 近年、半導体製造企業のほか、半導体の性能テストを行う企業、半導体製造装置の製造・設置・メンテナンスを行う企業など、県内外の企業から様々な問合せが増加している状況にあります。

このため、今回の事業において、緊急的に産業用地の確保を図るとともに、国内外の半導体関連展示会への出展やトップセールスの実施などに取り組むことにより、工業団地の造成が完了する見込みである令和11年度から令和15年度までの5年間において、20件の立地を目標に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 一つ気になるのが、人材の問題です。先日の黒岩保雄議員の質問におきましては、6割の県内立地企業が人材不足を感じているとの調査結果が示されましたが、既にどの業界においても人材確保が最重要課題であります。さらに人口減少が進むと考えられる10年後に必要な人材を確保できるのか、大変気になります。

20件の企業立地計画に見合う半導体人材の確保に県はどのような見通しを立てているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体関連産業における人材については、九州の産学官で構成する九州半導体人材育成等コンソーシアムが、短期的にも中長期的にも年間1,000人程度が不足するとの見込みを公表しております。

このため県では、昨年12月に産学官連携による、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムを立ち上げ、今年度から県内の半導体関連人材の育成・確保に向け、セミナーの開催や大学等における半導体技術者による講義の支援などに取り組むこととしており、合わせて年間150名程度の参加を予定しております。

今後とも、半導体関連企業の新たな立地にも対応できるよう、宮崎大学や都城高専などの教育機関等とも連携し、県内に必要な人材の育成・確保に努めてまいります。

○坂本康郎議員 人材確保について、もう一つ伺います。

公明党は今年の2月から3月にかけて、全国の都道府県及び市区町村を対象に、少子高齢化、人口減少への対応に関する自治体アンケートを実施しました。この調査では、自治体存続の危機感をはじめ、医療・介護、子育て・教育、少子化対策などについて、課題や必要な支援策を自治体の首長または政策担当者はどう受け止めているのか尋ねています。

本県では、26市町村中25の自治体から回答を得ておりまして、地域別将来推計人口の受止めや2040年に向けた医療・介護の需要と供給の見通しなどについては、おおむね全国統計と同様の傾向を示していますが、一部特徴的な結果が表れている項目があります。それは外国人材です。外国人材の受入れの見通しについて「既に不足しており、今後さらに不足しそうだ」と回答した市町村の割合が全国平均28.9%に対し、宮崎県内では倍以上の6割に上っています。

回答によりますと、県内の各市町村が外国人材受入れを進めていく上での課題として、地域住民の理解と協力、日本語教育の充実に加えて、地域や職場における通訳など支援スタッフの確保を多く挙げています。

県内で不足する外国人労働者の人材確保について、県はどう取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 労働力人口の減少が進み、人材の確保が喫緊の課題となる中、外国人労働者の確保は大変重要でありま

す。

このため県では、外国人サポートセンターによる生活面での支援に加え、農業や建設業など各産業ごとに、特性や実態に応じた相談窓口等の設置を進めております。

また、専門的知識等を有する高度外国人材の雇用を検討している企業を対象とした、採用・定着のポイント等を紹介するセミナーや、採用計画からマッチングまでの伴走型支援に加え、外国人留学生のための就職相談等を実施しております。

県としましては、今後、各業種における外国人材活用に係る課題等を整理し、市町村や関係団体と連携しながら、外国人材の雇用のために必要な取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 先日、防災研究者の片田敏孝東京大学大学院特任教授を講師に招いて、公明党みやざき防災セミナー2024を開催いたしました。県内の防災士や自治会関係者、学校関係者、沿岸部の企業・団体の皆さんなど、当日御参加いただいた約1,300名の皆さんと一緒に、激甚化・広域化する自然災害へ向き合う「主体的な自助・共助のあり方」をテーマに、約90分間にわたる片田教授の講演を聴き、今必要とされる防災対策への意識共有をさせていただきました。

1月の能登半島地震以降、自助・共助の重要性が一層増しているわけですが、住民主体の防災対策へ転換を図っていく一方で、行政の役割は、より精度を上げ、実効力を持たせたものへ進化させていく必要があることを強く感じた次第です。

そこで次に、県の地域防災計画について伺います。

地域防災計画には、「社会構造等の変化に伴

う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする」とあります。

県の地域防災計画の近年の修正の経過と内容について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県の地域防災計画は、各関係機関が防災に関し処理すべき業務などを具体的に定めたもので、過去の災害を踏まえた国の防災基本計画の修正や県の災害対策本部などの組織体制の見直しに応じて適時修正しています。

近年の修正としては、平成23年の東日本大震災を踏まえ、Jアラートや緊急速報メールによる津波関連情報の迅速な伝達、沿岸市町が策定する津波避難計画に記載すべき具体的項目などを明記するとともに、平成28年の熊本地震や新型コロナウイルスの発生を受け、避難所での感染症対策などを追加しました。このほか、直近ではこの2月に、県の災害対策本部について、業務分担の見直しや災害報道監の新設による組織再編に関する修正を行っています。

○坂本康郎議員 地域防災計画には、「市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある」とあります。

南海トラフ地震を想定すると、本県においては特に対策が重要な津波災害に対して、被害回避・低減のために、県の都市計画ではどのような対応が取られているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県ではこれまで、津波による被害を回避・低減するために、避難高台や避難路を整備するなどのハード対策

を進めてきたところであります。

今後はソフト対策として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域を県が指定し、学校や病院などにおいて、警戒避難体制を強化することとしております。

昨年度までに、沿岸の10市町から区域を指定することについて理解をいただいております。現在、県において、詳細な指定範囲の設定を行っているところです。

津波被害から県民の生命と財産を守るため、関係市町と連携し、津波災害警戒区域の早期の指定に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 津波浸水想定・ハザードマップ内の住民やそこに滞在する人たちを津波被害から守るために、避難高台や避難タワーなどのハード対策が進められている一方で、その津波被害が想定されるエリア内には、住宅や店舗など建物が新築され、新たな住民や施設の利用者など人が集まり、人が増え続ける状況にあります。

防災に配慮した土地利用への誘導という観点から、開発行為や建築許可等に制限をかける必要はないのか、県の考えを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 津波災害警戒区域に指定すると、不動産取引において警戒区域であることの説明が義務化されます。また、規制がより強化される津波災害特別警戒区域に指定することで、開発行為や建築等に制限を加えることが可能となります。

具体的には、学校や病院、住宅等を建築する際に、床の高さや壁の構造などについて、一定の基準を満たすことが条件となります。

津波災害特別警戒区域の指定は、災害に強いまちづくりを推進する上で有効な方法でありま

すが、一方で、私権の制限を伴うこととなりますので、関係市町の意見を聞きながら慎重に進める必要があると考えております。

○坂本康郎議員 去る4月3日に、宮崎ブルーバード空港から那覇行きの飛行機に乗りましたら、離陸直前になって、台湾東部沖地震が発生し、向かう先の沖縄本島地方に津波警報が発令された影響で、1時間ほど機内待機の末、結局、その日の便は欠航になりました。そのため、予定を全てキャンセルし、日延べして翌々週に改めて沖縄入りをした際、当初の予定に加えて、那覇市の危機管理担当者や地元の市議会議員に会い、当日の避難行動の様子を伺うことができました。

現地で今回、特に問題になったのが、避難する際の車の使用と、それによって引き起こされた交通渋滞です。津波警報発令から津波の到達予想時刻まで、那覇市でおおよそ1時間10分、この間、沿岸部から内陸部へ避難する車が幹線道路に集中し、各地で大規模な渋滞が発生しています。

この事態にNEXCOWest日本は、津波警報が発令されている間、沖縄自動車道の上下線で車両の一般道への流出を規制、県警も現場判断で、宜野湾市県道81号の約500メートルの区間の両側全4車線を沿岸部から内陸部の方向へ一方通行にし、高台への避難を促す措置を取っています。

津波警報等が発令された場合、本県でもこうした車の渋滞が十分予想されるわけですが、警察ではどのような対策が取られるのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 警報発令時、警察官は、自身の安全も確保しながら、地域住民に対して、警報が発令されたことや安全な場所

への避難を呼びかけます。また、現場の状況に応じて、渋滞や混雑を解消するための交通整理や、沿岸方面へ進行する車両の通行禁止などの対応を取ります。

警察といたしましては、津波警報等の発令の際は、原則徒歩での避難をお願いしておりますが、やむを得ず車を使用して避難する場合は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意して運転するとともに、現場警察官の指示に従っていただくよう、今後も広報啓発に努めてまいります。

○坂本康郎議員 地域防災計画には、「道路管理者は、津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする」とあります。

2年前の令和4年1月には、トンガ近海の海底火山の噴火に伴い、奄美大島に津波警報が発令されました。その際にも、奄美市では高台を目指す車による大渋滞が発生しており、このときは車両事故も起きています。

沖縄と奄美の2つの事例は、車社会の本県においても、まさに人ごとではありません。まして宮崎の道路は、沖縄や奄美に比べて、脇道、枝道が多く、日常的に抜け道、近道になっていますので、渋滞が発生し、生活道路へ多数の車が進入することになれば、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を妨げることになります。

警報が発令された場合、宮崎の道路で何が起り得るのかを想定し、必要な規制計画をあらかじめ用意しておくべきではないかと考えます

が、道路管理者としての見解を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 津波警報等が発令された際、浸水想定区域内における道路利用者の安全確保や地域住民の迅速な避難は大変重要であることから、県管理道路では、Jアラートと連動した津波情報板の設置や道路の標高表示などの取組を行っております。

道路規制に関する計画は、津波災害への備えとして有効であると認識しておりますが、策定に当たっては、地震による道路の被害状況や避難者の車の流れ、渋滞の発生場所を事前に想定する必要があることなど、様々な課題があると考えております。

県としましては、津波警報等の発令時における道路規制の在り方について、国や他県の事例など幅広く情報収集を行いながら研究してまいります。

○坂本康郎議員 地域防災計画では、要配慮者の増加傾向に対して「要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある」としています。

ここでは、オストメイトの方たちへの災害時の支援について、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） オストメイトの方の災害時の安全・安心の確保のためには、個々の状況に対応した迅速かつ、きめ細かな対応が必要であります。

このため県では、オストメイトを含め障がいのある方及び支援者が行うべき災害への備えや、市町村による避難所運営に係る留意事項等をまとめました防災マニュアルを作成、関係機関へ配布し、県ホームページでも公開いたしております。

また、オストメイトの方を対象に、公益社団法人日本オストミー協会宮崎県支部と連携して、災害時に備えて準備が必要とされるストーマ用品の提供方法等を記載いたしました災害対策ハンドブックを作成しまして、市町村や医療機関、当事者に対し広く配布しておりますほか、県内3か所で災害用仮設トイレを備蓄しております。

○坂本康郎議員 オストメイトの方たちは外見では区別できず、また、御本人が人工肛門、人工膀胱の保有者であることを周りに伝えていない場合もあるため、災害時の支援においては、プライバシーへの配慮が大変重要です。特に避難所のトイレにつきましては、周囲の目を気にせずに利用できる環境整備が必要で、単に多機能トイレを増やせばいいという問題ではありません。

そのような事情から、一般のトイレでもオストメイトの方たちが利用可能な洗浄機能付のフェーズフリー製品が開発されており、国内の公共施設、大型商業施設をはじめ、大手ドラッグストアの全店舗で店内トイレに導入されるなど普及も進んでおります。

指定避難所の環境改善の取組におきましては、学校や体育館など県内の公共施設のトイレについて、オストメイトの方たちへも配慮した整備に努めていただくようお願いいたします。

最後の質問になります。

地域防災計画では、「住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている」とし、「コミュニティの強化を図る必要がある」としています。これが一番の難題であることを私も実感しています。地元の自治会長の皆さんとの意見交換会に参加しましても、自治会未加入者の増加、役員の高齢化など課題山積

で、皆さん、どうしたものかと途方に暮れている状態です。

私どもの防災セミナーにおきまして講演をしていただいた片田教授が出された一つの結論は、防災を通じた地域づくり、まちづくりということでありました。災害から身を守り、命を守るためにはどうすればいいか。それは、子供の世代、親の世代、世代や生き方は異なっても、お互いに共有し、連帯し得る共通のテーマだと思います。防災教育や防災活動を通じた地域コミュニティの再生に、私も可能性を感じています。

片田教授の講演は知事もよく御存じかと思いますが、防災を通じた地域づくり、まちづくりを見据えた、子供や若者、大人が一緒になって取り組んでいく地域防災について御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私も何度か片田先生のお話は伺い、本も読んで、「釜石の奇跡」と呼ばれるような、防災教育の取組により犠牲者が出なかった東日本大震災の事例について学んだところであります。

片田先生によりますと、幼少期から正しい防災教育を受けた子供たちは、10年たてば大人になる、さらに10年たてば親になるということで、世代間で高い防災意識が継承されることによって、地域に災害文化が根づいていくという話をされております。

また、最近では、様々な科学的知見に基づいた防災情報が充実して豊富に提供されるものの、避難に結びついていないということに対して、利他的効用による適切な避難を促すと。

子供たちに対しては、君が一人で避難できなければ、お母さんが探しに来るよという話だとか、高齢者に対しては、あなたが諦めて避難し

なければ、きっとお孫さんが探しに来ますよと
いうことで、家庭やコミュニティーとの関わり
の中で適切な避難を促す教育ということをお話
ししておられまして、子供、若者と大人が一緒
になり、地域一体として継続的に防災教育や訓
練に取り組むことの重要性を認識したところで
あります。

本県においても、激甚化・頻発化する自然災
害や発生が危惧される南海トラフ地震に備える
ためには、地域防災力の一層の強化を図ること
が喫緊の課題であります。

そのため今年度から、養成した中学生や高校
生の防災士と地域住民との協働による避難所運
営訓練の実施や、学校での防災教育に地域の防
災士を派遣する取組などを進めてまいります。

今後も地域が一体となった様々な取組を支援
し、地域の防災力の向上を図ってまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質
問を終わります。御答弁いただきまして、あり
がとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わしまし
た。

◎ 議案第1号から第14号まで及び

報告第1号委員会付託

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議
案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号
議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第14号まで及び報告
第1号の各号議案は、お手元に配付の付託表の
とおり、それぞれ関係の委員会に付託いたしま
す。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日19日から24日までは、常任委員会、特別

委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時から、常任委員
長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会

6 月 25 日（火）

令和 6 年 6 月 25 日（火曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（38 名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	荒神稔	（同）
7 番	福田新一	（同）
8 番	本田利弘	（同）
9 番	山内いっとく	（同）
10 番	山口俊樹	（同）
11 番	下沖篤史	（同）
12 番	齊藤了介	（同）
13 番	濱砂守	（同）
14 番	黒岩保雄	（緑風会）
15 番	脇谷のりこ	（親和会）
16 番	松本哲也	（県民連合立憲）
17 番	山内佳菜子	（同）
18 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20 番	日高博之	（同）
21 番	後藤哲朗	（同）
22 番	佐藤雅洋	（同）
23 番	日高陽一	（同）
24 番	安田厚生	（同）
25 番	日高利夫	（同）
26 番	内田理佐	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32 番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山下寿	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	武田浩一	（同）
36 番	丸山裕次郎	（同）
37 番	中野一則	（同）
38 番	山下博三	（同）
39 番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員	山下恵子
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和6年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、交通・物流事業者に対する燃料費高騰分の補助を行うもの、高次脳機能障がい相談・支援体制の強化を図るもの、半導体関連企業に特化した産業用地の確保に係る市町村への補助や展示会への出展等の誘致活動を行うもの、その他国庫補助決定に伴うものなどについて措置するもので、19億6,600万円余の増額となっております。

次に、議案第14号に係る補正は、硫黄山の火山活動に伴う河川の白濁や水質悪化等に対応するために措置するもので、7,700万円余の増額となっております。

歳入財源としては、国庫支出金が14億4,500万

円余、県債が3億4,800万円余、繰入金で2億4,900万円余の増額であります。

この結果、議案第1号と議案第14号を合わせた補正後の一般会計の予算規模は6,618億2,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は4億9,600万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は212億2,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は200万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,277億900万円余となります。

このうち、私立学校生徒寮食緊急支援事業についてであります。

この事業は、物価高騰などに直面する私立学校の生徒寮の食事について、安定的な提供と学校・保護者の負担軽減を図るための支援を行うものであります。

このことについて委員より、「支援を継続することは大事なことでと考えるが、昨年度の支援により、保護者負担がどの程度軽減されたか把握できているのか」との質疑があり、当局より、「支援を受けた学校からは好評であったが、具体的に保護者負担がどの程度抑制されたかの詳細はつかめていないため、早急に検証してまいりたい。なお、より使いやすい事業となるよう、学校等からの意見を踏まえ、食材費の補助に加え、今回から食事の提供に係る経費も補助対象としたところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「この事業の目的である物価高騰に対する十分な手当てができていないかを判断するためにも、しっかりと効果について検証した上で事業を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、国民保護の取組についてであります。

これは、国・沖縄県・先島諸島の自治体と連携の上、令和8年度をめどに沖縄県の先島諸島からの避難住民の受入れに必要な準備事項や役割分担等を整理し、受入れ基本要領を作成するよう国から依頼があったことから、今年度は受入れに係る初期的な計画を作成するものであります。

このことについて委員より、「受入れに係る計画を作成するに当たっては、特定の有事が差し迫っていると県民が不安を抱かぬよう、取組の趣旨等を事前に県民へ周知していただきたい」との要望がありました。

次に、都城市山之口町に建設中である（仮称）新宮崎県陸上競技場の整備状況についてであります。

このことについて委員より、「収容人数に対する駐車場の規模が小さいが、（仮称）新宮崎県陸上競技場を運用する上で、どのような駐車場対策を行うのか」との質疑があり、当局より、「陸上競技場で行われる通常規模の大会の平均的な来場者数から試算すると、競技場の駐車場で対応できると考えているが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会などの大規模な大会では、周辺に臨時駐車場を設けたり、宿泊先からのバス輸送等で対応していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「大規模な大会を受け入れるには、滞りなく運営できる体制を常に整えておく必要があるため、臨時駐車場をはじめ駐車場の確保については、施設を管理運営する段階からしっかりと検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8

項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,000万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,354億5,700万円余となります。

このうち、改善事業「高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業」についてであります。

この事業は、高次脳機能障がい者に対する相談支援や普及啓発等を行うものであり、今回、相談支援事業所等における相談・支援体制を強化するため、支援者養成研修を追加するものであります。

このことについて委員より、「支援拠点機関には、高い専門性を持った支援コーディネーターが配置されているのか」との質疑があり、当局より、「県内には高次脳機能障がいに関する専門性を持った方は少なく、今後、専門性を高めていく必要がある」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「高次脳機能障がい
は、脳の損傷後、後発的に発症することもあり、潜在的な対象者がいると推測される。今後どのように支援を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「当該事業等を通じて、身近なところで相談ができる体制づくりを行うとともに、適切な支援につながるよう取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高次脳機能障がいはようやく認知されつつある段階であり、今後、専門的人材の確保のほか、本人や家族に寄り添った相談体制の整備等を丁寧に行っていただくよう要望します。

次に、令和5年の自殺者数等の状況についてであります。

このことについて当局より、「自殺死亡率は全国2番目の高さであり、特に高齢者の自殺率が全国に比べて高い」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、自殺の原因や対策について質疑があり、地域コミュニティー活動の停滞や生活サービスのデジタル化により、身近なところで人と交流する機会が減り、心のよりどころが見えにくくなっているのではないかと懸念が示され、当局より、「孤立、孤独を抱えている状況も伺っており、身近な悩みに気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成など、地域で見守る環境づくりを行っている。今後、要因分析の方法等も工夫してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、自殺の原因は多様かつ複合的で、分析は簡単ではないと考えておりますが、例えば、自殺に至るまでの心理的変容を具体的に捕捉するなど、背景や経緯を含め、さらに踏み込んだ情報収集や分析により、

対策の改善を図っていただくよう要望します。

次に、宮崎県こども計画（仮称）の策定についてであります。

このことについて委員より、「少子化対策について、出生率を上げることを主眼に取り組まれているが、発想を転換していくべきではないか」との質疑があり、当局より、「今後、住み続けたいと選ばれる宮崎になるよう、県外に流出する理由を深掘りし、ニーズの把握に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県では、これまでも結婚から子育てまで切れ目のない支援に取り組まれていますが、出生率が大きく低下していることに鑑みれば、改めて少子化の根本的な原因を究明しなければならない時期にあるのではないかと考えておりますので、根本的な課題等について検討し、今後の少子化対策を進めていただくよう要望します。

次に、県立病院の経営改善に向けた今後の取組についてであります。

このことに関連して複数の委員より、「経営改善に向け、病院内における医師や看護師の意識づけはどのように行っているのか」との質疑があり、当局より、「各病院内での全体会議等を通じて、職員の意識づけを図っている。また、50億円の借入れを行うことになったことが、意識の変化につながっていると感じている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経営改善を着実に進めるためには、病院内における職員一人一人の意識づけが重要であると考えていることから、意識の定着に向けて、継続的に行っていただくよう要望します。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治

法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億2,300万円余の増額、特別会計で4,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は496億4,100万円余となります。

このうち、新規事業「半導体関連企業誘致加速化事業」についてであります。

これは、市町村等が行う半導体関連企業の誘致に向けた工業団地整備に係る事業への補助のほか、国内外の展示会等への出展やトップセールスなどを通じて、本県の魅力ある立地環境を半導体関連企業に向けてPRするものであります。

このことについて委員より、「半導体関連の展示会等への出展やトップセールスは、具体的にどのように行っていくのか」との質疑があり、当局より、「セミコンジャパン、企業立地フェアをはじめ、来年開催される世界最大規模

のセミコン台湾に出展し、宮崎の立地環境や公共インフラについて、知事自らトップセールスを行っていく」との答弁がありました。

当委員会としましては、県から半導体関連企業へのアプローチを継続的に行うとともに、半導体関連の展示会への出展について、積極的に行っていただくよう要望します。

次に、国民宿舎「えびの高原荘」運営費についてであります。

これは、当該宿舎の設備の更新や改修を行うものであります。

このことについて委員より、「えびの高原は硫黄山の影響もあり、立入りは危険であるとの先入観を持たれがちであるが、国民宿舎について、施設を整備することにより、どれくらいの集客数が見込めるのか」との質疑があり、当局より、「硫黄山の噴火直後は、えびの高原荘の宿泊客が年間8,000人程度に落ち込んだが、現在は1万人程度まで回復しているため、引き続き、指定管理者と一緒に、誘客や周遊観光の促進にしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄等の承認についてであります。

これは、平成20年度に制定した「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」の規定に基づき、制定後初めて、知事が宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄の承認を行ったものであります。

このことについて委員より、「議会に対する報告は、他県でも同様の形式で行われているのか」との質疑があり、当局より、「他県では、条例によって議会への報告義務を定めていることから、当該規定に基づき報告が行われているが、本県では現在、そのような報告義務を定め

ていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、求償権の放棄に当たっては、事業者の迅速な再生支援の観点から、知事が承認できる取扱いとなっておりますが、今回の承認は、県の債権放棄を伴う重要な案件であることから、今後、条例を改正し、知事の承認後、速やかに議会へ報告していただくよう要望します。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で 9 億 2,700 万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は 850 億 6,700 万円余となります。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定についてであります。

この法律は、通称「盛土規制法」と呼ばれるもので、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で大雨による盛土の崩落で大規模な土石流災害が発生したことを踏まえ、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律として令和 5 年 5 月に施行され、本県でも令和 7 年 5 月に規制区域の指定を予定しているものであります。

このことについて委員より、「規制区域の指定を知らない業者が罰則を受けることがないように周知すべきであるが、どのような形で周知を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「パブリックコメントを行う際には、新聞などマスコミを通じて周知するほか、市町村広報紙など様々な媒体を通じて、行政のみならず県民に周知を行っていく」との答弁がありました。

これに対して委員より、「従来、自分の土地であれば許可は不要であったことから、今後は自分の土地であっても許可が必要となることについて周知徹底してほしい」との要望がありま

した。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第 1 号外 2 件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第 1 号が一般会計で 7,600 万円余を、議案第 14 号が一般会計で 6,600 万円余をそれぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は 223 億 8,000 万円余となります。

次に、宮崎県再造林推進条例についてであります。

これは、再造林の推進が、「資源の循環利用に加え、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であり、県民一丸となって取り組む必要がある」といった理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることで、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目

的として制定するものであります。

このことについて委員より、「再造林については、木を伐採して植えるだけでなく、例えば環境や生態系を重視するなど、そういった将来的なビジョンはないのか」との質疑があり、当局より、「採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針広混交林や広葉樹林へ誘導するなど、適地に適木を植えていく姿勢を盛り込んだところである。生物多様性や山地災害の防止といった森林の機能を発揮させるような整備を進める姿を長期計画などで描きながら、再造林のプロジェクトについて進めていくことが重要であると考え」との答弁がありました。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定についてであります。

これは、先ほど商工建設常任委員長からも報告がありましたが、令和7年5月に規制区域の指定を予定しているものであります。

このことについて委員より、「指定予定の規制区域のうち、森林の占める割合が最も大きいため、当該法に基づく規制対応については環境森林部が中心となって取り組んでいくべきであると考え、体制についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「関係する各部における技術職員の人数や土地の種別によって現在の規制の在り方が異なるため、公共三部が一緒になって取り組んでいく必要があり、体制について三部にて引き続きしっかり検討していく」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で1億3,500万円余を、議案第14号が一般会計で1,000万円余をそれぞれ増額するものであり、

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は430億1,000万円余となります。

このうち、新規事業「硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業」であります。

これは、硫黄山による河川白濁・水質悪化により、一部地域で水稻の作付ができなくなったことから、えびの市と連携し、代替作物の導入などの緊急支援により、生産者の意欲低下の防止や、水田の機能、飼料供給体制の維持を図るものであります。

このことについて委員より、「地元の農家等の不安払拭のため、水質改善施設を国が管理することはできないのか」との質疑があり、当局より、「国への要望等も含め、水質改善施設を担当する環境森林部、営農対策を担当する農政水産部の両部でしっかり連携し、対応を検討する」との答弁がありました。

また、別の委員より、「代替水源の確保や施設の改善等、抜本的対策には国の関与が必要である。環境森林部、農政水産部の両部より国への要望を徹底していただきたい」との要望がありました。

次に、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

このうち、水産試験場施設整備事業に関連して委員より、「宮崎県水産振興協会へ調査に伺ったが、施設が非常に老朽化していた。施設の老朽化による種苗生産への影響はないのか」との質疑があり、当局より、「施設全体が非常に老朽化しているが、水槽施設自体はまだ十分に使えるため、種苗生産に支障を来すという状況にはない。老朽化しているものについては、計画的な整備を検討したい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策

に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、宮崎県企業局経営ビジョンの改定についてであります。

このことについて委員より、「既存の電気事業、工業用水道事業及び地域振興事業だけでなく、県民のニーズ、宮崎県の自然等を活用し、時代に即した新たな公営事業に取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「企業局の設置の趣旨に鑑み、基本的には既存事業を推進することとし、維持管理だけでなく、既存事業における新たな取組を展開するなど検討したい」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6,300万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,196億7,000万円余となります。

このうち、新規事業「高校生有機農業実践事

業」についてであります。

これは、次世代農業に対応できる人材を育成するため、有機農業実習農場の整備や有機農業の教育研修に取り組むものであります。

このことについて委員より、「生産者から有機農業が商業的に成り立つ保証がないとの話を聞く。加工から流通、販売までを考えた事業内容となっているのか」との質疑があり、当局より、「栽培だけではなく、適正な価格をつけて消費してもらうところまで教育してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「就労や収入につながるよう、例えば、部局横断的にプロジェクトを立ち上げて市場を開拓するなど、販売を見据えて戦略的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備基本方針(中間見直し)についてであります。

この方針は、より魅力のある県立高等学校を実現するために、「魅力ある高等学校教育の推進」と「活力ある高等学校教育の推進」を2つの柱として令和3年に策定されたものであり、本年度、外部有識者等の意見を伺いながら、中間見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「少子化の影響により、公立学校と私立学校間の競争が激化するなど、社会が変化してきており、学校経営が優先されることが懸念される。方針の見直しは、外部有識者による懇話会での議論のみでなされるのか」との質疑があり、当局より、「全県下、どこでも生徒がしっかりと学べる環境を提供することは非常に重要であると考えている。また、高等学校は地域創生の核であることや、各学校のスクールミッションによる存在意義を懇話会でしっかりと伝え、見直しを進めて

まいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「子供たちによい環境を与えることを最優先し、全県下を把握することで、地域の特色ある学校にしていきたい」との要望がありました。

次に、高等学校における生理用品の提供についてであります。

このことについて委員より、「教職員からは、学校における生理用品に係る予算額は増額されていないとの話を聞いており、速やかな対応が必要なのではないか」との意見があり、当局より、「生理用品に係る予算は需用費に含まれており、不足する場合は、各学校の予算の執行状況を把握した上で、適切に対応しているところである。今後、現場への聞き取りなどを通じて、実態把握に努めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

**◎ 議案第 1 号から第14号まで及び
報告第 1 号採決**

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第 1 号から第14号まで及び報告第 1 号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和 6 年 6 月 25 日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第 1 号

防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号追加上程

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議員発議案第1号及び第2号について、反対の立場から討論いたします。

まず、第1号「防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書」についてです。

近年の気候変動による豪雨災害は、甚大な被害をもたらし、地球的規模で深刻さを増しています。1月に発生した能登半島地震では、貴い命が犠牲となりました。今回のような震度6や7クラスの地震は、日本中どこでも起きる可能性があると言われています。それだけに、激甚化・頻発化する災害に対する抜本的対策が求められていることは言うまでもありません。また、道路や橋、トンネルなどの老朽化対策も喫緊の課題です。

政府は、2018年には、重要インフラ緊急点検を実施、3年間で7兆円の事業規模の「3か年緊急対策」を打ち出し、2020年には、5年間に15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」を進めています。こうした災害復旧対策や国土の保全、防災・減災対策、インフラ整備などに、国が責任を持って財源の確保をすることは当然のことです。

しかし、考えなければならないことは、こうした大規模災害対策の事業が、真に国民の生命・財産を守り、暮らしを守ることになっているのかということです。

災害対策を強化する一方で、大規模開発プロジェクトを推進するための口実とされていることの問題点を指摘しなければなりません。

国土強靱化基本法や交通政策基本法は、その基本的理念において、「国際競争力の向上」や「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」を掲げ、事前防災や首都圏機能の維持などの名目で、リニア中央新幹線や新東名、新名神など三大都市圏を結ぶ高速道路の建設、港湾や空港などの大規模開発事業、新たなダム建設事業なども、水害・防災対策として大規模開発を推進する根拠とされていることです。防災・減災の名の下に、これらのプロジェクトを進めること

は許されません。

本意見書案で、国土強靱化実施の推進に必要な予算・財源を別枠で確保することなどを求めています。基本的な理念が転換されない限り、大規模開発事業に国民の税金が投入され、国民負担は増え、併せて地方財政にも影響を及ぼすことは必至です。

また、国際協力や競争力対策を優先し、国民のための具体的な対策は後回しにされています。国民の命と暮らしを守る防災・減災対策は、地域で必要とされるきめ細かい対策を、住民の参加で計画し、実行することが不可欠です。しかし、現行法では限定的な対策でしかありません。必要なことは、地域に住民や地方自治体が行き届くよう国が寄り添って支援することです。

以上、国土強靱化法の問題点、公共事業政策の抜本的転換の必要性を指摘し、真に必要で、適切な防災・減災対策で、国民の生命・財産が守れるものにするところこそ求めるものです。

次に、第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」についてです。

地方自治体において直面する様々な課題解決のためには、国が責任を持って地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化等を図り、地方自治を支えることは当然のことです。

しかし、本意見書案で問題として指摘するのは、自治体業務システムの標準化・共通化に向けて、係る経費等に必要な財源確保を求めている点です。

政府は、デジタル社会形成基本法などデジタル関係6法案を決定し、大企業などの利益追求や国の成長戦略のために、国及び地方公共団体が保有する情報の活用を促し、住民のデータを徹底的に利用し尽くす方向を示しています。

また、国や自治体の在り方を変えるという点で、各自治体が条例で独自に築いてきた地方の個人情報保護制度への全国的な共通ルールの設定や、個人情報保護三法の一元化も盛り込んでいます。

住民基本台帳や地方税など、自治体の基幹事務に関わる情報システムの標準化や、国がつくる全国規模の共同クラウドの利用を押しつける法案も含まれ、現在、その取組が進められています。しかし、このことは地方自治を侵害し、地方の財政負担や住民サービスの低下を引き起こす危険性を指摘しなければなりません。

確かに、政府が進める自治体業務システムの標準化・共通化によるデジタル基盤の整備には、膨大な手間と費用がかかります。国は初期段階での費用は負担するとしていますが、システムの利用料、ランニングコストは自治体負担としており、新たな財源負担が懸念されています。

しかし、問題はそれにとどまらず、政府は「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の基本方針」を基に、現在自治体が行う介護保険や子育て支援など20の基幹業務の情報システムを統一・標準化し、2025年度末までにネット経由でデータを処理する政府のクラウドサービス、いわゆるガバメントクラウドへの移行を進めています。しかし、移行期限に間に合わない、期限までに移行困難を申請する自治体は増え続けているのが今の実態です。ところが政府は、さらに共通化する業務を広げるとしています。

この自治体情報システムの統一・標準化の抱える最大の問題は、自治体の施策が国の鋳型にはめられ、自治体の行政事務に裁量の余地がなくなり、福祉サービスなどの画一化や後退を招くことになることです。こうしたやり方は地方

自治に反するものと言わなければなりません。

地方自治体の役割は、本来、地域の実情に合わせた支援策を提供し、誰もが安心して住み続けられる社会にしていくことにあります。暮らしに役立つデジタル化を否定するものではありませんが、自治体情報システムの統一・標準化の及ぼす問題は看過できず、問題点を指摘し、反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号及び第2号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号及び第2号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年6月定例会を閉会いたします。

午前10時47分閉会

資

料

令和6年6月定例会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 7	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
8	土	休 会	(閉 庁 日)	
9	日			
10	月		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
11	火			
12	水	本会議	一 般 質 問	
13	木			
14	金			請願締切 16:00
15	土	休 会	(閉 庁 日)	
16	日			
17	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 (会派提出) 17:00
18	火		一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 議 案 ・ 請 願 委 員 会 付 託	議会運営委員会 9:30
19	水	休 会	常 任 委 員 会	
20	木			議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00
21	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
22	土		(閉 庁 日)	
23	日			
24	月		(議 事 整 理)	
25	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和6年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県再造林推進条例
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月12日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00～11:00	
2	県民連合立憲	松本 哲也	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	川添 博	13:00～14:00	
4	親 和 会	脇谷のりこ	14:00～15:00	

6月13日（木）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	緑 風 会	黒岩 保雄	10:00～11:00	
6	自由民主党	福田 新一	11:00～12:00	休憩
7	日本共産党	前屋敷恵美	13:00～14:00	
8	自由民主党	安田 厚生	14:00～15:00	

6月14日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	下沖 篤史	10:00～11:00	
10	公 明 党	工藤 隆久	11:00～12:00	休憩
11	県民連合立憲	永山 敏郎	13:00～14:00	

6月17日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
12	自由民主党	山内いっとく	10:00～11:00	
13	自由民主党	佐藤 雅洋	11:00～12:00	休憩
14	自由民主党	荒神 稔	13:00～14:00	

6月18日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	自由民主党	二見 康之	10:00～11:00	
16	自由民主党	山口 俊樹	11:00～12:00	休憩
17	公 明 党	坂本 康郎	13:00～14:00	

議案 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）			可決		
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第7号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第8号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第10号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第12号	宮崎県再造林推進条例				可決	
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決			可決	
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて ＊ 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和6年6月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覽 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月25日・可 決
〃 第2号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県再造林推進条例	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月25日・承 認
議員発議案 第1号	防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書	6月25日・可 決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書

近年、気候変動に伴う集中豪雨等の大規模な自然災害が激甚化・頻発化するとともに、本年1月に発生した能登半島地震では、多くの貴い命が失われ、家屋や公共施設、ライフラインなどに甚大な被害をもたらし、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしている。

多くの中山間地域を抱える本県においても、近い将来、発生が危惧されている南海トラフ地震によって道路が寸断されると、能登半島地震と同様に、多くの孤立集落の発生や復旧支援に支障が生じることが懸念されており、事前防災・減災対策として、高速道路をはじめとする災害に強い道路ネットワークの整備はもとより、既存構造物の機能強化や耐震対策など、県土の強靱化を強力に推進する必要がある。

令和4年台風第14号では、本県においても多くのインフラ施設が甚大な被害を受けるなど、その取組は未だ道半ばであり、切迫する南海トラフ地震や霧島連山の噴火、激甚化・頻発化する豪雨災害等による大規模な自然災害から県民の生命と財産を守るためには、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、防災・減災、国土強靱化の取組を推進する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、最終年度となる令和7年度においても着実に事業を推進できるよう必要な予算・財源を確保すること。
- 2 令和6年能登半島地震で顕在化した課題や近年の自然災害の激甚化等を踏まえ、既存構造物の機能強化を推進するため、「国土強靱化実施中期計画」については、令和6年内の早期に策定し、その推進に必要となる予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」について、期限を撤廃するなど、防災・減災に係る地方財政措置の充実を図ること。
- 4 頻発する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するため、地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制や資機材の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 総 財 農 国 内 国 内 閣	議 議 閣 務 林 土 閣 土 閣	院 院 総 務 水 交 官 鞫 化 担 当 大 臣	議 議 大 大 大 大 長 大 臣	長 長 臣 臣 臣 臣 官 官 臣	額 尾 岸 松 鈴 坂 斉 林 松	賀 辻 田 本 木 本 藤 村	福 秀 文 剛 俊 哲 鉄 芳 祥	志 久 雄 明 一 志 夫 正 史	郎 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---	---	---	---	---	--------------------------------------	---	---	--

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方自治体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、D X化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取組を支えるための、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステム改修経費まで含め、引き続き必要な財源を保障すること。
- 3 人口減少に直面する自治体を支援するため、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	額	賀	福	志	郎	殿
参	議	院	議	長	尾	辻	秀	久	殿	
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿	
総	務	大		臣	松	本	剛	明	殿	
財	務	大		臣	鈴	木	俊	一	殿	
内	閣	官	房	長	林		芳	正	殿	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6 月 7 日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（日高利夫議員、松本哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号～第14号、報告第 1 号上程 知事提案理由説明
6 月 8 日	土	休 会	(閉庁日)
6 月 9 日	日		
6 月10日	月		
6 月11日	火		
6 月12日	水	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、松本哲也議員、川添 博議員、 脇谷のりこ議員）
6 月13日	木		一般質問（黒岩保雄議員、福田新一議員、前屋敷恵美議員、 安田厚生議員）
6 月14日	金		一般質問（下沖篤史議員、工藤隆久議員、永山敏郎議員）
6 月15日	土	休 会	(閉庁日)
6 月16日	日		
6 月17日	月	本 会 議	一般質問（山内いっとく議員、佐藤雅洋議員、荒神 稔議員）
6 月18日	火		一般質問（二見康之議員、山口俊樹議員、坂本康郎議員） 議案委員会付託
6 月19日	水	休 会	常任委員会
6 月20日	木		特別委員会
6 月21日	金		(閉庁日)
6 月22日	土		
6 月23日	日		(議事整理)
6 月24日	月		
6 月25日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 採決（議案第 1 号～第14号、報告第 1 号）（可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号、第 2 号追加上程 討論（議員発議案第 1 号、第 2 号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第 1 号、第 2 号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 副 議 長 野 崎 幸 士

宮 崎 県 議 会 議 員 日 高 利 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 松 本 哲 也